

第 4 章 災害応急対策計画

4-1-2 気象予警報等の種類別伝達先

平成29年4月現在

通報、伝達先 種類		市町村 県出先 機関等 (一斉指令)	防 災 機 関 管理課	財政課 4380	企 画 調整課 2309	県 民 生 活 文化課 6411	健 康 福 祉 政策課 6208	商 工 政策課 3614	農 林 水 産 政策課 4982	整 備 企画課 4247	観 光 企画課 4719	エネルギー 開 発 振興課 3813	教育庁 教 育 政策課 5146
注 意 報	大 雨	○	○注1				○注1		○注1	○注1			○注1
	大 雪	○	○注1						○注1				○注1
	風 雪	○	○注1						○注1				○注1
	強 風	○	○注1						○注1				○注1
	高 潮	○	○注1							○注1			
	波 浪	○	○注1										
	洪 水	○	○注1				○注1		○注1	○注1			○注1
	雷	○	○注1						○注1				
	乾 燥	○	○注1				○注1						
	低 温	○	○注1						4月～10月 (それ以外は注1) ○				
	霜	○	○注1						4月～10月 (それ以外は注1) ○				
	な だ れ	○	○注1				○注1						
	着 雪	○	○注1										
	融 雪	○	○注1				○注1		○注1				
警 報	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暴 風	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暴 風 雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高 潮	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	波 浪	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	洪 水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
予 報	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	噴 火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	噴 火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情 報	降 灰注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	火 山 ガ ス注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地 震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	竜 巻 注 意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洪 水 予 報	岩木川・馬淵川下流 高瀬川・堤川 駒込川・平川上流 馬淵川中流 洪水注意報		○注1				注2 FAX3940		注2 FAX3955				注2 FAX3990
	岩木川・馬淵川下流 高瀬川・堤川 駒込川・平川上流 馬淵川中流 洪水警報		○			注2 FAX3929	注2		注2				注2
	岩木川・馬淵川下流 高瀬川・堤川 駒込川・平川上流 馬淵川中流 洪水情報		○				注2		注2				注2
通 報	火災気象通報	○	○注1 (防災航空センターには、4月～6月の間伝達)										

※1 気象情報は、気象注意報・警報に準じて伝達する（図情報添付ファイルのFAX送信を含む）。

※2 気象注意報・警報の解除の場合、防災危機管理課から市町村、県出先機関及び消防本部以外には伝達しない（気象全局一斉で送信）。

注1 勤務時間のみ伝達の確認を行うものとする。

注2 防災危機管理課は、岩木川（平川下流を含む）、馬淵川下流、高瀬川、堤川、駒込川、平川上流、馬淵川中流洪水予報が発表された場合、その情報内容等により適宜関係課へ伝達する。（伝達は、関係課へFAX送信することで足りる。）

注3 火山ガス予報は、気象全局一斉でFAXされないため、発表の際は手動で全局及び各課にFAX送信する。

4-1-3 防災関係機関連絡先

(1) 指定行政機関

機 関 名	防 災 担 当 課	電話番号	所 在 地
内 閣 官 房	政策統括官（防災担当） 付参事官（防災計画担当）	(03) 5253 - 2111	100-8968 千代田区永田町1-6-1
内 閣 府	防災総括担当	(03) 5253 - 2111	100-8969 千代田区霞が関1-2-2
	災害応急対策担当		
	地震・火山対策担当		
	災害予防担当		
	災害復旧・復興担当		
	通信統制室		
警 察 庁	警備局警備課	(03) 3581 - 0141	100-8974 千代田区霞が関2-1-2
金 融 庁	総務企画局政策課	(03) 3506 - 6000	100-8967 千代田区霞が関3-2-1
消 費 者 庁	総務課	(03) 3507 - 8800	100-8958 千代田区霞が関3-1-1
総 務 省	大臣官房総務課	(03) 5253 - 5111	100-8926 千代田区霞が関2-1-2
消 防 庁	国民保護・防災部防災課	(03) 5253 - 5111	100-8927 千代田区霞が関2-1-2
	国民保護・防災部応急対策室		
	国民邦語・防災部防災情報室		
法 務 省	大臣官房秘書課広報室	(03) 3580 - 4111	100-8977 千代田区霞が関1-1-1
外 務 省	大臣官房総務課	(03) 5501 - 8000	100-8919 千代田区霞が関2-2-1
財 務 省	総合政策課政策推進室	(03) 3581 - 4111	100-8940 千代田区霞が関3-1-1
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	(03) 5253 - 4111	100-8959 千代田区霞が関3-2-2
文 化 庁	長官房政策課	(03) 5253 - 4111	100-8959 千代田区霞が関3-2-2
厚 生 労 働 省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	(03) 5253 - 1111	100-8916 千代田区霞が関1-2-2
農 林 水 産 省	大臣官房文書課 災害総合対策室	(03) 3502 - 8111	100-8950 千代田区霞が関1-2-1
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	(03) 3501 - 1511	100-8901 千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	(03) 3501 - 1511	100-8901 千代田区霞が関1-3-1
中 小 企 業 庁	事業環境部企画課経営安定対策室	(03) 3501 - 1511	100-8912 千代田区霞ヶ関1-3-1
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局防災課 災害対策室	(03) 5253 - 8111	100-8918 千代田区霞が関2-1-3
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	(029) 864 - 1111	305-0811 茨城県つくば市北郷1
気 象 庁	総務部企画課防災企画室	(03) 3212 - 8341	100-8122 千代田区大手町1-3-4
海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課	(03) 3591 - 6361	100-8918 千代田区霞が関2-1-3
環 境 省	大臣官房総務課	(03) 3581 - 3351	100-8975 千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	総務課	(03) 3581 - 3352	106-8450 港区六本木1-9-9
防 衛 省	統合幕僚監部参事官付	(03) 3268 - 3111	162-8801 新宿区市谷本村町5-1

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	防 災 担 当 課	電話番号	所 在 地
東北管区警察局	広域調整部広域調整第二課	(022) 221 - 7181	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1
東北管区警察局 青森県情報通信部	機動通信課	(017) 723 - 4211	030-0801 青森市新町二丁目3-1
東北総合通信局	総務課	(022) 221 - 0610	980-8795 仙台市青葉区本町三丁目2-23
東北財務局 青森財務事務所	総務課	(017) 722 - 1461	030-0801 青森市新町二丁目4-25
東北厚生局	総務課	(022) 726 - 9260	980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20
青森労働局	雇用環境均等室	(017) 734 - 6651	030-8558 青森市新町二丁目4-25
東北農政局	企画調整室	(022) 263 - 1111 内 4085	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1
東北農政局 青森県拠点	地方参事官室	(017) 775 - 2151	030-0861 青森市長島一丁目3-25
東北森林管理局 青森事務所	連絡調整グループ	(017) 781 - 2117	038-0011 青森市篠田三丁目22-16
東北経済産業局	総務課	(022) 221 - 4856	980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1
関東東北産業保安 監督部東北支部	管理課	(022) 221 - 4943 内 5304	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目2-23
東北地方整備局	防災課	(022) 225 - 2171	980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
東北地方整備局 青森河川国道事務所	防災課	(017) 734 - 4535	030-0822 青森市中央三丁目20-38
東北地方整備局 青森港湾事務所	総務課	(017) 775 - 1394	030-0802 青森市本町三丁目6-34
東北運輸局	総務課	(022) 299 - 8851	983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
青森運輸支局	総務企画部門	(017) 739 - 1501	030-0843 青森市浜田139-13
東京航空局 三沢空港事務所	管理課	(0176) 53 - 2461	033-0022 三沢市大字三沢字下夕沢83-197
東京航空局 青森空港出張所	管理係	(017) 739 - 2240	030-0155 青森市大字大谷字小谷1-303
東北地方測量部	防災グループ	(022) 296 - 1856	983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15
青森地方气象台		(017) 741 - 7413	030-0966 青森市花園一丁目17-19
青森海上保安部	警備救難課	(017) 734 - 2421	030-0811 青森市柳川一丁目1-2
八戸海上保安部	警備救難課	(0178) 33 - 1221	031-0831 八戸市築港街2-16
東北地方 環境事務所	総務課	(022) 722 - 2870	980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
東北防衛局	総務課	(022) 297 - 8209	983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

(3) 自 衛 隊

機 関 名	防災担当課(係)	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊第9師団	第3部防衛班	(017) 781 - 0161	038-0022 青森市大字浪館字近野45
海上自衛隊大湊地方隊	第3幕僚室	(0175) 24 - 1111	035-8511 むつ市大湊町4-1
海上自衛隊第2航空群	運用幕僚	(0178) 28 - 3011	039-1180 八戸市大字川原本字八太郎山官地
航空自衛隊北部航空方面隊	防衛部	(0176) 53 - 4121	033-8604 三沢市後久保125-7

(4) 青森県教育庁

機 関 名	防 災 担 当 課	電話番号	所 在 地
青森県教育庁	教育政策課総務グループ	(017) 734 - 9865	030 - 8540 青森市新町二丁目3 - 1
東青教育事務所		(017) 734 - 9955	030 - 0822 青森市中央三丁目20 - 12
西北教育事務所		(0173) 35 - 2170	037 - 0046 五所川原市字栄町10
中南教育事務所		(0172) 32 - 4451	036 - 8345 弘前市蔵主町4
上北教育事務所		(0176) 62 - 2128	039 - 2593 上北郡七戸町字蛇坂55 - 1
下北教育事務所		(0175) 22 - 1351	035 - 0073 むつ市中央一丁目1 - 8
三八教育事務所		(0178) 27 - 4521	039 - 1101 八戸市大字尻内町字鴨田7

(5) 青森県警察本部

機 関 名	防 災 担 当 課	電話番号	所 在 地
青森県警察本部	警備第二課	(017) 723 - 4211	030 - 0801 青森市新町二丁目3 - 1
青森警察署	警備課	(017) 723 - 0110	030 - 0803 青森市安方二丁目15 - 9
八戸警察署	警備課	(0178) 43 - 4141	031 - 0072 八戸市城下一丁目16 - 25
弘前警察署	警備課	(0172) 32 - 0111	036 - 8057 弘前市大字八幡町三丁目3 - 2
五所川原警察署	警備課	(0173) 35 - 2141	037 - 0046 五所川原市字栄町6 - 1
黒石警察署	警備課	(0172) 52 - 2311	036 - 0541 黒石市北美町二丁目47 - 1
十和田警察署	警備課	(0176) 23 - 3195	034 - 0038 十和田市西六番町1 - 41
三沢警察署	警備課	(0176) 53 - 3145	033 - 0012 三沢市平畑一丁目1 - 38
むつ警察署	警備課	(0175) 22 - 1321	035 - 0073 むつ市中央一丁目19 - 1
野辺地警察署	警備課	(0175) 64 - 2121	039 - 3163 上北郡野辺地町新町裏1 - 1
つがる警察署	警備課	(0173) 42 - 3150	038 - 3145 つがる市木造千代町18 - 1
三戸警察署	警備課	(0179) 22 - 1135	039 - 0134 三戸郡三戸町大字同心町字金堀59 - 2
鯨ヶ沢警察署	警備課	(0173) 72 - 2151	038 - 2753 西津軽郡鯨ヶ沢町大字本町207
七戸警察署	警備課	(0176) 62 - 3101	039 - 2502 上北郡七戸町字大沢57 - 49
青森南警察署	警備課	(0172) 62 - 4021	038 - 1311 青森市浪岡大字浪岡字淋城87 - 1
外ヶ浜警察署	警備課	(0174) 22 - 2211	030 - 1302 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢3
五戸警察署	警備課	(0178) 62 - 3241	039 - 1518 三戸郡五戸町字下モ沢向13 - 6
板柳警察署	警備課	(0172) 73 - 3151	038 - 3672 上北郡板柳町大字灰沼字玉川15 - 50
大間警察署	警備課	(0175) 37 - 2211	039 - 4601 下北郡大間町大字大間字大間平20 - 91

(6) 青 森 県

ア 知事部局（本庁） 大代表（017）722－1111

防 災 担 当 課	電話番号	所 在 地
防災危機管理課 危機管理対策グループ	内線4120～4124 直通（017）734－9088	030－8570 青森市長島一丁目1－1
消防保安課 消防・予防グループ	内線4131～4137 直通（017）734－9086	
原子力安全対策課 企画防災グループ	内線6490～6492 直通（017）734－9252	
財政課 企画調整グループ	内線4380 直通（017）734－9027	
企画調整課 総務グループ	内線2309 直通（017）734－9132	
県民生活文化課 総務企画グループ	内線6411 直通（017）734－9205	
健康福祉政策課 総務グループ	内線6210 直通（017）734－9276	
商工政策課 総務グループ	内線3614 直通（017）734－9365	
農林水産政策課 企画調整グループ	内線4982 直通（017）734－9457	
監理課 総務グループ	内線6648 直通（017）734－9635	
河川砂防課 企画・防災グループ	内線6731 直通（017）734－9662	
観光企画課 企画戦略グループ	内線4719 直通（017）734－9385	
エネルギー開発振興課 総務・むつ小川原開発グループ	内線3813 直通（017）734－9736	

イ 知事部局（出先機関）

機 関 名	電話番号	所 在 地
東青地域県民局地域連携部	(017) 734－9412	030－0861 青森市長島二丁目10－3 青森フコク生命ビル8階
中南地域県民局地域連携部	(0172) 32－1131（代） (0172) 32－2401	036－8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎
三八地域県民局地域連携部	(0178) 27－5111（代） (0178) 27－8161	039－1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
西北地域県民局地域連携部	(0173) 34－2111（代） (0173) 34－2174	037－0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎
上北地域県民局地域連携部	(0176) 22－8111（代） (0176) 22－8193	034－0093 十和田市西十二番町20－12 十和田合同庁舎
下北地域県民局地域連携部	(0175) 22－8581（代） (0175) 22－1175	035－0073 むつ市中央一丁目1－8 むつ合同庁舎
東青地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 （東地方保健所）	(017) 739－5421 030－0113 青森市第二間屋町四丁目11－6
	福祉総室 （東地方福祉事務所）	(017) 734－9950 030－0861 青森市長島二丁目10－3 青森フコク生命ビル内
	こども相談総室 （中央児童相談所）	(017) 781－9744 038－0003 青森市大字石江字江渡5－1
中南地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 （弘前保健所）	(0172) 33－8521 036－8356 弘前市大字白銀町14－2
	福祉総室 （中南地方福祉事務所）	(0172) 35－1622 036－8356 弘前市大字白銀町14－2
	こども相談総室 （弘前児童相談所）	(0172) 32－5458 036－8356 弘前市大字白銀町14－2

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
三八地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (三戸地方保健所)	(0178) 27-5111 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
	福祉総室 (三戸地方福祉事務所)	(0178) 27-5111 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
	こども相談室 (八戸児童相談所)	(0178) 27-5111 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
西北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (五所川原保健所)	(0173) 34-2108 037-0056 五所川原市末広町14
	福祉総室 (西北地方福祉事務所)	(0178) 34-2111 (代) 037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎
	こども相談総室 (五所川原児童相談所)	
上北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (上十三保健所)	(0176) 23-4261 034-0082 十和田市西二番町10-15
	福祉総室 (上北地方福祉事務所)	(0176) 62-2145 039-2594 上北郡七戸町字蛇坂55-1
	こども相談総室 (七戸児童相談所)	
下北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (むつ保健所)	(0175) 31-1388 035-0073 むつ市中央一丁目3-33 むつ合同庁舎
	福祉総室 (下北地方福祉事務所)	(0175) 22-2296 035-0073 むつ市中央一丁目3-33 むつ合同庁舎
	こども相談総室 (むつ児童相談所)	
東青地域県民局 地域農林水産部		(017) 734-9960~2 030-0861 青森市長島二丁目10-3 フコク生命ビル内
	東青地方 漁港漁場整備事務所	(017) 741-4451 (代) 030-0901 青森市港町二丁目22-4
中南地域県民局 地域農林水産部		(0172) 32-1131 (代) 036-8345 弘前市蔵主町4 (0172) 32-7223 弘前合同庁舎
		036-8356 弘前市大字白銀町14-2
三八地域県民局 地域農林水産部		(0178) 27-5111 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (0178) 27-5858 八戸合同庁舎
		039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈 20-3
	三八地方 漁港漁場整備事務所	(0178) 21-1077 039-1161 八戸市大字河原木字北沼1-131
西北地域県民局 地域農林水産部	(鯺ヶ沢庁舎)	(0173) 72-6611~4 038-2753 西津軽郡鯺ヶ沢町舞戸町字鳴 戸384-37
	(五所川原庁舎)	(0173) 34-2111 (代) 037-0046 五所川原市栄町10 (0173) 35-2345 五所川原合同庁舎
	(つがる農村整備)	(0173) 42-4343 038-3137 つがる市木造若宮9-1
	(五所川原農村整備)	(0173) 35-7171 037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12
	西北地方 漁港漁場整備事務所	(0173) 72-2345 038-2753 西津軽郡鯺ヶ沢町大字本町 246-3
上北地域県民局 地域農林水産部		(0176) 22-8111 (代) 034-0093 十和田市西十二番町20-12 (0176) 23-5388 十和田合同庁舎
	(農村整備)	(0176) 23-5245 034-0082 十和田市西二番町10-21
下北地域県民局 地域農林水産部		(0175) 22-1111 (代) 035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (0175) 22-3211 むつ合同庁舎
	下北地方 漁港漁場整備事務所	(0175) 22-8581 035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
東青地域県民局 地域整備部	(017) 728-0200	030-0943 青森市大字幸畑字唐崎76-4
	青森港管理所 (017) 734-4101 (代)	030-0802 青森市本町四丁目5-5
中南地域県民局 地域整備部	(0172) 32-1131 (代) (0172) 32-0282	036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎
三八地域県民局 地域整備部	(0178) 27-5111 (代) (0178) 27-5151	039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
	八戸港管理所 (0178) 28-2105	039-1161 八戸市大字川原本字北沼1-131
西北地域県民局 地域整備部	(0173) 34-2111 (代) (0173) 35-2105	037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎
	鯺ヶ沢道路河川事業所 (0173) 72-3135	038-2761 西津軽郡鯺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸384-37
上北地域県民局 地域整備部	(0176) 22-8111 (代) (0176) 23-4311	034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎
	むつ小川原港管理所 (0175) 74-2344~6	039-3215 上北郡六ヶ所村大字倉内 字笹崎521-2
下北地域県民局 地域整備部	(0175) 22-8581 (代) (0175) 22-1231	035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎
青森空港管理事務所	(017) 739-2121	030-0155 青森市大字大谷字小谷1-5

(7) 市 町 村

市町村名	防災担当課	電 話 番 号	所 在 地
青 森 市	危 機 管 理 課	(017) 734-1111	030-8555 青森市中央一丁目22-5
弘 前 市	防 災 安 全 課	(0172) 35-1111	036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
八 戸 市	防 災 危 機 管 理 課	(0178) 43-2111	031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
黒 石 市	総 務 課	(0172) 52-2111	036-0396 黒石市大字市ノ町11-1
五 所 川 原 市	総 務 課	(0173) 35-2111	037-8686 五所川原市字岩木町12
十 和 田 市	総 務 課	(0176) 23-5111	034-8615 十和田市西十二番町6-1
三 沢 市	防 災 管 理 課	(0176) 53-5111	033-8666 三沢市桜町一丁目1-38
む つ 市	防 災 政 策 課	(0175) 22-1111	035-0072 むつ市中央一丁目8-1
つ が る 市	総 務 課	(0173) 42-2111	038-3192 つがる市木造若緑61-1
平 川 市	総 務 課	(0172) 44-1111	036-0104 平川市柏木町藤山25-6
平 内 町	総 務 課	(017) 755-2111	039-0093 東津軽郡平内町大字小湊 字小湊63

市町村名	防災担当課	電話番号	所在地
今 別 町	総 務 課	(0174) 35-2001	030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別167
蓬 田 村	総 務 課	(0174) 27-2111	030-1211 東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3
外ヶ浜町	総 務 課	(0174) 31-1111	030-1393 東津軽郡外ヶ浜町蟹田銅屋44-2
鰺ヶ沢町	総 務 課	(0173) 72-2111	038-2792 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209-2
深 浦 町	総 務 課	(0173) 74-2111	038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2
西 目 屋 村	総 務 課	(0172) 85-2111	036-1492 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144
藤 崎 町	総 務 課	(0172) 75-3111	038-3892 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1
大 鰐 町	総 務 課	(0172) 48-2111	038-0292 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
田 舎 館 村	総 務 課	(0172) 58-2111	038-1113 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1
板 柳 町	総 務 課	(0172) 73-2111	038-3692 北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3
鶴 田 町	総 務 課	(0173) 22-2111	038-3595 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
中 泊 町	総 務 課	(0173) 57-2111	037-0392 北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209
野 辺 地 町	防 災 安 全 課	(0175) 64-2111	039-3131 上北郡野辺地町字野辺地123-1
七 戸 町	総 務 課	(0176) 68-2111	039-2792 上北郡七戸町字森ノ上131-4
六 戸 町	総 務 課	(0176) 55-3111	039-2392 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
横 浜 町	総 務 課	(0175) 78-2111	039-4145 上北郡横浜町字寺下35
東 北 町	総 務 課	(0175) 56-3111	039-2492 上北郡東北町上北南四丁目32-484
六ヶ所村	原 子 力 対 策 課	(0175) 72-2111	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475
おいらせ町	まちづくり防災課	(0178) 56-2111	039-2192 上北郡おいらせ町中下田135-2
大 間 町	総 務 課	(0175) 37-2111	039-4601 下北郡大間町大字大間字大間104
東 通 村	総 務 課	(0175) 27-2111	039-4292 下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34
風 間 浦 村	総 務 課	(0175) 35-2111	039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5
佐 井 村	総 務 課	(0175) 38-2111	039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森20
三 戸 町	総 務 課	(0179) 20-1111	039-0198 三戸郡三戸町大字在府小路町43
五 戸 町	総 務 課	(0178) 62-2111	039-1513 三戸郡五戸町字古館21-1
田 子 町	総 務 課	(0179) 32-3111	039-0292 三戸郡田子町大字田子字天神堂平81
南 部 町	総 務 課	(0178) 84-2111	039-0892 三戸郡南部町大字苦米地字下宿23-1
階 上 町	総 務 課	(0178) 88-2111	039-1201 三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
新 郷 村	総 務 課	(0178) 78-2111	039-1801 三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10

(8) 消 防 機 関 等

消 防 事 務 組 合 (市 町 村)	消 防 本 部 (担 当 課)	担 当 課 (分 署 等)	電 話 番 号	所 在 地
青 森 地 域 広 域 事 務 組 合	消防本部	警防課	(017) 775-0854	030-0861 青森市長島二丁目1-1
	中央消防署		(017) 775-0855	030-0861 青森市長島二丁目1-1
		沖館分署	(017) 781-0002	038-0002 青森市沖館三丁目2-53
		油川分署	(017) 788-0245	038-0058 青森市大字羽白字池上197-1
		新城分署	(017) 788-3981	038-0042 青森市大字新城字平岡175-4
		浪館分署	(017) 739-5400	038-0852 青森市大字大野字鳴滝80-8
		外ヶ浜分署	(0174) 22-2184	030-1303 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田14
		今別分署	(0174) 35-2119	030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別62-2
	東消防署		(017) 741-0613	030-1903 青森市栄町一丁目10-10
		浅虫分署	(017) 752-2569	039-3501 青森市大字浅虫字坂本51-7
		筒井分署	(017) 728-1922	030-0944 青森市大字筒井字ハッ橋6-7
		原別分署	(017) 736-4010	030-0921 青森市原別五丁目20-15
		横内分署	(017) 738-9909	030-0132 青森市大字新町野字菅谷50-1
	浪岡消防署		(0172) 62-3119	038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
	平内消防署		(017) 755-3119	039-3321 東津軽郡平内町大字小湊字小湊63
弘 前 地 区 消 防 事 務 組 合	消防本部	警防課	(0172) 32-5103	036-8203 弘前市大字本町2-1
	弘前消防署		(0172) 32-5199	036-8203 弘前市大字本町2-1
		藤代分署	(0172) 34-1317	036-8323 弘前市浜の町東三丁目1-11
		西北分署	(0172) 93-3310	036-3613 弘前市大字小友字神原371-2
		西分署	(0172) 82-3311	036-1333 弘前市大字鳥井野字宮本301-2
		目屋分署	(0172) 85-3119	036-1411 中津軽郡西目屋村大字田代字神田56
	東消防署		(0172) 27-1151	036-8093 弘前市城東五丁目6-11
		杵形分署	(0172) 33-4311	036-8154 弘前市大字豊原一丁目3-9
		南分署	(0172) 48-2108	038-0212 南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂57-1
		北分署	(0172) 75-3333	038-3802 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田7-3
	黒石消防署		(0172) 52-4271	036-0357 黒石市追子野木1-576

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
弘前地区 消防事務組合		山形分署	(0172) 54-8330	036-0415 黒石市大字上山形字村岸9-2
		田舎館分署	(0172) 58-2962	038-1122 南津軽郡田舎館村大字八反田字古館206-1
	平川消防署		(0172) 44-3122	036-0113 平川市平田森前田331
		碓ヶ関分署	(0172) 45-2240	038-0101 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字鯨森67-2
	板柳消防署		(0172) 73-2339	038-3672 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井70
八戸地域広域市 町村圏事務組合	消防本部	警防課	(0178) 44-2131	031-0011 八戸市大字田向字松ヶ崎7-8
	八戸消防署		(0178) 44-0076	031-0011 八戸市大字田向字松ヶ崎7-8
		河原本分署	(0178) 28-8737	039-1164 八戸市下長七丁目4-6
		南郷分遣所	(0178) 82-2319	031-0111 八戸市南郷大字市野沢字三合山41-45
		桔梗野分遣所	(0178) 28-1622	039-2241 八戸市大字市川町字尻引前山31-1287
		尻内分遣所	(0178) 27-4758	039-1102 八戸市一番町一丁目4-2
		根城分遣所	(0178) 23-4333	039-1114 八戸市北白山台五丁目2-1
	八戸北消防署		(0178) 56-2525	039-2252 上北郡おいらせ町黒坂谷地6-14
	八戸東消防署		(0178) 33-0323	031-0822 八戸市大字白銀町字左新井田道26-1
		鮫分署	(0178) 33-0236	031-0841 八戸市大字鮫町字山四郎薪目17-345
		階上分署	(0178) 88-2105	039-1201 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠31-3
		大館分遣所	(0178) 25-4170	031-0813 八戸市大字新井田字坂2-6
		小中野分遣所	(0178) 44-3100	031-0802 八戸市小中野五丁目11-6
	三戸消防署		(0179) 22-1140	039-0141 三戸郡三戸町大字川守田字関根25-5
		田子分署	(0179) 32-3104	039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向54-1
		名川分署	(0178) 76-2416	039-0502 三戸郡南部町大字下名久井字下夕町5-18
		福地分遣所	(0178) 84-2103	039-0815 三戸郡南部町大字福田字館先15-1
	五戸消防署		(0178) 62-3140	039-1521 三戸郡五戸町字大渡11-1
		西分遣所	(0178) 78-2119	039-1801 三戸郡新郷村大字戸来字中野平12-1
	おいらせ消防署		(0178) 56-2525	039-2252 上北郡おいらせ町黒坂谷地6-14
		北分遣所	(0178) 51-2170	039-2189 上北郡おいらせ町青葉五丁目50-166
五所川原地区 消防事務組合	消防本部	警防課	(0173) 35-2023	037-0036 五所川原市中央4丁目130

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
五所川原地区 消防事務組合	五所川原消防署		(0173) 35-2019	037-0036 五所川原市中央4丁目130
		東分署	(0173) 29-2119	037-0622 五所川原市大字原子字山元42-2
	金木消防署		(0173) 53-2322	037-0202 五所川原市金木町菅原367-1
	市浦消防署		(0173) 62-2119	037-0401 五所川原市相内246-4
	鶴田消防署		(0173) 22-2131	037-3503 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬194-1
	中里消防署		(0173) 57-2370	037-0305 北津軽郡中泊町字宝森1-2
	小泊消防署		(0173) 64-2375	037-0514 北津軽郡中泊町小泊砂山1078-1
十和田地域 広域事務組合	消防本部	警防課	(0176) 25-4112	034-0082 十和田市西二番町7-10
	十和田消防署		(0176) 25-4115	034-0082 十和田市西二番町7-10
	十和田湖消防署		(0176) 72-2241	034-0301 十和田市大字奥瀬字小沢口70-1
		湖畔出張所	(0176) 75-1011	018-5501 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
	六戸消防署		(0176) 55-2016	039-2371 上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保 174-472
下北地域広域 行政事務組合	消防本部	警防課	(0175) 22-3819	035-0071 むつ市小川町二丁目14-1
	むつ消防署		(0175) 22-1680	035-0071 むつ市小川町二丁目14-1
		川内消防分署	(0175) 42-3215	039-5201 むつ市川内町川内88
		脇野沢 消防分署	(0175) 44-2020	039-5331 むつ市脇野沢渡向14-2
	大畑消防署		(0175) 34-2233	039-4401 むつ市大畑町松ノ木150番地1
		風間浦 消防分署	(0175) 35-2101	039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5
	大間消防署		(0175) 37-3107	039-4601 下北郡大間町大字大間字奥戸下道19-1~2
		佐井消防分署	(0175) 38-2266	039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森16-1
	大湊消防署		(0175) 24-2091	035-0085 むつ市大湊浜町36-25
	東通消防署		(0175) 27-2199	039-4222 下北郡東通村大字砂子又字沢内5-35
		北分遣署	(0175) 27-2101	035-0103 下北郡東通村大字野牛字釜の平45-4
		南分遣署	(0175) 46-2217	039-4224 下北郡東通村大字白糠字赤平259-2
北 部 上 北 広 域 事 務 組 合	消防本部	警防課	(0175) 64-0650	039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢40-9
	野辺地消防署		(0175) 64-3126	039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢40-9
	横浜消防署		(0175) 78-2119	039-4141 上北郡横浜町字三保野127

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
北部上北 広域事務組合	六ヶ所消防署		(0175) 72-2301	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附536-1
		北分署	(0175) 77-3525	039-4301 上北郡六ヶ所村大字泊字川原75-101
		南分署	(0175) 75-2000	039-3214 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂94
中部上北 広域事業組合	消防本部	警防課	(0176) 62-3142	039-2501 上北郡七戸町字荒熊内159-4
	中央消防署		(0176) 62-3141	039-2501 上北郡七戸町字荒熊内159-4
	上北消防署		(0176) 56-2119	039-2401 上北郡東北町字上野124-1
	東北消防署		(0175) 63-2520	039-2654 上北郡東北町字塔ノ沢山1-452
鯺ヶ沢地区 消防事務組合	消防本部	消防班	(0173) 72-4527	038-2761 西津軽郡鯺ヶ沢町大字舞戸町鳴戸385-2
	鯺ヶ沢消防署		(0173) 72-2710	038-2761 西津軽郡鯺ヶ沢町大字舞戸町鳴戸385-2
	深浦消防署		(0173) 74-2994	038-2321 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上107-3
		岩崎分署	(0173) 77-2119	038-2202 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原51-7
三 沢 市	消防本部	警防課	(0176) 54-4111	033-0123 三沢市大字三沢字堀口17-36
	三沢市消防署		(0176) 54-4212	033-0123 三沢市大字三沢字堀口17-36
		中央分署	(0176) 53-3513	033-0001 三沢市中央町一丁目5-1
		北出張所	(0176) 59-2202	033-0111 三沢市六川目五丁目1341-1
		古間木出張所	(0176) 52-6388	033-0053 三沢市古間木二丁目180-3
つ が る 市	消防本部	警防課	(0173) 42-2105	038-3142 つがる市木造赤根1-1
	つがる市消防署		(0173) 42-2101	038-3142 つがる市木造赤根1-1
		森田分署	(0173) 26-2119	038-2815 つがる市森田町山田米岡1-1
		稲垣分署	(0173) 46-2119	037-0104 つがる市稲垣町豊川藤ヶ森1-5
		車力分署	(0173) 56-3119	038-3303 つがる市車力町若林49
		柏分遣署	(0173) 25-3119	038-3104 つがる市柏桑野木田鶴野68-5

(9) 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
東日本旅客鉄道(株) 青森支店	総務課	(017) 734-6734	038-0012 青森市柳川一丁目1-1
東日本電信電話(株) 青森支店	青森災害対策室	(017) 774-9550	030-0823 青森市橋本二丁目1-6
日本銀行青森支店	総務課	(017) 734-2151	030-0822 青森市中央一丁目11-1
日本郵便(株) 青森中央郵便局	総務課	(017) 775-1692	030-8799 青森市堤町一丁目7-24
日本赤十字社 青森県支部	事業推進課	(017) 722-2011	030-0965 青森市長島一丁目11-1
日本放送協会 青森放送局	放送部	(017) 774-5111	030-0813 青森市松原二丁目1-1
(国研)日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター	総務経理課	(0175) 23-4211	035-0022 むつ市大字関根字北関根400
東北電力(株) 青森支店	総務部	(017) 742-2191	030-0901 青森市港町二丁目12-19
日本通運(株) 青森支店	業務課	(017) 723-1211	030-0801 青森市新町一丁目1-8
東日本高速道路(株) 青森管理事務所	総務課	(017) 782-1431	038-0043 青森市大字岩渡字熊沢250-259

(10) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
(公社) 青森県医師会		(017) 723-1911	030-0801 青森市新町二丁目8-21
青 森 ガ ス (株)	供 給 部	(017) 741-7421	030-0901 青森市港町三丁目6-33
八 戸 ガ ス (株)	供 給 部	(0178) 43-3165	031-0071 八戸市沼館三丁目6-48
弘 前 ガ ス (株)	供 給 部	(0178) 27-9100	036-8021 弘前市松ヶ枝一丁目2-1
十 和 田 ガ ス (株)	供 給 部	(0176) 23-3591	034-0071 十和田市大字赤沼字下平577
五 所 川 原 ガ ス (株)	営 業 課	(0173) 34-3432	037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻641
黒 石 ガ ス (株)	工 務 課	(0172) 52-2131	036-0331 黒石市八甲74-1
弘 南 バ ス (株)	総 合 企 画 課	(0172) 32-2241	036-8002 弘前市藤代二丁目3-6
(公社) 青森県バス協会		(017) 739-0571	030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21
下 北 交 通 (株)	営 業 部	(0175) 23-3111	035-0041 むつ市金曲一丁目8-12
十和田観光電鉄(株)	管 理 部	(0176) 23-3131	034-0001 十和田市稲生町17-3
岩手県北自動車(株)	南 部 支 社 総 務 課	(022) 259-8151 (0178) 44-5151	020-0124 岩手県盛岡市厨川一丁目17-18 031-0023 八戸市是川字ニツ屋6-79
弘 南 鉄 道 (株)	技 術 課	(0172) 44-3136	036-0103 平川市本町北柳田23-5
津 軽 鉄 道 (株)	総 務 部	(0173) 34-2148	037-0063 五所川原市字大町39
青 い 森 鉄 道 (株)	運 輸 課	(017) 752-0333	038-8550 青森市篠田一丁目6-2
青 森 放 送 (株)	報 道 部	(017) 743-1234	030-0965 青森市松森一丁目8-1
(株) 青 森 テ レ ビ	報 道 部	(017) 741-2331	030-0965 青森市松原一丁目4-8
青森朝日放送(株)	報 道 制 作 部	(017) 762-1111	030-0111 青森市大字荒川字柴田125-1
(株)エフエム青森		(017) 735-1181	030-0111 青森市堤町一丁目7-19
(公社) 青森県 トラック協会		(017) 729-2000	030-0111 青森市大字荒川字品川111-3
(一社) 青森県 エルピーガス協会		(017) 775-2731	030-0802 青森市本町二丁目4-10

4-1-4 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は「特別警報・警報・注意報の具体的な発表基準」「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。

警報・注意報の種類		概 要
大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。 大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表は継続される。
暴風特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
高潮特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
波浪特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪特別警報		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視界が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、洪水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

警報・注意報の種類		概 要
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害のおそれ」に加え、「強風で雪が舞って」視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

4－1－5 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に適合する（水防活動用）大雨、高潮、洪水及び津波についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発 表 基 準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

4－1－6 特別警報・警報・注意報の具体的な発表基準

(1) 特別警報

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(仙台管区气象台管内)
平成29年7月7日現在

(2) 警報・注意報

発 表 官 署		青森地方気象台					
府 県 予 報 区		青 森 県					
一 次 細 分 区 域		津 軽			下 北	三 八 上 北	
市 町 村 等 を ま と め た 地 域		東青津軽	北五津軽	西津軽	中南津軽		三 八 上 北
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s	陸上 18m/s, 海上 25m/s	18m/s	陸上 18m/s, 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s	陸上 18m/s*1, 海上 25m/s	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	18m/s 雪を伴う	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s*1, 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い、12時間降雪の深さ50cm				平地 12時間 降雪の深さ 35cm 山沿い、12時 間降雪の深さ 40cm	平地 12時間 降雪の深さ 35cm 山沿い、12時 間降雪の深さ 50cm
	波浪 (有義波高)	陸奥湾 2.5m, 外海 6.0m	6.0m		陸奥湾 2.5m, 外海 6.0m	6.0m	陸奥湾 2.5m, 外海 6.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風 (平均風速)	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s	陸上 13m/s, 海上 18m/s	13m/s	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s	陸上 13m/s*2, 海上 18m/s	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s
	風雪 (平均風速)	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s, 海上 18m/s 雪を伴う	13m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s*2, 海上 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い、12時間降雪の深さ25cm				平地 12時間 降雪の深さ 15cm 山沿い、12時 間降雪の深さ 20cm	平地 12時間 降雪の深さ 15cm 山沿い、12時 間降雪の深さ 25cm
	波浪 (有義波高)	陸奥湾 1.5m, 外海 3.0m	3.0m		陸奥湾 1.5m, 外海 3.0m	3.0m	陸奥湾 1.5m, 外海 3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	融雪	融雪により被害が予想される場合					
	濃霧 (視程)	陸上 100m 陸奥湾 500m, 外海 500m	陸上 100m 海上 500m	100m	陸上 100m 陸奥湾 500m, 外海 500m	陸上 100m 海上 500m	陸上 100m 陸奥湾 500m, 外海 500m
	乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する					
	なだれ	① 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ② 積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続					

発 表 官 署		青森地方気象台						
府 県 予 報 区		青 森 県						
一 次 細 分 区 域		津 軽				下 北	三八上北	
市 町 村 等 を ま と め た 地 域		東青津軽	北五津軽	西津軽	中南津軽		三 八	上 北
注 意 報	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき（ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続）*3						
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）						
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合						
記録的短時間大雨情 報（1時間雨量）		90mm						

* 1 八戸特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

* 2 八戸特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

* 3 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

別表 1

平成29年 7 月 7 日現在

市町村等をまとめた地域	市 町 村 等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東青津軽	青森市	12	137
	平内町	9	136
	今別町	11	137
	蓬田村	9	142
	外ヶ浜町	11	119
北五津軽	五所川原市	12	134
	板柳町	12	—
	鶴田町	12	—
	中泊町	12	131
西津軽	つがる市	11	87
	鰺ヶ沢町	10	87
	深浦町	10	102
中南津軽	弘前市	14	95
	黒石市	14	115
	平川市	14	109
	西目屋村	14	128
	藤崎町	14	115
	大鰐町	14	127
	田舎館村	14	115
(下北)	むつ市	12	98
	大間町	14	87
	東通村	8	96
	風間浦村	10	107
	佐井村	8	87
三八	八戸市	9	113
	三沢市	10	131
	六戸町	8	130
	おいらせ町	8	122
	三戸町	9	114
	五戸町	8	121
	田子町	8	115
	南部町	8	115
	階上町	8	116
	新郷村	9	114
上北	十和田市	11	115
	野辺地町	10	117
	七戸町	10	117
	横浜町	10	108
	東北町	10	117
	六ヶ所村	10	96

別表2

平成29年7月7日現在

市町村を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東青津軽	青森市	浪岡川流域=16.2, 瀬戸子川流域=6.3, 天田内川流域=8.2, 新城川流域=15.9, 入内川流域=12.5, 貴船川流域=4.1, 合子沢川流域=7.5	貴船川流域= (7, 3.6)	青森県堤川水系 堤川・駒込川 〔新妙見橋・筒井・甲田橋・南 桜川〕, 青森県岩木川水系 十川 〔五林平〕
	平内町	清水川流域=13.9, 小湊川流域=10.3	－	－
	今別町	今別川流域=18.4	今別川流域= (5, 16.5)	－
	蓬田村	蓬田川流域=7.6	－	－
	外ヶ浜町	蟹田川流域=19.9	－	－
北五津軽	五所川原市	磯松川流域=6.3, 相内川流域=12, 旧十川流域=16.8, 金木川流域=14.5, 飯詰川流域=9.9, 松野木川流域=9.9	磯松川流域= (6, 6.2), 相内川流域= (8, 10.8), 十川流域= (6, 17.5)	岩木川〔幡龍橋・五所川原・繁 田〕, 青森県岩木川水系 十川 〔五林平〕
	板柳町		－	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕, 平 川下流〔百田〕, 青森県岩木川 水系 十川〔五林平〕
	鶴田町		十川流域= (6, 17.5)	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋・五所 川原〕, 平川下流〔百田〕, 青 森県岩木川水系 十川〔五林平〕
	中泊町	今泉川流域=10.1, 烏谷川流域=15.3, 尾別川流域=5.3	尾別川流域= (7, 4.7)	岩木川〔五所川原・繁田〕
西津軽	つがる市	出精川流域=5.7, 山田川流域=15.6	－	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋・五 所川原・繁田〕, 平川下流〔百 田〕
	鰺ヶ沢町	赤石川流域=21.7, 鳴沢川流域=9.8, 中村川流域=20.6	－	－
	深浦町	追良瀬川流域=15.9, 笹内川流域=8.7, 大童子川流域=8.6	－	－
中南津軽	弘前市	前蒔川流域=7.9, 後長根川流域=4.7, 土淵川流域=9.3, 大和沢川流域=10.7, 旧大峰川流域=1.7	後長根川流域= (5, 3.6), 土淵川流域= (5, 9.3), 大和沢川流域= (5, 9.6), 岩木川流域= (5, 29.3), 旧大峰川流域= (5, 1.3)	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕, 平 川下流〔百田〕, 青森県岩木川水 系 平川上流〔大鰐・石川・豊平 橋〕
	黒石市	十川流域=9.5, 浅瀬石川流域=24.4, 中野川流域=11.8	－	－
	平川市	浅瀬石川流域=16.4, 六羽川流域=12.9	六羽川流域= (6, 11.6)	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕, 平 川下流〔百田〕, 青森県岩木川 水系 平川上流〔大鰐・石川・豊 平橋〕
	西目屋村	大秋川流域=7.6	－	－
	藤崎町	浪岡川流域=16.1, 浅瀬石川流域 =24.9, 十川流域=11.5	浪岡川流域= (5, 14.4)	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕, 平 川下流〔百田〕, 青森県岩木川水 系 十川〔五林平〕
	大鰐町	三ツ目内川流域=12.6, 折紙川流域 =5.9, 虹貝川流域=12.7	三ツ目内川流域= (5, 11.3), 折紙川流域= (5, 5.3), 虹貝川流域= (5, 11.4), 平川流域= (5, 16.9)	青森県岩木川水系 平川上流〔大 鰐・石川・豊平橋〕
	田舎館村	浅瀬石川流域=24.7	－	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕, 平 川下流〔百田〕, 青森県岩木川 水系 平川上流〔大鰐・石川・豊 平橋〕
(下北)	むつ市	田名部川流域=17.3, 大荒川流域=5.5, 大川目川流域=5.1, 川内川流域=23.6, 脇野沢川流域=10.4, 小川流域=4, 大畑川流域=20.7	大荒川流域= (5, 4.9), 大川目川流域= (5, 4.5), 小川流域= (5, 3.6), 大畑川流域= (5, 18.6)	－
	大間町	奥戸川流域=9.2	－	－

市町村を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
(下北)	東通村	田名部川流域=15.1, 青平川流域=9.1	－	－
	風間浦村	易国間川流域=12.6	－	－
	佐井村	大佐井川流域=9.1	－	－
三八	八戸市	浅水川流域=16.2, 奥入瀬川流域=41.3, 五戸川流域=15, 新井田川流域=15.4, 土橋川流域=3.5	浅水川流域= (5, 14.5), 新井田川流域= (5, 13.8), 馬淵川流域= (5, 26.8)	馬淵川下流 [櫛引橋], 青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉]
	三沢市	姉沼川流域=9.6, 古間木川流域=2.9, 三沢川流域=5.7	三沢川流域= (5, 4.6)	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六戸町	姉沼川流域=9.1, 奥入瀬川流域=40.6	－	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	おいらせ町	奥入瀬川流域=40.8, 明神川流域=6.8	奥入瀬川流域= (5, 37)	－
	三戸町	猿辺川流域=11.7, 熊原川流域=17.2	熊原川流域= (5, 15.4), 馬淵川流域= (7, 27)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉]
	五戸町	浅水川流域=12.6, 五戸川流域=19.1	浅水川流域= (5, 11.3), 五戸川流域= (5, 17.1)	－
	田子町	熊原川流域=21.1, 種子川流域=10.9, 杉倉川流域=8.8	－	－
	南部町	如来堂川流域=6.9, 猿辺川流域=13.4, 剣吉川流域=2.6	如来堂川流域= (5, 6.2), 馬淵川流域= (5, 37.2)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉]
	階上町	松館川流域=9.5	－	－
	新郷村	浅水川流域=11.4, 五戸川流域=16.7, 三川目川流域=11.4	－	－
上北	十和田市	砂土路川流域=11.2, 奥入瀬川流域=34.9, 後藤川流域=13.9, 藤島川流域=12.9, 中里川流域=9.3	砂土路川流域= (5, 10.3), 奥入瀬川流域= (9, 34.3)	－
	野辺地町	野辺地川流域=11.2, 枇杷野川流域=5	野辺地川流域= (5, 10), 枇杷野川流域= (5, 4.5)	－
	七戸町	高瀬川 (七戸川) 流域=17.4, 赤川流域=10.1, 坪川流域=26.5, 中野川流域=15.1, 作田川流域=10.5	－	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	横浜町	三保川流域=9.5	－	－
	東北町	砂土路川流域=13.2, 高瀬川 (七戸川) 流域=31.9, 土場川流域=11.7, 赤川流域=6.2, 川去川流域=5.2	－	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六ヶ所村	老部川流域=9.1, 二又川流域=10.8, 戸鎖川流域=7.6	－	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表 3

平成29年 7 月 7 日現在

市町村をまとめた地域	市 町 村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東青津軽	青森市	8	82
	平内町	6	81
	今別町	7	82
	蓬田村	6	85
	外ヶ浜町	8	71
北五津軽	五所川原市	8	80
	板柳町	9	100
	鶴田町	7	100
	中泊町	7	78
西津軽	つがる市	6	52
	鯺ヶ沢町	6	52
	深浦町	6	61
中南津軽	弘前市	6	57
	黒石市	7	69
	平川市	8	65
	西目屋村	9	76
	藤崎町	6	69
	大鰐町	6	76
	田舎館村	6	69
(下北)	むつ市	7	78
	大間町	9	69
	東通村	6	76
	風間浦村	7	85
	佐井村	6	69
三八	八戸市	6	90
	三沢市	7	104
	六戸町	6	104
	おいらせ町	6	97
	三戸町	6	91
	五戸町	6	96
	田子町	6	92
	南部町	6	92
	階上町	6	92
	新郷村	6	91
上北	十和田市	7	92
	野辺地町	7	93
	七戸町	6	93
	横浜町	6	86
	東北町	7	93
	六ヶ所村	7	76

別表 4

平成29年 7 月 7 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東青津軽	青森市	浪岡川流域=12.9,瀬戸子川流域=5, 天田内川流域=6.5,新城川流域=12.7, 入内川流域=10,貴船川流域=3.2, 合子沢川流域=3.8	天田内川流域= (5,6.5) , 新城川流域= (5,12.7) , 貴船川流域= (5,3.2) , 合子沢川流域= (5,3.3)	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [新 妙見橋・筒井・甲田橋・南桜川] , 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	平内町	清水川流域=11.1,小湊川流域=8.2		
	今別町	今別川流域=14.7	今別川流域= (5,11.3)	
	蓬田村	蓬田川流域=6		
	外ヶ浜町	蟹田川流域=15.9	蟹田川流域= (6,12.8)	
北五津軽	五所川原市	磯松川流域=5,相内川流域=9.6, 旧十川流域=13.4,金木川流域=11.6, 飯詰川流域=7.9,松野木川流域=7.9	磯松川流域= (6,4) , 相内川流域= (5,9.6) , 飯詰川流域= (6,6.3) , 松野木川流域= (5,6.6) , 十川流域= (5,15.8)	岩木川 [幡龍橋・五所川原・繁 田] , 青森県岩木川水系 十川 [五 林平]
	板柳町		岩木川流域= (5,17.7)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋] , 青 森県岩木川水系 十川 [五林平]
	鶴田町		岩木川流域= (5,48.1) , 十川流域= (5,15.8)	岩木川 [幡龍橋] , 青森県岩木川 水系 十川 [五林平]
	中泊町	今泉川流域=8.1,鳥谷川流域=10.7, 尾別川流域=4.2	今泉川流域= (7,6.6) , 尾別川流域= (7,4.2)	岩木川 [繁田]
西津軽	つがる市	出精川流域=4.6,山田川流域=12.4		岩木川 [幡龍橋・五所川原・繁 田]
	鰺ヶ沢町	赤石川流域=17.3,鳴沢川流域=7.8, 中村川流域=16.4	中村川流域= (6,13.1)	
	深浦町	追良瀬川流域=12.7,笹内川流域=6.9, 大童子川流域=6.8		
中南津軽	弘前市	前葱川流域=5.5,後長根川流域=3.7, 土淵川流域=7.4,大和沢川流域=8.5, 旧大峰川流域=1.2	後長根川流域= (5,3.2) , 土淵川流域= (5,6.2) , 大和沢川流域= (5,8.5) , 岩木川流域= (5,14.5) , 旧大峰川流域= (5,1.2) , 平川流域= (5,12)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋] , 平川 下流 [百田] , 青森県岩木川水系 平川上流 [大鰐・石川・豊平橋]
	黒石市	十川流域=7.6,浅瀬石川流域=19.5, 中野川流域=9.4		
	平川市	浅瀬石川流域=13.1,六羽川流域=10.3	六羽川流域= (6,8.2)	青森県岩木川水系 平川上流 [大 鰐・石川・豊平橋]
	西目屋村	大秋川流域=6	大秋川流域= (7,6)	
	藤崎町	浪岡川流域=12.8,浅瀬石川流域=19.9, 十川流域=8.1	浪岡川流域= (5,12.8) , 十川流域= (5,6.5)	岩木川 [上岩木橋] , 平川下流 [百田] , 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	大鰐町	三ツ目内川流域=10,折紙川流域=4.7, 虹貝川流域=10.1	三ツ目内川流域= (5,10) , 折紙川流域= (5,3.8) , 虹貝川流域= (5,8.1) , 平川流域= (5,12)	青森県岩木川水系 平川上流 [大 鰐・石川・豊平橋]
	田舎館村	浅瀬石川流域=19.7	浅瀬石川流域= (5,15.8)	平川下流 [百田] , 青森県岩木川 水系 平川上流 [大鰐・石川・豊 平橋]
(下北)	むつ市	田名部川流域=13.8,大荒川流域=4.4, 大川目川流域=4,川内川流域=18.8, 脇野沢川流域=8.3,小川流域=3.2, 大畑川流域=16.5	田名部川流域= (5,12.8) , 大荒川流域= (5,3.5) , 大川目川流域= (5,4) , 脇野沢川流域= (6,6.6) , 小川流域= (5,2.6) , 大畑川流域= (5,13.2)	
	大間町	奥戸川流域=7.4		
	東通村	田名部川流域=12,青平川流域=7.3		
	風間浦村	易国間川流域=10.1		
	佐井村	大佐井川流域=7.2		

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
三八	八戸市	浅水川流域 = 12.9, 奥入瀬川流域 = 30.6, 五戸川流域 = 10.4, 新井田川流域 = 12.3, 土橋川流域 = 2.6	浅水川流域 = (5,10.3) , 五戸川流域 = (5,8.3) , 新井田川流域 = (5,12.3) , 馬淵川流域 = (5,24.1)	馬淵川下流 [櫛引橋] ,青森県馬淵 川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣 吉]
	三沢市	姉沼川流域 = 7.6, 古間木川流域 = 2.3, 三沢川流域 = 4.5	古間木川流域 = (5,1.8) , 三沢川流域 = (5,4.1)	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六戸町	姉沼川流域 = 7.2, 奥入瀬川流域 = 32.5		
	おいらせ町	奥入瀬川流域 = 21.7, 明神川流域 = 4.1	奥入瀬川流域 = (5,17.4)	
	三戸町	猿辺川流域 = 9.3, 熊原川流域 = 13.7	熊原川流域 = (5,13.7) , 馬淵川流域 = (5,24.3)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉]
	五戸町	浅水川流域 = 10, 五戸川流域 = 15.2	浅水川流域 = (5,8) , 五戸川流域 = (5,12.2)	
	田子町	熊原川流域 = 16.9, 種子川流域 = 8.7, 杉倉川流域 = 7		
	南部町	如来堂川流域 = 5.5, 猿辺川流域 = 10.7, 剣吉川流域 = 2.1	如来堂川流域 = (5,5.5) , 猿辺川流域 = (5,8.6) , 馬淵川流域 = (5,22)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉]
	階上町	松館川流域 = 7.6		
	新郷村	浅水川流域 = 9.1, 五戸川流域 = 13.3, 三川目川流域 = 9.1	浅水川流域 = (5,8.3)	
上北	十和田市	砂土路川流域 = 9, 奥入瀬川流域 = 27.9, 後藤川流域 = 11.1, 藤島川流域 = 10.3, 中里川流域 = 6.8	砂土路川流域 = (5,9) , 奥入瀬川流域 = (6,22.3) , 中里川流域 = (6,5.4)	
	野辺地町	野辺地川流域 = 8.9, 枇杷野川流域 = 4	野辺地川流域 = (5,7.1) , 枇杷野川流域 = (5,3.2)	
	七戸町	高瀬川 (七戸川) 流域 = 11.4, 赤川流域 = 8, 坪川流域 = 21.2, 中野川流域 = 12.1, 作田川流域 = 8.4		
	横浜町	三保川流域 = 7.6		
	東北町	砂土路川流域 = 10.6, 高瀬川 (七戸川) 流域 = 21,	砂土路川流域 = (5,10.6) ,	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
		土場川流域 = 9.3, 赤川流域 = 4.9,	川去川流域 = (5,4.2) ,	
	六ヶ所村	川去川流域 = 4.2	高瀬川 (小川原湖) 流域 = (5,24.7)	
		老部川流域 = 7.2, 二又川流域 = 8.6, 戸鎖川流域 = 6		高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表 5

平成29年 7 月 7 日現在

市町村をまとめた地域	市 町 村	潮 位	
		警 報	注 意 報
東青津軽	青森市	1.1m	0.9m
	平内町	1.2m	0.9m
	今別町	1.2m	0.9m
	蓬田村	1.2m	0.9m
	外ヶ浜町	1.2m	0.9m
北五津軽	五所川原市	1.2m	0.9m
	板柳町		
	鶴田町		
	中泊町	1.2m	0.9m
西津軽	つがる市	1.3m	0.9m
	鯺ヶ沢町	1.2m	0.9m
	深浦町	1.2m	0.9m
中南津軽	弘前市		
	黒石市		
	平川市		
	西目屋村		
	藤崎町		
	大鰐町		
	田舎館村		
(下北)	むつ市	(津軽海峡側) 1.2m	0.9m
		(陸奥湾側) 1.2m	0.9m
	大間町	1.2m	0.9m
	東通村	(津軽海峡側) 1.2m	0.9m
		(太平洋側) 1.3m	0.9m
	風間浦村	1.2m	0.9m
	佐井村	1.2m	0.9m
三八	八戸市	1.3m	0.9m
	三沢市	1.3m	0.9m
	六戸町		
	おいらせ町	1.3m	0.9m
	三戸町		
	五戸町		
	田子町		
	南部町		
	階上町	1.3m	0.9m
	新郷村		
上北	十和田市		
	野辺地町	1.2m	0.9m
	七戸町		
	横浜町	1.2m	0.9m
	東北町		
	六ヶ所村	1.3m	0.9m

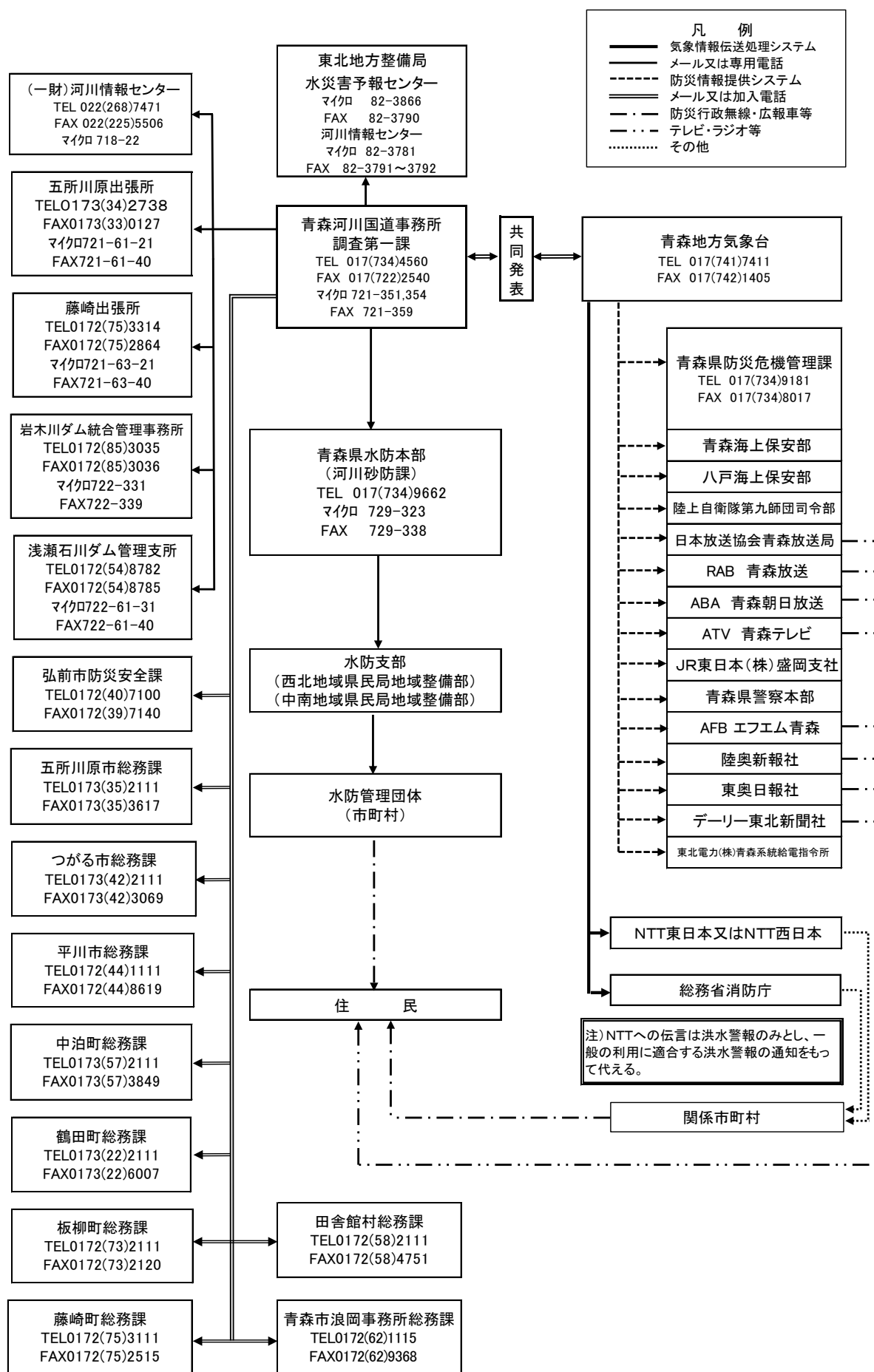
4-1-7 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

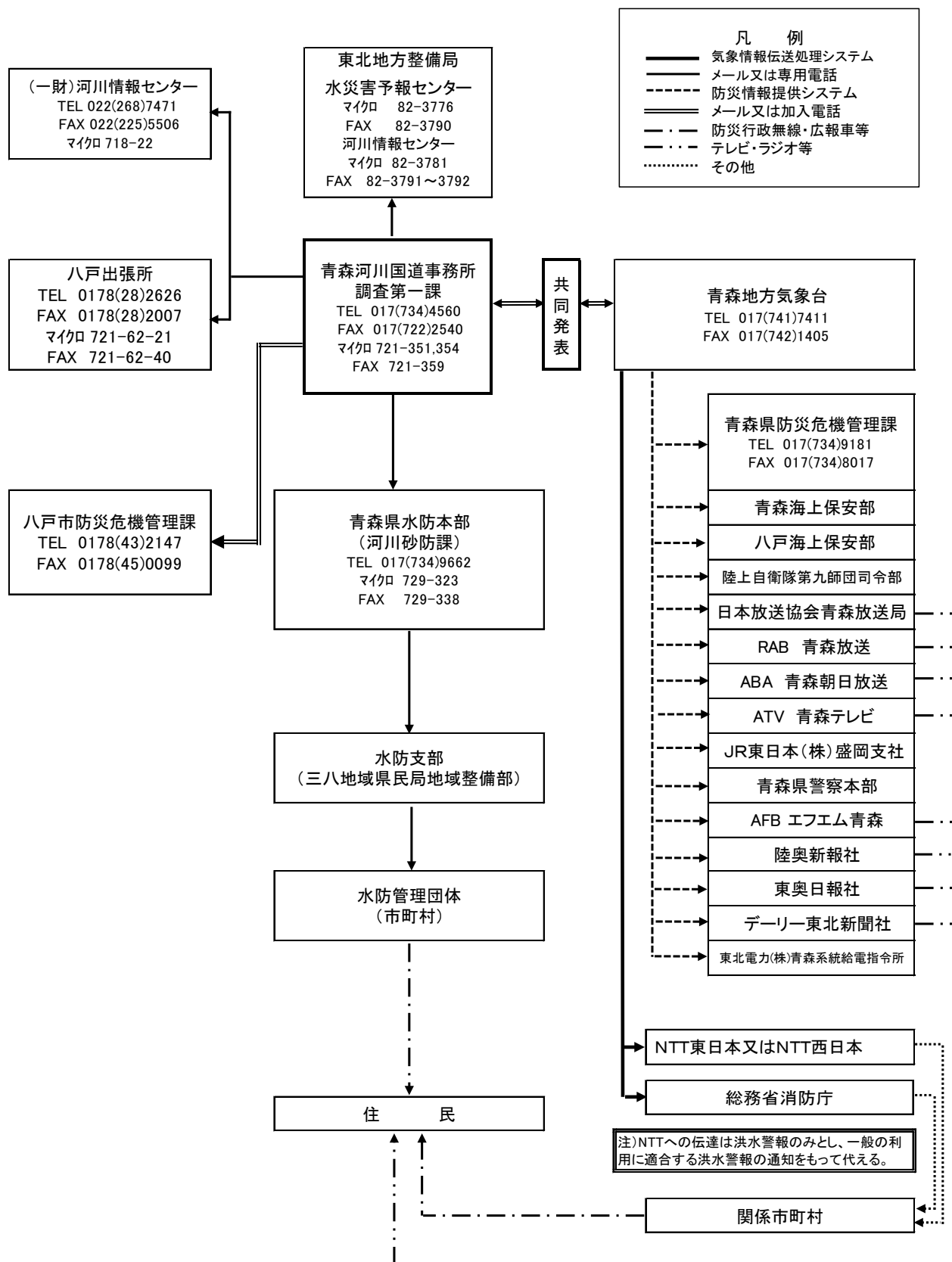
【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“-”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

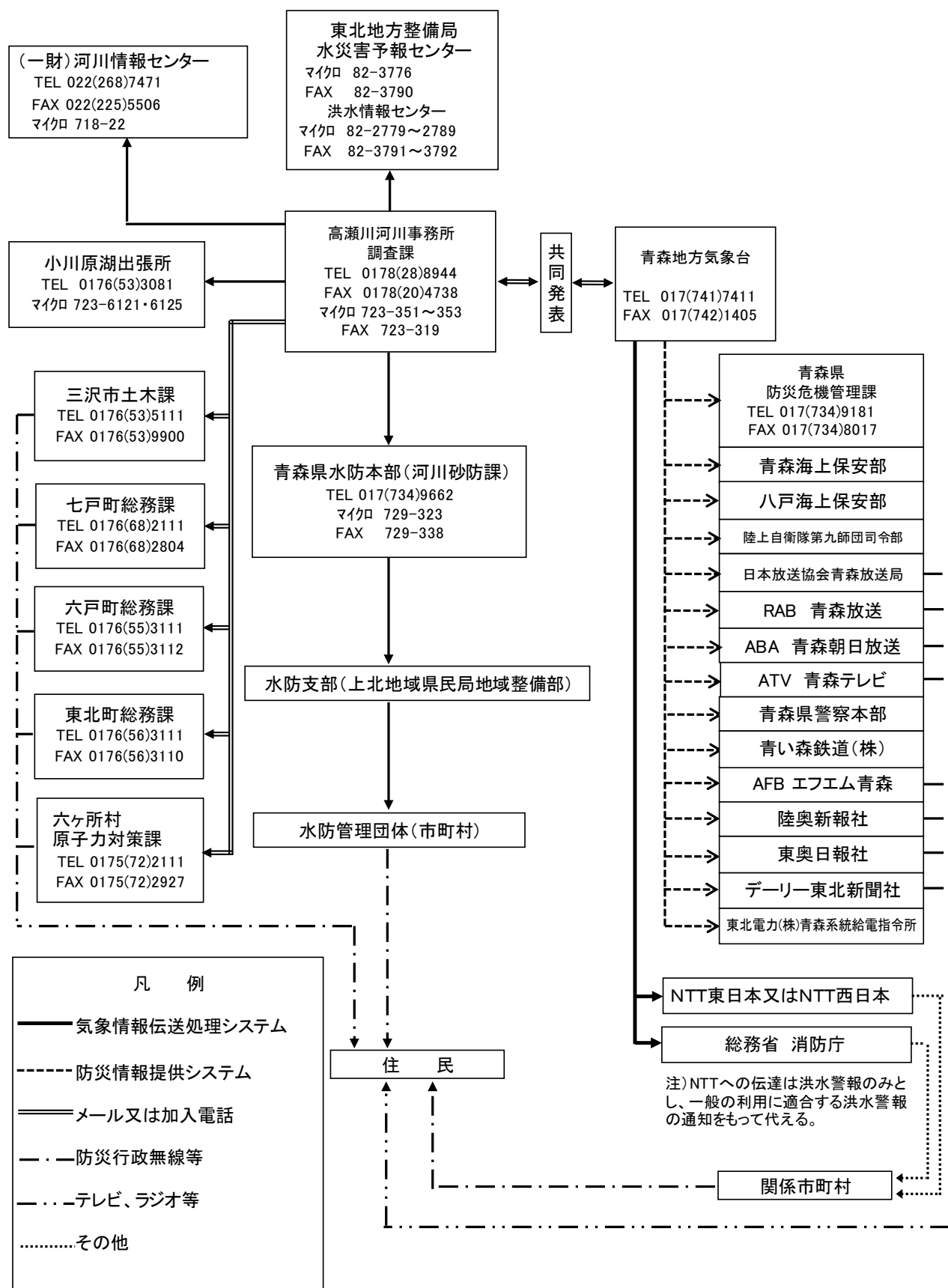
4-1-8 岩木川及び平川下流洪水予報の伝達系統図



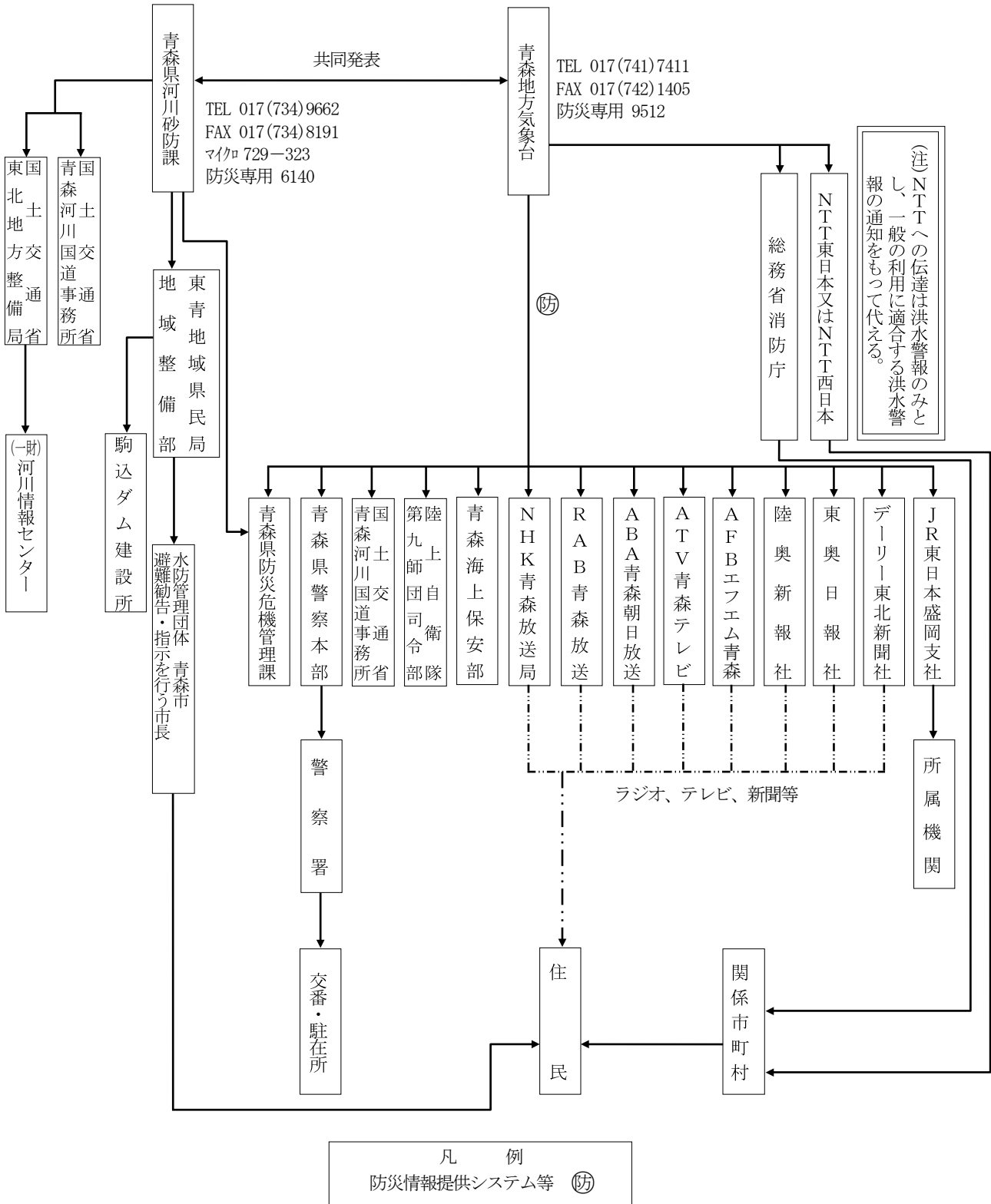
4-1-9 馬淵川下流洪水予報伝達系統図



4-1-10 高瀬川洪水予報伝達系統図

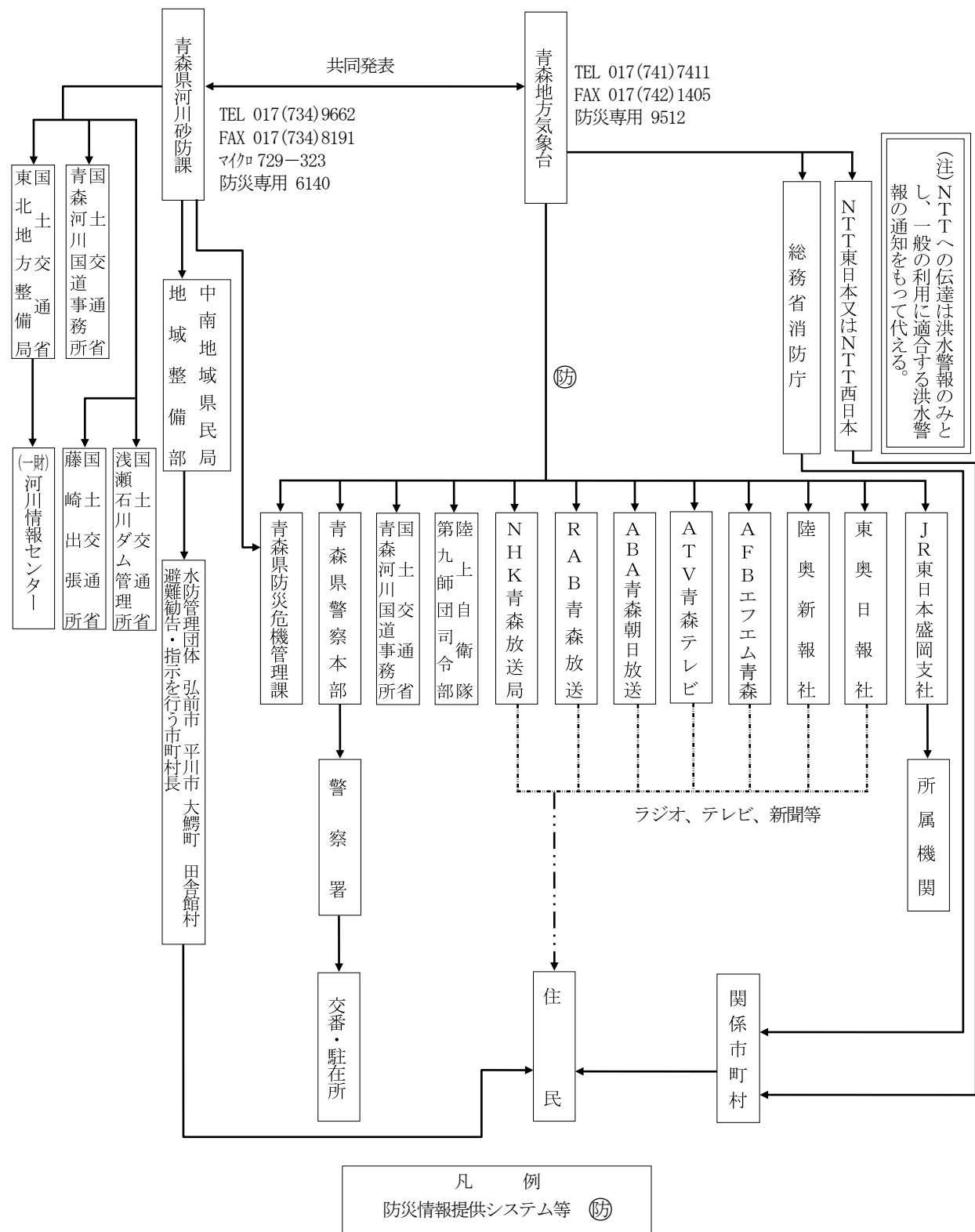


4-1-11 堤川・駒込川洪水予報伝達系統図



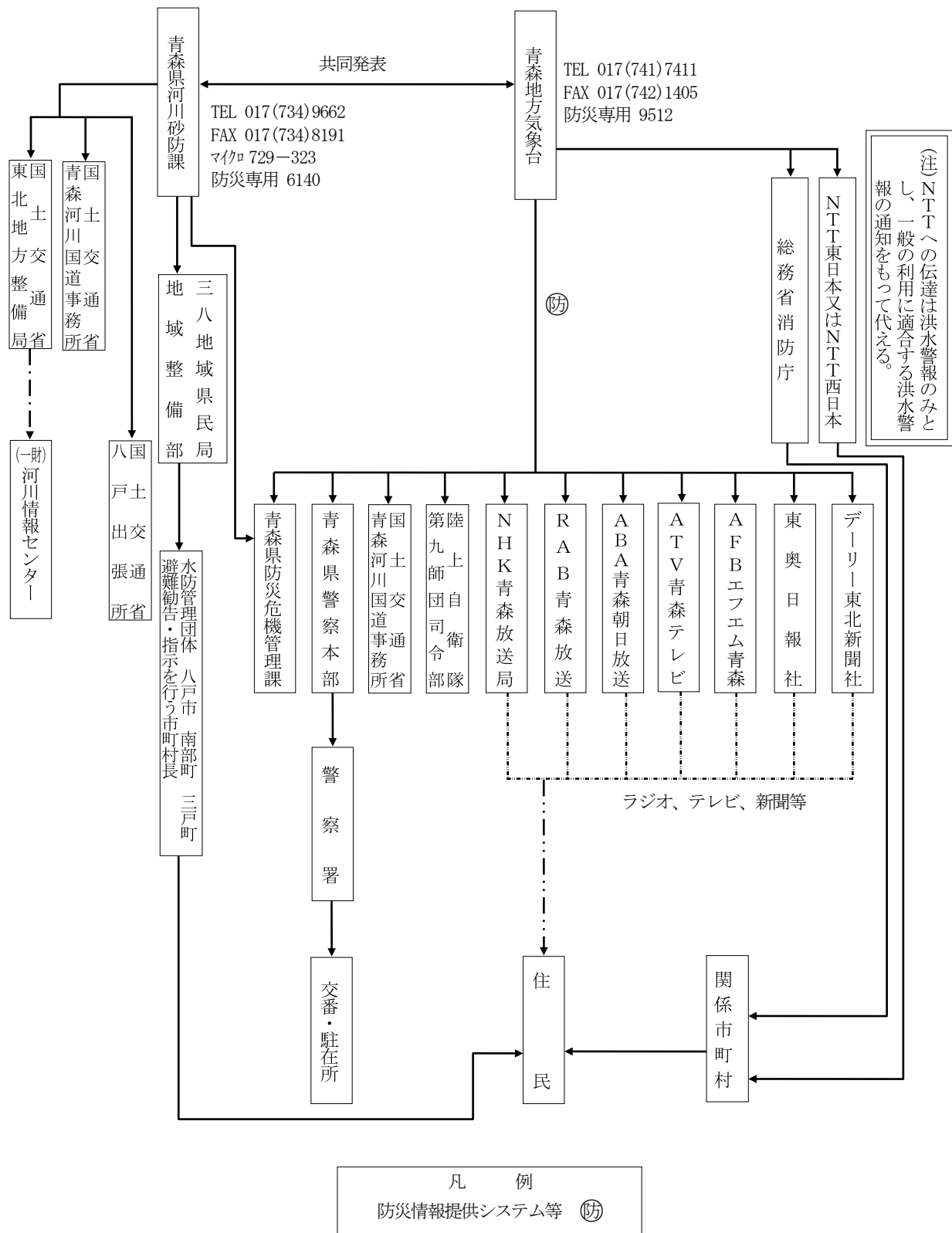
※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-12 平川上流洪水予報伝達系統図



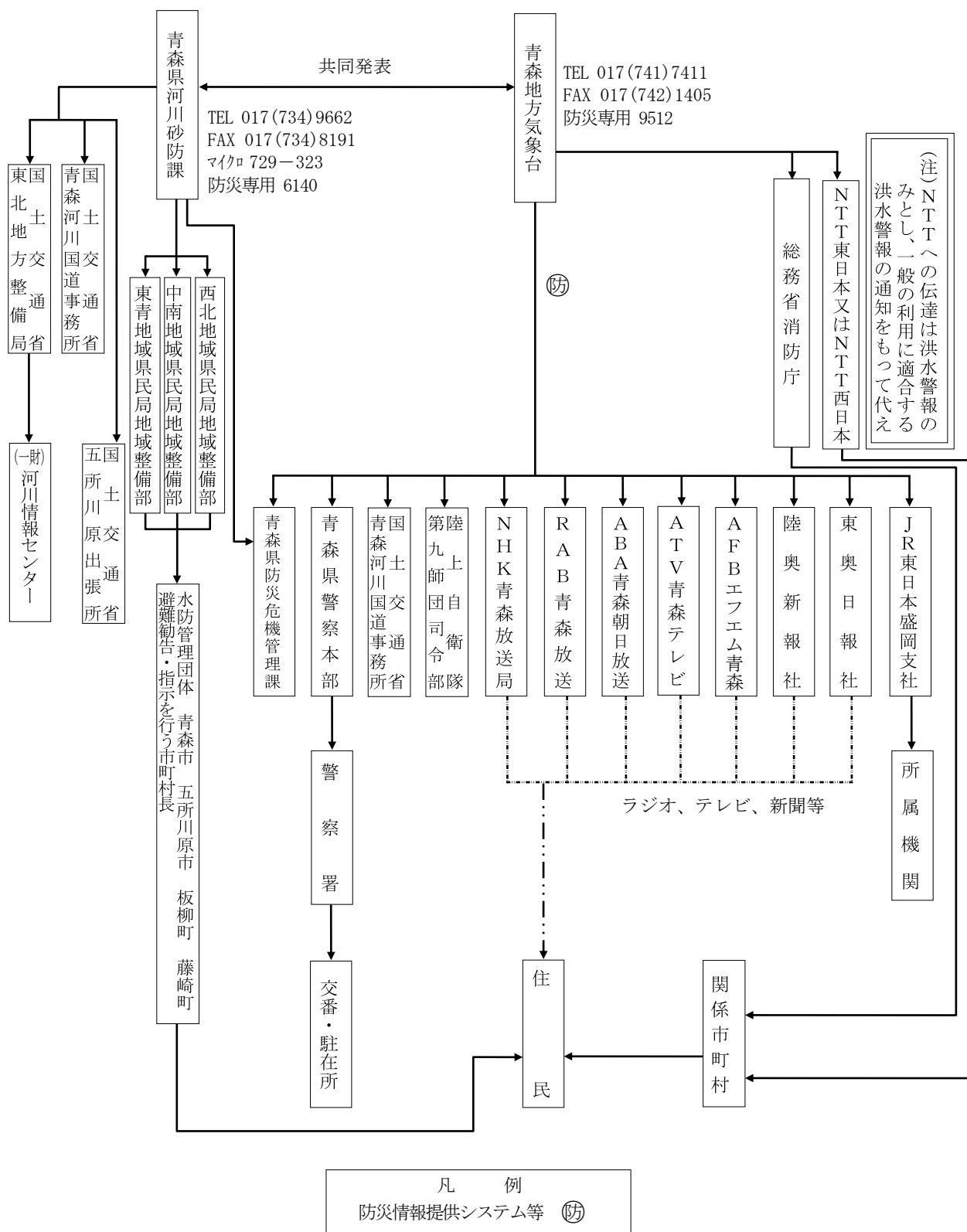
※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-13 馬淵川中流洪水予報伝達系統図



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-14 十川洪水予報伝達系統図

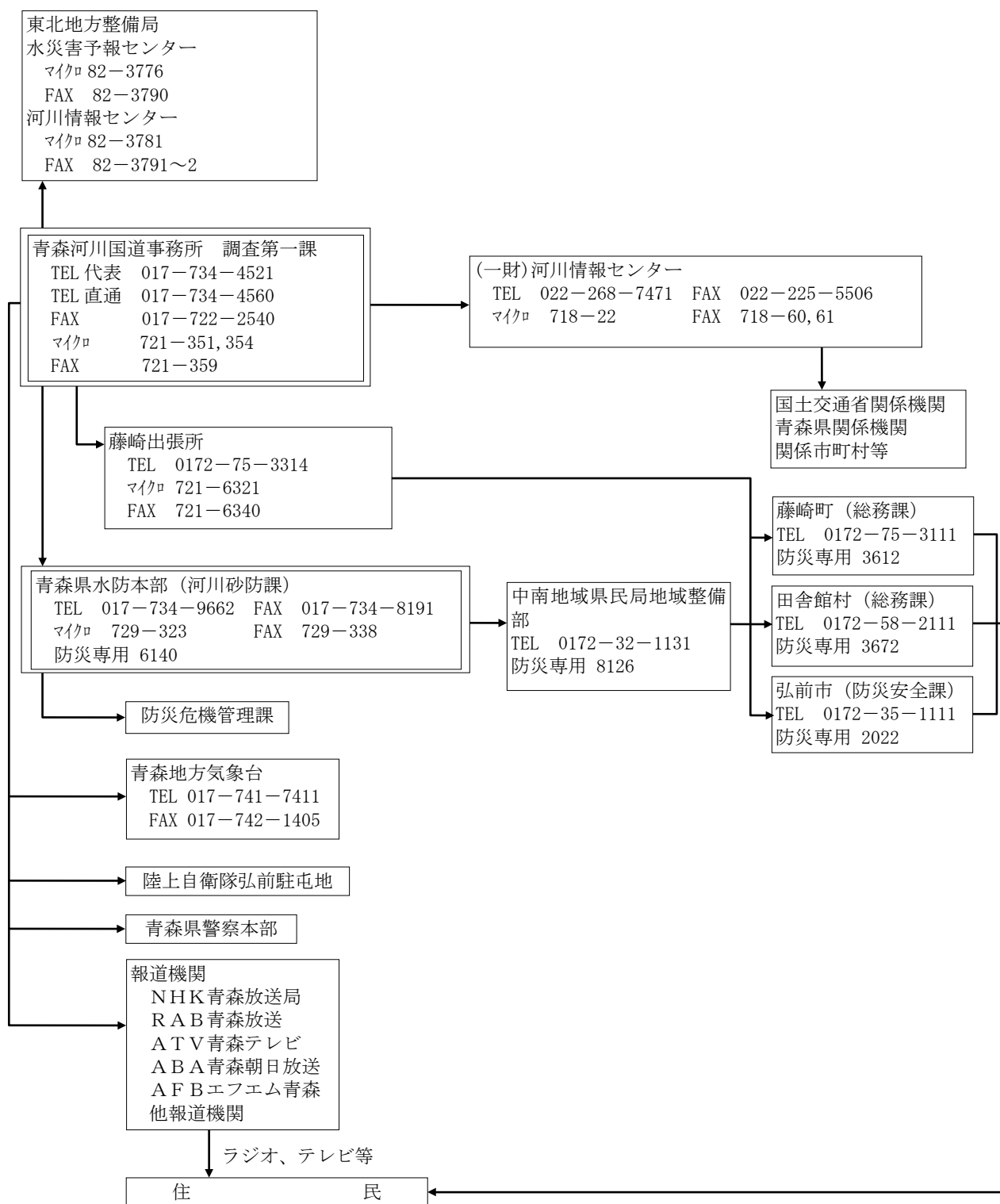


※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-15 浅瀬石川避難判断水位到達情報伝達系統図

氾濫危険情報伝達系統図（国土交通省）

浅瀬石川氾濫危険情報伝達系統図



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-16 県指定水位周知河川の区域及び水位到達情報の発表基準水位

(1) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域（県）

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間
東青 中南	岩木川	浪岡川	浪岡	左岸	正平津川の合流点 から 十川への合流点 まで
				右岸	
東青	沖館川	沖館川	沖館川下流	左岸	西滝川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
		西滝川	西滝	左岸	青森市大字安田字稲森 390番地7地先のいなと橋 下流端 から 沖館川への合流点 まで
				右岸	
	蟹田川	蟹田川	南沢	左岸	南股沢川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	小湊川	小湊川	小内童湊子	左岸	東津軽郡平内町大字田茂 木字不動沢43番地2地先 の田茂木橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	新城川	新城川	新城	左岸	青森市大字新城字山田 115番地1地先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	天田内川	天田内川	天田内川	左岸	青森市大字油川字船岡6 番地7地先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	野内川	野内川	新野内橋沢	左岸	青森市大字滝沢字川原 196番地1地先の滝沢橋下 流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	今別川	今別川	大川平	左岸	関口川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
中南	岩木川	後長根川	独狐	左岸	弘前市大字宮地字諏訪林 112番地10地先の宮地橋 下流端 から 岩木川への合流点 まで
				右岸	
		腰巻川	腰巻	左岸	弘前市大字南大町一丁目 8番15地先 から 平川への合流点 まで
				右岸	
		十川	下十川	左岸	本郷川の合流点 から 北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番 地先の十川橋上流端 まで
				右岸	

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間
三八	馬淵川	種子川	川 向	左岸	三戸郡田子町大字田子字川代56番地先 から 熊原川への合流点 まで
				右岸	三戸郡田子町大字田子字川代39番地先
		熊原川	橋ノ下 三上 戸郷	左岸	泉沢の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
				右岸	
		浅水川	桜西 沢越	左岸	大谷地川の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
				右岸	
	五戸川	五戸川	尻川又 原 引町重	左岸	三川目川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	新井田川	新井田川	新島 井 田守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口2番地1地先の荒谷橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
西北	岩木川	金木川	金 木	左岸	五所川原市金木町玉水296番地先の津軽鉄道橋梁下流端 から 旧十川への合流点 まで
				右岸	
		松野木川	漆 川	左岸	五所川原市大字松野木字花笠27番地2地先の松野木橋下流端 から 旧十川への合流点 まで
				右岸	
		旧十川	川 山	左岸	十川からの分派点 から 岩木川への合流点 まで
				右岸	
西北 (鯨ヶ沢)	中村川	中村川	中 村	左岸	西津軽郡鯨ヶ沢町大字中村町字中山ノ井544番地先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
上北	高瀬川	赤 川	乙 供	左岸	神ノ沢の合流点 から 高瀬川への合流点 まで
				右岸	
		高瀬川 (七戸川)	七 戸	左岸	上北郡東北町大字上野字北谷地347番地2地先 から 上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先 まで
				右岸	
	奥入瀬川	奥入瀬川	百鶴相中焼 石喰坂掘山	左岸	薦川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	野辺地川	野辺地川	中 屋 敷	左岸	上北郡東北町字家ノ前2番地13地先の一ノ渡橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
		枇杷野川	観 音 林 脇	左岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地先の枇杷野橋下流端 から 野辺地川への合流点 まで
				右岸	

地 域 県民局	水 系 名	河 川 名	基 準 点	左右岸 の 別	区 間
上北	明 神 川	明 神 川	中 野 平	左岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地239番地2地先の神明神川橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
下北	田名部川	田名部川	田 名 部	左岸	むつ市下北町98番地4地先の下北橋上流端 から まで
				右岸	
			鹿 橋	左岸	下北郡東通村大字蒲野沢字池ノ尻142番地先のさいかち橋上流端 から まで
				右岸	
		小 川	小 川	左岸	むつ市栗山町418番地5地先の栗山大橋下流端 から 田名部川への合流点 まで
				右岸	
	脇野沢川	脇野沢川	脇 野 沢	左岸	むつ市脇野沢田ノ頭249番地3地先館山橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	大 畑 川	大 畑 川	大 畑 小 目 名	左岸	むつ市大畑町袋石4番地1地先小目名橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	

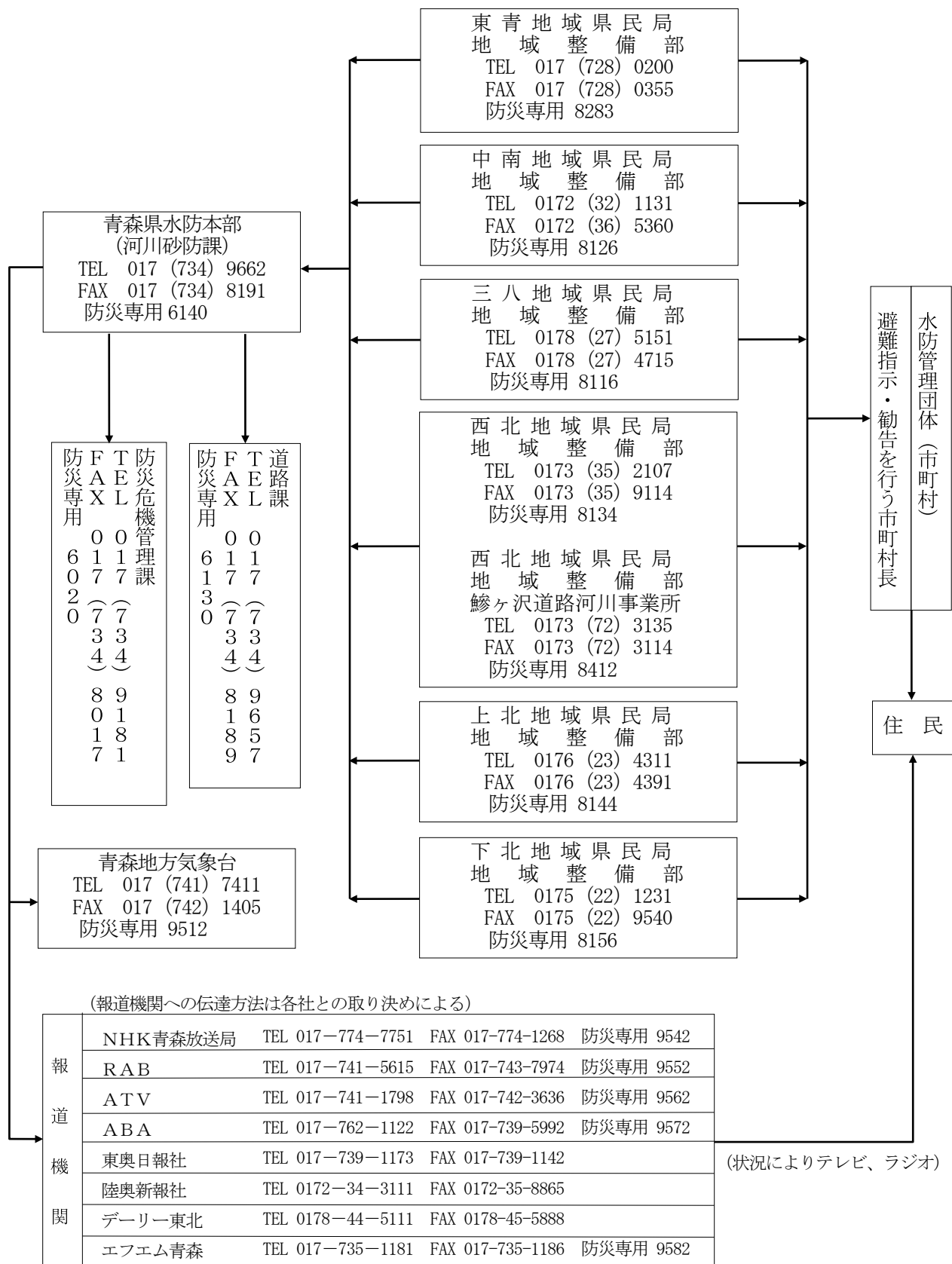
(2) 水位到達情報の発表基準水位（県）

（単位：m）

地域 県局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
東青	岩木川	浪岡川	浪岡	1.80	2.10	2.20	2.50	
	沖館川	沖館川	沖館川下流	1.70	2.00	2.10	2.40	
		西滝川	西滝	1.20	1.50	2.60	3.00	
	蟹田川	蟹田川	南沢	1.40	2.00	2.50	3.20	
	小湊川	小湊川	小湊	1.00	1.50	2.20	2.40	
			内童子	1.20	1.50	2.30	2.70	
	新城川	新城川	新城	1.40	2.10	2.90	3.60	
	天田内川	天田内川	天田内川	1.80	2.10	2.20	2.60	
	野内川	野内川	新野内橋	2.20	2.80	4.80	5.60	
滝沢			1.60	1.90	2.40	2.80		
今別川	今別川	大川平	2.10	2.60	2.80	3.40		
中南	岩木川	後長根川	独孤	2.00	2.30	2.90	3.60	
		腰巻川	腰巻	1.70	2.00	2.50	3.00	
		十川	下十川	2.08	2.38	2.90	3.40	
三八	馬淵川	種子川	川向	1.50	1.80	1.90	2.15	
		熊原川	橋ノ下	2.30	2.60	2.80	3.10	
			三戸	2.00	2.30	2.70	2.93	
			上郷	1.50	2.00	3.60	4.30	
		浅水川	桜沢	1.40	1.90	2.10	2.52	
			西越	1.60	1.90	1.95	2.10	
	五戸川	五戸川	尻引	4.70	5.00	5.30	5.70	
			川原町	1.60	1.90	3.40	3.70	
			又重	2.50	2.80	3.65	3.90	
	新井田川	新井田川	新井田	3.20	3.50	4.20	4.45	
			島守	2.30	2.60	3.45	3.80	
	西北	岩木川	金木川	金木	5.20	5.50	5.80	6.80
松野木川			漆川	5.90	6.20	6.60	7.10	
旧十川			川山	5.30	5.60	6.90	7.38	
西北 (鯉ヶ沢)	中村川	中村川	中村	7.90	8.20	8.90	9.70	
上北	高瀬川	高瀬川 (七戸川)	七戸	1.60	1.90	2.50	2.90	
		赤川	乙供	1.50	1.80	3.80	4.20	
	奥入瀬川	奥入瀬川	百石	3.50	3.80	6.90	7.30	
			鶴喰	3.60	3.90	6.60	7.10	
			相坂	2.20	2.50	6.10	6.70	
			中堰	2.20	2.50	3.50	3.90	
			焼山	2.50	2.80	3.30	3.60	
	明神川	明神川	中野平	1.20	1.50	2.00	2.20	
	野辺地川	野辺地川	中屋敷	1.00	1.30	1.90	2.30	
枇杷野川		観音林脇	0.90	1.20	1.60	1.90		
下北	田名部川	田名部川	田名部	2.10	2.35	2.40	2.50	
		鹿橋	2.10	2.40	2.70	3.10		
	小川	小川	1.45	1.75	1.95	2.10		
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	1.50	1.80	2.80	3.05	
	大畑川	大畑川	大畑	1.55	1.85	2.70	2.97	
			小目名	2.50	2.80	4.25	4.75	
合計		31河川	45箇所					

4-1-17 県指定水位周知河川における避難判断水位到達情報伝達系統図

水位到達情報伝達系統図（県）
青森県氾濫警戒情報伝達系統図



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-18 水防警報を行う河川及びその区域

水防警報を行う河川及びその区域（県）

地 域 県民局	水 系 名	河 川 名	基 準 点	左 右 岸 の 別	区 間					
東青 中南	岩 木 川	浪 岡 川	浪 岡	左岸	正平津川の合流点	から 十川への合流点	まで			
				右岸						
東青	堤 川	堤 川	筒 井	左岸	横内川の合流点	から 海に至る場所	まで			
				右岸						
		駒 込 川	南 桜 川	左岸	青森市大字筒井字桜川16番地1地先の駒込川橋下流端	から 堤川への合流点	まで			
				右岸				青森市大字駒込字桐ノ沢3番地114地先の駒込川橋下流端		
	沖 館 川	沖 館 川	沖 下	館 川 流	左岸	西滝川の合流点	から 海に至る場所	まで		
					右岸					
		西 滝 川	西 滝	左岸	青森市大字安田字稲森390番地7地先のいなど橋下流端	から 沖館川への合流点	まで			
				右岸				青森市大字安田字稲森390番地6地先のいなど橋下流端		
	蟹 田 川	蟹 田 川	南 沢	左岸	南股沢川の合流点	から 海に至る場所	まで			
				右岸						
	小 湊 川	小 湊 川	小 内	童 湊 子	左岸	東津軽郡平内町大字田茂木字不動沢43番地2地先の田茂木橋下流端	から 海に至る場所	まで		
					右岸				東津軽郡平内町大字田茂木字堤尻27番地先の田茂木橋下流端	
		新 城 川	新 城 川	新 城	左岸	青森市大字新城字山田115番地1地先	から 海に至る場所	まで		
					右岸				青森市大字新城字平岡110番地5地先	
	天田内川	天田内川	天 田 内 川	左岸	青森市大字油川字船岡6番地7地先	から 海に至る場所	まで			
				右岸				青森市大字油川字実法5番地3地先		
	野 内 川	野 内 川	新 野 内 橋 沢	左岸	青森市大字滝沢字川原196番地1地先の滝沢橋下流端	から 海に至る場所	まで			
				右岸				青森市大字滝沢字下川原173番地1地先の滝沢橋下流端		
	今 別 川	今 別 川	大 川 平	左岸	関口川の合流点	から 海に至る場所	まで			
				右岸						
中南	岩 木 川	平 川	大 石 鰯 川	左岸	南津軽郡大鰯町大字唐牛字杉ノ下56番地8地先の福島橋下流端	弘前市大字撫牛子字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端	まで			
				右岸				南津軽郡大鰯町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端		
				左岸				弘前市大字堀越字下川原1番7地先	から 平川への合流点	まで
				右岸						
		後長根川	独 狐	左岸	弘前市大字宮地字諏訪林112番地10地先の宮地橋下流端	から 岩木川への合流点	まで			
				右岸				弘前市大字宮地字諏訪林162番地1地先の宮地橋下流端		

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間
中南	岩木川	腰巻川	腰巻	左岸	弘前市大字南大町一丁目 8番15地先 から 平川への合流点 まで
				右岸	
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部吉	左岸	三戸郡三戸町大字梅内 字築田川原152番地1地 先の梅泉橋上流端 から 八戸市大字櫛引字下河原2番地5地先 の櫛引橋下流端 まで
				右岸	
		種子川	川向	左岸	三戸郡田子町大字田子字 川代56番地先 から 熊原川への合流点 まで
				右岸	
		熊原川	橋三ノ下戸郷	左岸	泉沢の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
				右岸	
	五戸川	五戸川	尻川又原引町重	左岸	大谷地川の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
				右岸	
	新井田川	新井田川	新島井田守	左岸	八戸市南郷区大字島守 字山口2番地1地先の荒 谷橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
西北	岩木川	金木川	金木	左岸	五所川原市金木町玉水 296番地先の津軽鉄道橋 梁下流端 から 旧十川への合流点 まで
				右岸	
		松野木川	漆川	左岸	五所川原市大字松野木字 花笠27番地2地先の松野 木橋下流端 から 旧十川への合流点 まで
				右岸	
		旧十川	川山	左岸	十川からの分派点 から 岩木川への合流点 まで
				右岸	
西北 中南	岩木川	十川	五林十平川	左岸	本郷川の合流点 から 岩木川への合流点 まで
				右岸	
西北 (鯿ヶ沢)	中村川	中村川	中村	左岸	西津軽郡鯿ヶ沢町大字中 村町字中山ノ井544番地 先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
上北	高瀬川	赤川	乙供	左岸	神ノ沢の合流点 から 高瀬川への合流点 まで
				右岸	
	高瀬川 (七戸川)	高瀬川 (七戸川)	七戸	左岸	上北郡東北町大字上野字北谷地347番 地2地先 から 上北郡東北町大字上野字北谷地106番 地先 まで
				右岸	
	奥入瀬川	奥入瀬川	百鶴相中焼	左岸	鳶川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
			石喰坂掘山		

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区間
上北	野辺地川	野辺地川	中屋敷	左岸	上北郡東北町字家ノ前2番地13地先の一ノ渡橋下流端から海に至る場所まで
				右岸	上北郡東北町字湯沢2番地2地先の一ノ渡橋下流端
		枇杷野川	観音林脇	左岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地先の枇杷野橋下流端から野辺地川への合流点まで
				右岸	上北郡野辺地町字切明40番地50地先の枇杷野橋下流端
	明神川	明神川	中野平	左岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地239番地2地先の新明神川橋下流端から海に至る場所まで
				右岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地353番地2地先の新明神川橋下流端
下北	田名部川	田名部川	田名部	左岸	むつ市大字田名部字土手内74番地425地先の第一土手内橋下流端からむつ市下北町98番地4地先の下北橋上流端まで
				右岸	むつ市大字田名部字土手内74番地431地先の第一土手内橋下流端
		鹿橋	鹿橋	左岸	下北郡東通村大字砂子又字萩流1番地104地先の桑野橋下流端から下北郡東通村大字蒲野沢字池ノ尻142番地先のさいかち橋上流端まで
				右岸	下北郡東通村大字蒲野沢字王餘魚池33番地54地先の桑野橋下流端
		小川	小川	左岸	むつ市栗山町418番地5地先の栗山大橋下流端から田名部川への合流点まで
				右岸	むつ市小川町一丁目912番地先の栗山大橋下流端
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	左岸	むつ市脇野沢田ノ頭249番地3地先館山橋下流端から海に至る場所まで
				右岸	むつ市脇野沢渡向273番地1地先館山橋下流端
	大畑川	大畑川	大小畑目	左岸	むつ市大畑町袋石4番地1地先小目名橋下流端から海に至る場所まで
				右岸	

天田内川、大和沢川：平成20年1月28日青森県告示第56号

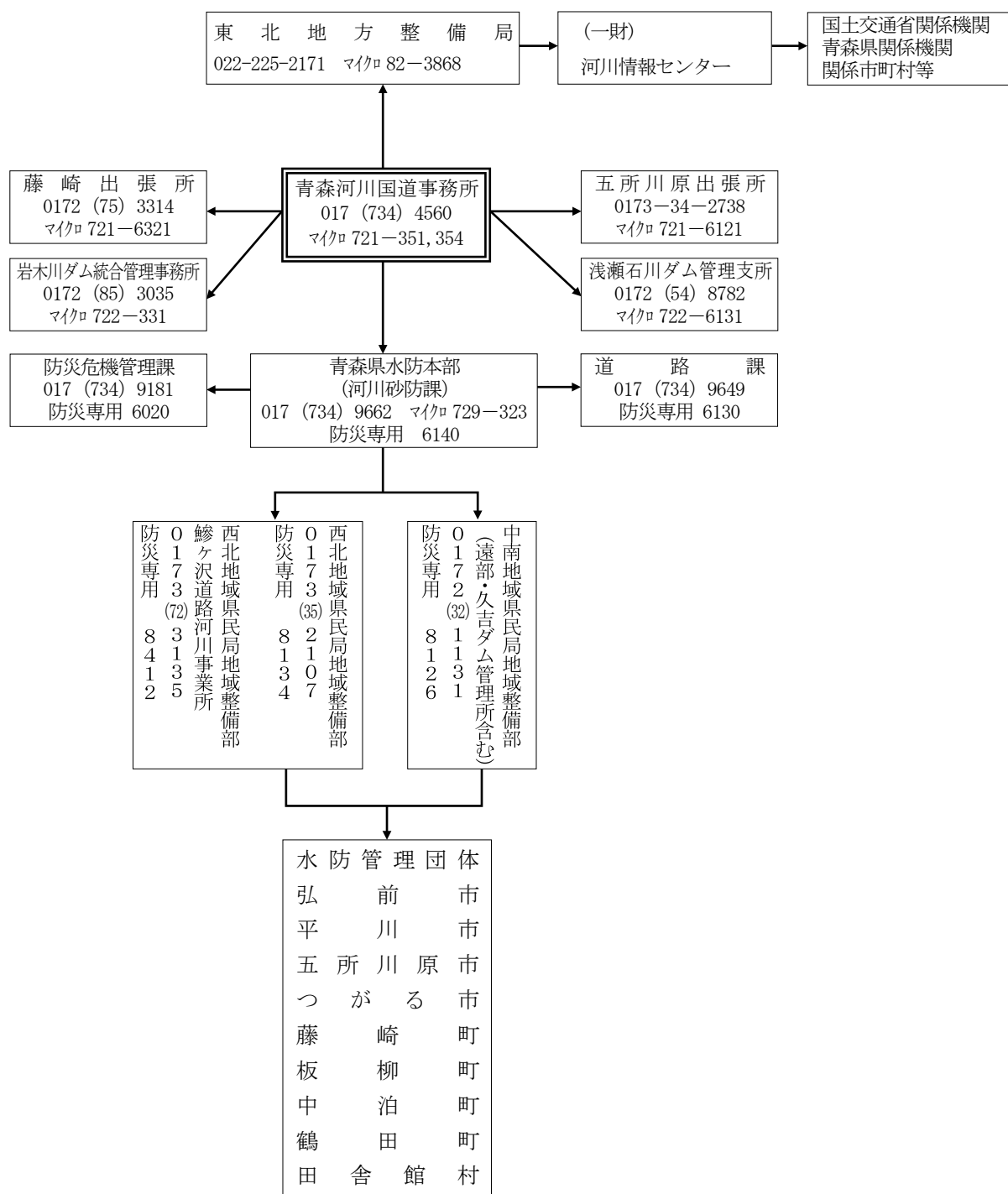
明神川：平成19年3月19日青森県告示第202号

その他の河川：平成17年6月17日青森県告示第523号

4-1-19 岩木川水防警報伝達系統図（岩木川、平川、浅瀬石川）

水防警報伝達系統図（国土交通省）

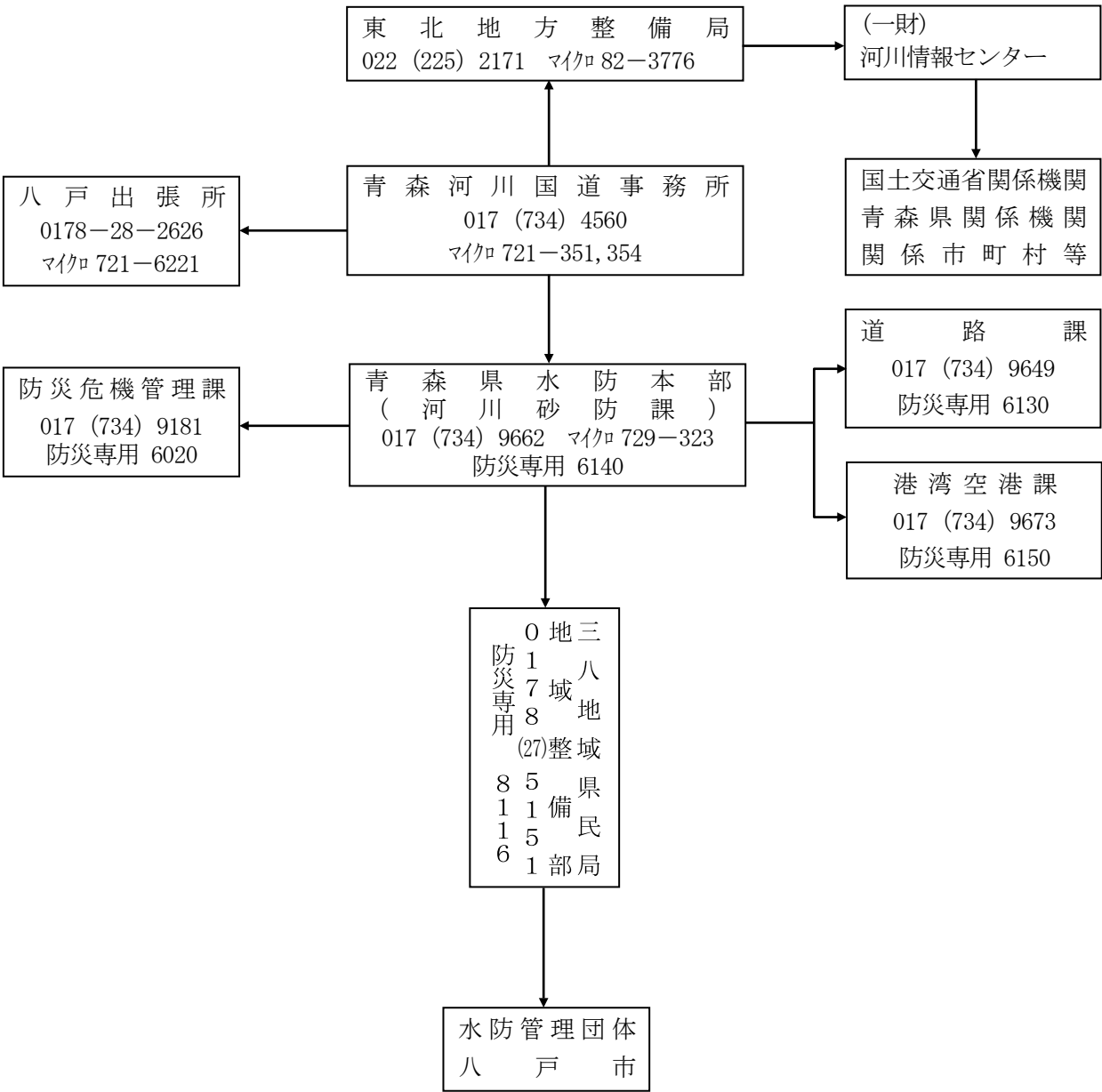
① 岩木川水防警報伝達系統図（岩木川、平川、浅瀬石川、旧大蜂川、土淵川）



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4－1－20 馬淵川水防警報伝達系統図（馬淵川）

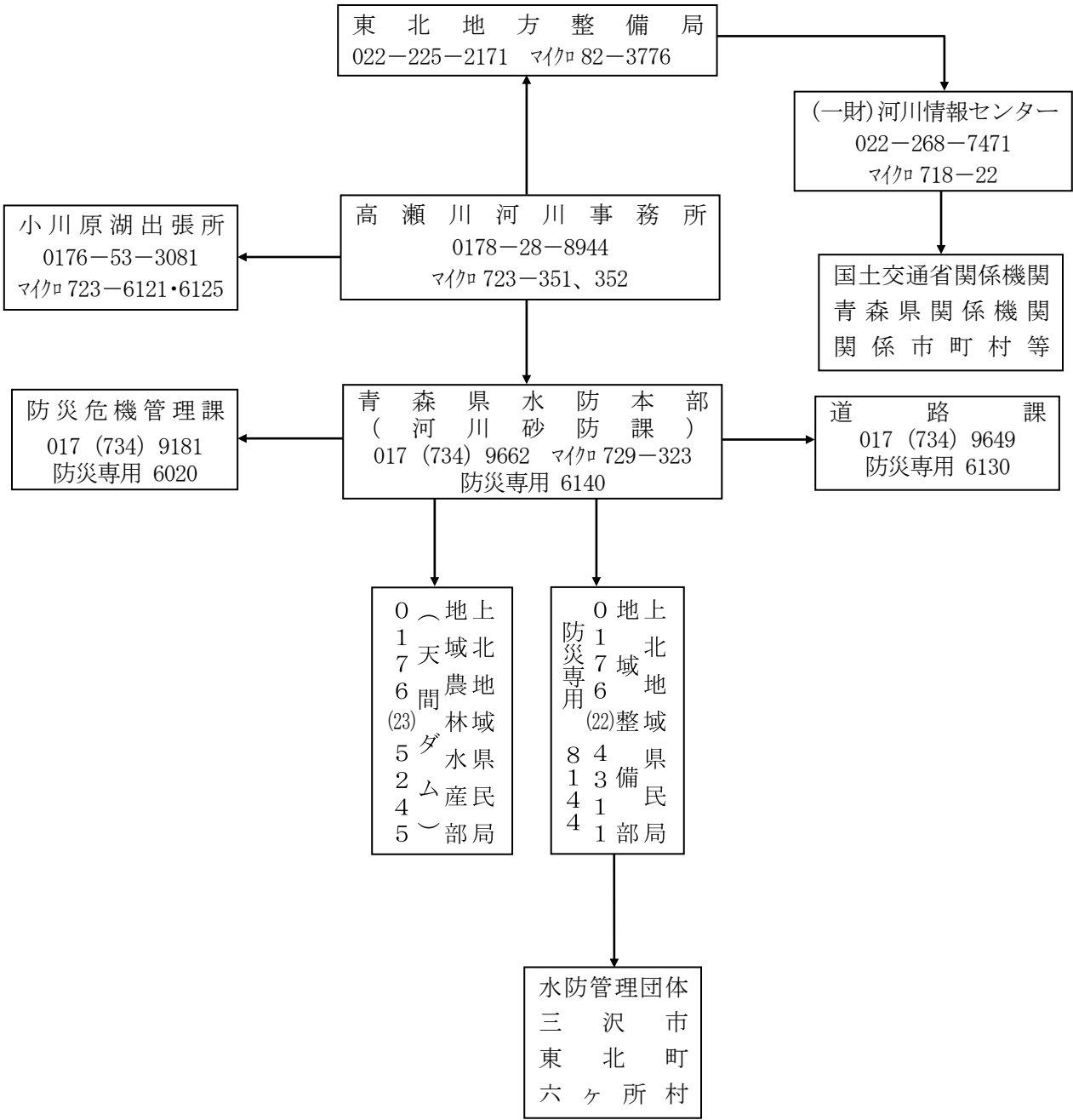
② 馬淵川水防警報伝達系統図（馬淵川）



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

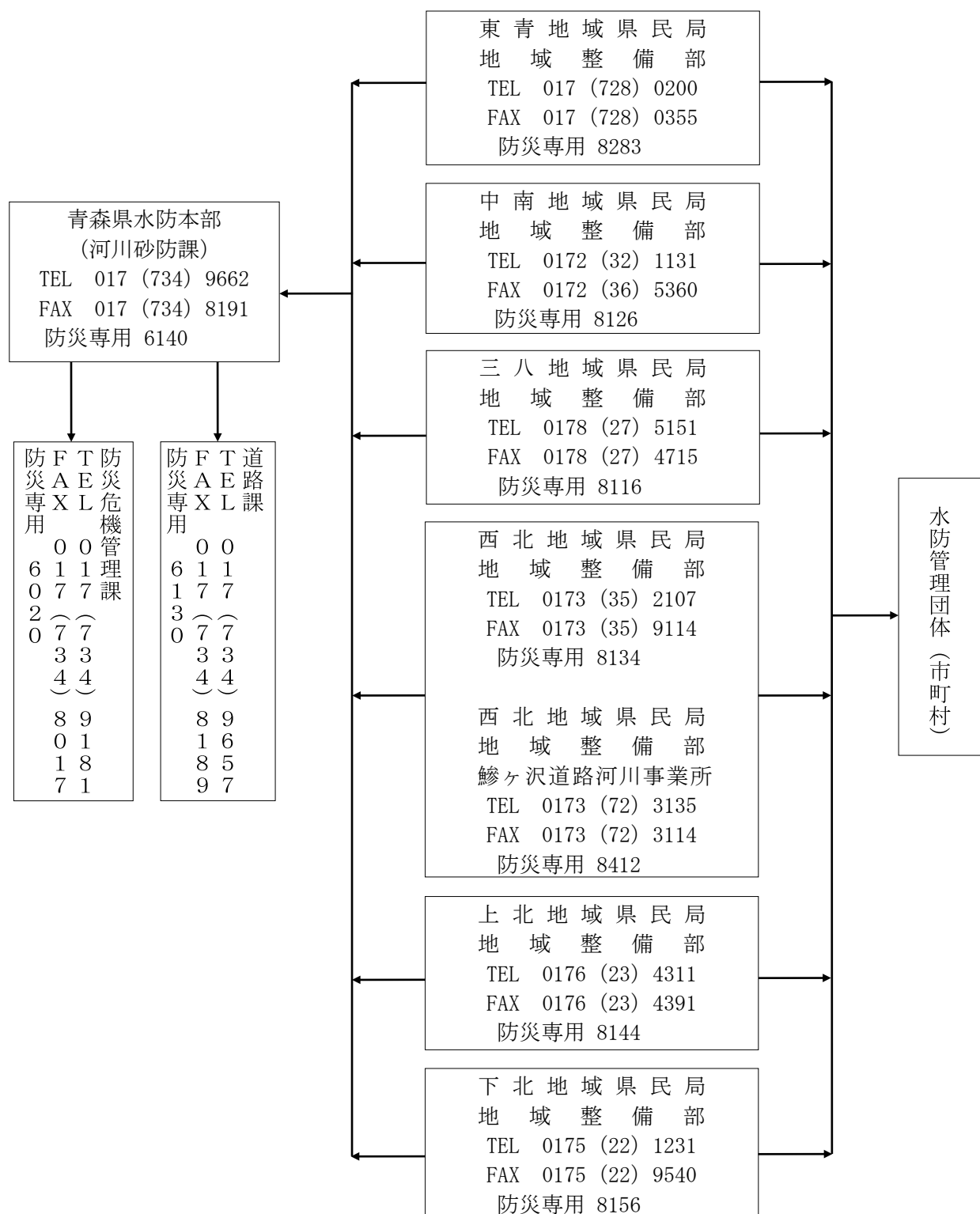
4-1-21 高瀬川水防警報伝達系統図（高瀬川）

③ 高瀬川水防警報伝達系統図（高瀬川）



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-22 水防警報伝達系統図（青森県）

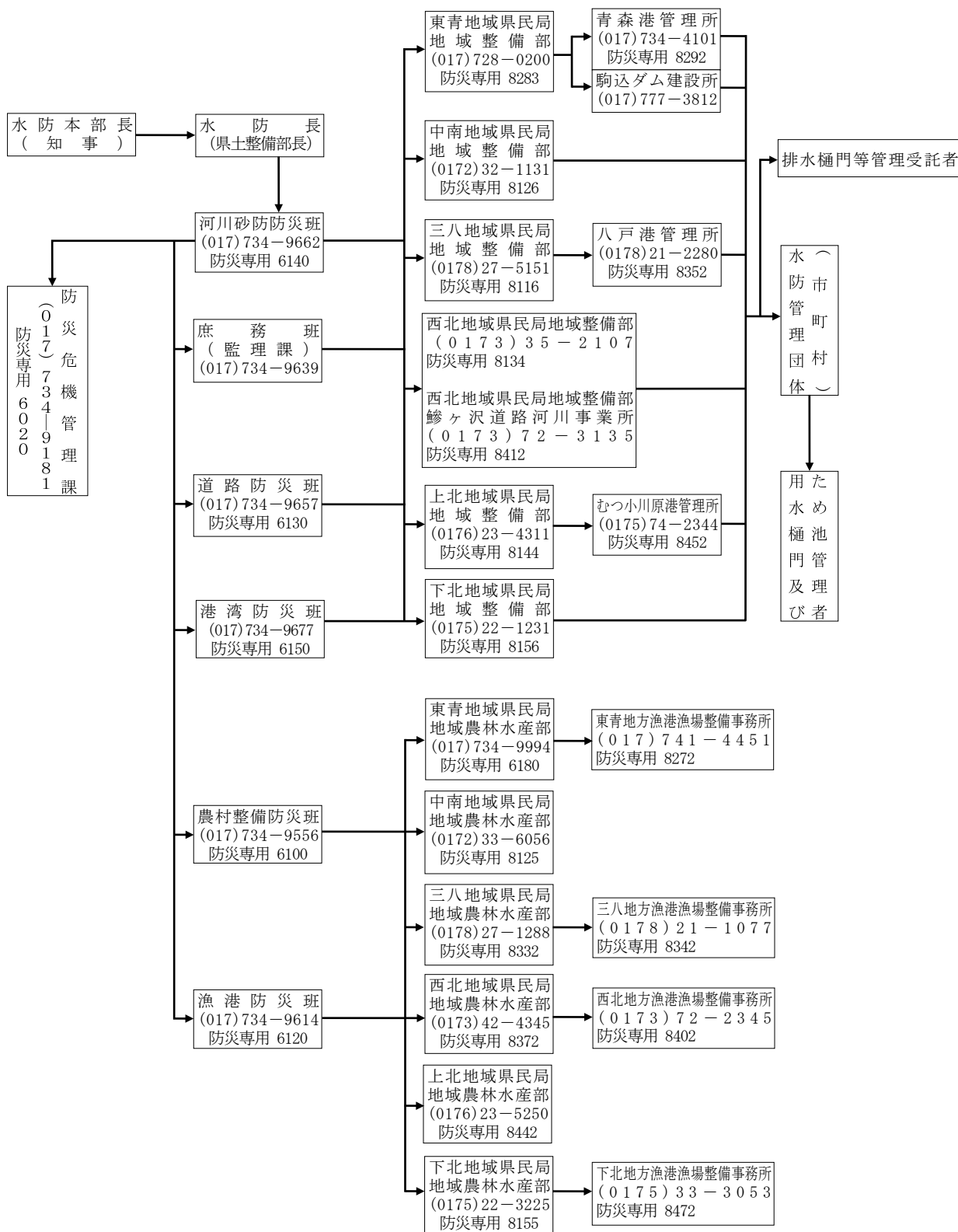


※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-1-23 水防指令伝達系統図（青森県）

県が水防指令を発した場合に、県の水防体制に基づき関係機関に通知する系統を示す。



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

4-2-1 被害報告様式

(1) 各部課報告様式

ア 人的被害・建物被害関係

(所属名)

内訳 市町村名	人的被害		住家被害										計		非住家被害			被害金額 (千円)				
	死者	行方不明者	負傷		全壊・全焼及び流失		半壊及び半焼		一部破損				浸水		棟数	世帯数	人員		左に準じた主たる被害(棟数)			
			重傷	軽傷	棟数	世帯数	人員	棟数	世帯数	人員	床上		床下						全壊	半壊	床上	床下
											棟数	世帯数	人員	棟数								
(記入例)																						
〇〇市	1	2	1	5	7	22	10	10	31		調査中	20	24	63	調査中	35	41	116	調査中	調査中		
〇〇町			2				1	1	4	2	2	3	5	7	21	調査中	8	10	28	調査中		

計	1	2	3	5	7	22	11	11	35	2	2	3	25	31	84	43	51	144	10			

イ 社会福祉施設、医療施設、生活衛生施設及び水道施設の被害状況

市町村名	施設種別	被害施設名	設置主体	建物延面積	被害延面積	被害の程度内容	被害金額 (千円)
(記入例)							
〇〇市	介護老人保健施設	△△△苑	(社福) △△△	*,*,* m ²	* * * m ²	津波により床上浸水した。被害状況は調査中だが、入所者は全員避難して無事である。	調査中
〇〇町	診療所	□□医院	(医療) □□□	*,*,* m ²	* * * m ²	地震で窓ガラスが割れる等の被害が発生。患者には被害は生じなかったが診療はできない状況。	* * *
〇〇町	火葬場	〇〇火葬場	〇〇町			地震により設備に以上が発生。復旧するまで稼働ができない状況。	

市町村名	発生年月日	住家・非住家	程度	発生場所	被災状況
(記入例：被害状況報告の詳細を記載するもので、報告する件数と整合を図ること)					
〇〇市	平成xx年xx月xx日	人的被害	重症	〇〇市〇〇町〇丁目	地震により住居が倒壊し下敷きとなる。〇〇病院に搬送され治療中。
〇〇市	平成xx年xx月xx日	住家	全壊	〇〇市〇〇町〇丁目	地震により倒壊。
〇〇市	平成xx年xx月xx日	非住家	床上浸水	〇〇市〇〇町〇丁目	津波により床上浸水した。
〇〇町	平成xx年xx月xx日	人的被害	軽症	〇〇町〇〇	割れた窓ガラスの破片により擦り傷を負ったが、病院で治療を受け帰宅。
〇〇町	平成xx年xx月xx日	住家	半壊	〇〇町〇〇	地震により一部の部屋の天井が崩れた。
〇〇町	平成xx年xx月xx日	非住家	一部破損	〇〇町〇〇	小屋の一部が破損した。
※非住家の一部破損については、被害状況報告には記載する必要があるが、可能な範囲で記載すること。					

ウ 救 助 関 係

〇 月 〇 日 発 (受) 〇 月 〇 日
〇 時 〇 〇 分 信 者 〇 時 〇 〇 分
発 (受) 氏 名 現 在

市町村名	避難所 箇所 数 (カ所)	避難所 収容 実人数 (人)	応急仮設 住宅 設置 戸数 (戸)	炊出し 給食 実人数 (人)	飲料水 給水車 台数 (台)	被服、寝具等		医療及び助産		救出 行方 不明 (人)	応処 理 数 (世帯) (人)	学用品 小学生 (人)	中学 生 (人)	埋葬 数 (体)	死体の 捜索 処理 数 (体)	障害物 の除去
						世帯数 (世帯)	被服 (点)	寝具 (点)	その他 (点)							

エ 福祉施設関係 月 日 時現在 健康福祉政策課担当者

市 町 村	福 祉 施 設 別	被 施 害 名	設 置 主 体	建 物 延 積	被 害 延 積	被害の程度内容	被 害 金 額
				m ²	m ²		千円
計							

オ 医療施設関係 月 日 時現在 健康福祉政策課担当者

(金額単位 千円)

市 町 村	被 害 施 設 名	被 害 の 程 度							
		全 壊	半 壊	全 焼	半 焼	流 失	浸 水	その他	
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
計									

カ 環境衛生施設関係 月 日 時現在 (健康福祉政策課 県民生活文化課) 担当者

(金額単位 千円)

市町村名	区分	被 害 内 容	被 害 額
計			

注) 被害内容には上水道、簡易水道、廃棄物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入すること。

キ 水 稲 関 係

① 水 害

市町村名	作付面積	被害面積		被害 減収量	単 価	被害額	埋没・決壊		土砂流入		冠 水 間							被害農家																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		計	うち被害率30%以上				被害面積	被害量	被害面積	被害量	被害面積	被害量	冠 水 間					被害面積	被害量	被害農家戸数	うち被害率30%以上の被害農家戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
													冠 水 間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
													1日未満	1～2日	3～4日	5～6日	7日以上					冠水中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																							ha	ha	ha	ha	ha	ha	t																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ha	ha	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

<注> 1. 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以後は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は全ての欄に記入し報告する。（以下の様式についても同様）
 2. 冠水期間については、明確になった面積については、期間区分とし、その時点の冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いた後も差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
 3. 被害面積等の上段（ ）には、被害率を記入する。
 4. 被害様相は次の区分による。
 ア 埋没・決壊：土砂が畦畔の高さを越えて堆積したもの及び耕土が流出したもの
 イ 土砂流入：土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの
 ウ 冠水：稲が全部水中に没したもの
 エ 浸水：水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水には至らないもの。

② 潮風害、干害、風害、冷害等

被害の種類

市町村名	作付面積	被害面積		被害額	被害程度別面積				減収量				被害農家		
		計	うち被害率30%以上		30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上	30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上	戸数	うち被害率30%以上の被害農家戸数	
◎	△	◎		△	△	△	△	ha	ha	ha	t	t	t	△	戸

ク りんご・特産果樹被害

① 風害

市町村名	樹種名	栽培面積	災害の 種 類	種 目	被 害 程 度 別 面 積					被 害 量				被害金額 千円	備 考
					計	30% 未満	30～ 50% 未満	50～ 70% 未満	70% 以上	計	落果		樹上 損傷		
											減収	品質 低下			
◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	りんごの樹体損傷 は、わい性台と普通 台に区分する。	
合 計															
被害戸数					戸										

② 風害以外

市町村名	樹種名	栽培面積	災害の 種 類	種 目	被害程度別面積					被 害 量		被害金額 千円	備 考	
					計	30% 未満	30～ 50% 未満	50～ 70% 未満	70% 以上	減収	品質 低下			
◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	t	t	千円	園地浸水は状況報告時のみ使用する。 りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合 計														
被害戸数					戸									

ケ 畑作、野菜、花き、桑樹被害

市町村名	品目毎	作 型	被 害 程 度 別 面 積 (ha)				被 害 減 収 量 (t・本・鉢)				単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30%未満	30～50% 未満	50～70% 未満	70%以上	計	30%未満	30～50% 未満	50～70% 未満	70%以上	
◎	◎	△	◎		△	△	△	△	△	△	△	△	
合 計													

＜注＞作型の欄には、災害暦等を参考の上、春まき栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。
備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠を記入する。

コ 畜産関係被害

① 家畜・畜産物

市町村名	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	被 害 程 度 別 面 積 (ha)				単価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	備 考
				計	30%未満	30～50% 未満	50～70% 未満	70%以上					
◎	() ◎	△	△	◎		△	△	△	△	() ◎	△	△	
合 計													

＜注＞区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧草、乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入被害数量欄の（ ）内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入

② 牧草、飼料作物等

市町村名	作物名	被害の態様	被 害 程 度 別 面 積 (ha)						被 害 減 収 量 (t)						単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30%未満	30～50% 未満	50～70% 未満	70%以上		計	30%未満	30～50% 未満	50～70% 未満	70%以上				
◎	◎	内訳 ◎	◎	△	△	△	△		△	△	△	△	△		△	△	
合 計																	

＜注＞1 被害態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様に被害面積、被害減収量を記入する。

2 備考欄に箇所数等を記入する。

3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。

牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1 番草 5 0 % 2 番草 3 0 % 3 番草 2 0 %

サ 農業関係共同利用施設被害

① 農業協同組合及び同連合会所有のもの

市町村名

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計		備 考
		件 数	面 積	被害額	件 数	面 積	被害額	件 数	面 積	被害額	件 数	面 積	被害額	件 数	面 積	
◎	()															
	()															
	()															
	計										◎		△			
◎	()															
	()															
	()															
	計															
◎	()													◎	△	
	()															
	()															
	計													◎	△	
合 計																

<注> 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
※ 「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電話等）を記入する。
用途が複数の施設については、その主たる用途により分類した上で記入する。
2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは、不要とする。
3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

② その他所有のもの

市町村名

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	()																
	計										◎		△				
◎	()																
	()																
	()																
	計													◎		△	
◎	()																
	()																
	()																
	計													◎		△	
合 計																	

＜注＞ 1 注記は①と同じ。

③ 農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害

市町村名

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計		備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	
◎	()															
	()															
	()															
	計										◎		△			
◎	()															
	()															
	()															
	計										◎		△			
◎	()															
	()															
	()															
	計										◎		△			
合 計																

<注> 1 注記は①と同じ。

シ 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害

市町村名

種	類	数	単 位	単 価	被害額	備考
生 産 資 材	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
そ の 他	計	◎			△	
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
	合 計					

<注> 1. 在庫品とは、農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の所有又は管理するものをいう。
2. 「種類」欄の()内には農協等名を記入する。
3. 備考欄には被害の態様を記入する。

ス 林業関係被害

(その1) [概況・確定報告]

災害名：

平成 年 月 日 現在

(単位：千円)

区 分	林 産 施 設 等				林 産 物 等				計	
	林産施設等		苗畑施設		小計		林産物		種苗	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
地域農林水産部										
市町村										
合 計										

注 1.「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
2.「林産施設等」被害とは、木材倉庫・貯木場・木材加工施設、木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工施設等の全壊、半壊をいう。
3.「苗畑施設」被害とは、畑地流出、畑地埋没、流水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
4.「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、しいたけ・わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
5.「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数（千本、年生）を記入する。
6.「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物等（木材・薪炭・特用林産物）をいう。

災害名：

平成 年 月 日 時 現在

(金額単位：千円)

区 分	林 地				施 設								等	林野火災			備 考	
	崩壊地		地すべり		海岸		治山		地すべり		小計			林道				
	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額		数量	被害金額	件数		面積
地域農林水産部	市町村																	
	</																	

様式②

治山災害報告（速報、概況、確定報告）					
（ ）地域農林水産部		第 報（ 月 日 時現在）			
場 所	郡 ・ 市 町 ・ 村		大字	地番	
発 生 日 時	月 日 時		異常気象名（災害名）		
原 因	連続雨量	mm	月 日 時 ～ 月 日 時（観測所名 ）		
	最大日雨量	mm	月 日 時 ～ 月 日 時（観測所名 ）		
	最大時間雨量	mm	日 時 ～ 日 時（観測所名 ）		
	その他の概況				
崩壊の状況	崩壊の位置（尾根・中腹斜面・谷頭部・溪岸）				
	崩壊の分類（尾根・中腹斜面・谷頭部・溪岸）				
	斜面形（散水形 ・ 集水形 ・ 平衡形）				
	崩壊深				
	崩壊面積 m ²				
	崩壊又は流失土砂量				
	湧水の有無 有 無 不明				
	その他				
被 害 状 況	死者・負傷者等	死者 名 ・ 行方不明 名 ・ 負傷者 名			
	家屋被害	全壊 戸 ・ 半壊 戸 ・ 一部破損 戸			
	道路被害	国 ・ 県道 m ・ その他道路 m ・ 鉄道 m			
	その他				
応 急 対 策					
復 旧 計 画	事業名 ・ 工事費 千円 ・ 工事内容				
直 接 保 全	人家 戸 ・ 耕地 ha ・ 国 ・ 県道 m ・ その他道路 m				
対 象	農用水路 m ・ 公共施設 ・ その他				
適用法律の 施 行 状 況	保安林指定	有 無	保安林種 指定年月日		
	保安施設地区指定	有 無	指定年月日		
	山地災害危険地区	有 無	危険地区番号		
	砂防指定地	有 無	保安林種 指定年月日		
	急傾斜地崩壊危険区域	有 無	保安林種 指定年月日		
	地すべり防止区域	有 無	保安林種 指定年月日		
備 考					
送 受 信	月 日 時	送信者氏名		受信者氏名	

様式③—1

林道被害（速報、概況、確定報告）

月 日現在

災害名

発生年月日 平成 年 月 日

地域農林水産部

被害状況 種別		路 線 数	箇 所 数	延 長	被 害 額	備 考
林道施設						
内	内未成					
	内転属					
	橋 梁					
	小災害					

(注) 1 内未成 () 内書、内転属 (()) とし、橋梁、小災害は、裸書で内書してください。

2 添付書類

(1) 気象概況

(2) 被害状況図

(3) 一般的被害状況図（例えば河川の増水及び氾濫状況、人家及び土木建造物の被害状況等）

様式③—2

林道施設災害被災一覧表

地域農林水産部

(単位:千円)

路線名	市町村別	種別	巾員	延長	被害額	左の内訳				備考
						切土	盛土	橋梁		

平成 年発生林道施設災害気象一覧表

地域農林水産部

災害名	観測所	発生日	観測時間	雨 量			適用市町村	適用路線	備考
				降雨量	融雪量	計			

様式④

林 野 火 災 速 報

宛 先	林政課森林整備グループ	F A X	0 1 7 - 7 3 4 - 8 1 4 5
送 信 内 容	概況（第 報） 時現在 ・ 確定 （同欄は必ず記載のこと）		
発信月日・発信者	年 月 日	地域農林水産部	課 氏名

1 り 災 日 時	平成 年 月 日 時 分 平成 年 月 日 時 分	出火・覚知・延焼中 鎮火 (h a)																																																												
2 火災の概要	天候 () ・ 風向 () ・ 風速 () ・ 延焼拡大の見込み あり・なし																																																													
3 出 火 場 所	市郡 町村大字 字 番地 (林班 小班 番号)																																																													
4 図 面 等	位置図 (1/50,000)、森林施業図 (1/5,000) を必ず添付すること。																																																													
5 出 火 原 因	たばこ・たき火・火入れ・火遊び・不明・その他 ()																																																													
6 被 害 状 況	(1) 焼損面積等 (消防・警察発表・事務所調査) <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有形態別</th> <th>地床別</th> <th>樹種別</th> <th>人天別</th> <th>林 齢</th> <th>面積</th> <th>h a</th> <th>被害材積 m³</th> <th>損害額 千円</th> <th>森林保険有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 人的被害 死者 人、理由 負傷者 人、理由 (3) 建物の被害 全焼 住家 棟、非住家 棟、その他 () 棟 半焼 住家 棟、非住家 棟、その他 () 棟 (4) 他法令等の有無(保安林、自然公園等) (5) その他の被害		所有形態別	地床別	樹種別	人天別	林 齢	面積	h a	被害材積 m ³	損害額 千円	森林保険有無																																																		
所有形態別	地床別	樹種別	人天別	林 齢	面積	h a	被害材積 m ³	損害額 千円	森林保険有無																																																					
7 消 火 活 動	(1) 消防署 車輛 台 人員 人 (2) 消防団 車輛 台 人員 人 (3) 自衛隊 出動要請 月 日 時 分 地上部隊 車輛 台 人員 人 駐屯地 ヘリコプター 機 (4) その他 防災ヘリコプター																																																													
8 そ の 他 参 考 事 項	(1) 報道の状況 新聞・ニュース (2) その他																																																													

※ 地床別欄には、山林、原野、牧野別に記入する。

※ 面積の確定に当たっては、消防機関等と協議の上決定すること。

平成 年 月 日 時現在
(金額単位:千円)

[illegible]

「平成〇〇年〇月〇日～〇日の〇〇による被害」

[illegible]

ノ 水産業関係被害

様式 水産業関係被害 月 日 時現在

水産業関係施設被害																				
区分 市町村名	共同利用施設			非共同利用施設			地方公共団体施設			漁船										
	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	滅失		大破		中破		小破		計		
										隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	

タ 漁港施設関係被害（漁港海岸施設を含む）

災 害 速 報 (第 報)

漁港関係施設

被害報告額調書への記入	記入者
年 月 日	

都道府県名	青森県	発信年月日	年 月 日
		報 告 者	

異常気象名（年月日）

気象状況	風 速	10分間最大	m/s （ 年 月 日 時 分）
	その他		

被 害 状 況						（金額単位：百万円）
漁 港 名 又は地区名	事 業 主 体	施 設 名	工 種	被 災 数 量	復 旧 見 込 費 工 事 費	備 考 （築造事業名年度等）
計	件					

一般被害状況

(1) 海岸以外のものの被害状況

人的被害		死者	人	耕地被害	水田	流失埋没	ha	
		負傷者	人			冠水	ha	
		行方不明者	人		畑	流失埋没	ha	
建物被害	一般	全壊	戸			鐵道・軌道被害		冠水
		半壊	戸					
		流失	戸	漁船被害	一隻		t	
	共同利用	漁具倉庫(全壊)	戸	減産見込	農産物			
		漁具倉庫(半壊)	戸			米	t	
		農業用施設	棟		麦	t		
					水産物	魚類	t	
						貝類	t	
						藻類	t	
					合計		t	

(2) 漁港関係以外の公共土木施設被害状況

(単位：千円)

		被害		摘要
公共土木施設	河川	箇所数	金額	
	海岸(注)			
	砂防設備			
	道路			
	橋梁			
	港湾			
	計			
農林施設	農地海岸			
	林地荒廃防止施設			
	計			
学校施設				
その他公共施設				
合計				

(注) 上記の海岸は、漁港海岸以外(建設海岸等)の被害状況を記載

チ 商工業、観光施設関係

月 日 時現在 商工政策課担当者

(金額単位 千円)

区分 市町村名	被 害 内 容	被 害 金 額
計		

注) 被害内容は、鉱山、商店、事業所ごとにかつその被害程度を記入すること。

ツ 土木施設関係

月 日 時現在 監理課担当者

(ア) 県 工 事

区分 市町村名	河 川		海 岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道 路		橋 梁		下 水 道		港 湾		合 計		主たる被害場所 及 び 内 容
	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	
計																					

(イ) 市 工 事

(金額単位 千円)

区分 市町村名	河 川		道 路		橋 梁		下 水 道		合 計		主たる被害箇所名 及 び 内 容
	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	
計											

テ 文 教 関 係

月 日 時現在 教育政策課担当者

(金額単位 千円)

設置者	区分	児童・生徒(教職員、事務職員)被害(人)					教科書被害	学 校 施 設																社 会 教 育 施 設						被害合計金額
		死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	計		小学校		中学校		高等学校		大 学		高等専門学校		特別支援学校		幼稚園		専修学校各種学校		社会教育施設		社会体育施設		文化財		
								校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	園数	金額	校数	金額	施設数	金額	施設数	金額	件数	金額	
計																														

ト 応急対策状況

課担当者

区 分	措 置 事 項	措 置 月 日
1. 被 害 地 の 調 査 連 絡		
2. 応 急 措 置		
3. 本 省 等 に 対 す る 連 絡		
4. 本 省、国 会 等 の 調 査 査 定 等		
5. そ の 他		

注) 各課ごとに作成すること

(2) 市町村から県への報告様式 ((1)を除く主な物)

被害状況即報・確定報告

様式 1

市 町 村				区 分				被 害		
災 害 名 号 報 告 番 号		災害名		そ の 他	田	流失・埋没	ha			
		第 報				冠 水	ha			
		(月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha		
							冠 水	ha		
報 告 者 名				文 教 施 設	箇所					
					病 院	箇所				
						道 路	箇所			
					橋 り ょ う	箇所				
区 分		被 害		河 川	箇所					
人的被害	死 者	人		港 湾	箇所					
	行 方 不 明 者	人		砂 防	箇所					
	負 傷 者	重 傷	人	清 掃 施 設	箇所					
		軽 傷	人	崖 く ず れ	箇所					
住家被害	全 壊	棟		他	鉄 道 不 通	箇所				
		世帯			被 害 船 舶 隻					
		人			水 道 戸					
	半 壊	棟			電 話 回 線					
		世帯			電 気 戸					
		人			ガ ス 戸					
	一 部 破 損	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯			り 災 世 帯 数	世帯				
		人			り 災 者 数	人				
	床 下 浸 水	棟			火 災 発 生	建 物	件			
		世帯				危 険 物	件			
		人				そ の 他	件			
	非住家	公 共 建 物	棟							
そ の 他		棟								

区 分		被 害	市 対 町 策 村 本 災 害 部	名 称					
公 立 文 教 施 設		千円			設置	月	日	時	
農 林 水 産 業 施 設		千円				解散	月	日	時
公 共 土 木 施 設		千円							
その他の公共施設		千円							
小 計		千円							
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 の 適 用 の 有 無					
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 孝	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項								

※ 被害額は省略することができるものとする。

様式2

報 告 の 時 限		日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分	
発 信 機 関				受 信 機 関			
発 信 者 名				受 信 者 名			
内 容							
発 生	日	時	日 時 分				
	場	所					
	原	因					
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1. 死 亡 2. 行方不明 3. 重 傷 4. 軽 傷					
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)					
	住 所						
	収 容 先						
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)						
住 家 被 害 の 状 況	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
	棟	棟	棟	棟	棟		
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
	人	人	人	人	人		
	応急対策の状況						

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報 告 の 時 限		日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分	
発 信 機 関				受 信 機 関			
発 信 者 名				受 信 者 名			
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の 種別及び日時	世帯数	人数	屋内屋 外の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名		設 置 場 所	収 容 人 数		実施機関	
				重傷	軽傷		

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報 告 の 時 限		日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 名			受 信 者 名	
内 容				
被 害 区 分		ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被 害 区 域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被 害 程 度 (概 要)			
	応 急 対 策 の 状 況			
	復 旧 見 込			
	そ の 他 参 考 事 項			

表2 被害報告一覧表

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令	報告内容	主管官庁
事業別被害報告	防災危機管理課		災害全般	総合被害報告	災害対策基本法	被害の状況・被害の程度・応急措置の概要	消防庁
	消防保安課		消防	火災及び危険物災害報告	消防組織法	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	〃
	防災危機管理課	健康福祉政策課	自然災害	被災者生活再建支援法関係報告	被災者生活再建支援法	自然災害概況、住宅に被害を受けた世帯の状況等	内閣府防災担当（被災者生活再建支援法人）
	健康福祉政策課	地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉総室	一般災害	災害救助法関係報告	災害救助法	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会・援護局
	〃	〃	福祉施設	社会福祉施設被害報告		社会福祉施設	厚生労働省社会・援護局、老健局、雇用均等・児童家庭局
	医療業務課	〃保健総室	医療施設	公的医療機関被害報告	厚生労働省通達	災害復旧事業費	厚生労働省医政局
	保健衛生課	〃	防疫	被害状況報告	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
	〃	〃	水道	水道施設被害報告	厚生労働省通達	災害復旧事業費	〃
	〃	〃	水と畜場及び火葬場施設	と畜場及び火葬場施設被害報告	〃	〃	〃
	環境政策課		廃棄物処理施設	廃棄物処理施設被害報告		被害の状況・被害の程度	環境省
	農林水産政策課（団体経営改善課・農産園芸課・りんご果樹課・畜産課）	地域県民局地域農林水産部	農林	農林業・畜産関係被害報告	農林水産省通達	農畜産物被害全般（農作物、農業関係施設等、家畜、畜産物、牧草飼料、畜産施設）	東北農政局
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法	農地農業用施設	農水省農村振興局・東北農政局
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告 地すべり被害報告	公共土木庫負担法	海岸（農業用施設）地すべり防止施設	〃

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令	報告内容	主管官庁
事業別被害報告	林政課	地域県民局 地域農林水産部	農	林業関係被害報告	農業施設暫定法	林業用施設(林地荒廃防止施設・林道)・共同利用施設	林野庁
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	公共土木国庫負担法	林地荒廃防止施設(山林砂防施設・海岸砂防施設)・地すべり防止施設	〃
	〃	〃	農	林地荒廃関係被害報告	森林法	保安施設	〃
	水産振興課	〃	水産	水産業被害報告	農林水産省通知	共同利用施設・非共同利用施設・地方公共団体施設・漁船・漁具・養殖施設・漁場・養殖物・その他水産物・水産業協同組合在庫品	水産庁
	〃	〃	〃	〃	農林水産施設暫定法	共同利用施設	〃
	漁港漁場整備課	漁港漁場整備事務所	〃	〃	〃	沿岸漁場整備開発施設	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	漁港施設	〃
	〃	〃	公共土木	農水省所管漁港施設被害報告	公共土木国庫負担法	海岸・漁港施設	〃
	河川砂防課	地域県民局 地域整備部	〃	国土交通省所管公共土木施設被害報告	〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備・急傾斜地崩壊防止施設・下水道施設・地すべり防止施設	国土交通省河川局
	〃	〃	〃	土砂災害報告	国土交通省通達	土砂災害による被害状況	〃
	〃	〃	〃	雪崩災害報告	〃	雪崩災害による被害状況	国土交通省河川局
	都市計画課	〃	〃	国土交通省所管公共土木施設被害報告	〃	下水道施設	国土交通省水管理国土保全局
	〃	〃	〃	〃	〃	公園緑地	国土交通省都市局

区分	県主管課	經由機関	報告大別	報告事項	根拠法令	報告内容	主管官庁
事業別被害報告	港湾空港課	港管理所・地域県民局地域整備部（港管理所）・空港管理所	公共土木	港湾空港関係公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	海岸・港湾・空港施設	国土交通省 〃 港湾局 〃 航空局
	建築住宅課	地域県民局地域整備部	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	公営住宅	国土交通省住宅局
	〃		建築物全般	建築物災害報告	建築基準法	被害の状況・程度	〃
	教育庁 教育政策課	教育事務所	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校被害	文部科学省大臣官房文教施設部

4-2-2 災害写真の作成要綱

第1 目 的

災害の実態を迅速的確に把握するとともに、応急対策、復旧対策について、政府当局或いは関係諸機関にその実情を報告し、かつ助成を要請する場合に、最も効果あらしめるために写真を整備することを目的とする。

第2 速報に要する写真収集の方法

- 1 市町村は災害発生の都度速やかに（可能な限り24時間以内）次の方法により提出すること。
 - (1) 災害の場合は、ネガフィルム、印画等を関係する出先機関に提出すること。ただし未現像のものでも差支えないこと。
 - (2) 県本部の設置が予想されるような緊急かつ重大なる災害等の場合はネガフィルム、印画等を直接県関係部課に持参すること。ただし未現像のものでも差支えないこと。
- 2 県出先機関においても、1に準じて災害状況の説明に十分適した写真を撮影し、あわせてこの種写真の収集に努め市町村より提出された写真とともに速やかに所属主管課に持参すること。
- 3 災害関係各課が現地調査に出動する場合、必要に応じて写真撮影者を同道し、災害地の撮影と写真収集に努めること。なお、関係する災害の写真に拘泥することなく可能な限り全般的な災害写真の撮影に留意すること。例えば災害地に先着した者は土木施設の被害等のみでなく付近農作物等の被害状況を撮影しておく等である。
- 4 1～3までの写真は、情報収集要領により、速やかに広報班に提出すること。
- 5 1～4までは、揭示写真及び応急対策に必要な速報を主としたものであるが、復旧計画に要する写真については、次に掲げる第3の復旧計画に要する写真撮影の方法及び細目要領により措置するものとする。

第3 復旧計画に要する写真撮影の方法

- 1 災害地の全容写真2、3点程度
地域内の災害様態が一見して説明できるような災害最高時のもの
- 2 災害部分写真4、5点程度
前記の災害全容を部分的に撮影し、災害程度が歴然としているもの。
- 3 災害箇所の無災害箇所との比較対象写真
災害発生前と災害発生後と被害程度が一見してわかるように撮影したもの。
- 4 その他参考となるべき写真数点
当該災害程度を説明するに必要な災害地付近の状況写真
- 5 写真撮影に当たっては、敏速に行動し時期を失ないように留意すること。
以上を要するに一見して相手側を肯定せしめ得るような真実にして迫力性に富む写真をの撮影を工夫することであり、例えば風水害等自然災害の場合は、気象通報等に注意し災害発生前災害最高時及び終息時等比較対照できるものであれば最も効果的である。
- 6 土木災害、農林災害、火災等の撮影にあたって特に留意すべき細目については次の細目要領のとおりである。

第4 印画には撮影の日時、場所、被害物、施設名等の概要説明を付すること。

第5 撮影当時の災害状況を明らかにするため撮影箇所の概況及び今後の災害進展の見通し等、可能な限り参考事項の証明書を添付すること。

第6 写真の現像、引伸し等

- 1 第2によって撮影収集したものは、広報班において、ネガフィルムの現像並びに見本写真の引伸ばし、整理を行う。(カラー写真を除く)
- 2 速報並びに復旧計画等に要する写真作成は、必要に応じて関係各課が行う。
- 3 この写真作成にあたって、広報班は、管財班を通して関係業者を指定し、見本写真のネガフィルムを貸与するなど速やかな処理体制を措置するものとする。

細 目 要 領

第1 土木災害

- 1 被害前の写真を整理するため機会がある毎に、管内土木施設の現況の撮影及び保存に努めること。
- 2 河川災害については、被災箇所撮影のほか被害時の最高水位が判別できるよう量水標を撮影すること。量水標のない河川構造物を基準として最高水位を撮影すること。
- 3 海岸災害については、被災箇所撮影のほか最高水位が判別できるよう防波堤を基準として撮影すること。
- 4 道路並びに家屋の冠水については、完遂高を示して撮影すること。
- 5 被害最高時の河川水位、海岸波高の撮影に失敗したときは、その痕跡を撮影すること。
- 6 被害時の応急対策工事を施工する場合には、この工事進捗状況を綿密に撮影すること。

第2 農林災害

1 農作物（水稻、畑作、果物等）被害

(1) 風雪

ア 強風の状況

電柱又はポール等の対象物と農作物が風を受けている状況を比較した場面、あるいは吹き流し等を農作物の傍らに立て風がいかに強いかを明らかにした場面を撮影すること。

イ 農作物の倒伏の状況

(ア) 水稻にあつては、水田の畦も画面に入れる等水田であることを明らかにし、他の牧草、雑草地と見違えられないような方法手段を講じて撮影すること。

(イ) 畑作物にあつては、できるだけ大写しにし、作物名が判断できるよう撮影すること。

(ウ) 果樹にあつては、倒伏の状況が一見して判断できるようにするため、根本の露出部を強調するとともに倒伏樹全体の大きさを表現できるように工夫撮影すること。

ウ 農作物枝、葉の折損状況

(ア) 水稻にあつては

a 水田の畦を画面に入れる等水田であることの表現に工夫を凝らし、被害の全容を撮影すること。

b 折損の甚だしいものと無被害のものと比較撮影すること。

(イ) 畑作にあつては

a 作物名が判断できるような被害の全容を撮影すること。

b 被害の甚しいものを大写しで撮影すること。

(ウ) 果樹にあつては

a 折損部分を大写しで撮影すること。

- b 折損枝の全容を撮影すること。
- c 折損の多い果樹園の全容を撮影すること。

エ 被害農作物の状況

(ア) 畑作物（例えばかんらん、トマト、茄子等）にあつては

- a 被害量を明確にした集積場面を大写しで撮影すること（この場合被害物を手に持って損傷の程度を説明している人物を入れてもよい。）
- b 被害物を数個並べてその損傷の甚だしさを説明したものを撮影すること。

(イ) 果樹にあつては

- a 被害落果量を明確にして集積場面を撮影すること。
- b 被害果樹を数個並べてその損傷の甚だしさを写真で説明できるよう撮影すること。
- c 樹上における果樹の損傷状況を大写しで撮影すること。

オ その他

- (ア) その他被害の様相を明確に判断できるように写真表現に留意し、適切と思われる場面を工夫をこらしつつ数多く撮影すること。
- (イ) 写真説明は、市町村名、大字名、作物品種名、被害団地の面積、被害の態様等明確に記入すること。

(2) 水害

ア 河川等の増水の状況

概ね風害の倒伏状況撮影に準ずる。

イ 農作物倒伏の状況

概ね風害の倒伏状況撮影に準ずる。

ウ 土砂の堆積流出の状況

エ 冠水の状況

- (ア) 水稻畑作物にあつては冠水時の全容を撮影すること（ただし、退水後の状況も撮影する必要の生ずることもある。）

(イ) 果樹にあつては

- a 冠水時の全容を撮影すること（他に退水後の状況も撮影する必要の生ずることもある。）
- b 冠水後の果実の状況を大写しで撮影すること。

オ その他

風害時のその他の項に準ずること。

(3) 電害

ア 降電の状況

降電の大きさと降電量を説明するため、物差、鉛筆等を対象物として電の傍に置いて大写しで撮影すること。

イ 枝等の折損状況

概ね風害等の枝葉折損状況に準ずること。

ウ 被害農作物の状況

概ね風害等の被害農作物の状況に準ずること。

エ その他

概ね風害等のその他の状況に準ずること。

- (ア) 芽稚葉幼果その他の損傷状況をできるだけ大写しで撮影し、農作物の判断ができるように工夫すること。

(4) その他の被害

(1)～(3)までは代表的な災害の例を述べたものであるが、他に波浪害、高潮害、病虫害、果実冷害、雪害、融雪害等数多くの災害の種類があるが、すべて前記の例を応用して適切な撮影を行うよう留意すること。

2 林業被害

(1) 林産物にあつては、写真による被害の表現が非常に困難なものが多いが、できるだけ写真表現に努力すること。

(2) 森林種苗にあつては、1 農作物（水稻、畑作、果樹等）被害に準じて撮影すること。

(3) 林地林業用施設等にあつては、(1) の撮影に準ずること。

(4) その他

概ね農作物（水稻、畑作、果樹等）被害に準ずること。

3 畜産被害

(1) 家畜の死亡、廃用、疾病、傷害等の状況を撮影し、簡単な説明を加えること。

(2) その他

概ね1 農作物（水稻、畑作、果樹等）被害に準ずること。

4 共同利用施設、非共同利用施設

施設の被害については、被害の態様によって撮影の方法もそれぞれ異なると思うが、できるだけ被災前の現況写真と被災後の写真とが比較できるよう努力すること。

このほか、施設の内部被害がある場合は、これについても詳細に撮影するよう留意すること。

第3 火災

1 被災前の写真を整備するために市町村にあつては特に人家、その他官公営病院、公共施設等の緻密している現況を撮影完備しておくこと。

2 火災の場合は、その最高時の写真も勿論であるが、寧ろ焼跡のものに重点を置くことが肝要である。

3 その他災害救助法を発動した場合は、次の状況写真が必要であること。

(1) 収容施設の全容及び内部の状況

(2) 炊き出しその他による食品配給及び飲料水の供給の状況

(3) 被服寝具、その他生活必需品及び学用品の供給の状況

(4) 医療及び助産の状況

(5) 被災者の救出状況

(6) 埋葬状況

4-2-3 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの運営及び管理に関する覚書

本県におけるヘリコプターテレビ画像伝送システム（以下「ヘリテレシステム」という。）は、防災ヘリコプターと警察ヘリコプターを活用し、災害時における被災地等の画像を県災害対策本部その他の防災関係機関に送信するために整備されたものである。

このうち、警察ヘリコプターによるテレビ画像の送信については、その運営が知事部局と警察部局の両部局にわたるため、ヘリテレシステムの円滑な運営と適正な管理のために必要な事項を両部局間で定め、覚書を交わすものである。

（画像送信の要請）

第1条 知事は、災害応急対策活動の実施などのため必要があると認める場合には、警察本部長に対して、警察ヘリコプターを用いて災害現場等を上空から撮影し、そのテレビ画像をヘリテレシステムにより送信するよう求めることができる。知事がテレビ画像の送信を求めたときは、警察本部長は、これに応じるものとする。

なお、要請の活動事例は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 災害予防活動
- (3) 消防防災訓練活動
- (4) 救急救助活動

（要請の手続き）

第2条 具体的な運航の要請は、消防防災課長が、地域課長に対して、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとするが、事後速やかに、運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 画像送信の日時、場所、主たる撮影の対象
- (3) その他必要な事項

2 運航の要請をしたときは、消防防災課長は、その旨を管財課長に連絡するものとする。

（要請の解除）

第3条 防災ヘリコプターが、災害初期段階における救急救助活動からヘリテレシステムによるテレビ画像の送信を主任務として活動できるようになった場合には、警察ヘリコプターへの運航要請は、速やかに解除するものとする。

（保守管理）

第4条 ヘリテレシステムのため使用する施設設備の保守管理は、アンテナ等送信受信設備については警察本部が行い、鉄塔及び局舎については知事部局において行うものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定める事項のほかヘリテレシステムの運営及び管理について疑義が生じた場合は、総務部長及び生活安全部長が協議して定める。

この覚書を証するため、総務部長及び生活安全部長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

この覚書は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年3月31日

青森県総務部長

山 口 柊 義

青森県警察本部生活安全部長

片 岡 武 信

ヘリコプターテレビ画像送信に係る運航要請書

警察本部地域課長 殿

要請者 総務部消防防災課長

ヘリコプターによるテレビ画像の送信を下記のとおり要請します。

1 災害の種別	
2 画像送信日時	平成 年 月 日 () 時 分
3 画像送信場所	
4 主たる撮影の対象	
5 災害等の状況	
6 その他	

平成 年 月 日

4－3－2 青森県防災情報ネットワーク通信取扱要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害の際における通信体制を確立し、被害の拡大防止及び迅速な災害復旧を図るために、県庁舎、県合同庁舎及び県出先機関に設置した青森県防災情報ネットワークの統制局、端末局及び無線局並びに「青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムに関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき市町村、消防本部及び防災関係機関に設置した青森県防災情報ネットワークの端末局の通信に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 有線系を主回線、衛星携帯電話を予備回線とし、その他衛星系及び地上系無線を複合的に使用する通信の総体をいう。
- (2) 統制局 県庁におけるネットワーク設備及びネットワーク設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 端末局 ネットワーク設備及びネットワーク設備の操作を行う者の総体（ただし、統制局及び無線局を除く。）をいう。
- (4) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (5) 中継局 専ら電波の中継を行う無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第12号に規定する無線局をいう。
- (7) 携帯局 電波法施行規則第4条第1項第13号に規定する無線局をいう。
- (8) 個別通信 任意の2地点間において行う音声・データの通信をいう。
- (9) 一斉指令 県内の端末局に対し一斉に行うデータ通信による指令をいう。

(統制局、端末局及び無線局)

第3条 統制局、協定書に基づき設置する端末局及び県機関に設置する端末局並びに無線局は、別表第1のとおりとする。

(端末局及び無線局の運用の事務の統括)

第4条 統制局は、端末局及び無線局の運用の事務を統括する。

(統制管理者及び副統制管理者)

第5条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は青森県総務部行政改革・危機管理監を、副統制管理者は防災消防課を担当する青森県総務部次長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、統制局の運用の事務を掌理する。
- 4 副統制管理者は、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

(管 理 者)

第6条 統制局、端末局及び無線局に管理者を置く。

2 次の各号に掲げる統制局、端末局及び無線局の管理者は、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局、防災関係機関局及び中継局 青森県総務部防災消防課長
- (2) 合同庁舎局及び県出先機関局 当該端末局の設置される庁舎を管理する出先機関の長
- (3) 市町村局 市町村長が定める者
- (4) 消防本部局 消防長が定める者
- (5) 陸上移動局及び携帯局 知事が指定する者

3 前項第1号に規定する管理者は、統制局の運用の事務を分掌し、及び同号に掲げる端末局及び無線局の運用の事務を掌理し、その他の管理者は、同項第2号から第5号までの端末局及び無線局の運用の事務を掌理する。

(通信取扱責任者等)

第7条 統制局、端末局及び無線局に、通信取扱責任者を置き、及び必要に応じ副通信取扱責任者を置く。

2 次の各号に掲げる統制局、端末局及び無線局の通信取扱責任者及び副通信取扱責任者は、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局、合同庁舎局、県出先機関局、中継局、陸上移動局及び携帯局 知事が指定する者
- (2) 市町村局 市町村長が定める者
- (3) 消防本部局 消防長が定める者
- (4) 防災関係機関局 当該機関の長が定める者

3 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、統制局、端末局及び無線局の通信設備の操作を行い、及び統制局、端末局及び無線局の運用の事務を分掌する。

4 副通信取扱責任者は、通信取扱責任者を補佐し、通信取扱責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(通信の種類等)

第8条 通信の種類は、第2条第8号及び第9号に掲げるものとする。

2 個別通信は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般通信 平常時に行う音声・データの通信（文書データ伝送及び簡易メール）
- (2) 統制通信 災害時等において通信範囲を制限して行う音声・データの通信

3 一斉指令は、別表第2に掲げるものとし、災害時等で緊急を要する場合に「至急」と指定した至急一斉指令と、その他の普通一斉指令に区分する。

第2章 運 用

第1節 通 則

(運用の時間)

第9条 統制局、端末局及び無線局は、常時運用するものとする。

(通信の原則)

第10条 通信は、統制局の統制及び指示の下に行うものとする。

(非常時における措置)

第11条 統制管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるときは、第8条第2項第1号に規定する通信を制限し、その他必要な措置を行うことができる。

2 管理者は、災害その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあると認める場合において端末局及び無線局の通信を確保する必要があると認めるとき、又は統制管理者から待機の要請があったときは、通信取扱責任者又は副通信取扱責任者を待機させるものとする。

3 統制管理者が第1項の規定により通信を制限するときは、必要な事項を管理者に通知するものとする。また、制限の必要がなくなった場合も同様とする。

(運用上の注意)

第12条 合同庁舎局、県出先機関局及び市町村局の文書データ伝送用P Cは、職員の休日及び夜間には切替え操作を的確に行うものとする。

第2節 統制の実施

(端末局の統制)

第13条 端末局の統制時の通信は、次のとおりとする。

- (1) 専用電話の発着信を規制する。
- (2) 端末局からの一斉指令を規制する。

(陸上移動局及び携帯局の統制)

第14条 陸上移動局及び携帯局の統制時の通話は次のとおりとする。

- (1) 発信統制の場合における陸上移動局及び携帯局から内線電話機及び専用電話機への発信は、全県移動統制台に着信する。
- (2) 着信統制の場合における内線電話機及び専用電話機から陸上移動局及び携帯局への着信は、全県移動統制台に着信する。

第3節 一斉指令の実施

(一斉指令の実施)

第15条 一斉指令の実施は、次のとおりとする。

- (1) 統制室から行う一斉指令は、気象及び災害等に関する一斉指令とする。
- (2) 端末局から行う一斉指令は、端末局の管理者の命を受けた一斉指令とする。ただし、災害時等非常時においては、統制局の指示の下に行うことができる。

(一斉指令の受令確認)

第16条 一斉指令を受信する者は、送信された内容を正確に確認の上、受令確認装置の確認ボタンを押下げる。

第4節 通 信 訓 練

(通信訓練の実施)

- 第17条 統制管理者は、災害その他の非常事態におけるネットワークの円滑な運用を確保するため、知事が別に定めるところにより、ネットワークの運用に関する訓練（以下「通信訓練」という。）を実施するものとする。
- 2 通信訓練は、ネットワークの管理者及び通信取扱責任者並びに副通信取扱責任者のほか、宿日直要員及び緊急時において臨時的に通信に従事する職員に対しても行うものとする。
- 3 通信訓練は、災害時に関する通報の伝達及び機器の操作についても行うものとし、その実施の細目については、統制管理者がその都度定める。
- 4 通信訓練のための通話又は通報は、通信訓練であることを明示して行うものとする。

第3章 点 検 整 備

(統制局及び無線局の点検整備)

第18条 通信取扱責任者は、通信設備について、次に掲げる点検整備を行うものとする。

(1) 日常点検整備

- ア 統制局が自局の機器について行う執務開始直後の点検整備
- イ 統制局が中継局の機器について行う執務開始直後の遠方監視制御装置による点検整備

(2) 定期点検整備

中継局、陸上移動局及び携帯局が自局の機器について年間1回行う点検整備

- 2 通信取扱責任者は、中継局においては、毎月1回以上定期的にバッテリーの確認を行い、異常の有無を点検し、異常を認めた場合は、速やかに整備するものとする。

(端末局の点検整備)

第19条 通信取扱責任者は、ネットワークの発動発電機を備えている端末局においては、次に掲げる基準に従って点検整備を行うものとする。

- (1) 起動に最も適する場所に常置し、直ちに通信設備に接続できること。
- (2) 操作に関する要領が表示されていること。

- 2 通信取扱責任者は、発動発電機を、毎月1回以上定期的に起動させ、異常の有無を点検し、異常を認めた場合は、速やかに整備するものとする。
- 3 通信取扱責任者は、前項の整備を行った場合は、発動発電機保守管理整備簿（第1号様式）に必要事項を記載するものとする。
- 4 通信取扱責任者は、端末局の通信設備について、執務開始直後の点検整備を行うものとする。

第4章 報 告 及 び 記 録

(事故等の場合の措置)

第20条 通信取扱責任者は、次に掲げる場合には、その旨を管理者に報告するものとする。

- (1) 通信設備に故障が生じた場合
- (2) 商用電源が、作業等により停電が予定される場合又は事故により停電になった場合

(3) その他ネットワークの運用に支障を及ぼす事実が生じた場合

- 2 管理者は、前項各号に掲げる事由が生じた場合には、必要な措置をとるとともに、速やかに、その旨を統制管理者に報告するものとする。

(管理者、通信取扱責任者等の報告)

第21条 管理者は、毎年度、当該年度の初日における第6条及び第7条に規定する管理者及び通信取扱責任者等の職、氏名等を、速やかに、管理者、通信取扱責任者等報告書（第2号様式）により統制管理者に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において管理者及び通信取扱責任者等に変更があった場合は、速やかに統制管理者に報告するものとする。

(ネットワーク設備の変更等)

第23条 管理者は、ネットワーク設備の変更又はその設置場所を変更する必要があるときは、あらかじめ統制管理者に協議し、その承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(青森県防災行政用無線通信取扱要綱の廃止)

- 2 青森県防災行政用無線通信取扱要綱（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

有線系及び衛星携帯電話系設備

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
統制局		県庁統制局	青森市長島一丁目（青森県庁）
端末局	合同庁舎局	弘前合同庁舎局	弘前市大字蔵主町（弘前合同庁舎）
	〃	八戸合同庁舎局	八戸市大字尻内町字鴨田（八戸合同庁舎）
	〃	五所川原合同庁舎局	五所川原市栄町（五所川原合同庁舎）
	〃	十和田合同庁舎局	十和田市西十二番町（十和田合同庁舎）
	〃	むつ合同庁舎局	むつ市中央一丁目（むつ合同庁舎）
	県出先機関局	防災航空センター局	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）
	〃	消防学校局	青森市大字新城字天田内（青森県消防学校）
	〃	青森環境管理事務所局	青森市東造道一丁目（東青地域県民局環境管理部）
	〃	東地方保健所局	青森市第二間屋町四丁目（東青地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	東青地方漁港漁場整備事務所局	青森市港町二丁目（東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所）
	〃	東青地域整備部局	青森市大字幸畑字唐崎（東青地域県民局地域整備部）
	〃	青森港管理所局	青森市本町四丁目（東青地域県民局地域整備部青森港管理所）
	〃	青森空港管理事務所局	青森市大字大谷字小谷（青森空港管理事務所）
	〃	県立中央病院局	青森市東造道二丁目（青森県立中央病院）
	〃	弘前保健所局	弘前市大字下白銀町（中南地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	中南地方福祉部局	弘前市大字下白銀町（中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室）
	〃	三八環境管理部局	八戸市大字尻内町字鴨田（三八地域県民局環境管理部）
	〃	三八農村整備局	八戸市大字尻内町字八百刈（三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎）
	〃	三八地方漁港漁場整備事務所局	八戸市大字河原木字北沼（三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所）
	〃	水産振興課八戸市駐在局	八戸市大字白銀町字三島下（水産振興課八戸市駐在）
	〃	八戸港管理所局	八戸市大字河原木字北沼（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所）
	〃	五所川原保健所局	五所川原市末広町（西北地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	西北地域農林水産部局	鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（西北地域県民局鯉ヶ沢庁舎）
	〃	五所川原農村整備局	五所川原市大字吹畑字藤巻（西北地域県民局地域農林水産部五所川原農村整備庁舎）
	〃	つがる農村整備局	つがる市木造若宮（西北地域県民局地域農林水産部つがる農村整備庁舎）
	〃	西北地方漁港漁場整備事務所局	鯉ヶ沢町大字本町（西北地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所）
	〃	鯉ヶ沢道路河川事業所	鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（西北地域県民局鯉ヶ沢庁舎）
	〃	上十三保健所局	十和田市西二番町（上北地域県民局地域健康福祉部）
	〃	上北地方福祉事務所局	七戸町字蛇坂（上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室）
	〃	上北農村整備局	十和田市西二番町（上北地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎）

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
端末局	県出先機関局	むつ小川原港管理所局	六ヶ所村大字倉内字笹崎（上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所）
	〃	むつ保健所局	むつ市中央一丁目（下北地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	下北地方漁港漁場整備事務所局	むつ市中央二丁目（下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所）
	〃	東京事務所局	東京都千代田区平河町（東京事務所）
	〃	浪岡ダム局	青森市浪岡大字王余魚沢字片子都谷森（浪岡ダム管理所）
	〃	駒込ダム局	青森市中央三丁目（東青地域県民局地域整備部駒込ダム管理所）
	〃	下湯ダム局	青森市大字荒川字横倉（下湯ダム管理所）
	〃	浅虫ダム局	青森市大字浅虫字内野（浅虫ダム管理所）
	〃	遠部・久吉ダム局	平川市碓ヶ関山神堂（遠部・久吉ダム管理所）
	〃	遠部ダム局	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山（遠部ダム管理所）
	〃	久吉ダム局	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山（久吉ダム管理所）
	〃	世増ダム局	八戸市南郷区大字島守崩向（世増ダム管理所）
	〃	小泊ダム局	中泊町大字小泊字成滝（小泊ダム管理所）
	〃	飯詰ダム局	五所川原市大字飯詰字影日沢（飯詰ダム管理所）
	〃	清水目ダム局	上北郡東北町字清水目深山（清水目ダム管理所）
	〃	川内ダム局	むつ市川内町福浦山（川内ダム管理所）
	市町村局	青森市局	青森市中央一丁目（青森市役所）
	〃	弘前市局	弘前市大字上白銀町（弘前市役所）
	〃	八戸市局	八戸市内丸一丁目（八戸市庁）
	〃	黒石市	黒石市大字市ノ町（黒石市役所）
	〃	五所川原市局	五所川原市字岩木町（五所川原市役所）
	〃	十和田市局	十和田市西十二番町（十和田市役所）
	〃	三沢市局	三沢市桜町一丁目（三沢市役所）
	〃	むつ市局	むつ市中央一丁目（むつ市役所）
	〃	つがる市局	つがる市木造若緑（つがる市役所）
	〃	平川市局	平川市柏木町藤山（平川市役所）
	〃	平内町局	平内町大字小湊字小湊（平内町役場）
	〃	今別町局	今別町大字今別字今別（今別町役場）
	〃	蓬田村局	蓬田村大字蓬田字汐越（蓬田村役場）
	〃	外ヶ浜局	外ヶ浜町字蟹田高銅屋（外ヶ浜町役場）
	〃	鯹ヶ沢町局	鯹ヶ沢町大字本町（鯹ヶ沢町役場）
	〃	深浦町局	深浦町大字深浦字苗代沢（深浦町役場）
	〃	西目屋村局	西目屋村大字田代字稲元（西目屋村役場）
	〃	藤崎町局	藤崎町大字西豊田一丁目（藤崎町役場）
	〃	大鰐町局	大鰐町大字大鰐字羽黒館（大鰐町役場）

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
端末局	市町村局	田舎館村局	田舎館村大字田舎館字中辻（田舎館村役場）
	〃	板柳町局	板柳町大字板柳字土井（板柳町役場）
	〃	鶴田町局	鶴田町大字鶴田字早瀬（鶴田町役場）
	〃	中泊町局	中泊町大字中里字紅葉坂（中泊町役場）
	〃	野辺地町局	野辺地町字野辺地（野辺地町役場）
	〃	七戸町局	七戸町字森ノ上（七戸町役場）
	〃	六戸町局	六戸町大字犬落瀬字前谷地（六戸町役場）
	〃	横浜町局	横浜町字寺下（横浜町役場）
	〃	東北町局	東北町上北南四丁目（東北町役場）
	〃	六ヶ所村局	六ヶ所村大字尾駁字野附（六ヶ所村役場）
	〃	おいらせ町局	おいらせ町中下田（おいらせ町役場）
	〃	大間町局	大間町大字大間字大間（大間町役場）
	〃	東通村局	東通村大字砂子又字沢内（東通村役場）
	〃	風間浦村局	風間浦村大字易国間字大川目（風間浦村役場）
	〃	佐井村局	佐井村大字佐井字糠森（佐井村役場）
	〃	三戸町局	三戸町大字在府小路町（三戸町役場）
	〃	五戸町局	五戸町字古館（五戸町役場）
	〃	田子町局	田子町大字田子字天神堂平（田子町役場）
	〃	南部町局	南部町大字苦米地字下宿（南部町役場）
	〃	南部町立中央公民館局	南部町大字平字広場（南部町中央公民館）
	〃	南部町南部分庁舎局	南部町大字沖田面字沖中（南部町役場南部分庁舎）
	〃	階上町局	階上町大字道仏字天当平（階上町役場）
	〃	新郷村局	新郷村大字戸来字風呂前（新郷村役場）
	消防本部局	青森消防本部局	青森市長島二丁目（青森地域広域事務組合消防本部）
	〃	弘前消防本部局	弘前市大字本町（弘前地区消防事務組合消防本部）
	〃	八戸消防本部局	八戸市大字田向字松ヶ崎（八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部）
	〃	黒石消防署局	黒石市大字追子野木一丁目（弘前地区消防事務組合消防本部黒石署）
	〃	五所川原消防本部局	五所川原市中央四丁目（五所川原地区消防事務組合消防本部）
	〃	十和田消防本部局	十和田市西二番町（十和田地域広域事務組合消防本部）
	〃	三沢消防本部局	三沢市大字三沢字堀口（三沢市消防本部）
	〃	下北消防本部局	むつ市小川町二丁目（下北地域広域行政事務組合消防本部）
	〃	つがる消防本部局	つがる市木造赤根（つがる市消防本部）
	〃	平川消防署局	平川市平田森前田（弘前地区消防事務組合消防本部平川署）
	〃	北部上北消防本部局	野辺地町字田狭沢（北部上北広域事務組合消防本部）
	〃	中部上北消防本部局	七戸町字荒熊内（中部上北広域事業組合消防本部）

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
端末局	消防本部局	鯺ヶ沢消防本部局	鯺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸町（鯺ヶ沢町役場）鯺ヶ沢地区消防事務組合消防本部）
	〃	板柳消防署局	板柳町大字灰沼字岩井（弘前地区消防事務組合消防本部板柳署）
	防災関係機関局	青森地方気象台局	青森市花園一丁目（青森地方気象台）
	〃	青森海上保安部局	青森市青柳一丁目（青森海上保安部）
	〃	陸上自衛隊第九師団局	青森市大字浪館字近野（陸上自衛隊第九師団）
	〃	N H K局	青森市松原二丁目（日本放送協会）
	〃	R A B局	青森市松森一丁目（青森放送株式会社）
	〃	A T V局	青森市松森一丁目（株式会社青森テレビ）
	〃	A B A局	青森市荒川柴田（青森朝日放送株式会社）
	〃	A F B局	青森市堤町一丁目（株式会社エフエム青森）
	〃	日本赤十字社青森県支部局	青森市長島一丁目（日本赤十字社青森県支部）
	〃	東北電力局	青森市港町二丁目（東北電力株式会社）
	〃	N T T局	青森市橋本二丁目（日本電信電話株式会社）

別表第1（第3条関係）
無線設備

区 分		名 称	設置場所又は常置場所	識 別 信 号
無線局	統制局	青森県庁無線統制局	青森市長島一丁目（青森県庁）	LASCOMあおもりけんあおもりスーパーバードちきゅうほうさいあおもり
	中継局	青森県馬ノ神無線中継局	青森市大字戸門字戸門山	ほうさいうまのかみ
		青森県烏帽子無線中継局	上北郡野辺地町大字馬門字地続山	ほうさいえぼし
		青森県名久井無線中継局	三戸郡南部町大字高瀬字南沢山	ほうさいなくい
		青森県八森無線中継局	西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎	ほうさいはちもり
		青森県大間平無線中継局	下北郡大間町大字大間字内山	ほうさいおおまたい
	陸上移動局	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 2
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 3
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 4
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 6
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 7
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 8
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 9
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 0
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 1
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 2
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 3
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 4
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 5
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 6
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 7
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 8
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 9
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 2 0
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 2 1
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 2 2
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 2 3
		移動	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）	ほうさいあおもり 2 4
		移動	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）	ほうさいあおもり 2 5
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 0 1
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 0 2
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおもり 1 0 3

区 分		名 称	設置場所又は常置場所	識 別 信 号
無線局	陸上移動局	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 0 4
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 0 5
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 0 6
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 0 7
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 0 8
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 0 9
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 1 0
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 1 1
		移動	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）	ほうさいあおり 1 1 2
		移動	青森市大字大谷（青森空港管理事務所）	ほうさいあおり 1 1 3
		移動	三沢市桜町（三沢市駐在）	ほうさいあおり 1 1 4
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 1 1 6
		移動	青森市大字幸畑字唐崎（東青地域県民局地域整備部）	ほうさいあおり どのく 1
		移動	弘前市大字蔵主町（弘前合同庁舎）	ほうさいひろさき 1
		移動	弘前市大字蔵主町（弘前合同庁舎）	ほうさいひろさき 1 0 1
		移動	八戸市大字尻内町字鴨田（八戸合同庁舎）	ほうさいはちのへ 1
		移動	八戸市大字尻内町字鴨田（八戸合同庁舎）	ほうさいはちのへ 1 0 1
		移動	五所川原市字栄町（五所川原合同庁舎）	ほうさいごしょがわら 1
		移動	五所川原市字栄町（五所川原合同庁舎）	ほうさいごしょがわら 1 0 1
		移動	十和田市西十二番町（十和田合同庁舎）	ほうさいとわだ 1 0 1
		移動	むつ市中央一丁目（むつ合同庁舎）	ほうさいむつ 1 0 1
		移動	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（西北地域県民局地域整備部鰺ヶ沢道路河川事業所）	ほうさいあじがさわ 1
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあじがさわ 1 0 1
	携帯局	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり 2 0 1

別表第2（第8条関係）

一斉指令対象局	一 斉 指 令 の 種 類	全 局	県 出 先	市 町 村	消 防 本 部	市 町 村・ 消 防 本 部	気 象 全 局	そ の 他 任 意
青 森 県 庁 統 制 局								
青 森 県 弘 前 合 同 庁 舎 局		○	○				○	
青 森 県 八 戸 合 同 庁 舎 局		○	○				○	
青 森 県 五 所 川 原 合 同 庁 舎 局		○	○				○	
青 森 県 十 和 田 合 同 庁 舎 局		○	○				○	
青 森 県 む つ 合 同 庁 舎 局		○	○				○	
防 災 航 空 セ ン タ ー 局		○	○					
消 防 学 校 局		○	○					
青 森 環 境 管 理 事 務 所 局		○	○					
東 地 方 保 健 所 局		○	○				○	
東青地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
東 青 地 域 整 備 部 局		○	○				○	
青 森 港 管 理 所 局		○	○				○	
青 森 空 港 管 理 事 務 所 局		○	○					
青 森 県 立 中 央 病 院 局		○	○					
弘 前 保 健 所 局		○	○				○	
三 八 環 境 管 理 部 局		○	○					
三 八 農 村 整 備 局		○	○				○	
八 戸 保 健 所 局		○	○				○	
三八地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
水 産 振 興 課 八 戸 市 駐 在 局		○	○				○	
八 戸 港 管 理 所 局		○	○				○	
五 所 川 原 保 健 所 局		○	○				○	
西 北 地 域 農 林 水 産 部 局		○	○				○	
五 所 川 原 農 村 整 備 局		○	○				○	
つ が る 農 村 整 備 局		○	○				○	
西北地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
鱒ヶ沢道路河川事業所局		○	○				○	
上 十 三 保 健 所 局		○	○				○	
上 北 地 方 福 祉 事 務 所 局		○	○				○	
上 北 農 村 整 備 局		○	○				○	
む つ 小 川 原 港 管 理 所 局		○	○				○	
む つ 保 健 所 局		○	○				○	

一斉指令対象局	一 斉 指 令 の 種 類	全	県	市	消	市	気	そ
		局	出 先	町 村	防 本 部	町 村・ 消 防 本 部	象 全 局	の 他 任 意
下北地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
青森市局		○		○		○	○	
弘前市局		○		○		○	○	
八戸市局		○		○		○	○	
黒石市局		○		○		○	○	
五所川原市局		○		○		○	○	
十和田市局		○		○		○	○	
三沢市局		○		○		○	○	
むつ市局		○		○		○	○	
つがる市局		○		○		○	○	
平川市局		○		○		○	○	
平内町局		○		○		○	○	
今別町局		○		○		○	○	
蓬田村局		○		○		○	○	
外ヶ浜町局		○		○		○	○	
鰺ヶ沢町局		○		○		○	○	
深浦町局		○		○		○	○	
西目屋村局		○		○		○	○	
藤崎町局		○		○		○	○	
大鰐町局		○		○		○	○	
田舎館村局		○		○		○	○	
板柳町局		○		○		○	○	
鶴田町局		○		○		○	○	
中泊町局		○		○		○	○	
野辺地町局		○		○		○	○	
七戸町局		○		○		○	○	
六戸町局		○		○		○	○	
横浜町局		○		○		○	○	
東北町局		○		○		○	○	
六ヶ所村局		○		○		○	○	
おいらせ町局		○		○		○	○	
大間町局		○		○		○	○	
東通村局		○		○		○	○	
風間浦村局		○		○		○	○	
佐井村局		○		○		○	○	

一斉指令対象局	一 斉 指 令 の 種 類	全	県	市	消	市	気	そ
		局	出 先	町 村	防 本 部	町 村・ 消 防 本 部	象 全 局	の 他 任 意
三戸町局		○		○		○	○	
五戸町局		○		○		○	○	
田子町局		○		○		○	○	
南部町局		○		○		○	○	
南部町立中央公民館局		○					○	
南部町南部分庁舎局		○					○	
階上町局		○		○		○	○	
新郷村局		○		○		○	○	
青森地域広域消防本部局		○			○	○	○	
弘前地区消防本部局		○			○	○	○	
八戸地域広域市町村圏消防本部局		○			○	○	○	
黒石消防署局		○			○	○	○	
五所川原地区消防本部局		○			○	○	○	
十和田地域広域消防本部局		○			○	○	○	
三沢市消防本部局		○			○	○	○	
下北地域広域消防本部局		○			○	○	○	
つがる市消防本部局		○			○	○	○	
平川消防署局		○			○	○	○	
北部上北広域消防本部局		○			○	○	○	
中部上北広域消防本部局		○			○	○	○	
鯹ヶ沢地区消防本部局		○			○	○	○	
板柳消防署局		○			○	○	○	
青森地方気象台局		○						
青森海上保安部局		○						
陸上自衛隊第九師団局		○						
N H K 局		○						
R A B 局		○						
A T V 局		○						
A B A 局		○						
A F B 局		○						
日本赤十字社青森県支部局		○						
東北電力局		○						
N T T 局		○						

4-3-3 青森県Ｌアラート運用要領

青森県防災危機管理課

1. 趣旨

この要領は、青森県の災害情報に係るＬアラート（災害情報を発信する地方公共団体とテレビ、ラジオ等の多様なメディアを繋げる情報基盤で、一般財団法人マルチメディア振興センターにより運営される災害情報共有システムをいう。以下同じ。）の運用について定めるものとする。

2. 発信情報の種別

Ｌアラートにおいて取り扱う情報の種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部設置情報 地方公共団体の発する災害対策本部設置に関する情報
- (2) 避難勧告・指示情報 地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報及び警戒区域の情報
- (3) 避難所情報 地方公共団体の発する避難所に関する情報

3. 情報発信者の対応

- (1) 責任の所在

Ｌアラートを通じて発信した情報の内容については、情報発信者自らが責任を有するものとする。

- (2) 災害対策本部設置情報

情報発信者は、災害対策本部又は災害警戒本部等を設置又は解散した場合には、速やかに既存の伝達体制（防災行政無線での放送等）に加え、Ｌアラートを通じて情報発信を行うものとする。

- (3) 避難勧告・指示情報

情報発信者は、避難準備情報、避難勧告、避難指示又は警戒区域を発表し、又は解除した場合には、速やかに、既存の伝達体制（防災行政無線での放送等）に加え、Ｌアラートを通じて情報発信を行うものとする。

- (4) 避難所情報

情報発信者は、避難所を開設し又は閉鎖した場合には、速やかに、既存の伝達体制（防災行政無線での放送等）に加え、Ｌアラートを通じて情報発信を行うものとする。

※ 市町村は(2)～(4)の情報を発信しようとする場合には、当該情報を最初に入力するときに限り、事前に必ず県に当該情報の入力を行う旨、連絡するものとする。

4. 情報伝達者の対応

情報伝達者は、情報発信者からＬアラートを通じて発信された災害対策本部設置情報、避難勧告・指示情報及び避難所情報を受信した場合には、それぞれのメディアを利用した伝達体制により、速やかに、住民に対し、これらの情報を伝達する。

5. 不具合発生時の対応

情報発信者及び情報伝達者は、Ｌアラート利用による情報の発信又は伝達に不具合が発生し、又は復旧した場合には、速やかに、県へ連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた県は、速やかに、県内の全ての市町村及び情報伝達者へ周知するものとする。

なお、不具合の発生した情報発信者に関する災害対策本部設置情報又は避難勧告・指示情報については、県及び市町村において、通常の災害情報の収集及び広報の一環として対応するものとする。

6. 運用モードの使い分け

情報発信者は、総合防災情報システム（以下「システム」という。）を通じて情報発信する場合には、災害種別について留意し、報告時の災害の選択を適切にするものとする。

なお、青森県は、発信された情報が通常災害時の場合は本番モードで、訓練災害時の場合は訓練モード又はテストモードで発信できるよう、システムの設定を行うものとし、臨時に発信モードを変更する場合は、市町村に周知するものとする。

7. 誤報への対応

情報発信者は、Ｌアラートを通じて発信した情報に誤りがある場合には、直ちに訂正又は取消しの情報を、その理由を明記して、Ｌアラートを通じて発信するものとする。

情報伝達者は、既に住民に伝達している情報について、訂正又は取消しの情報を受信した場合には、速やかに訂正又は取消し等の情報を住民に伝達するものとする。

8. 平常時の訓練

情報発信者及び情報伝達者は、操作の習熟を図るため、相互に協力し、訓練を実施するものとする。

※ 原則として毎月25日（休日の場合は直前の平日）に、定期訓練を行うものとして、訓練用の災害をシステム上に設定する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4－4－1 災害時における放送要請に関する協定（NHK）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、青森県知事が日本放送協会（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 青森県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 青森県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他の必要な事項

（放送）

第4条 NHKは、青森県知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、青森県厚生部消防防災課長および日本放送協会青森放送局放送部長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、青森県知事および日本放送協会青森放送局長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当時者記名捺印のうえ各1通を保有する。

昭和39年9月1日

青森県知事	竹	内	俊	吉
日本放送協会 青森放送局長	横	井	武	雄
日本放送協会 弘前放送局長	片	寄	博	吉
日本放送協会 八戸放送局長	須	藤	貞	夫

4－4－2 災害時における放送要請に関する協定（R A B）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、青森県知事（以下「知事」という。）が青森放送株式会社（以下「青森放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放 送 要 請）

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、青森放送に対し放送を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 知事は、青森放送に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放 送 事 項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他必要な事項

（放 送）

第4条 青森放送は、知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、青森県総務部消防防災課長および青森放送株式会社編成局長を連絡責任者とする。

（雑 則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事および青森放株式会社社長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、当時者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和39年9月10日

青 森 県 知 事 竹 内 俊 吉

青 森 放 送 坂 本 一
株 式 会 社 社 長

4－4－3 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書（ＡＴＶ）

青森県知事竹内俊吉（以下「甲」という。）と株式会社青森テレビ社長横山実（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき災害が発生した場合における防災に係る放送についての手続きについて、次のとおり協定を締結した。

第1条 甲は、法第57条の規定により乙に対して、法第55条の規定に基づく防災に関する通知または要請に係る放送を行うことを求めること（以下「放送の要請」という。）ができる場合は、災害のために大部分の通信設備が破損したことで等により、通信ができない場合、または通信が著しく困難な場合とする。

第2条 乙は、甲から前条の規定により放送の要請があった場合は、当該要請のあった放送を他の放送に優先して、ただちに放送を行わなければならない。

第3条 甲は、乙に対して放送の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行なわなければならない。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送する日時
- (4) その他必要な事項

第4条 放送の要請に係る事務を確実かつ円滑に実施するために連絡担当責任者を置くものとする。

2 連絡担当責任者は、甲にあっては消防防災課長を、乙にあっては報道制作部長をあてるものとする。

3 連絡担当責任者は、放送の要請に関する具体的事項について、必要がある場合に、そのつど協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

昭和48年8月1日

甲 青 森 県 知 事 竹 内 俊 吉

乙 株 式 会 社 横 山 実
青森テレビ社長

4－4－4 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書（ＡＢＡ）

青森県知事北村正哉（以下「甲」という。）と青森朝日放送株式会社代表取締役社長葛西清美（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき災害が発生した場合における防災に係る放送についての手続きについて、次のとおり協定を締結した。

（放 送 要 請）

第1条 甲は、法第57条の規定により乙に対して、法第55条の規定に基づく防災に関する通知又は要請に係る放送を行うことを求めること（以下「放送の要請」という。）ができる場合は、災害のために大部分の通信設備が破損したことなくなどにより通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合とする。

（放 送）

第2条 乙は、甲から前条の規定により放送の要請があった場合は、当該要請のあった放送を他の放送に優先して、直ちに放送を行わなければならない。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して放送の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- （1） 放送の要請の理由
- （2） 放送の内容
- （3） 放送する日時
- （4） その他必要な事項

（連絡担当責任）

第4条 放送の要請に係る事務を確実かつ円滑に実施するために連絡担当責任者を置くものとする。

2 連絡担当責任者は、甲にあっては消防防災課長を、乙にあっては報道制作部長を充てるものとする。

3 連絡担当責任者は、放送の要請に関する具体的事項について、必要がある場合にその都度協議して定めるものとする。

（雑 則）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成3年12月6日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 北 村 正 哉

乙 八戸市十三日町一番地
青森朝日放送株式会社
代表取締役社長 葛 西 清 美

4－4－5 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書（ＡＦＢ）

青森県知事北村正哉（以下「甲」という。）と株式会社エフエム青森社長福士重太郎（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき災害が発生した場合における防災に係る放送についての手続きについて、次のとおり協定を締結した。

（放送要請）

第1条 甲は、法第57条の規定により乙に対して、法第55条の規定に基づく防災に関する通知又は要請に係る放送を行うことを求めること（以下「放送の要請」という。）ができる場合は、災害のために大部分の通信設備が破損したことなどにより通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合とする。

（放送）

第2条 乙は、甲から前条の規定により放送の要請があった場合は、当該要請のあった放送を他の放送に優先して、直ちに放送を行わなければならない。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して放送の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送する日時
- (4) その他必要な事項

（連絡担当責任）

第4条 放送の要請に係る事務を確実かつ円滑に実施するために連絡担当責任者を置くものとする。

2 連絡担当責任者は、甲にあっては消防防災課長を、乙にあっては放送部長を充てるものとする。

3 連絡担当責任者は、放送の要請に関する具体的事項について、必要がある場合にその都度協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

昭和62年6月19日

甲 青 森 県 知 事 北 村 正 哉

乙 株式会社エフエム青森 福 士 重 太 郎
代 表 取 締 役 社 長

4－4－6 災害時等における報道要請に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県知事（以下「甲」という。）が青森県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において青森県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し報道要請を行うものとする。

- ① 災害対策本部の設置に関する事項
- ② 災害の概況
- ③ 県及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- ④ 道路、河川等の公共施設の被害状況
- ⑤ 道路交通等に関する事項
- ⑥ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- ① 報道要請の理由
- ② 必要な報道の内容
- ③ その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に掲げる事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、青森県総務部消防防災課長及び〇〇〇〇をもってこれに充てる。

(適 用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協 議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年 月 日

(甲) 青森県知事 木 村 守 男

(乙) 住 所

名 称

代表名

印

協定締結社	連絡責任者	締結年月日
株式会社朝日新聞社	朝日新聞社青森支局長	平成9年6月30日
株式会社河北新報社	河北新報社青森総局長	平成9年6月16日
共同通信社青森支局	共同通信社青森支局長	平成9年6月16日
産経新聞社	産経新聞社青森支局長	平成9年7月3日
株式会社時事通信社青森支局	時事通信社青森支局長	平成9年7月3日
デーリー東北新聞社	デーリー東北新聞社編集局長	平成9年6月24日
株式会社東奥日報社	東奥日報社編集局社会部長	平成9年6月16日
日本経済新聞社青森支局	日本経済新聞社青森支局長	平成9年6月30日
株式会社毎日新聞社青森支局	毎日新聞社青森支局長	平成9年6月16日
株式会社陸奥新報社	陸奥新報社編集局長	平成9年6月16日
読売新聞社青森支局	読売新聞社青森支局長	平成9年6月16日

4-5-1 自衛隊の災害用資機材の状況

機 材 名			陸上自衛隊			海上自衛隊		航空自衛隊 (在三沢)
			在青森部隊	在八戸部隊	在弘前部隊	大湊地方 総 監 部 (在むつ)	第2航空群 (在八戸)	
通信機 (台)	F M無線機	携帯	52	31	54			
陸上輸送 (台)	小型車	ジープ	64	76	46	18		小型、中型 大型車、 救急車所有
	中・大型車	トラック	103	211	46	12		
	大型ダンプ		8	26	8	5		
	セミトレーラー	20トン	3	0	0			
	救急車	中型車	6	5	2	2		
	大型雪上車	14名乗	6	1	4			
水 (海) 上輸送 (隻)	渡河ボート	26名乗	2	16	2	支援船保有 (海上輸送可)		
航 空 機 (機)	小型ヘリコプター	1～2名	0	14	0			航空機 (偵 察可) 保有
	大型ヘリコプター	5～10名乗	0	3	0	大型ヘリ (偵察可) 保有		
施 設 (台)	ブルドーザ		4	11	3	2		3
	パケットローダ		1	6	1	2		7
	グレーダ		0	2	0	1		4
	クレーントラック	10トン	0	1	0	2		1
	※各種架橋器材		0	6	0			
そ の 他	浄水セット (台)	80トン/日	0	5	0			
	入浴セット (台)	R 2m	0	3	0	1		
	炊事トレーラ (台)	200名分	10	11	6			2
	水トレーラ (台)	1トン	12	25	6			2
	水タンク車 (台)	5トン	0	3	0			
	水缶 (箇)		256	89	151	115		
	人命救助システムⅠ型	200名分						
	人命救助システムⅡ型	30名分	2	2	1	1		1
	手術車・手術準備車		1	0	0			
	滅菌車・衛生補給車							

※各種架橋器材 1 自走架柱橋 (人・車両) 60m
2 軽徒端 (人用) 136m
3 ベーリー橋 D S (人・車両) 24m

4-6-1 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」）という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー（支援）県)

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第3条 協定第3条に規定するカバー（支援）県は、別表2のとおりとする。

(ブロック間応援)

第4条 協定第4条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表3により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第5条 協定第5条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第6条 協定第7条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の

修理費

(5) 施設の提供については、借上料

(6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額

2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。

2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。

2 平成19年11月8日の実施細則は、これを廃止する。

別表 1

連絡担当部局

道県名	部局名	課 名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話（直通）	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部	危機対策課	01-11	011-204-5007（防災） 011-204-5014（国民保護） F A X 011-231-4314	同左又は 011-231-3398 （当直室）	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	危機管理局	防災危機管理課	02-221	017-734-9097（防災） 017-734-9088（国民保護） F A X 017-722-4867	同左 （夜間休日常駐員から当 番職員へ連絡）	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155（防災及び国民保護） F A X 019-629-5174	同左 （宿日直職員から当番職 員へ連絡）	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-2375	022-211-2375（防災） 022-211-2382（国民保護） F A X 022-211-2398	同左又は 022-211-3161 （防災センター警備員か ら当番職員へ連絡）	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563（防災） 018-860-4562（国民保護） F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	危機管理課	06-531	023-630-2231（防災） 023-630-2654（国民保護） F A X 023-633-4711	同左又は 023-630-2754 （宿日直職員から当番職 員へ連絡）	023-630-3142 ～3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	危機管理部	災害対策課	07-61	024-521-7194（防災） 024-521-7641（国民保護） F A X 024-521-7920	同左又は 024-521-7821 （警備員から当番職員へ 連絡）	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1605（防災） 025-282-1636（国民保護） F A X 025-282-1607	同左又は 025-285-5511 （警備員から当番職員へ 連絡）	025-282-1605 （防災） 025-282-1636 （国民保護） F A X 025-282-1607

別表 2

カバー（支援）県

被災道県名	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

4-6-2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続きその他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 青森県内を別表第1のとおり6つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村から応援要請に応じるものとする。

2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村は、その属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援市町が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援要請市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援要請市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援調整市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。

2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により応援実施が困難な場合にあっては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

- イ 機械器具等の燃料費（補給燃料を除く。）及び小規模破損の修理費
- ロ 応援人員の手当等に関する経費
- ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費
- ホ 応援人員の被害地への出動又は帰路途中において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成18年9月29日から施行する。
(大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定の廃止)
- 2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定（平成8年1月17日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を40通作成し、市町村がそれぞれ押印の上、各自1通を所持する。

平成18年9月29日

青森市長	佐々木 誠 造	板柳町長	舘 岡 一 郎
弘前市長	相 馬 鋁 一	鶴田町長	中 野 撃 司
八戸市長	小 林 眞	中泊町長	小 野 俊 逸
黒石市長	鳴 海 広 道	野辺地町長	亀 田 道 隆
五所川原市長	平 山 誠 敏	七戸町長	福 士 孝 衛
十和田市長	中野渡 春 雄	六戸町長	吉 田 豊
三沢市長	鈴 木 重 令	横浜町長	野 坂 充
むつ市長	杉 山 肅	東北町長	竹 内 亮 一
つがる市長	福 島 弘 芳	六ヶ所村長	古 川 健 治
平川市長	外 川 三千雄	おいらせ町長	三 村 正太郎
平内町長	逢 坂 雄 一	大間町長	金 澤 満 春
今別町長	小 鹿 正 義	東通村長	越 善 靖 夫
蓬田村長	古 川 正 隆	風間浦村長	横 浜 力
外ヶ浜町長	森 内 勇	佐井村長	太 田 健 一
鱒ヶ沢町長	長谷川 兼 己	三戸町長	久 慈 豊
深浦町長	西 崎 哲	五戸町長	三 浦 正 名
西目屋村長	関 和 典	田子町長	松 橋 良 則
藤崎町長	小田桐 智 高	南部町長	工 藤 祐 直
大鰐町長	二川原 和 男	階上町長	浜 谷 豊 美
田舎館村長	鈴 木 孝 雄	新郷村長	須 藤 良 美

別表１（第２条関係）

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整市町
東青地区	青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	青森市	外ヶ浜町
中弘南黒地区	弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村、西目屋村	弘前市	黒石市
西北五地区	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、板柳町、鶴田町、中泊町、深浦町	五所川原市	つがる市
上十三地区	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、東北町、平内町、六戸町、横浜町、六ヶ所村	十和田市	三沢市
下北地区	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村	むつ市	大間町
三八地区	八戸市、おいらせ町、五戸町、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町

別表２（第３条関係）

被災市町村の 属する地区	応援地区		
	第１順位	第２順位	第３順位
東青地区	弘南黒地区	西北五地区	上十三地区
中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区	東青地区
西北五地区	東青地区	中弘南黒地区	上十三地区
上十三地区	三八地区	下北地区	中弘南黒地区
下北地区	上十三地区	東青地区	三八地区
三八地区	上十三地区	中弘南黒地区	東青地区

地区別保有数量(応援可能数量)等一覧

3 食糧及び生活関連物資(流通備蓄)

項目	市町村							計
缶詰弁当	個		個	個	個	個	個	0
味噌	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	0
食塩	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	0
うどん	kg	kg	kg	食	kg	kg	kg	0
そば	kg	kg	kg	食	kg	kg	kg	0
パン	食	食	食	食	食	食	食	0
インスタントラーメン	食	食	食	食	食	食	食	0
カップラーメン	食	食	食	食	食	食	食	0
豆腐・納豆	食	食	食	食	食	食	食	0
おにぎり	食	食	食	食	食	食	食	0
その他()								0
500mlペットボトル	本	本	本	本	本	本	本	0
1lペットボトル	本	本	本	本	本	本	本	0
2lペットボトル	本	本	本	本	本	本	本	0
その他()								0
寝具	組	組	組	組	組	組	組	0
毛布	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	0
外衣	着	着	着	着	着	着	着	0
肌着	着	着	着	着	着	着	着	0
哺乳瓶	本	本	本	本	本	本	本	0
紙オムツ	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	0
バスタオル	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	0
灯油	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	0
その他()								0

※本表に記載する物資は、問屋及び小売店等流通物資を取り扱う民間事業者と市町村間において協定などにより確保されている物資とする。

地区別保有数量(応援可能数量)等一覧

4 車両保有台数(民間車両)

項目	市町村							計
乗用車	台	台	台	台	台	台	台	0
バス	台	台	台	台	台	台	台	0
トラック	台	台	台	台	台	台	台	0
ダンプトラック	台	台	台	台	台	台	台	0
ブルドーザー	台	台	台	台	台	台	台	0
ショベルローダー	台	台	台	台	台	台	台	0
除雪車	台	台	台	台	台	台	台	0
除雪ドーザー	台	台	台	台	台	台	台	0
軽自動車	台	台	台	台	台	台	台	0
小型貨物車	台	台	台	台	台	台	台	0
トラクターショベル	台	台	台	台	台	台	台	0
タイヤドーザー	台	台	台	台	台	台	台	0
ロータリー	台	台	台	台	台	台	台	0
グレーダー	台	台	台	台	台	台	台	0
トラクター	台	台	台	台	台	台	台	0
雪上車	台	台	台	台	台	台	台	0
雪櫃車	台	台	台	台	台	台	台	0
原付バイク	台	台	台	台	台	台	台	0
その他特殊車両等	台	台	台	台	台	台	台	0

※本表に記載する車両は、運送業者等と市町村間において協定などにより確保されている車両とする。

5 土木等資機材(流通物資)

項目	市町村							計
土砂	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	0
タールキ	本	本	本	本	本	本	本	0
コンパネ	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	0
仮設用仮住宅資材	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	0
矢板	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	0
木杭	本	本	本	本	本	本	本	0
ビニール袋	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	0
その他(土のう袋)	枚							0

※本表に記載する土木等資機材は、土木業者等と市町村間において協定などにより確保されている土木等資機材とする。

地区別保有数量(応援可能数量)等一覧

6 自治体職員数

項目	市町村							計
歯科医師	人	人	人	人	人	人	人	0
獣医師	人	人	人	人	人	人	人	0
診療放射線技師	人	人	人	人	人	人	人	0
臨床検査技師	人	人	人	人	人	人	人	0
薬剤師	人	人	人	人	人	人	人	0
栄養士	人	人	人	人	人	人	人	0
保健師	人	人	人	人	人	人	人	0
保育士	人	人	人	人	人	人	人	0
土木技術者	人	人	人	人	人	人	人	0
一般土木	人	人	人	人	人	人	人	0
農業土木	人	人	人	人	人	人	人	0
林業土木	人	人	人	人	人	人	人	0
電気技術者	人	人	人	人	人	人	人	0
通信技術者	人	人	人	人	人	人	人	0
建築機械操作職	人	人	人	人	人	人	人	0
作業船検査職	人	人	人	人	人	人	人	0
自動車運転職	人	人	人	人	人	人	人	0
一般事務	人	人	人	人	人	人	人	0
その他技能労務職等	人	人	人	人	人	人	人	0

※上表は職員の有資格者数を記載し、特に資格を所有しない者は一般事務欄に記載する。

7 民間応援可能人数

項目	市町村							計
歯科医師	人	人	人	人	人	人	人	0
獣医師	人	人	人	人	人	人	人	0
臨床検査技師	人	人	人	人	人	人	人	0
薬剤師	人	人	人	人	人	人	人	0
保育士	人	人	人	人	人	人	人	0
ボランティア	人	人	人	人	人	人	人	0
その他	人	人	人	人	人	人	人	0

※本表に記載する民間応援可能人数は、医師会、ボランティア団体等と市町村間において協定などにより確保されている。

4-6-3 青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

(1) 青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内

(2) 弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鯺ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

(3) 八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 弘前地区消防事務組合消防本部

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部

イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部

ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする受援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

ア 現地における車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食糧費

ウ 化学消火薬剤等の資機材費

エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等

ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）

イ 車両及び機械器具の修理費

ウ 旅費及び出動手当等の人件費

エ 公務災害補償に要する経費

オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 消防相互応援に関すること。

(2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。

(3) 市町村等間の消防訓練に関すること。

(4) 警防技術に関すること。

(5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。

(6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。

2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

4-6-4 消防相互応援協定

(危機管理局)

No.	応援協定 締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
1	S30.3.1	鰺ヶ沢町、深浦町	火災
2	S30.3.1	鰺ヶ沢町、つがる市（旧森田村地区）	火災 ※口頭・慣例
3	S33.5.27	十和田市、おいらせ町（旧百石町地区）	火災、風水害
4	S35.5.20	十和田市、三沢市	火災、風水害
5	S35.6.13	十和田市、東北町（旧上北町地区）	火災、風水害
6	S35.6.14	十和田市、六戸町	火災、風水害
7	S35.6.14	三沢市、六戸町	火災、風水害
8	S35.6.14	六戸町、五戸町	火災、風水害
9	S35.6.14	おいらせ町（旧下田町地区）、六戸町	全災害
10	S35.6.21	三沢市、おいらせ町（旧下田町地区）	全災害
11	S35.6.23	十和田市、野辺地町	火災、風水害
12	S35.7.1	野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村	火災、風水害
13	S35.8.2	青森市、平内町、野辺地町	火災
14	S36.3.3	五所川原市、つがる市（旧木造町地区）、板柳町、鶴田町	火災
15	S37.10.27	十和田市、七戸町	火災、風水害
16	S37.11.8	十和田市、新郷村	火災、風水害
17	S37.11.8	十和田市、五戸町（旧倉石村地区）	火災、風水害
18	S37.12.12	青森市、平内町、蓬田村	火災
19	S38.1.20	大鰐町、平川市	火災、風水害
20	S41.4.1	弘前市、平川市（旧平賀町地区）	全災害
21	S41.4.1	弘前市（旧弘前市地区）、鰺ヶ沢町	全災害
22	S41.4.1	弘前市、鶴田町	全災害
23	S41.4.1	弘前市、田舎館村	全災害
24	S41.4.1	弘前市、平川市（旧尾上町地区）	全災害
25	S41.4.1	弘前市、つがる市（旧森田村地区）	全災害
26	S41.4.1	弘前市、藤崎町	全災害
27	S41.4.1	弘前市、板柳町	全災害
28	S41.4.1	弘前市、西目屋村	全災害
29	S41.4.1	弘前市、黒石市	全災害
30	S41.4.1	弘前市、五所川原市	全災害
31	S41.4.1	弘前市、つがる市（旧木造町地区）	全災害
32	S41.4.1	弘前市、大鰐町	全災害
33	S41.4.1	五所川原市、板柳町	全災害
34	S41.4.1	十和田市、五戸町（旧五戸町地区）	全災害
35	S41.5.1	板柳町、鶴田町	全災害
36	S41.12.1	鰺ヶ沢町、弘前市（旧岩木町地区）	全災害 ※口頭・慣例
37	S41.12.1	鰺ヶ沢町、つがる市（旧森田村地区）	全災害 ※口頭・慣例
38	S41.12.1	鰺ヶ沢町、板柳町	全災害 ※口頭・慣例
39	S41.12.1	鰺ヶ沢町、鶴田町	全災害 ※口頭・慣例
40	S41.12.1	五所川原市、鰺ヶ沢町	全災害
41	S41.12.1	鰺ヶ沢町、つがる市（旧木造町地区）	全災害
42	S42.1.1	三沢市、おいらせ町（旧百石町地区）	全災害
43	S42.1.1	三沢市、東北町	全災害

No.	応援協定 締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
44	S42.10.2	十和田市、中部上北（事）	全災害
45	S42.10.2	野辺地町、中部上北（事）	全災害
46	S42.11.1	三戸町、田子町	全災害
47	S42.11.1	三戸町、南部町	全災害
48	S42.12.27	青森市、藤崎町	全災害
49	S43.1.31	藤崎町、板柳町	全災害 ※口頭・慣例
50	S43.2.1	青森市、板柳町	全災害
51	S43.2.7	藤崎町、田舎館村	全災害
52	S43.2.10	青森市、黒石市	全災害
53	S43.2.10	黒石市、田舎館村	全災害
54	S43.2.10	平川市、田舎館村	全災害
55	S43.6.20	青森市、五所川原市	全災害
56	S44.10.1	今別町、外ヶ浜町（旧三厩村地区）	火災、風水害
57	S44.12.27	八戸市、八戸海上保安部	その他（船舶火災）
58	S48.7.17	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	全災害
59	S50.6.1	外ヶ浜町（旧三厩村地区）、中泊町（旧小泊村地区）	火災
60	S52.9.30	弘前（事）、大館市（秋田県）	救急
61	S53.9.13	五所川原（事）、つがる市、鯉ヶ沢（事）、板柳町	全災害
62	S54.9.11	青森（事）、弘前（事）、黒石（事）、平川市	その他（高速道路災害）
63	S55.1.18	三沢市、航空自衛隊三沢基地	火災
64	S55.4.17	弘前（事）、黒石（事）	全災害
65	S55.10.31	弘前（事）、平川市	その他（一部道路災害）
66	S55.11.13	青森（事）、中部上北（事）	全災害
67	S56.4.1	下北（事）、北部上北（事）	全災害
68	S57.11.29	青森（事）、青森海上保安部	その他（船舶火災）
69	S58.10.22	下北（事）、むつ市、横浜町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	全災害
70	S59.3.26	三沢市、東京航空局三沢空港事務所	その他（航空機災害）
71	S60.4.1	黒石市、藤崎町	全災害
72	S60.4.1	十和田（事）、中部上北（事）	全災害
73	S60.4.1	三沢市、中部上北（事）	全災害
74	S60.4.1	北部上北（事）、中部上北（事）	全災害
75	S60.4.1	三沢市、六ヶ所村	全災害
76	S61.11.27	八戸（事）、二戸地区広域行政事務組合(事、岩手県)	その他（高速道路災害）
77	S62.7.16	青森県、青森（事）	その他（航空機災害）
78	S63.8.26	北部上北（事）、八戸海上保安部	その他（船舶火災）
79	H2.6.13	十和田（事）、三沢市	全災害
80	H3.5.21	八戸（事）、三沢市	全災害
81	H4.12.21	十和田（事）、平川市	全災害
82	H5.2.15	八戸（事）、十和田（事）	全災害
83	H5.3.15	青森（事）、十和田（事）	全災害
84	H6.6.1	弘前（事）、鹿角広域行政組合（事、秋田県）	その他（高速道路災害）
85	H6.6.1	十和田（事）、鹿角広域行政組合（事、秋田県）	全災害
86	H7.9.1	航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処、中部上北（事）、東北町	火災
87	H8.10.24	弘前（事）、青森（事）	全災害

No.	応援協定 締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
88	H9.12.1	青森（事）、五所川原（事）	全災害
89	H10.4.21	外ヶ浜町、蓬田村、今別町	火災、風水害
90	H11.1.1	八戸（事）、米空軍第35戦闘航空団	火災
91	H11.1.1	三沢市、米空軍第35戦闘航空団	火災
92	H11.1.1	十和田（事）、米空軍第35戦闘航空団	火災
93	H11.1.22	南部町（旧南部町地区）、軽米町（岩手県）	全災害
94	H11.1.22	階上町、軽米町（岩手県）	全災害
95	H11.1.22	八戸市（旧南郷村地区）、軽米町（岩手県）	全災害
96	H11.3.18	八戸（事）、二戸地区広域行政事務組合（事、岩手県）	全災害
97	H16.12.16	黒石（事）、平川市	全災害
98	H18.3.1	鰺ヶ沢（事）、能代山本広域市町村圏組合（事、秋田県）	全災害
99	H20.10.29	航空自衛隊車力分屯基地、つがる市	火災
100	H18.9.1	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、中泊町、藤崎町、板柳町、七戸町、青森（事）、弘前（事）、黒石（事）、五所川原（事）、十和田（事）、北部上北（事）、中部上北（事）	全災害
101	H19.9.1	階上町、洋野町（岩手県）	火災
102	H20.4.1	八戸（事）、久慈広域連合（岩手県）	全災害
103	不明	つがる市（旧森田村地区）、鶴田町	火災 ※口頭・慣例
104	不明	五所川原市、中泊町（旧小泊村地区）	火災 ※口頭・慣例

※ ○○（事）は、一部事務組合の略

4-6-5 水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県健康福祉部保健衛生課内におく。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県健康福祉部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県健康福祉部保健衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣を指示をするものとする。

2 前条の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛等について十分に考慮するものとする。

(事 務 局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県健康福祉部保健衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか、必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

水道災害相互応援協定細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、水道災害相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策の樹立)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から被災現地の指揮を命ぜられた者は、ただちに被災市町村に直行し、当該水道災害対策責任者と協議して現地の情勢に応じた対策をたてるものとする。

(現地指導技術者としての職員の派遣の要請)

第3条 被災現地の指揮者は、前条の対策を遂行するため必要があると認められるときは、各市町村の水道事業責任者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

(水道事業者及び水道工事業者に対する救援要請)

第4条 被災現地の指揮者は、第2条の対策を遂行するため、あらかじめ登録された水道事業者及び水道工事業者に対して、技術者及び配管技工の救援要請並びに資材、機械器具、運搬給水器具等の現地搬入要請をすることができる。

(応援隊の完全装備)

第5条 協定第6条第2項及びこの細則第3条の規定に基づき応援要請を受けた職員は、完全作業態勢の服装をととのえ、食糧、天幕、寝袋（毛布）、電灯、工具一式、その他衣類日用品等を携行するものとする。

第6条 事務局長は、毎年4月及び10月に各市町村の緊急備蓄資材表及び運搬給水器具並びに水道事業者及び工事業者作業能力調査表を作成し、各市町村に配付するものとする。

2 事務局長は、第3条に規定する現地指導技術者については、あらかじめその名簿を作成して置かなければならない。

(その他の事項)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、救援対策本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

4-6-6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するも

のとする。幹事県を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構 成 都 道 府 県 名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を

速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

北海道東北地方知事会会長

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ

関 東 地 方 知 事 会 会 長

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

中 部 圏 知 事 会 会 長

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会会長

奈 良 県 知 事 荒 井 正 吾

中 国 地 方 知 事 会 会 長

岡 山 県 知 事 石 井 正 弘

四国知事会常任世話人

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

九 州 地 方 知 事 会 会 長

大 分 県 知 事 広 瀬 勝 貞

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
徳島県	四国知事会
山口県	中国地方知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

（別表2）

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北（8） 関東（8）	中国（5） 四国（4） 九州（8）
中部圏（7） 近畿（7）	北海道東北（8） 関東（8）
中国（5） 四国（4） 九州（8）	中部圏（7） 近畿（7）

※（ ）は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人（以下「代表世話人」という。）は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長（以下「世話人所長」という。）に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

（業務の代行）

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（情報収集要員等の携行品）

- 第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（広域応援の内容）

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

（1）人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

（2）物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

（3）施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

(カバー（支援）ブロック)

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表3を基本とする。

(別表3)

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

4－8－1 災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号）

（趣 旨）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、災救助法施行令（昭和22年政令第225号）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、こ規則の定めるところによる。

（急迫事態における救助の実施）

第1条の2 市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは法第4条第1項及び第2項に規定する救助の実施に着手することができる。

（救助の程度、方法及び期間）

第2条 救助の程度、方法及び期間は、別表第1による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第1により難い特別の事情があると認めたときは内閣総理大臣と協議して、別に救助の程度、方法又は期間を定めることがある。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第3条 施行規則第1条第1項に規定する公用令書は第1号様式により、同条第4項に規定する用変更令書は第2号様式により、同条第5項に規定する公用取消令書は第3号様式による。

2 知事は、前項の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（第4号様式）に登録するものとする。

3 知事は、第1項の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に理由詳記し、かつ、公用変更令書を交付したときにあつては変更事項を記録するものとする。

（物資の保管等に係る公用令書受領書等）

第4条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令に添付した受領書を速やかに知事に提出しなければならない。

（収用又は使用物資の引渡し）

第5条 施行規則第2条第3項の規定により物資の引渡しを受ける者が、受領調書を作成する場においては、その物資の所有者又は権原に基づいて物資を占有する者（以下「占有者」という。を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（収用又は使用物資の受領調書）

第6条 前条の受領調書には、次に掲げる事項を記載し、これを2通作成の上、作成者及びその成に立ち会った所有者又は占有者が各通に記名し、印を押さなければならない。

- 一 受領する都道府県名
- 二 受領した物資の名称及び数量
- 三 受領した年月日

四 受領した場所

五 受領調書を作成した年月日

六 その他必要と認める事項

(損失補償請求書等)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する損失補償請求書は、第5号様式による。

2 知事は、損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(立入検査の証票)

第8条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する身分を示す証票は、第号様式による。

(従事命令に係る公用令書)

第9条 施行規則第4条第1項に規定する公用令書は第7号様式により、同条第3項に規定する公用取消令書は第8号様式による。

2 知事は、前項の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（第9号様式）に登録するものとする。

3 知事は、第1項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に事由を詳記して抹消するものとする。

(従事命令に係る公用令書受領書等)

第10条 前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した領書を速やかに知事に提出しなければならない。

(協力命令に係る公用令書等)

第11条 知事は、法第8条の規定により救助に関する業務に協力させる者に対して、公用令書（10号様式）を交付するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により公用令書を交付したときは、救助協力者台帳（第11号様式）に登録するものとする。

(公用令書受領者の事故による届出)

第12条 施行規則第4条第2項の規定による届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 負傷、疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長警察官その他適当な官公吏の証明書

(実費弁償の限度)

第13条 法第7条第5項の規定による実費弁償の限度は、別表第2による。

2 施行規則第5条に規定する実費弁償請求書は、第12号様式による。

(扶助金支給の申請)

第14条 施行規則第6条第1項に規定する扶助金支給申請書は、第13号様式による。

2 救助に関する業務に協力した者で第11条第1項ただし書の規定により公用令書の交付を受けいないものに係る前項

の扶助金支給申請書には、そのことを証するため、居住地を管轄する町村長又は警察署長の証明書を添付しなければならない。

(繰替支弁の払戻請求)

第15条 市町村は、法第29条の規定により一時繰替支弁をしたときは、直ちにその払戻請求書（第14号様式）2通に証拠書類を添えて所轄の地域県民局長を経て知事に提出しなければならない。

第16条 知事は、応急仮設住宅が、その目的を達したときは、内閣総理大臣の承認を受けてそれを処分することができる。

2 前項の規定により応急仮設住宅を有償で処分した場合には、当該処分による収入金（国庫に付すべき額を除く。）については、法第22条に規定する災害救助基金に繰り入れ、法第23に規定する額の枠外として、別に積立てる。

第17条 生業に必要な資金の貸与をした場合の償還金については、法第22条に規定する災害救助基金に繰り入れ、法第23条に規定する額の枠外として、別に積立てる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (1) 避難所には、災害により現に被害を受けている者及び災害により被害を受けるおれのある者に供与する。
- (2) 避難所には、原則として学校、公民館等の既存建物を利用することとするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、仮小屋の設置、天幕の設営その他の切な方法によりこれを設ける。
- (3) 避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。
- (4) 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を(3)の額に加する。
- (5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。
- (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者でつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設型仮設住宅（建設して与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の設置、借上型仮設住宅（民間賃貸住宅を借げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の提供その他適切な方法により供与する。

(2) 建設型仮設住宅の設置については、次に掲げるところによる。

- ① 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として公有地を利用することとするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用する。
- ② 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、5,516,000円以内とする。
- ③ 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型仮設住宅の戸数が、おおむね50戸以上の場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置し、50戸未満の場合にあつてはその戸数に応じた小規模な施設を設置することがある。
- ④ 高齢者等であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの（以下「福祉仮設住宅」という。）を建設型仮設住宅として設置することがある。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型仮設住宅の設置戸数とみなす。
- ⑤ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。
- ⑥ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による許可に係る期間内とする。
- ⑦ 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

(3) 借上型仮設住宅の提供については、次に掲げるところによる。

- ① 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)の②に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費とし、当該地域の実情に応じた額とする。
- ② 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する。
- ③ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(2)の⑥に定める期間と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (1) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家への被害しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物にるものとする。
- (3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。
- (4) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

- (1) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域にいて平常時に要すると認められる額とする。
- (3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）又は船舶の全

島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活需品を喪失し、又は喪失したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営ことが困難な者に対して行う。

- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目範囲内において、現物をもつて行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別（災害発生日による。）及び世帯区分により、1世帯当たり次の額の範囲内とする。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	7,800円
冬季	10月から3月まで	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

- (2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
冬季	10月から3月まで	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

1 医療

- (1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
- (2) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得な場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがある。

- (3) 医療は、次の範囲内において行う。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

- (4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及破損した医療器具の修

繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内とする。

(5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

(1) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のた助産の途を失つたものに対して行う。

(2) 助産は、次の範囲内において行う。

① 分べんの介助

② 分べん前及び分べん後の処置

③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。

(4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とる。

3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が壊した者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以とする。

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の段を失つた世帯に対して行う。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材を購入するための費に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力ある者に対して貸与する。

3 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。

(1) 生業費 1世帯当たり 30,000円

(2) 就職支度費 1世帯当たり 15,000円

4 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。

(1) 貸与期間 2年以内

(2) 利子 無利子

(3) 保証人 確実な者1人以上による連帯保証人

5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品喪失し、又は損傷し

たこと等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(1) 教科書代

- ① 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承を受けて使用するものを給与するための実費
- ② 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

- ① 小学校児童 1人当たり 4,400円
- ② 中学校生徒 1人当たり 4,700円
- ③ 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

4 学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
- 2 埋葬に当たっては、棺又は棺材等の現物を埋葬を実施する者に支給する。
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により死亡していると推定される者に対して行う。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められるとする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

2 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ② 死体の一時保存
 - ③ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

- ① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
- ② 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建を利用できない場合は、1体当たり5,300円以内とする。ただし、死体の一時保存に要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要する認められる額を加算する。
- ③ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障をばしているもの（以下「障害物」という。）の除去
 - 1 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物がび込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 - 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町内において行つた障害物の除去につき1世帯当たりの平均135,100円以内とする。
 - 3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できるのは、次に掲げる場合とる。
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
 - 2 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における平常時に要すると認められる額とする。
 - 3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認めれる期間以内とする。

別表第2（第13条関係）

1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

1 日当（午前8時30分から午後5時までの間において業務に従事した場合の報酬）

- (1) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,700円以内
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,800円以内
- (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,900円以内
- (4) 救急救命士 一人一日当たり 14,400円以内
- (5) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100円以内
- (6) 大工 1人1日当たり 23,400円以内
- (7) 左官 1人1日当たり 23,600円以内

(8) とび職 1人1日当たり 21,900円以内

2 時間外勤務手当

1人1時間当たり1に定める限度額の7.75分の1に相当する額に、100分の125から00分の150までの範囲内で知事が定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間に業務従事した場合にあつては、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（業務（知事定める業務を除く。）に従事した時間が1月について60時間を超えた場合にあつては、その60時間を超えて従事した時間に対して100分の150（午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては、10分の175）を乗じて得た額）以内の額

3 旅費

(1) 車賃 1キロメートルにつき 25円

(2) 宿泊料 1夜につき 9,800円

(3) 旅行雑費 1日につき 1,200円

2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額加算した額以内とする。

第1号様式（第3条関係）（その1）

保管第号

公用令書

住所
(所在地)

氏名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年月日

知事氏名

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

切取線

保管第号

年月日

青森県知事殿

住所
(所在地)

氏名
(法人その他の団体については、その名称)

受領書

1 公用令書
上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式（第3条関係）（その2）

収用第号

公用令書

住所
(所在地)

氏名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年月日

知事氏名

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

切取線

受領書

((その1)に準ずる。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式（第3条関係）（その3）

管理第号

公用令書

住所
(所在地)

氏名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年月日

知事氏名

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

切取線

受領書

((その1)に準ずる。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式（第3条関係）（その4）

公用変更令書発付番号	第号
公用令書発付番号年月日	第号 年月日

公用変更令書

住所(所在地)

氏名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく月日付け〇〇第号公用令書を下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定によりこれを交付する。

年月日

知事氏名

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

注 収用
管理
使用

の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。

切取線

公用変更令書発付番号	第号
公用令書発付番号年月日	第号 年月日

年月日

青森県知事殿

住所(所在地)

氏名
(法人その他の団体については、その名称)

受領書

1 公用変更令書
上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第3条関係）

公用変更令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく 月 日付け〇〇第 号公用令書を下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

知事 氏 名

物 資 の 種 類	数	量	所 在 の 場 所	期	間

注 収用
管理
使用
の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。

切取線

公用変更令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

受 領 書

1 公用変更令書
上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式（第3条関係）

公用取消令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく を必要としなくなったので災害救助法施行規則第1条第5項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

知事 氏 名

切取線

公用取消令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

受 領 書

1 公用取消令書
上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第3条関係）

公 用 令 書 番 号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

強 制 物 件 台 帳 ()

所有者住所 氏 名

占有者住所 氏 名

(法人その他の団体については、その所在地及び名称)

区 分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備 考 (変更理由その他)
公 用 令 書 の 内 容								
変 更 事 項 及 び そ の 理 由								
取 消								
理 由								
損 失 補 償 欄	種 類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備 考		

注1 保管、収用、管理、使用ごとに別葉に調製し、件名の右の括弧に保管、収用等と明記すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式（第7条関係）

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称及びその代表者の氏名)

損 失 補 償 請 求 書

¥

内 訳

損失補償額算出明細書及び受領調書写し別紙のとおり

上記金額を下記の理由により請求します。

記

請求理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式（第8条関係）

災害救助法第10条の規定による
立入検査

証 票

1葉

第 号

写真

所属庁
職 名

氏 名

年 月 日

青森県知事

印

2葉

災害救助法（抜粋）

（条 文 挿 入）

3葉

注 意

1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この証票は、年 月 日まで有効とする。

3 この証票は、有効期間が経過し、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

4葉

注 用紙の大きさは、各葉とも縦6センチメートル横9センチメートルとする。

第7号様式（第9条関係）

（表）

公 用 令 書 発 付 番 号

第 号

公 用 令 書

住 所

職 業

氏 名

年 月 日生

〔法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地〕

上記の者災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

青森県知事 氏 名

印

従事すべき救助業務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
出頭すべき日時及び場所	

注 法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。

切取線

公 用 令 書 発 付 番 号

第 号

年 月 日 午 前 時 分
後

青森県知事 殿

住 所(所在地)

氏 名

（法人その他の団体については、その名称）

受 領 書

1 公用令書

上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式（第9条関係）

（裏）

従事令書の交付を受けた者の心得

1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。

2 従事令書の交付を受けた者が傷病、疾病等により指定の日時に出席し難い場合は、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。

3 従事令書の交付を受けた者は、天災地変その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。

4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。
ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6カ月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

公 用 取 消 令 書 番 号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所(所在地)

職 業

氏 名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

青森県知事 氏 名

切取線

公 用 取 消 令 書 番 号

第 号

公 用 令 書 番 号 年 月 日

第 号
年 月 日

年 月 日 午 前 時 分
後

青森県知事 殿

住 所(所在地)

氏 名

（法人その他の団体については、その名称）

受 領 書

1 公用取消令書

上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式（第9条関係）

公用令書発付番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

救 助 従 事 者 台 帳
住 所
職 業
氏 名
年 月 日生

〔法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地〕

従事すべき救助業務					
従 事 す べ き 場 所					
従 事 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 場 所					
出 頭 す べ き 日 時					
公用令書取消理由					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 額	扶 助 金 の 種 類	金 額	支給年月日	備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号様式（第11条関係）

協力令書発付番号	第 号
協力令書発付年月日	年 月 日

公 用 令 書
住 所(所在地)
職 業
氏 名
年 月 日生
(法人その他の団体については、その名称)

上記の者、災害救助法第8条の規定に基づき次のとおり協力を命ずる。

年 月 日
青森県知事 氏 名

協力すべき救助業務	
協 力 す べ き 場 所	
協 力 す べ き 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
出頭すべき日時及び場所	

切取線

協力令書発付番号	第 号
協力令書発付年月日	年 月 日

年 月 日 午前 時 分

青森県知事 殿

住 所(所在地)
氏 名

1 公用令書

上記のとおり受領しました。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式（第11条関係）

協力令書発付番号	第 号
協力令書発付年月日	年 月 日

救 助 協 力 者 台 帳
住 所(居住地)
氏 名
年 月 日生

協力すべき救助業務					
協 力 す べ き 場 所					
協力すべき期間、出頭すべき場所					
出 頭 す べ き 日 時					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 額	扶 助 金 の 種 類	金 額	支給年月日	備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
職 業
氏 名

災害救助従事者実費弁償請求書

¥.

公用令書による扶助従事費

細則第 項

内 訳

鉄道賃 円(キロメートル分)往復分
車 賃 円(キロメートル分)往復分
宿泊料 円(夜分)
1夜 円
旅行雑費 円(日分)
1日 円

年 月 日	発 着 地 名	旅 行 程 路		鉄 道 賃	備 考
		陸 路	鉄 路		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式（第14条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
災害救助法による 扶助金支給申請書

災害救助法第12条の規定により扶助金の支給を受けたいので、別紙 を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体 の状況					
公 用 令 書 番 号					
負傷し、疾病にか かり、又は死亡し た当時本人と関 係のあつた主な 親 族 の 状 況	氏 名	本人と の続柄	生年月日	職 業	備 考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

市町村長 氏 名 ㊟

災害救助費繰替支弁金払戻請求書

¥.

ただし、 年 月 日市町村(災害箇所)における災害により青森県災害救助法

施行細則に基づく救助費〔 年 月 日から 年 月 日まで〕繰替支弁した費用として別紙内訳

書及び証拠書類添付のとおり

上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

4－8－2 災害救助法の適用基準

(健康福祉部)

(1) 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域を単位に原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれか（ア）、（イ）に該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次のいずれか（①・②・③・④）に該当する場合

① 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第1条第1項第1号）

（令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30 世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 〃
15,000 〃	30,000 〃	50 〃
30,000 〃	50,000 〃	60 〃
50,000 〃	100,000 〃	80 〃
100,000 〃	300,000 〃	100 〃
300,000 〃		150 〃

② 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

（令別表第2）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000 世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500 〃
2,000,000 〃	3,000,000 〃	2,000 〃
3,000,000 〃		2,500 〃

（令別表第3）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15 世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 〃
15,000 〃	30,000 〃	25 〃
30,000 〃	50,000 〃	30 〃
50,000 〃	100,000 〃	40 〃
100,000 〃	300,000 〃	50 〃
300,000 〃		75 〃

- ③ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数	
1,000,000人未満		5,000	世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,500	〃
2,000,000 〃	3,000,000 〃	9,000	〃
3,000,000 〃		12,000	〃

- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令第68号第1条）であり、具体的には、次のような場合であること。

- a 被災地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補修方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合

- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合（内閣府令第68号第2条第1号）で、具体的には、次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- b 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
- c 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令第68号第2条第2号）で、具体的には、次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火又は有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- d 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- e 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊又はその危険性の増大
 - ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

(2) 災害救助法適用基準市町村別一覧表

市町村名	人口(H27 国勢調査 速報集計)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県被害世帯数が 1,500以上に達 した場合(減失 の世帯数)	市町村名	人口(H27 国勢調査 速報集計)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県被害世帯数が 1,500以上に達 した場合(減失 の世帯数)
青 森 市	287,622	100	200	300	50	板 柳 町	13,937	40	80	120	20
弘 前 市	177,549	100	200	300	50	鶴 田 町	13,400	40	80	120	20
八 戸 市	231,379	100	200	300	50	中 泊 町	11,205	40	80	120	20
黒 石 市	34,293	60	120	180	30	野 辺 地 町	13,520	40	80	120	20
五所川原市	55,171	80	160	240	40	七 戸 町	15,719	50	100	150	25
十 和 田 市	63,454	80	160	240	40	六 戸 町	10,423	40	80	120	20
三 沢 市	40,223	60	120	180	30	横 浜 町	4,535	30	60	90	15
む つ 市	58,506	80	160	240	40	東 北 町	17,969	50	100	150	25
つ が る 市	33,326	60	120	180	30	六ヶ所村	10,538	40	80	120	20
平 川 市	32,130	60	120	180	30	おいらせ町	24,220	50	100	150	25
平 内 町	11,148	40	80	120	20	大 間 町	5,220	40	80	120	20
今 別 町	2,747	30	60	90	15	東 通 村	6,604	40	80	120	20
蓬 田 村	2,896	30	60	90	15	風 間 浦 村	1,977	30	60	90	15
外ヶ浜町	6,197	40	80	120	20	佐 井 村	2,152	30	60	90	15
鰺ヶ沢町	10,131	40	80	120	20	三 戸 町	10,150	40	80	120	20
深 浦 町	8,423	40	80	120	20	五 戸 町	17,433	50	100	150	25
西 目 屋 村	1,415	30	60	90	15	田 子 町	5,553	40	80	120	20
藤 崎 町	15,180	50	100	150	25	南 部 町	18,319	50	100	150	25
大 鰐 町	9,684	40	80	120	20	階 上 町	14,008	40	80	120	20
田 舎 館 村	7,783	40	80	120	20	新 郷 村	2,510	30	60	90	15
						計	1,308,649				

※適用基準における都道府県及び市町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいうものである。（※確定人口が官報に公示されるまでの間は、要計表によって算出された人口を用いる）

(3) 減失世帯数算出基準

区 分	算 定 基 準
全壊、全焼、流出世帯	1 世帯
半壊、半焼	1/2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1/3 世帯

(4) 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床 上 浸 水	浸水がその住家の床以上に達した程度のもの。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のもの。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

(5) 急迫事態における救助の実態

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第4条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

4-11-1 主要医療機関

(1) 病 院

東青地域県民局地域健康福祉部管内（東地方保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
国 立 療 養 所 松 岡 保 養 園	厚 生 労 働 省	〒038-0003 青森市大字石江字平山19	017-788-0145
独立行政法人国立病院機構青森病院	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	0172-62-4055
青 森 県 立 中 央 病 院	青 森 県	〒030-0913 青森市東造道2丁目1-1	017-726-8315
青 森 県 立 つ く し が 丘 病 院	青 森 県	〒038-0031 青森市三内字沢部353-92	017-787-2121
青 森 市 民 病 院	青 森 市	〒030-0821 青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171
青 森 市 立 浪 岡 病 院	青 森 市	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡平野180	0172-62-3111
平 内 町 国 保 平 内 中 央 病 院	平 内 町	〒039-3321 平内町小湊外ノ沢1-1	017-755-2131
外 ケ 浜 町 中 央 病 院	外 ケ 浜 町	〒030-1303 外ヶ浜町字下蟹田42-1	017-422-3450
(一社) 慈 恵 会 青 い 森 病 院	(一社) 慈 恵 会	〒038-0042 青森市大谷山ノ内16-3	017-729-3330
(一社) 青 森 精 神 医 学 研 究 所 付 属 浅 虫 温 泉 病 院	(一社) 青 森 精 神 医 学 研 究 所	〒039-3501 青森市浅虫字内野28	017-752-3004
(公財) 鷹 揚 郷 腎 研 究 所 青 森 病 院	(公財) 鷹 揚 郷	〒038-0003 青森市石江字岡部101-1	017-781-9331
(一社) 慈 恵 会 青 森 慈 恵 会 病 院	(一社) 慈 恵 会	〒030-0021 青森市安田字近野146-1	017-782-1201
(一財) 双 仁 会 青 森 厚 生 病 院	(一財) 双 仁 会	〒038-0042 青森市新城字山田488-1	017-788-3121
(医) 雄 心 会 青 森 新 都 市 病 院	(医) 雄 心 会	〒038-0003 青森市大字石江字高間109-18	017-757-8750
芙 蓉 会 病 院	(医) 芙 蓉 会	〒030-0125 青森市雲谷字山吹93-1	017-738-2214
村 上 病 院	(医) 芙 蓉 会	〒038-0843 青森市浜田3丁目3-14	017-729-8887
村 上 新 町 病 院	(医) 三 良 会	〒030-0801 青森市新町2丁目1-13	017-723-1111
浪 打 病 院	(医) 同 仁 会	〒030-0902 青森市合浦2丁目11-24	017-741-4341
青 森 保 健 生 活 共 同 組 合 生 協 さ く ら 病 院	青 森 保 健 生 活 共 同 組 合	〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-10	017-738-2101
あ お も り 協 立 病 院	青 森 保 健 生 活 共 同 組 合	〒030-0847 青森市東大野2丁目1-10	017-729-5500
佐 藤 病 院	佐 藤 秀 樹	〒030-0811 青森市青柳2丁目1-12	017-722-4802
青 森 敬 仁 会 病 院	(一社) 敬 仁 会	〒039-3502 青森市久栗坂字山辺89-10	017-737-5566
東 地 方 保 健 所 管 内 計			

(平成29年 5 月 1 日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内 外 皮 眼 耳 歯	218					218			4.8	79.0
内 精 神内 呼内 小 外 整 脳外皮 ひ 眼 耳 歯 放 ア 歯口 麻	300			60		360	救急告示	3	17.4	232.0
内 精 神内 小 外 整 脳外皮 ひ 心外 呼 循内 産婦 眼 耳 放 歯 歯口 歯 麻 消外 病診	689				5	694	救急告示	6	175.7	778.7
精 神 歯			230			230			8.2	97.8
糖・内分内 循・呼内 消内 小 外 整 皮 ひ 産 婦 眼 耳 歯 精 麻 放 脳外 心血 歯口 形 病理	538					538	救急告示	11	79.0	386.9
内 精 小 外 整 眼 耳	92		107			199	救急告示	8	8.3	61.0
内 小 外 整 皮 婦 眼 麻 脳外 消内 循内	40	56				96	救急告示	4	5.7	51.0
内 外 歯 小 整 歯	48					48	救急告示	5	6.2	27.9
精 内			160			160			4.9	43.0
精 心内			198			198			4.0	78.0
ひ 歯 歯 麻	45					45			7.0	80.0
内 外 整 循 歯 消 呼 皮 ア 歯 麻 精 ひ 漢内	106	144	82			332	救急告示	8	25.3	147.0
内 呼内 外 整 心血外 婦 放 消外 循内 麻 歯	227	55				282	救急告示	10	11.3	128.0
内 消内 循内 脳外 外 消外 放 放腫 形外 整外 麻 歯 歯	191					191	救急告示	5	16.9	95.0
内 精 老 精 児 精 心内		53	354			407			16.1	155.8
内 消内 循内 精 放 心療内 外 整 耳 歯 泌	80	40				120			11.4	109.0
内 消内 循内 精 放 心療内 整 歯 泌 血外 神内 糖内 血外 神内 糖内	46	32				78	救急告示	3	7.0	49.6
内 外 呼 整 歯	37	32				69			4.2	29.0
内 精 神 心内 歯			140			140			4.9	52.0
内 精 神内 呼 消 循 肛 産婦 放 歯 整	133	90				223	救急告示	14	16.5	139.1
内 外 整		36				36	救急告示	1	3.0	13.0
内 歯 整		120				120			4.1	50.1
	2,790	658	1,271	60	5	4,784				

中南地域県民局地域健康福祉部管内（弘前保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
独立行政法人国立病院機構弘前病院	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	〒036-8174 弘前市富野町1	0172-32-4311
弘 前 大 学 医 学 部 附 属 病 院	国 立 大 学 法 人 弘 前 大 学	〒036-8203 弘前市本町53	0172-33-5111
弘 前 市 立 病 院	弘 前 市	〒036-8004 弘前市大町3-8-1	0172-34-3211
黒 石 市 国 保 黒 石 病 院	黒 石 市	〒036-0541 黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121
国 保 板 柳 中 央 病 院	板 柳 町	〒038-3672 板柳町灰沼字岩井74-2	0172-73-3231
町 立 大 鰐 病 院	大 鰐 町	〒038-0212 大鰐町蔵館字川原田40-4	0172-48-2211
（一財）愛成会弘前愛成会病院	（一財）愛 成 会	〒036-8151 弘前市北園1丁目6-2	0172-34-7111
弘 前 中 央 病 院	（一財）医療と育成の ための研究所清明会	〒036-8188 弘前市吉野町3-1	0172-36-7111
鳴 海 病 院	（一財）医療と育成の ための研究所清明会	〒036-8183 弘前市品川町19	0172-32-5211
（公財）鷹揚郷腎研究所弘前病院	（公財）鷹 揚 郷	〒036-8243 弘前市小沢字山崎90	0172-87-1221
（一財）双 仁 会 厚 生病院	（一財）双 仁 会	〒036-0351 黒石市黒石字建石9-1	0172-52-4121
聖 康 会 病 院	（医）社 団 聖 康 会	〒036-8053 弘前市和泉2丁目17-1	0172-27-4121
（医）弘 愛 会 弘 愛 会 病院	（医）弘 愛 会	〒036-8051 弘前市宮川3丁目1-4	0172-33-2871
弘 前 記 念 病 院	（医）整 友 会	〒036-8076 弘前市境関字西田59-1	0172-28-1211
津軽保健生活協同組合健生病院	津 軽 保 健 生 活 協 同 組 合	〒036-8045 弘前市野田2丁目1-1	0172-32-1171
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	津 軽 保 健 生 活 協 同 組 合	〒036-8373 弘前市藤代2丁目12-1	0172-36-5181
弘 前 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー	（医）北 桜 会	〒036-8004 弘前市大町2丁目1-9	0172-35-1511
（医）元 秀 会 弘 前 小 野 病院	（医）元 秀 会	〒036-8053 弘前市和泉2丁目19-1	0172-27-1431
（医）社 団 来 蘇 圓 会 黒 石 あ け ぼ の 病 院	（医）社 団 来 蘇 圓 会	〒036-0321 黒石市あけぼの町52	0172-52-2877
と き わ 会 病 院	（医）と き わ 会	〒038-1216 藤崎町大字榊字亀田2-1	0172-65-3771
須 藤 病 院	（医）み ら い 会	〒036-0104 平川市柏木町藤山37-5	0172-44-3100
弘 前 脳 卒 中 ・ リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	（一財）黎 明 郷	〒036-8104 弘前市扇町1丁目2-1	0172-28-8220
弘 前 保 健 所 管 内 計			

(平成29年 5 月 1 日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
循内 精 呼 消・血内 小 外 整 脳外 皮 秘 産婦 眼 耳 放 麻 菌 乳外 リハ	342					342	救急告示	4	44.4	241.9
内 精 神内 小 外 整 形 脳外 呼外 心 小外 皮 秘 産婦 眼 耳 放 菌外 麻 消内 血 内 循内 呼内 腎内 内分内 糖・代内 感内 腫内 消外 乳外 病診 救 リハ	597		41		6	644	救急告示	20	310.7	619.4
内 小 外 整 脳外 眼 産婦 耳 リハ 放 麻 皮	250					250	救急告示	7	32.6	186.0
内 小 外 整 産婦 眼 耳 放 リハ 皮 泌 脳外 麻 神 内 糖内 分内	271					271	救急告示	8	29.3	185.1
内 外 眼 整 耳	55	32				87	救急告示	4	9.8	40.8
内 外 眼 耳 小	60					60	救急告示	10	6.9	35.7
内 精 心内			328			328			10.9	117.3
内 呼内 循内 腎内 外 リハ 放 心 外 呼外 病診 糖内 消外	174					174	救急告示	15	15.3	87.8
内 呼内 消内 胃内 循内 内視内 外 消外 乳外 肛外 リハ 放 放診	87	31				118	救急告示	7	7.8	60.0
内 外 秘 菌 放 リハ	109					109			12.0	116.4
内 外 放 小 心 血 外 婦 麻	99	114				213			10.2	98.3
心療内 消内 内 精 神内			88			88			3.7	31.0
内 老内 外 消外 呼外 乳外 甲外 肛 外 整 形 リハ 皮 麻	54	30				84	救急告示	8	7.5	46.0
整 リハ 放 麻 糖内 循内	171					171			12.0	84.1
内 精 神内 呼内 消内 循内 外 消外 整 産婦 放 リハ 麻 小 アレ リハ 救	282					282	救急告示	29	41.4	264.6
内 精 神 放 リハ			248			248			10.4	97.1
内 外 整 脳外 消内 乳外 リハ 血管外	97	40				137	救急告示	6	6.8	37.0
内 外 リハ 放 呼 消 循 神内 整 呼外 肛	46	47				93	救急告示	6	6.5	37.1
内 精 神 心療内	0		193			193			5.0	66.0
内 外 整 リハ リハ 神内 麻 消外 消・肝内 漢内 緩 和リハ 糖内	107	42				149	救急告示	7	12.6	87.8
内 整 リハ		60				60			4.0	17.9
内 脳外 リハ 神内 菌 脳・血管内 循内 放	79	169				248	救急告示	12	17.6	180.3
	2,880	565	898	0	6	4,349				

三八地域県民局地域健康福祉部管内（三戸地方保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
独立行政法人国立病院機構八戸病院	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	〒031-0003 八戸市吹上3丁目13-1	0178-45-6111
独立行政法人労働者健康安全機構 青 森 労 災 病 院	独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 安 全 機 構	〒031-0822 八戸市白銀町南ヶ丘1	0178-33-1511
青森県立はまなす医療療育センター	青 森 県	〒031-0833 八戸市大字大久保字大塚17-729	0178-31-5005
八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市	〒031-0011 八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-72-5111
国 保 五 戸 総 合 病 院	五 戸 町	〒039-1517 五戸町字沢向17-3	0178-61-1200
三 戸 町 国 保 三 戸 中 央 病 院	三 戸 町	〒039-0132 三戸町川守田字沖中9-1	0179-20-1131
国 保 南 部 町 医 療 セ ン タ ー	南 部 町	〒039-0502 南部町大字下名久井字白山87-1	0178-76-2001
国 保 お い ら せ 病 院	お い ら せ 町	〒039-2225 おいらせ町字上明堂1-1	0178-52-3111
八 戸 赤 十 字 病 院	日 本 赤 十 字 社	〒039-1104 八戸市田面木字中明戸2	0178-70-2011
さ く ら 病 院	(一財) 信 愛 会	〒031-0813 八戸市八幡字上樋田8-1	0178-70-2011
メディカルコート八戸西病院	(公財) シルバーリハ ビリテーション協会	〒039-1103 八戸市大字長苗代字中坪77	0178-28-4000
(医) 青 仁 会 青 南 病 院	(医) 青 仁 会	〒039-1104 八戸市田面木字赤坂16-3	0178-27-2016
(医) 於 本 病 院	(医) 弘 仁 会	〒031-0036 八戸市大工町10	0178-43-4647
圭 仁 会 病 院	(医) 昆 仁 会	〒039-2241 八戸市市川町字桔梗野上2-36	0178-28-3711
室 岡 整 形 外 科 病 院	室 岡 孝 信	〒031-0021 八戸市長者3丁目3-23	0178-46-1000
(医) 仁桂会佐々木泌尿器科病院	(医) 仁 桂 会	〒039-1166 八戸市根城4丁目6-23	0178-43-0561
岸 原 病 院	(医) 千 隆 会	〒031-0081 八戸市柏崎6丁目29-6	0178-45-8111
総合リハビリ美保野病院	(医) 謙 昌 会	〒031-0833 八戸市大久保字大山31-2	0178-25-0111
八 戸 市 城 北 病 院	(医) 社 団 豊 仁 会	〒039-1165 八戸市石堂1丁目14-14	0178-20-2222
医 療 法 人 清 照 会 湊 病 院	(医) 清 照 会	〒031-0813 八戸市新井田字松山下野場7-15	0178-25-0011
み ち の く 記 念 病 院	(医) 杏 林 会	〒031-0802 八戸市小中野1丁目4-22	0178-24-1000
八 戸 平 和 病 院	(医) 平 成 会	〒031-0823 八戸市湊高台2丁目4-6	0178-31-2222
社 会 医 療 法 人 松 平 病 院	(社医) 松 平 病 院	〒031-0813 八戸市新井田字出口平17	0178-25-3217
(医) 正 恵 会 石 田 温 泉 病 院	(医) 正 恵 会	〒039-2221 おいらせ町字上前田21-1	0178-52-3611
南 部 病 院	(社医) 博 進 会	〒039-0105 南部町沖田面字千刈52-2	0179-34-3131
東 八 戸 病 院	秋 山 弘 之	〒031-0833 八戸市大久保西ノ平25	0178-32-1551
内 科 種 市 病 院	烏 畑 鴻 次	〒031-0023 八戸市是川字土間沢1	0178-96-1325
三 戸 地 方 保 健 所 管 内 計			

(平成29年5月1日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内小循内 神内	150					150			4.9	112.8
内小神外整皮泌脳外麻産婦眼耳 放 菌外循形心血外	468					468	救急告示	2	39.5	235.8
整小 神	82					82			4.0	39.9
内精神内呼循小外整麻呼外脳外皮泌眼耳 放消小外 菌外形産心血外婦病診	552		50		6	608	救急告示	30	147.9	675.6
内小外産婦眼耳整脳外皮	167					167	救急告示	8	14.4	107.2
内循小外整皮泌産婦眼耳	103	39				142	救急告示	5	8.8	70.7
内小外菌整眼泌 循内肛外皮	26	40				66	救急告示	2	4.7	42.9
内外小整皮	78					78	救急告示	2	7.2	38.6
精神内 呼内消内循内糖代血内小外整脳外呼外 心血外皮泌産婦眼耳 放菌菌外麻病診 形成	374		60			434	救急告示	5	77.2	388.8
内精神心療内			142			142			4.4	54.4
内外 神外皮泌眼脳外神内整 循内	199					199	救急告示	4	18.6	125.2
内精神菌心療内			199			199			6.4	56.8
内呼循神内 消		45				45			3.0	18.3
内		45				45			2.0	14.0
整	50					50			4.1	24.5
内外泌肛	44					44			3.2	33.9
内神内呼胃循 神	42	51				93			6.5	50.5
内神整菌 神小精外		123				123			5.6	54.2
内呼消循外 神整肛	60	46				106	救急告示	2	5.5	43.0
内心療内精外整神 神泌菌消		50	278			328			10.5	122.7
内心療内呼内消内循内精神内放 神	60		374			434			12.2	94.0
内外泌整循内消内麻 神眼放	121					121	救急告示	2	13.5	112.3
内精神			182			182			8.6	73.1
内神内呼小胃循 神放		60				60			3.0	25.4
内外整脳外 神麻眼	60					60	救急告示	2	6.5	41.6
内精神循			102			102			3.7	30.9
内消内		42				42			1.3	10.0
	2,636	541	1,387	0	6	4,570				

西北地域県民局地域健康福祉部管内（五所川原保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
つがる西北五広域連 合つがる総合病院	つがる西北五 広域連合	〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3	0173-35-3111
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つがる西北五 広域連合	〒037-0202 五所川原市金木町菅原13-1	0173-53-3111
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つがる西北五 広域連合	〒038-2761 鱒ヶ沢町舞戸字蒲生106-10	0173-72-3111
(医)白生会胃腸病院	(医)白生会	〒037-0066 五所川原市中平井町142-1	0173-34-6111
布 施 病 院	(医)社団清泉会	〒037-0085 五所川原市字芭蕉18-4	0173-35-3470
(医)慈仁会尾野病院	(医)慈仁会	〒037-0202 五所川原市金木町字朝日山453	0173-53-2071
増 田 病 院	(医)済生会	〒037-0045 五所川原市字新町41	0173-35-2726
(医)誠仁会尾野病院	(医)誠仁会	〒038-3151 つがる市木造若竹5	0173-42-2133
五所川原保健所管内計			

上北地域県民局地域健康福祉部管内（上十三保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
十和田市立中央病院	十和田市	〒034-0093 十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121
公 立 七 戸 病 院	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合	〒039-2523 七戸町字影津内98-1	0176-62-2105
(一財)済誠会十和田済誠会病院	(一財)済 誠 会	〒034-0089 十和田市西二十三番町1-1	0176-23-6251
十和田第一病院	(医)泰 仁 会	〒034-0031 十和田市東三番町10-70	0176-22-5511
(医)赤心会十和田東病院	(医)赤 心 会	〒034-0001 十和田市三本木字里ノ沢1-247	0176-22-5252
高 松 病 院	(医)幸 仁 会	〒034-0001 十和田市三本木字里ノ沢1-249	0176-23-6540
(医)社団良風会ちびき病院	(医)社団良風会	〒039-2682 東北町石坂32-4	0175-64-5100
自 衛 隊 三 沢 病 院	防 衛 省	〒033-0022 三沢市後久保125-7	0176-53-4121
三 沢 市 立 三 沢 病 院	三 沢 市	〒033-0123 三沢市大字三沢字堀口164-65	0176-53-2161
公 立 野 辺 地 病 院	北 部 上 北 広 域 事 務 組 合	〒039-3141 野辺地町字鳴沢9-12	0175-64-3211
(一財)仁和会三沢中央病院	(一財)仁 和 会	〒033-0001 三沢市中央3丁目11-2	0176-57-1111
(医)聖 心 会 三 沢 聖 心 会 病 院	(医)聖 心 会	〒033-0113 三沢市湊代3丁目111-6	0176-54-2016
上 十 三 保 健 所 管 内 計			

下北地域県民局地域健康福祉部管内（むつ保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
むつりハビリテーション病院	一 部 事 務 組 合 下北医療センター	〒035-0094 むつ市桜木町13-1	0175-24-1211
自 衛 隊 大 湊 病 院	防 衛 省	〒035-0093 むつ市大湊町14-47	0175-24-1111
国民健康保険大間病院	一 部 事 務 組 合 下北医療センター	〒039-4601 大間町大間字大間平20-78	0175-37-2105
む つ 総 合 病 院	一 部 事 務 組 合 下北医療センター	〒035-0071 むつ市小川町1丁目2-8	0175-22-2111
む つ 保 健 所 管 内 計			

(平成29年 5 月 1 日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内 外 小 精 整 脳 外 産 婦 眼 耳 皮 泌 形 放 麻 菌 外 神 内	390		44		4	438	救急告示	6	61.3	371.0
内 小 外 整 眼 皮 放 婦	60	40				100	救急告示	4	8.4	69.0
内 小 外 整 婦 眼 菌 耳	100					100	救急告示	10	11.9	48.0
内 消 内 外 泌 肛 外 整 眼 肌	60	110				170			8.8	59.0
精			120			120			6.5	62.2
内 整 皮		101				101			6.0	58.6
内 小 循 呼 消		75				75			6.3	28.0
内 胃 小 外 整 皮 肌		265				265			8.0	63.0
	610	591	164	0	4	1,369				

(平成29年 5 月 1 日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内 精 神 内 呼 内 消 内 循 内 小 外 整 脳 皮 ひ 産 婦 眼 耳 肌 ハ 放 麻 糖 尿 内 内 分 内 救 病 理 診 臨 床 検 べ 外 疼 痛	325		50		4	379	救急告示	8	44.8	294.0
内 小 外 整 眼 耳 肌 皮 麻	120					120	救急告示	6	11.1	94.1
内 精			250			250			8.7	96.0
整 肌 外 内 秘 耳	60					60	救急告示	5	9.4	73.5
内 小 整 肌 循 呼	60					60			5.4	43.2
内 精			239			239			11.2	76.5
内 外 整 べ 内	53	57				110			6.6	50.0
内 神 外 整 麻 菌	50					50			5.5	29.0
内 小 外 整 形 脳 皮 産 婦 眼 耳 ひ 菌 口 放 麻 腫 内 肌 内 視 内	220					220	救急告示	8	27.0	207.7
内 精 小 外 整 眼 耳 脳 皮 ひ 産 婦 肌 放 菌 口	120	31				151	救急告示	4	12.8	94.9
内 呼 内 呼 外 消 内 循 内 婦 外 整 形 泌 肌		84				84			4.3	23.1
内 精 神			140			140			2.3	34.0
	1,008	172	679	0	4	1,863				

(平成29年 5 月 1 日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内 肌		120				120			3.0	34.0
内 外 菌 整 皮 肌 麻	30					30			5.5	19.3
内 小 外 整 皮 泌 肌	48					48	救急告示	6	6.9	37.5
内 消 内 循 内 外 消 外 心 血 外 脳 外 整 形 精 小 皮 泌 産 婦 眼 耳 リ ハ 放 麻 菌 外	376		54		4	434	救急告示	4	60.7	325.0
	454	120	54	0	4	632				

(2) 救急告示診療所

(平成29年8月1日現在)

施設名	開設者	所在地	電話	診療科目	許可 病床数	救急専 用病床
神外科 胃腸科 医院	神 俊一	青森市本町3丁目2-19	017-775-1021	外・胃・整・肛	19	2
はちのへハ ートセンタ ークリニッ ク	医療法人 継心会 理事長 菊池文孝	八戸市大字田向字間ノ田65-1	0178-43-4180	内・循	19	4

注) 内-内科、小-小児科、呼-呼吸器内科、消-消化器内科、胃-胃腸内科、菌-菌科、循-循環器内科、外-外科、整-整形外科、形-形成外科、皮-皮膚科、泌-泌尿器科、肛-肛門外科、産婦-産婦人科、産-産科、婦-婦人科、眼-眼科、耳-耳鼻いんこう科、気-気管食道外科、放-放射線科、精-精神科、心療内-心療内科、神内-神経内科、アレーアレルギー科、麻-麻酔科、脳-脳神経外科、リウ-リウマチ科、リハ-リハビリテーション科

4-11-2 救急車の保有状況

(危機管理局)
平成29年10月現在

消 防 本 部 名	台 数	所 在 地
青森地域広域事務組合	18 (5)	青森市長島二丁目1-1
中央消防署	1	青森市長島二丁目1-1
沖館分署		青森市大字沖館三丁目2-53
油川分署	2 (1)	青森市大字羽白字池上197-1
新城分署	1	青森市大字新城字平岡175-4
浪館分署	1	青森市大字大野字鳴滝80-8
外ヶ浜分署	2 (1)	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田14
今別分署	2 (1)	東津軽郡今別町大字今別字今別62-2
東消防署	1	青森市栄町一丁目10-10
浅虫分署		青森市大字浅虫字坂本51-7
筒井分署	2 (1)	青森市大字筒井字八ッ橋6-7
原別分署	1	青森市原別五丁目20-15
横内分署	1	青森市大字新町野字菅谷50-1
浪岡消防署	2	青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
平内消防署	2 (1)	東津軽郡平内町大字小湊字小湊63
弘前地区消防事務組合	18 (3)	弘前市大字本町2-1
弘前消防署	2 (1)	弘前市大字本町2-1
藤代分署	1	弘前市大字浜の町東三丁目1-11
西北分署	1	弘前市大字小友字神原371-2
西分署	1	弘前市大字鳥井野字宮本301-2
目屋分署	1	中津軽郡西目屋村大字田代字神田56
東消防署	2 (1)	弘前市大字城東中央五丁目6-11
枡形分署	1	弘前市大字豊原一丁目3-9
南分署	1	南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂57-1
北分署	1	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田7-3
黒石消防署	2 (1)	黒石市追子野木1-576
山形分署	1	黒石市大字上山形字村岸9-2
田舎館分署	1	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館206-1
平川消防署	1	平川市平田森前田331
碓ヶ関分署	1	平川市碓ヶ関字鯨森67-2
板柳消防署	1	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井70
八戸地域広域市町村圏事務組合	19 (3)	八戸市大字田向字松ヶ崎7-8
八戸消防署	2 (1)	八戸市大字田向字松ヶ崎7-8
河原木分署	1	八戸市下長七丁目4-6
南郷分遣所	1	八戸市南郷大字市野沢字三合山41-45
桔梗野分遣所		八戸市市川町尻引前山31-1287
尻内分遣所	1	八戸市一番町一丁目4-2
根城分遣所	1	八戸市北白山台五丁目2-1
八戸東消防署	1	八戸市大字白銀町字左新井田道26-1
鮫分署	1	八戸市鮫町山四郎蒔目17-345
階上分署	1	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吹31-3
小中野分遣所		八戸市小中野五丁目11-6
三戸消防署	1	三戸郡三戸町大字川守田字関根25-5
田子分署	1	三戸郡田子町大字田子字天神堂向54-1
名川分署	2 (1)	三戸郡南部町大字下名久井字下夕町5-18
福地分遣所	1	三戸郡南部町大字福田字館先15-1

消 防 本 部 名		台 数	所 在 地
	五戸消防署	1	三戸郡五戸町字大渡11-1
	西分遣所	1	三戸郡新郷村大字戸来字中野平12-1
	おいらせ消防署	2 (1)	上北郡おいらせ町字黒坂谷地6-14
	北分遣所	1	上北郡おいらせ町青葉五丁目50-166
五所川原地区消防事務組合		10 (2)	五所川原市中央四丁目130
	五所川原消防署	3 (1)	五所川原市中央四丁目130
	東分署	1	五所川原市大字原子字山元42-2
	金木消防署	1	五所川原市金木町菅原367-1
	市浦消防署	1	五所川原市相内246-4
	鶴田消防署	2 (1)	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬194-1
	中里消防署	1	北津軽郡中泊町大字中里字宝森1-2
	小泊消防署	1	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1078-1
十和田地域広域事務組合		6 (1)	十和田市西二番町7-10
	十和田消防署	3 (1)	十和田市西二番町7-10
	十和田湖消防署	1	十和田市大字奥瀬字小沢口70-1
	湖畔出張所	1	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
	六戸消防署	1	上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保174-472
三沢市消防本部		4 (1)	三沢市大字三沢字堀口17-36
	三沢市消防署	2 (1)	三沢市大字三沢字堀口17-36
	中央分署		三沢市中央町一丁目5-1
	北出張所	1	三沢市六川目五丁目1341-1
	古間木出張所	1	三沢市古間木二丁目180-3
下北地域広域行政事務組合		11 (1)	むつ市小川町二丁目14-1
	消防本部	1 (1)	むつ市小川町二丁目14-1
	むつ消防署	1	むつ市小川町二丁目14-1
	川内消防分署	1	むつ市川内町川内88
	脇野沢消防分署	1	むつ市脇野沢渡向14-2
	大畑消防署	1	むつ市大畑町松ノ木150-1
	風間浦消防分署	1	下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5
	大間消防署	1	下北郡大間町大字大間字奥戸下道19-1-2
	佐井消防分署	1	下北郡佐井村大字佐井字糠森16-1
	大湊消防署	1	むつ市大湊浜町36-25
	東通消防署		下北郡東通村砂子又沢内5-35
	北分遣署	1	下北郡東通村大字野牛字釜の平45-4
	南分遣署	1	下北郡東通村大字白糠字赤平259-2
つがる市消防本部		6	つがる市木造赤根1-1
	つがる市消防署	2	つがる市木造赤根1-1
	森田分署	1	つがる市森田町山田米岡1-1
	稲垣分署	1	つがる市稲垣町豊川藤ヶ森1-5
	車力分署	1	つがる市車力町若林49
	柏分遣所	1	つがる市柏桑野木田鶴野68-5
北部上北広域事務組合		7 (2)	上北郡野辺地町字田狭沢40-9
	野辺地消防署	2 (1)	上北郡野辺地町字田狭沢40-9
	横浜消防署	2 (1)	上北郡横浜町字三保野127-1
	六ヶ所消防署	1	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附536-1
	北分署	1	上北郡六ヶ所村大字泊字川原75-101
	南分署	1	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂94-1
中部上北広域事業組合		4	上北郡七戸町字荒熊内159-4
	中央消防署	2	上北郡七戸町字荒熊内159-4

消 防 本 部 名		台 数	所 在 地
	上北消防署	1	上北郡東北町字上野上野124-1
	東北消防署	1	上北郡東北町字塔ノ沢山1-452
鯔ヶ沢地区消防事務組合		9 (3)	西津軽郡鯔ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2
	鯔ヶ沢消防署	3 (1)	西津軽郡鯔ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2
	深浦消防署	3 (1)	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上107-3
	岩崎分署	3 (1)	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原51-7
合 計		112 (21)	

※ () 書は、予備車の台数で内書き

4-12-1 米穀の調達

米穀販売事業者（卸売業者）

（東北農政局青森県拠点）

名 称	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 青 森 県 本 部	太 田 修	青森市大字新城字福田53-2	017-763-1111
青 森 米 穀 卸 株 式 会 社	阿 保 太一郎	青森市本町四丁目2-1	017-731-2500
黒 石 米 穀 株 式 会 社	斎 藤 牧 男	黒石市追子野木二丁目234-1	0172-52-3235
(株) ラ イ ケ ッ ト	河 村 忠 夫	八戸市大字荒町22	0178-44-1181

4-12-2 パンの調達

製パン主要製造事業者

（東北農政局青森県拠点）

名 称	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株) 工 藤 パ ン	工 藤 恭 裕	青森市金沢3-22-1	017-776-1111
(有) 赤 田 パ ン	赤 田 栄 治	青森市大字幸畑字阿部野9-1	017-738-5521
(株) オ ル プ ロ ー ト	石 田 幸 大	青森市東造道3-2-11	017-736-3161
(株) シ ャ ロ ン 洋 菓 子 店	田 中 利 秋	弘前市城東四丁目5-2	0172-27-5678
(有) 川 守 田 パ ン	川守田 礼 子	三沢市中央一丁目7-13	0176-57-5178
山崎製パン(株)十和田工場	伊 東 修	十和田市稲生町1-13	0176-23-3605
(有) 吉 田 ベ ー カ リ ー	吉 田 成 人	むつ市新町9-25	0175-23-0148
田 名 部 食 糧 加 工 (有)	秋 濱 明 子	むつ市柳町一丁目2-22	0175-22-1480
加 藤 パ ン	加 藤 利 美	三戸郡三戸町大字川守田字沖中6	0179-23-3876
(株) 橋 本 製 パ ン	小笠原 紀 明	三戸郡五戸町字丁塚7-3	0178-62-2521

4-13-1 応急給水用資機材

種別 水道 事業体名	給 水 車 (台)	給水タンク (台)	携 行 缶 (個)	給 水 袋 (個)	災 害 用 ペットボトル (個)	そ の 他
青 森 市	2 t× 2	1 m³× 29		5 L× 19,192 6 L× 5,588 10 L× 1,994	0.5 L× 20,000	簡易ろ過機 1m³/ H (手動式) 1台
弘 前 市	2 t× 2	1 m³× 16	10 L× 40 20 L× 80	4 L× 150 5 L× 9,600 10 L× 7,100	0.5 L× 13,000	
黒 石 市		1 m³× 4	10 L× 100 20 L× 81	6 L× 1,443 10 L× 496		
五所川原市	2 t× 1	1 m³× 5	20 L× 211	6 L× 1,427 10 L× 426		給 水 コ ン テ ナ 1,000Lタイプ 7 台
十 和 田 市	3 t× 1	1 m³× 5	20 L× 137	10 L× 3,290		組 立 式 給 水 タ ン ク 1,000ℓ 2 基
三 沢 市	1.8 t× 1		20 L× 50	10 L× 5,000		緊急用飲料水製造 装置 (最大25m³/ 日)
む つ 市	2 t× 1 3 t× 1	1 m³×		10 L× 9,300		組 立 式 給 水 タ ン ク 1,000Lタイプ 2 台
平 川 市		1 m³× 1 1.5 m³× 1	20 L× 39	6 L× 960		
平 内 町		1 m³× 4	20 L× 50	6 L× 300		
今 別 町		1 m³× 1	18 L× 66			
蓬 田 村			10 L× 20			
外ヶ浜町		1 m³× 2	18 L× 50			
鰺ヶ沢町		1 m³× 2	20 L× 80	6 L× 200		
深 浦 町		1 m³× 6	20 L× 25			
西目屋村						
藤 崎 町		1 m³× 1 1.5 m³× 2	20 L× 30	10 L× 950		
大 鰐 町						
田舎館村		1 m³× 2				
板 柳 町		1 m³× 2		6 L× 317		
鶴 田 町	4 t× 1	1 m³× 2		6 L× 500		
中 泊 町		1 m³× 4	20 L× 35	6 L× 650		
野 辺 地 町		1 m³× 1	20 L× 20	6 L× 900		
七 戸 町		1 m³× 2	10 L× 10 20 L× 40	3 L× 4,000		
横 浜 町		1 m³× 1	20 L× 30			
東 北 町		1 m³× 1 2 m³× 1 0.5 m³× 1	20 L× 10			
六ヶ所村		2 m³× 1 1 m³× 1	20 L× 20	10 L× 28		浄水機 1m³/H× 2 台
大 間 町		1 m³× 1	20 L× 101			
東 通 村		1 m³× 1		6 L× 1,000		
風 間 浦 村		1 m³× 1	10 L× 46 20 L× 36			
佐 井 村		1 m³× 2	18 L× 50			

種別 水道 事業体名	給 水 車 (台)	給水タンク (台)	携 行 缶 (個)	給 水 袋 (個)	災 害 用 ペットボトル (個)	そ の 他
三 戸 町			18 L× 100			
五 戸 町		0.5 m ³ × 4	18 L× 10	6 L× 60		
田 子 町		1 m ³ × 1 1 m ³ × 1		10 L× 180		
新 郷 村		1 m ³ × 1				
八 戸 圏 域 水 道 企 業 団	3.2 t× 2 2 t× 2	1.5 m ³ × 1 1 m ³ × 39	20 L× 780 10 L× 840	6 L× 11,200 10 L× 14,200	0.5 L× 30,000	浄水機 2 m ³ /h× 1 台
津 軽 広 域 水 道 (企)(西北)	3 t× 1	1 m ³ × 4	20 L× 98 10 L× 100	6 L× 881 10 L× 100		
久 吉 夕 ム 水 道 企 業 団		1 m ³ × 2	10 L× 200			
津 軽 広 域 水 道 (企)(津軽)				6 L× 3,000		給 水 コ ン テ ナ 1,000Lタイプ 3 台

4-13-2 災害時における飲料供給に関する協定（サントリーフーズ株式会社）

青森県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、青森県内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な飲料の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は、前項に定めているとおりの要請時点での供給可能数量を基準とする。

（災害時における飲料提供及び要請方法）

第3条 甲は、前項の乙への要請を様式第1号「緊急物資供給要請書」により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 乙は、引渡場所において乙指定の様式による受領書を受け取るものとする。

（費 用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連 絡 窓 口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「青森県総務部防災消防課」、乙においては、「サントリーフーズ株式会社東北支社企画部企画課」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は、様式第2号「災害時緊急連絡体制表」に定め、双方ともに備え付けるものとする。

（有 効 期 間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、

その効力を継続する。

(協 議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印し、各自その1通を保有する。

平成19年5月14日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引 田 耕 治

様式第 1 号

緊急物資供給要請書

第 号
平成 年 月 日

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 殿

青森県知事 

災害時における飲料供給に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり
要請します。

1. 要 請 日 時	平成 年 月 日 ()
2. 納 入 希 望 日	平成 年 月 日 ()
3. 納 入 場 所	
4. 飲料の種類・数量	

災害時緊急連絡体制表

甲 青森県 総務部防災消防課（災害対策本部事務局）

T E L 017-734-9088

F A X 017-722-4867

E-mail shobo@pref.aomori.lg.jp

乙 サントリーフーズ株式会社

連絡順位	緊 急 連 絡 先		
①		T E L	
		F A X	
		E-mail	
②		T E L	
		F A X	
		E-mail	
③		T E L	
		F A X	
		E-mail	

災害時における飲料供給に関する協定（みちのくコカ・コーラボトリング株式会社）

青森県（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、青森県内に
おいて、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、
次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な
範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な飲料の見込み数量を報告するもの
とする。

（災害時における飲料提供及び要請方法）

第3条 甲は、前項の乙への要請を様式第1号「緊急物資供給要請書」により行う。ただし、緊急を要する場合は、電
話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うも
のとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 乙は、引渡場所において様式第2号による受領書を受け取るものとする。

（費 用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適
正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連 絡 窓 口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「青森県総務部防災消防課」、乙においては、「みちのくコカ・
コーラボトリング株式会社青森県販売部」とする。なお、その連絡窓口は、様式第3号「災害時緊急連絡体制表」に
定め、双方ともに備え付けるものとする。

（有 効 期 間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、

その効力を継続する。

(協 議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印し、各自その1通を保有する。

平成19年9月6日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 邦 久

様式第1号

緊急物資供給要請書

第 号
平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 殿

青森県知事 

災害時における飲料供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1. 要 請 日 時	平成 年 月 日 ()
2. 納 入 希 望 日	平成 年 月 日 ()
3. 納 入 場 所	
4. 飲料の種類・数量	

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 殿

飲料受領確認者

職氏名

印

飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時に予め記載しておくこと。

受領確認者の押印は省略できる。

災害時緊急連絡体制表

甲 青森県 総務部防災消防課（災害対策本部事務局）

T E L 017-734-9088

F A X 017-722-4867

E-mail shobo@pref.aomori.lg.jp

（夜間・休日の連絡先）

同 上

乙 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 青森県販売部

T E L 017-766-9111

F A X 017-766-9090

E-mail

E-mail

（夜間・休日の連絡先）

青森県販売部部長

T E L

F A X

E-mail

青森県販売部次長

T E L

F A X

E-mail

災害時における飲料供給に関する協定（アサヒカルピスビバレッジ株式会社）

青森県（以下、「甲」という。）とアサヒカルピスビバレッジ株式会社（以下、「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料
- (3) 食料品等

2 乙は、甲からの要請に基づき、災害時に供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は前項に定めっているとおり要請時点での供給可能数量を基準とする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。但し、甲は、災害時という状況を鑑み、乙が甲の要請どおりに協力の実施が行えない場合のあることを承諾するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引き渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年2月25日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都中央区新川一丁目16番3号
アサヒカルピスビバレッジ株式会社

代表取締役社長 仁 平 進

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

アサヒカルピスビバレッジ株式会社

代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における飲料等の供給に関する協定書」の第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

アサヒカルピスビバレッジ株式会社
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

4-14-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会委員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他の事項について、可能な限り甲に協力するものとする。

(住 宅 建 設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村に委託した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅を建設するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連 絡 窓 口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲にあっては青森県土木部建築住宅課、乙にあっては社団法人日本プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成8年3月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年3月18日

青森市長島一丁目1番1号

甲 青森県知事 木 村 守 男

東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

乙 社団法人日本プレハブ建築協会

会 長 石 橋 穀 一

4-14-2 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって木造のものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、連絡後同項の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、可能な限り甲（甲が住宅の建設を市町村に委任した場合は、当該市町村。次条第2項において同じ。）に協力するものとする。

2 乙は、前項の協力の際、県産材の使用について配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 第3条の要請に基づく住宅の建設等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、住宅の建設終了後検査を実施し、これを確認するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局とする。

(報告)

第7条 乙は、住宅の建設に協力できる建設戸数等の状況について、年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を年1回甲に提出するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成28年2月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10
京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青 木 宏 之

4-14-3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

青森県（以下「県」という。）及び社団法人全日本不動産協会青森県本部（以下「協会」という。）は、災害時に県及び協会が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県において災害が発生した場合に、県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県は、災害が発生し必要と認める場合、協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 協会は、前条の規定に基づく県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、県に可能な限り協力するものとする。

（県の役割）

第4条 県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること。
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること。
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること。
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

2 県は、前項に掲げる業務の一部を、協会に委託することができる。

（協会の役割）

第5条 協会は、第3条に基づき県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。
- 二 応急借上げ住宅として県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること。
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
- 四 県からの委託を受けた業務に関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県及び協会が協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成24年9月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月19日

県 青森県知事 三 村 申 吾

協会 社団法人 全日本不動産協会青森県本部
本部長 原 勝 博

4-14-4 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

青森県（以下「県」という。）及び公益社団法人青森県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）は、災害時に県及び協会が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県において災害が発生した場合に、県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県は、災害が発生し必要と認める場合、協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 協会は、前条の規定に基づく県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、県に可能な限り協力するものとする。

（県の役割）

第4条 県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること。
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること。
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること。
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

2 県は、前項に掲げる業務の一部を、協会に委託することができる。

（協会の役割）

第5条 協会は、第3条に基づき県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。
- 二 応急借上げ住宅として県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること。
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
- 四 県からの委託を受けた業務に関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県及び協会が協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成24年9月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月19日

県 青森県知事 三村 申吾

協会 公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
会長 安田 勝位

4-14-5 地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定には、青森県地域防災計画に基づき、地震災害時における建築物の応急危険度判定の実施に関して、青森県（以下「甲」という。）が社団法人青森県建築士協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定及び判定結果の表示等を行うことをいう。

2 この協定において「応急危険度判定士」とは、青森県震災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年6月13日制定）第3条第1項の規定により知事が認定した者をいう。

(要 請 手 続)

第3条 甲は、応急危険度判定の要請に当たっては、期間、地域、人数その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

2 甲は、前項ただし書きにより連絡した場合においては、その後速やかに同項の文書を乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である応急危険度判定士のボランティアによる応急危険度判定の実施について、可能な限り甲に協力するものとする。

(連 絡 窓 口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県土木部建築住宅課、乙においては社団法人青森県建築士会事務局とする。

(認 定 名 簿)

第6条 甲は、応急危険度判定士の認定名簿を作成し、乙に通知するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は平成9年8月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年8月5日

青森市長島一丁目1番1号
甲 青森県知事 木 村 守 男

青森市安方二丁目9番13号
乙 社団法人青森県建築士会
会 長 内 海 重 一

4-14-6 被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下「全国協議会」という。)が認めるもの(別紙参照)の代表者が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 都道府県知事は、判定の的確な実施を図るため、予め次の事項からなる「都道府県被災建築物応急危険度判定要綱」(以下「県要綱」という。)を定めるものとする。

- (1) 判定の実施
- (2) 判定実施の決定
- (3) 判定実施本部の設置
- (4) 判定の実施に関する都道府県と市区町村の間の連絡調整等
- (5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者(以下「応急危険度判定士等」という。)の確保、判定の実施体制等
- (7) 他の都道府県等に対する支援要請
- (8) 判定の方法
- (9) 判定結果の表示
- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等、その他必要な事項
- (11) 応急危険度判定士等の要請、登録
- (12) 判定用資機材の調達、備蓄
- (13) 他の被災都道府県に対する支援に関する事項
- (14) その他必要な事項

2 都道府県知事は、市区町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

3 都道府県知事は、的確な支援が行われるよう管内の市区町村長が予め計画した事項についてとりまとめておくもの

とする。

- 4 都道府県は、地域の建築士会、建築士事務所協会その他の建築関係団体(以下「地域の建築関係団体等」という。)と協力して、応急危険度判定士の養成、登録を行うよう努めるものとする。
- 5 都道府県は、市区町村と協力して、所定の判定用資機材の調達、備蓄を行うものとする。

第4 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- 1 市区町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、県要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 都道府県知事は、区域内にある市区町村長が判定の実施を決定した場合には、県要綱に基づき、必要な支援を行うことができる。

第5 国土交通省及び他の都道府県に対する応援の要請等

- 1 都道府県知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、他の都道府県の知事及び地域の建築関係団体等に対し、必要な応援を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、応援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な応援に努めるものとする。
- 3 国土交通省は、応援の要請を受けた場合は、必要に応じ、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会その他の建築関係団体（以下「建築関係団体等」という。）の応援の協力を求めるものとする。この場合、建築関係団体等は、支障のない限り応援に努めるものとする。

第5の2 独立行政法人都市再生機構による応急危険度判定の支援

- 1 国土交通省は、応援の要請を受けた場合において必要と認めるときは、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)に対し、機構職員である応急危険度判定士の派遣その他の必要な支援を求めることができる。機構は、国土交通省から支援の求めがあった場合には、支障がない限り、これに応じるものとする。
- 2 前項の支援を実施するため、機構理事長は、機構職員に係る応急危険度判定士の養成、登録に関する事項を含む「独立行政法人都市再生機構応急危険度判定支援要綱」を定めるものとする。
- 3 前2項において、全国協議会が認めるものの場合、「独立行政法人都市再生機構」とあるのは「全国協議会が認めるもの」と「機構理事長」とあるのは「全国協議会が認めるものの代表者」と読み替えるものとする。

第6 大規模な地震の場合の広域実施体制

- 1 地震の被害が大規模又は広範囲にわたることにより、多数の都道府県の応援が必要となった場合は、国土交通省は応急危険度判定支援調整本部（以下「支援調整本部」という。）を設置し、都道府県、機構、建築関係団体等との間で、応急危険度判定士等の派遣、判定用資機材の提供、応急危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保等に関し必要な連絡、調整を行うものとする。

この場合、応援を求められた都道府県、機構、建築関係団体等は、判定の円滑な実施のため、支援調整本部の要請に基づき、必要な支援の実施に努めるものとする。

- 2 地震の被害により国土交通省が支援調整本部を設置することができない場合又は、国土交通省は、都道府県に支援調整本部の設置を要請するものとする。

第7 建築関係団体等の協力

- 1 地域の建築関係団体等は、都道府県及び市区町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合

は、速やかに応急危険度判定士の確保等必要な協力を行うものとする。

- 2 建築関係団体等は、支援調整本部が設置された場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第8 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し又は、負傷し、若しくは障害の状態となった場合の補償を実施するため、都道府県は、市区町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第9 その他

- 1 都道府県知事及び市区町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 都道府県及び地域の建築関係団体等が地域の支援体制を構築するために設置される地方被災建築物応急危険度判定協議会は、当該協議会会員相互の県要綱について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図られるよう努めるものとする。
- 3 全国協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 全国協議会は、この要綱が県要綱の制定等の目安となるよう、常に見直し、必要があれば改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団 体 名	代表者	認めた日
(社)高層住宅管理業協会	会 長	平成16年7月1日

制定 平成 9年10月29日

改正 平成10年 5月11日

改正 平成12年 5月22日

改正 平成13年 1月 4日

改正 平成16年 7月 1日

4-15-1 災害救助に関する委託契約（日赤）

委 託 契 約 書

委託者 （甲） 青森県知事

受託者 （乙） 日本赤十字社

右当事者間において、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）に基づき救助又はその応援の実施に関し次の契約を締結した。

第1条 甲は、法第32条の規定により、次に掲げる業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託した。

1 医療

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療および施術
4. 病院または診療所への収容
5. 看護

2 助産

1. 分べんの介助
2. 分べん前および分べん後の処置
3. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の供与

3 死体の処理（埋葬および死体の一時保存を除く。以下同じ。）

1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
2. 検案

第2条 乙は、甲の要請に基づき、救護班を編成して前条の業務（以下「委託事業」という。）を行うものとする。

第3条 乙は、委託事業を次に掲げる区分により、当該各号に定める期間内に実施するものとする。

1 医療 災害発生の日から14日以内

2 助産 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって助産期間は分べんした日から7日以内とする。

3 死体の処理 災害発生の日から10日以内

第4条 委託事項の実施に伴う乙の費用弁償については、その費用にあてる目的でなされた寄付金その他の収入を控除した額を甲が補償するものとする。ただし、乙自体の災害救助規程に基づき甲の要請を受けずに活動した場合は、この限りでない。

2 前項の寄付金その他の収入には、乙が当該災害の際特に救助またはその応援のために使用することを指定して受けた金品を含み国または地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社募金および一般義捐金品は含まないものとする。

第5条 前条の乙の支弁費用の額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 人件費

知事において法第24条の従事命令を発した場合の報酬および費用弁償の例による。

2 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材の必要最小限度の実費および建物等の借上料または損料の実費

3 救護諸費

1. 医療および助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費
2. 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり2,700円以内の実費

4 輸送費及び人夫賃

医療、助産、死体の処理および救護所設置のために必要な輸送費および人夫賃についての当該地域における通常の実費

5 その他の費用

前各号に該当しない場合であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費

6 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかりまたは死亡したとき、その者またはその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額

7 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費

第6条 乙は、委託事項の実施の終了後法第34条の規定により乙が支弁した費用につき、別紙様式の報償請求書に救護班等の派遣状況、活動状況を明らかにした書類を添え甲に補償の請求をするものとする。

第7条 甲は、前条の請求を受けた後30日以内に支弁費用を乙に支払うものとする。

第8条 委託事項の実施について、甲は乙の行う救助業務についてこれを推進援助するものとする。

第9条 本契約の存続期間は、契約締結の日から昭和36年3月31日までとする。ただし、契約期間満了までに一方より解約または改訂の意思表示なき場合は、本契約は更新するものとする。

第10条 昭和23年10月1日青森県知事と日本赤十字社青森県支部長との間に締結した災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社青森県支部に委託する契約は、この契約の締結のひをもって解約したものとする。

第11条 本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲および乙の協議によりこれを定めるものとする。

上契約を証するため、本契約書2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

昭和35年9月21日

甲 青森県知事

乙 日本赤十字社青森県支部長

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（応援）にかかる当支部が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により次のとおり請求します。

平成 年 月 日

日本赤十字社青森県支部長



青森県知事 殿

1 請求金額 円
支弁費用総額 円
寄附金その他の収入額 円

2 救助の種類および期間

救助の種類	期 間	摘 要

3 支弁費用の明細

支弁費用明細書（別紙）のとおり

支 弁 費 用 明 細 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 人件費				日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
1. 旅費				
2. 役務費				
3. 時間外手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
1. 消耗器材費				
2. 借上料損料				
3 救護諸費				
1. 薬剤				
2. 治療材料				
3. 医療器具破損料				
4. 衛生材料				
5. 死体の処理費				
6. その他				
4 輸送費				
5 人夫賃				
6 何々				
1. 何々				
7 扶助金				
1. 療養扶助金				
2. 休業扶助金				
3. 障害扶助金				
4. 遺族扶助金				
5. 葬祭扶助金				
6. 打切扶助金				
8 事務費				
1. 消耗品費				
2. 電話料				
3. 電報料				
4. その他				
合 計				

(注意)

この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

4-15-2 火 葬 場

健康福祉部
平成26年7月1日

名 称	火葬場所在地	電話番号	F A X 番号	火葬場の位置	設置主体	火葬場 担当部署	電話番号
青 森 市 斎 場	青森県青森市大字新町野字菅谷138-1	017-738-3206	017-738-3206	JR青森駅から9km、車で15分	青森市役所	市民生活 部生活安 心課	017-734-5277
青 森 市 浪 岡 斎 園	青森県青森市浪岡杉沢字山元434	0172-62-1130	0172-62-1130	JR浪岡駅から3.5km、車で10分	青森市役所	浪岡事務 所市民課	0172-62-1140
弘 前 市 斎 場	青森県弘前市大字常盤坂2丁目20-1	0172-32-0643	0172-32-0643	JR弘前駅から4km、車で15分	弘前市役所	都市環境 部環境管 理課	0172-35-1111
八 戸 市 斎 場	青森県八戸市大字十日市字姥岩4	0178-96-1029	0178-96-1029	JR本八戸駅から5km、車で20分	八戸市役所	市民健康 部市民課	0178-43-2111
姥 懐 霊 園 火 葬 場	青森県黒石市大字石名坂字姥懐73-1	0172-52-2944	0172-52-2944	弘南鉄道黒石駅から約5km、車で10分	黒石市役所	民生部生 活環境課	0172-52-2111
五 所 川 原 市 葬 斎 苑	青森県五所川原市大字金山字千代鶴27	0173-29-3620	0173-29-3620	JR五所川原駅から7.9km、車で20分	五所川原 市役所	民生部環 境対策課	0173-35-2111
五 所 川 原 市 金 木 斎 場	青森県五所川原市金木町芦野200-101	0173-52-4142		津軽鉄道芦野公園駅から1.3km、車で5分	五所川原 市役所	民生部環 境対策課	0173-35-2111
五 所 川 原 市 市 浦 露 草 斎 苑	青森県五所川原市相内岩井81-2	0173-62-2110		津軽鉄道中里駅から20km、車で20分	五所川原 市役所	民生部環 境対策課	0173-35-2111
十 和 田 地 域 広 域 斎 苑	青森県十和田市大字三本木字野崎24-53	0176-23-3878	0176-23-3951	JR三沢駅から20km、車で15分	十和田地域 広域事務組 合	組合事務 局業務課	0176-28-2654
三 沢 市 火 葬 場	青森県三沢市大字三沢字上屋敷51-1	0176-54-2216	0176-54-2216	JR三沢駅から4km、車で10分	三沢市役所	民生部市 民課	0176-53-5111
む つ 市 斎 場	青森県むつ市美里町11-3	0175-22-1855	0175-22-1855	JR下北駅から約3.5km、車で8分	むつ市役所	民生部環 境政策課	0175-22-1111
む つ 市 川 内 斎 場	青森県むつ市川内町板子塚59-34	0175-42-2449	0175-42-2477	JR大湊駅から約23km、車で35分	むつ市役所	川内庁舎 市民福祉 課	0175-42-2111
む つ 市 大 畑 斎 場	青森県むつ市大畑町正津川戦敷1-186	0175-34-6534	0175-34-6534	JR下北駅から約17.5km、車で30分	むつ市役所	大畑庁舎 市民福祉 課	0175-34-2111
む つ 市 脇 野 沢 斎 場	青森県むつ市脇野沢渡向264-22	0175-44-3106		JR大湊駅から約40.5km、車で70分	むつ市役所	脇野沢庁 舎市民福 祉課	0175-44-2111
つ がる 市 斎 場	青森県つがる市木造下福原篠原116-9	0173-42-6199	0173-42-5075	JR木造駅から6km、車で12分	つがる市役所	民生部環 境衛生課	0173-42-2111
つ がる 市 車 力 斎 場	青森県つがる市牛湯町鷺野沢29-709	0173-56-2892		JR木造駅から19km、車で30分	つがる市役所	民生部環 境衛生課	0173-56-2111
平 川 市 やすらぎ聖苑	青森県平川市新屋町田川204-1	0172-43-5052	0172-43-5053	弘南鉄道柏農高前駅から2km、車で4分	平川市役所	市民生活 部市民課	0172-44-1111
平 川 市 碓 ヶ 関 斎 場	青森県平川市碓ヶ関白沢241	0172-45-2856		JR碓ヶ関駅から1km、車で2分	平川市役所	市民生活 部市民課 碓ヶ関総 合支所市 民生活課	0172-44-1111
平 内 町 斎 場 つきのき聖苑	青森県東津軽郡平内町大字小湊字小沢43番地	017-755-2965	017-755-2965	JR小湊駅から2km、車で5分	平内町役場	町民課	017-755-2113

名 称	火葬場所在地	電話番号	F A X 番号	火葬場の位置	設置主体	火葬場 担当部署	電話番号
青森地区広域 事務組合今別 地区斎場（て んしょう苑）	青森県東津軽郡 今別町大字浜名 字二ツ石7番地	0174-31-5540	0174-31-5541	JR三厩駅から 2km、車で5分	青森地域 広域事務組合	青森地域 広域事務 組合広域 振興室	017-735-5016
青森地域広域 事務組合蟹 田地区斎場	青森県東津軽郡 外ヶ浜町字蟹田 姥ヶ沢18番地	0174-22-3040		JR蟹田駅から 2km、車で5分	青森地域 広域事務組合	青森地域 広域事務 組合広域 振興室	017-735-5016
鰯ヶ沢町斎場	青森県西津軽郡 鰯ヶ沢町大字舞 戸町字西阿倍野 134-38	0173-72-7622		JR鰯ヶ沢駅か ら3.5km、車で5 分	鰯ヶ沢町役場	税務町民 課	0173-72-2111
ふかうら斎苑	青森県西津軽郡 深浦町大字深浦 字尾上山94番地3	0173-82-0071	0173-74-3006	JR深浦駅から 2km、車で3分	深浦町役場	町民課	0173-74-2115
藤崎町斎場	青森県南津軽郡 藤崎町大字藤崎 字唐糸27	0172-75-2189		JR藤崎駅から 1.9km、徒歩で 24分	藤崎町役場	住民課	0172-75-3111
大鰐町斎場 鶯郷苑	青森県南津軽郡 大鰐町大字大鰐 字北山44	0172-48-3411		JR大鰐温泉駅 から1.5km、徒 歩で10分	大鰐町役場	住民生活 課	0172-48-2111
板柳町斎場	青森県北津軽郡 板柳町大字柏木 字鴨泊172-1	0172-77-2226		JR板柳駅から 約7km、車で約 10分	板柳町役場	町民環境 課	0172-73-2111
鶴田町火葬場	青森県北津軽郡 鶴田町大字中野 字花岡149	0173-22-4674		JR陸奥鶴田駅 から1km、車で 5分	鶴田町役場	町民生活 課	0173-22-2111
中泊町中里 斎場	青森県北津軽郡 中泊町大字中里 字亀山254-25	0173-57-2676		津軽鉄道中里 駅から約1km、 徒歩で約15分	中泊町役場	環境整備 課	0173-57-2111
中泊町小泊 斎場	青森県北津軽郡 中泊町大字小泊 字砂山1157-1	0173-64-2937		津軽鉄道中里 駅から約30km 、車で約45分	中泊町役場	環境整備 課 小泊支所	0173-57-2111 0173-64-2111
野辺地区地 区斎場	青森県上北郡野 辺地区町字有戸 鳥井平174-2	0175-64-0011	0175-64-0011	JR野辺地駅か ら7km、車で15 分	北部上北 広域事務組合	組合事務 局総務課	0175-64-1066
公立中部上 北斎場	青森県上北郡七 戸町字太田103- 1	0176-62-2555	0176-62-2555	JR七戸十和田 駅から4km、車 で9分	中部上北 広域事業組合	組合事務 局庶務課	0176-62-5151
大間町斎場	青森県下北郡大 間町大字大間字 内山48-1	0175-37-3449		JR下北駅から 50km、車で1時 間	大間町役場	住民福祉 課	0175-37-2111
東通村斎場	青森県下北郡東 通村大字砂子又 字蛙谷地10番地9	0175-48-2626		JR下北駅から 15km、車で30 分	東通村役場	税務住民 課	0175-27-2111
佐井村斎場 蓮精苑	青森県下北郡佐 井村大字佐井字 黒岩16-2	0175-38-2671		JR下北駅から 65km、車で90 分	佐井村役場	住民福祉 課	0175-38-2111
三戸地区環 境整備事務 組合葬祭場	青森県三戸郡三 戸町大字川守田 字大久保58-1	0179-23-4630	0179-23-4630	青い森鉄道三 戸駅から5km、 車で15分	三戸地区環 境整備事務組合	組合事務 局	0178-75-1449
五戸町斎場	青森県三戸郡五 戸町字大学沢35 -15	0178-62-6986		南部ハース五 戸駅から3km、車 で5分	五戸町役場	福祉保健 課	0178-62-2111

4-17-1 生活必需品の備蓄

(1) 青 森 県

(健康福祉部)

災害救助法適用による物資

平成29年10月現在

品 名	単 位	在 庫 数	備 考
毛 布	枚	13,500	青森市南佃1-4-1 日通東青森1号倉庫
タ オ ル ケ ッ ト	ヶ	12,000	
バ ス タ オ ル	ヶ	12,000	
タ オ ル	ヶ	5,000	
ろ う そ く	個	8,000	

(2) 日本赤十字社

(日本赤十字社青森県支部)

平成29年9月現在

品 目	単 位	在 庫 数
毛 布	枚	2,733
緊 急 セ ッ ト	個	715
安 眠 セ ッ ト	個	678

(3) 市 町 村

			食料 A棟数	食料 A延床面積	生活 必需品 B棟数	生活 必需品 B延床面積	防災 資器材C棟数	防災 資器材C延床面積	A B 兼用棟数	A B 兼用延床面積	B C 兼用棟数	B C 兼用延床面積	A C 兼用棟数	A C 兼用延床面積	A B C 兼用棟数	A B C 兼用延床面積	食糧	乾パン	インスタント 麺類	米	缶詰 主食	缶詰 副食	その他食糧	飲料 水	毛布等	被服	日用品	ローソク	懐中 電灯	その他 日用品	医療 品セット	テント	担架	浄水 装置	トイレ ットベーパー	資器材 初期消火			
1	自己所有	青森県 県計	12	514	12	777	55	2968	11	255	13	1939	1	52	74	7429	28	8	0	15	8	9	16	33	36	11	28	8	27	15	13	10	10	3	9	12			
1	自己所有	消防本部設置市計	2	117	1	197	1	7	0	0	2	457	0	0	1	1419	1	0	0	0	0	0	1	2	2	0	2	0	2	1	1	1	0	0	1	0			
1	自己所有	三沢市	1	14	0	0	0	0	0	0	1	252	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0			
1	自己所有	つがる市	1	103	1	197	1	7	0	0	1	205	0	0	1	1419	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0			
1	自己所有	消防本部設置町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	自己所有	消防一部事務組合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	自己所有	中部上北広域事業 組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	自己所有	(構成団体計)	0	0	0	0	4	82	1	45	0	0	0	0	1	74	2	0	0	0	2	0	1	2	2	2	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2		
1	自己所有	七戸町	0	0	0	0	2	42	1	45	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1		
1	自己所有	東北町	0	0	0	0	2	40	0	0	0	0	0	0	1	74	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1			
1	自己所有	五所川原地区消防 事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	自己所有	(構成団体計)	0	0	0	0	3	417	0	0	0	0	0	0	1	106	1	0	0	0	0	1	0	3	2	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0		
1	自己所有	五所川原市	0	0	0	0	2	392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
1	自己所有	鶴田町	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	自己所有	中泊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	106	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0		
1	自己所有	弘前地区消防事務 組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	自己所有	(構成団体計)	1	144	0	0	8	913	4	84	9	962	0	0	0	0	3	2	0	2	0	0	2	5	6	0	3	2	3	2	1	0	1	0	1	0	2	3	
1	自己所有	弘前市	1	144	0	0	0	0	0	0	7	457	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	
1	自己所有	黒石市	0	0	0	0	1	81	0	0	1	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0		
1	自己所有	平川市	0	0	0	0	1	12	3	33	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0		
1	自己所有	西目屋村	0	0	0	0	1	20	1	51	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	藤崎町	0	0	0	0	2	664	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	大鰐町	0	0	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
1	自己所有	田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	424	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	自己所有	板柳町	0	0	0	0	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
1	自己所有	八戸地域広域市町村 圏事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	自己所有	(構成団体計)	7	50	11	580	16	153	3	30	1	5	0	0	11	2073	8	3	0	5	2	2	6	7	8	2	5	2	5	2	1	2	3	0	1	1	1	1	
1	自己所有	八戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1657	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	おいらせ町	0	0	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	1	246	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	
1	自己所有	三戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	117	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	五戸町	7	50	10	75	14	120	3	30	1	5	0	0	4	20	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
1	自己所有	田子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	南部町	0	0	1	505	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	階上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	33	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
1	自己所有	新郷村	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
1	自己所有	下北地域広域行政 事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	(構成団体計)	0	0	0	0	6	168	2	66	0	0	0	0	12	654	5	1	0	3	1	3	3	5	5	1	5	2	5	5	3	2	1	0	1	1	1	1	
1	自己所有	むつ市	0	0	0	0	4	91	0	0	0	0	0	0	4	56	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	大間町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	458	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	東通村	0	0	0	0	1	11	2	66	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
1	自己所有	風間浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	140	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
1	自己所有	佐井村	0	0	0	0	1	66	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	
1	自己所有	鯉ヶ沢地区消防事 務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	(構成団体計)	0	0	0	0	5	597	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	2	0	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
1	自己所有	鯉ヶ沢町	0	0	0	0	4	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	自己所有	深浦町	0	0	0	0	1	316	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
1	自己所有	十和田地域広域事 務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	自己所有	(構成団体計)	2	203	0	0	1	66	0	0	1	515	0	0	1	78	2	1	0	0	1	1	1	2	2	0	2	0	2	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0
1	自己所有	十和田市	2	203	0	0	0	0	0	0	1	515	0	0	1	78	1	1	0	0	0	1	1	1	1														

資器材情報連絡	資器材避難救護	非常用電源用燃料	緊急車両用燃料	暖房用燃料	その他	乾パン(食)	インスタント麺類(個)	米(kg)	缶詰主食(缶)	缶詰副食(缶)	飲料水(リットル)	ロソク(本)	懐中電灯(個)	毛布(枚)	テント(張)	テント(人)	担架(台)	浄水装置(個)	被服(枚)	医療品セット	トイレットペーパー	非常用電源用燃料	緊急車両用燃料	暖房用燃料	携帯トイレ備蓄量(個)	携帯トイレ合計使用回数(回)	簡易トイレ備蓄量(個)	簡易トイレ合計使用回数(回)	組立トイレ便槽型備蓄量(基)	組立トイレ便槽型合計容量(リットル)	組立トイレマンホール型備蓄量(基)	組立トイレマンホール型合計容量(リットル)	仮設トイレ備蓄量(基)	仮設トイレ合計容量(リットル)				
22	32	6	1	2	18	27181	0	9689	3121	2702	89462	17558	2282	62467	53	544	35	4	33180	170	10346	1068	20	410	152890	152890	6438	14036	122	55181	6	0	0	0				
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15900	0	237	5066	6	60	0	0	0	8	960	0	0	0	0	0	5200	5200	0	0	0	0	0	0				
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13740	0	192	3966	0	0	0	0	0	960	0	0	0	0	0	5200	5200	0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2160	0	45	1100	6	60	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
2	1	0	0	0	2	0	0	0	166	0	3600	0	10	180	2	20	1	1	54	1	480	0	0	0	0	0	60	1350	2	20000	0	0	0	0				
1	1	0	0	0	1	0	0	66	0	1800	0	0	50	2	20	0	1	30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
1	0	0	0	0	1	0	0	100	0	1800	0	10	130	0	0	1	0	24	0	480	0	0	0	0	0	60	1350	2	20000	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
1	2	0	0	1	1	0	0	0	282	4268	0	0	1035	0	0	0	0	1538	3	2976	0	0	210	0	0	57	171	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2976	0	0	735	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	57	171	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	1	0	0	1	0	0	0	0	282	92	0	0	300	0	0	0	0	1538	1	2976	0	0	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5	8	1	0	0	6	300	0	3300	0	0	11864	589	283	3158	0	0	4	0	3	3450	132	0	0	0	0	0	670	1065	10	3000	0	0	0	0	0			
1	1	0	0	0	1	180	0	3175	0	0	6120	524	84	1200	0	0	0	0	3	432	0	0	0	0	0	0	625	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2300	65	125	1038	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	125	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	1	1	0	0	1	0	125	0	0	1200	0	74	470	0	0	0	0	0	3018	132	0	0	0	0	0	20	940	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	1	0	0	0	1	120	0	0	0	804	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1440	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3000	0	0	0	0	0	0			
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	6	1	0	0	2	2145	0	1550	153	336	19103	16731	425	17530	5	34	5	0	6658	50	1260	400	0	0	135440	135440	197	1970	0	0	6	0	0	0				
1	1	0	0	0	0	201	0	30	23	306	5856	16531	144	11365	0	0	0	0	2472	0	0	0	0	0	2440	2440	197	1970	0	0	6	0	0	0	0			
1	1	0	0	0	0	0	0	1263	0	0	3516	200	111	2850	4	14	3	0	4186	50	1260	0	0	0	132000	132000	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	1	0	0	0	1	0	0	36	0	0	1567	0	0	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	1	0	0	0	0	744	0	0	0	648	0	0	2000	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1540	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000	1000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	1	0	0	0	1	0	200	0	0	2976	0	40	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	1200	0	21	130	30	3000	0	30	180	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	300	1	20	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	5	1	1	1	2	1200	0	959	432	1528	8467	198	288	13366	21	210	14	0	1500	53	600	40	20	200	1000	1000	90	1740	61	23241	0	0	0	0	0	0		
1	1	0	0	0	1	0	0	749	0	0	3745	98	110	7048	0	0	0	0	1500	35	0	0	0	0	0	0	90	1740	61	23241	0	0	0	0	0	0		
1	1	0	0	0	0	1200	0	90	432	768	1200	0	40	1068	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000	1000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	0	120	0	400	2448	100	106	4000	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	720	0	20	750	3	30	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	1	1	1	0	0	0	360	354	0	12	500	18	180	14	0	13	0	40	20	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	2	1	0	0	0	0	0	180	0	0	1176	0	33	690	6	60	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1176	0	28	500	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	5	190	6	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	0	0	0	2	14224	0	0	1300	156	12296	0	48	5300	10	100	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	79	790	10	4000	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	0	0	0	1	14224	0	0	0	156	11996	0	33	5000	10	100	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	49	490	10	4000	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	1	0	0	1300	0	300	0	15	300	0	0	0	0	0																				

			食料 A 棟数	食料 A 延床面積	生活必需品 B 棟数	生活必需品 B 延床面積	防災資器材 C 棟数	防災資器材 C 延床面積	A B 兼用棟数	A B 兼用延床面積	B C 兼用棟数	B C 兼用延床面積	A C 兼用棟数	A C 兼用延床面積	A B C 兼用棟数	A B C 兼用延床面積	食糧	乾パン	インスタント麺類	米	缶詰主食	缶詰副食	その他食糧	飲料水	毛布等	被服	日用品	ローソク	懐中電灯	その他日用品	医療品セット	テント	担架	浄水装置	トイレットペーパー	資器材初期消火	
2	借上	青森県 県計	0	0	0	0	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	14	9	12	10	9	12	12	13	12	10	13	9	10	13	10	2	2	1	7	2	
2	借上	消防本部設置市計	0	0	0	0	1	49	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	0	0	0	1	1	
2	借上	三沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	
2	借上	つがる市	0	0	0	0	1	49	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	
2	借上	消防本部設置町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	消防一部事務組合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	中部上北広域事業 組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	七戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	東北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	五所川原地区消防 事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	0	0	0	0	1	0	
2	借上	五所川原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
2	借上	鶴田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	中泊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0
2	借上	弘前地区消防事務 組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	1	3	3	1	2	0	2	2	2	0	0	0	1	0	
2	借上	弘前市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
2	借上	黒石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	平川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	藤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
2	借上	大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	
2	借上	田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	板柳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	八戸地域広域市町村 圏事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	3	2	1	0	2	1	
2	借上	八戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
2	借上	おいらせ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	
2	借上	三戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	五戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	田子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	南部町	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	階上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	借上	新郷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	下北地域広域行政 事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
2	借上	むつ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
2	借上	大間町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	東通村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	風間浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	佐井村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	鯉ヶ沢地区消防事 務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	
2	借上	鯉ヶ沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	
2	借上	深浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	十和田地域広域事 務組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	
2	借上	十和田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	
2	借上	六戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	青森地域広域事務 組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	借上	(構成団体計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	1	2	0	1	2	2	1									

4-17-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（青森県経済農業協同組合連合会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、青森県（以下「甲」という。）と青森県経済農業協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が青森県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙及び乙の会員である組合（以下「会員組合」という。）の保有商品の供給について、協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、会員組合を通じ、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に努めるものとする。

（応急生活物資供給の分配等）

第5条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（応急生活物資供給）

第6条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の1の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表1以外の品目を指定できるものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第7条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

4 乙は、乙と会員組合との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

（費 用）

第8条 第4条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(搬送及び引渡)

第9条 乙は、応急生活物資の搬送及び引渡については、甲の指示に従うものとする。

- 2 応急生活物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は、文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、青森県以外を事業区域とする組合等の間での連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

- 第11条 甲は、災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、交通の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
 - 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
 - 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(保有数量の報告)

第12条 甲は、必要と認めたときは、乙に対し、物資の保有状況等について、報告を求めることができるものとする。

(生活物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、県民生活の早期安定に寄与するよう、県民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協 議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成12年12月6日

- 甲

青森市長島1丁目1-1

青森県知事 木村守男
- 乙

青森市大字大野字前田87番地11

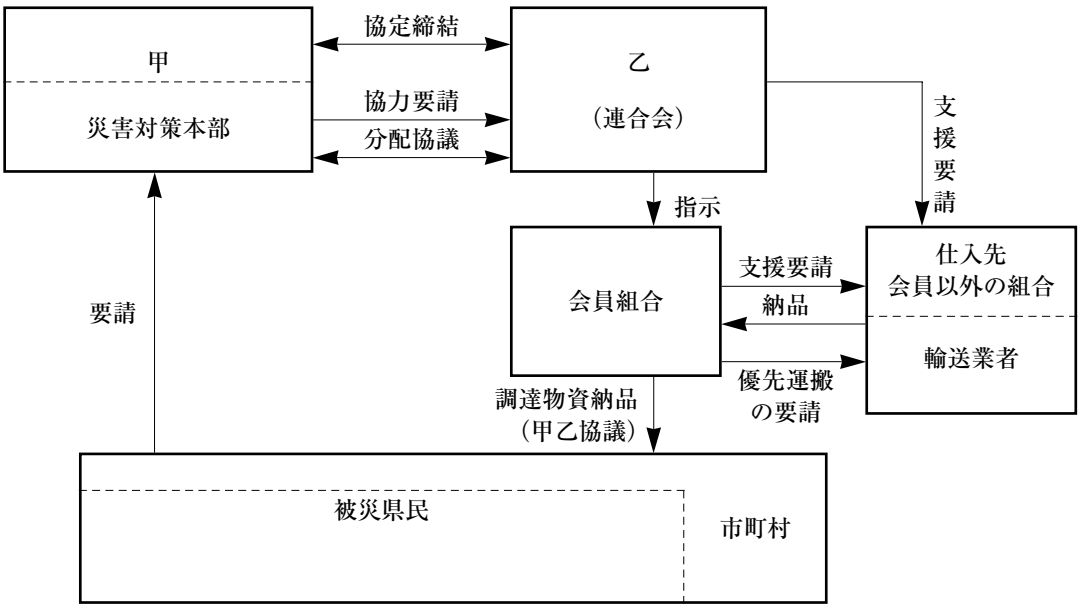
青森県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 種市一正

別表1 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、
インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、
鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、
嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、
蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、
使い捨てカイロ・毛布、灯油（冬季）

別表2 災害応急生活物資供給等の要請経路



4-17-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（青森県生活協同組合連合会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、青森県（以下「甲」という。）と青森県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が青森県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について、協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、会員生協を通じ、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に努めるものとする。

（応急生活物資供給の分配等）

第5条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（応急生活物資供給）

第6条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の1の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表1以外の品目を指定できるものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第7条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

4 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

（費 用）

第8条 第4条の規定により会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、会員生協が保有商品の供給及び運搬終了後、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(搬送及び引渡)

第9条 乙及び会員生協は、応急生活物資の搬送及び引渡については、甲の指示に従うものとする。

2 応急生活物資の搬送は、原則として会員生協が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。ただし、会員生協が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は、文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙及び会員生協は、青森県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第11条 甲は、災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、交通の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(保有数量の報告)

第12条 甲は、必要と認めたときは、乙に対し、物資の保有状況等について、報告を求めることができるものとする。

(生活物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、県民生活の早期安定に寄与するよう、県民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協 議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成13年2月22日

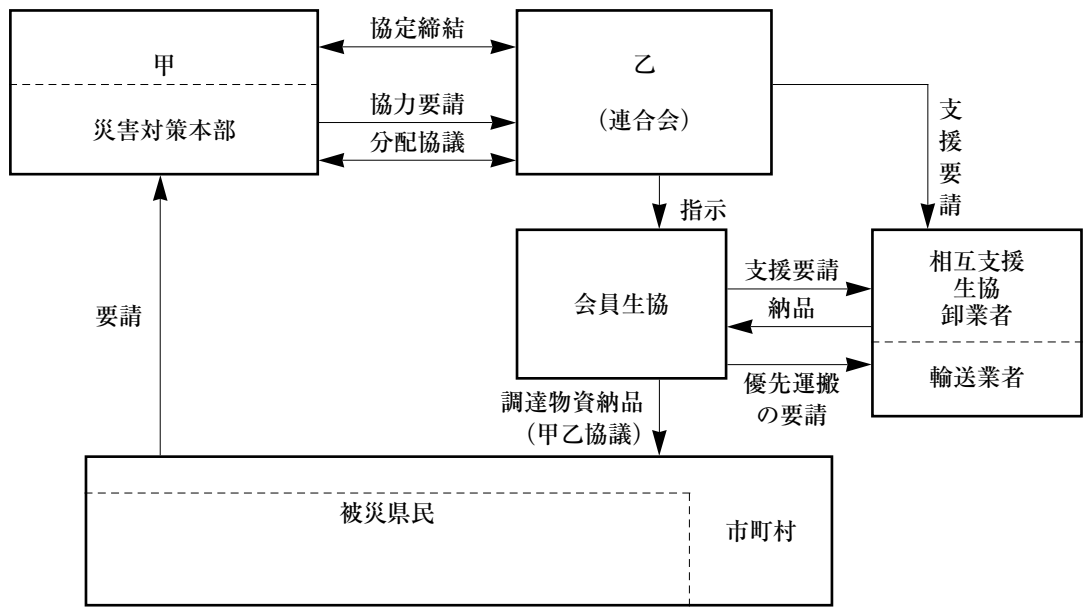
甲 青森市長島1丁目1-1
青森県知事 木村守男

乙 青森市柳川2丁目4-225
青森県生活協同組合連合会
会長理事 小田切明和

別表1 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、
インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレトペーパー、生理用品、下着、靴下、紙おむつ、粉ミルク、
哺乳びん、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、
洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、
蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、
使い捨てカイロ・毛布、灯油（冬季）

別表2 災害応急生活物資供給等の要請経路



4-17-3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

(県健康福祉部)
(昭和53年8月17日改正)

1 目 的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適 用 基 準

- (1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯として被災世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上5万人未満	30世帯以上
5万人以上10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

- (2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援 護 の 基 準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援 護 物 資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

4-17-4 災害救助活動態勢

① 県健康福祉部健康福祉政策課

ア 応 急 態 勢

健康福祉政策課長は、次の事項の発生により法又は法外援護の適用基準に該当するおそれがあると判断したときは、直ちに課員に応急態勢に入るよう命ずる。

- (ア) 暴風、豪雨、洪水、地震、津波、火災等。
- (イ) 警報が発令され、今後相当の被害が予想されるとき。

イ 災害情報の収集及び連絡

- (ア) 課員は防災危機管理課及び市町村から災害の報告があったとき、人及び建物の被害状況（被害状況並びに救助の実施状況）を把握する。
- (イ) 課員は（ア）により受信した災害情報を、関係する地域県民局地域健康福祉部長に連絡する。
- (ウ) 情報は必ずメモし、総務グループマネージャーが掌理する。

ウ 法又は法外援護の適用

- (ア) 健康福祉政策課長は、現地からの災害情報に基づき、法又は法外援護の適用の決裁を受ける。
- (イ) 健康福祉政策課長は、法又は法外援護の適用が決定されたときに直ちに、市町村及び関係する地域県民局地域健康福祉部長に通知するとともに、法適用の場合は、内閣府に報告し、告示の手続きをとる。

エ 救助物資の給与等

- (ア) 必要に応じ災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に伴う措置を講ずる。
- (イ) 必要に応じ生活福祉資金の貸付に伴う措置を講ずる。

オ 健康福祉政策課における救助事務分担事項

総 括 課長 副総括 課長代理	
主 担 者	分 担 事 務
総務グループマネージャー	①人及び建物の被害状況並びに救助の実施状況収集 ②防災危機管理課、地域県民局地域健康福祉部、市町村との連絡 ③内閣府に対する法適用、被害状況並びに救助の実施状況報告 ④法適用の告示 ⑤救助物資購入（ただし、災害救助金として購入したものに限り）要求 ⑥災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付措置
地域福祉推進グループマネージャー	生活福祉資金貸付等の福祉措置

② 地域県民局地域健康福祉部

ア 応急態勢

部長は、次の事態の発生により法又は法外援護の適用基準に該当するおそれがあると判断したとき、情報連絡班員及び調査指導班員に対し、直ちに応急態勢に入るよう命ずる。

- (ア) 暴風、豪雨、洪水、地震、津波、火災等。
- (イ) 警報が発令され、今後相当の被害が予想されるとき。

イ 災害情報の収集及び連絡

- (ア) 部長は、健康福祉政策課長から被害発生第1報を受けたとき、直ちに現地に調査指導班員を派遣、人及び建物の被害状況並びに救助の実施状況を調査確認させ、その結果を健康福祉政策課長に報告する。

(イ) 被害情報の第2報以降の情報は、部長が部員及び市町村から受信し、その内容を健康福祉政策課長に報告する。

ウ 情報は、必ずメモし、福祉総室長又は福祉こども総室長が掌理する。

エ 地域県民局地域健康福祉部における救助事務分担

総括 部長		
区 分	主 担 者	分 担 事 務
第一次的 救助事務	福祉総室長又は福祉こども総室長	①気象情報及び被害状況の収集並びに報告 ②市町村との連絡 ③避難所設置指導及び相談所開設
第二次的 救助事務	福祉総室長又は福祉こども総室長	①災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付指導 ②生活保護世帯、母子世帯、低所得世帯の被害状況の調査確認 ③応急仮設住宅の入居及び住宅の応急修理を必要とする被災世帯の調査確認 ④学用品の給与を必要とする被災児童、生徒の調査 ⑤炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給指導 ⑥応急仮設住宅設置指導 ⑦医療及び助産指導 ⑧救出の指導 ⑨住宅の応急修理指導 ⑩学用品の給与配分計画の指導 ⑪埋葬の指導 ⑫死体の搜索のための資器材借上指導 ⑬障害物除去のための資器材借上指導

4-17-5 災害救援物資（見舞品）の交付基準

（日本赤十字社青森県支部）

交付品目	災害区分	見 舞 品	避 難 所 等
毛 布	全 焼	人 数 分	市町村が設置した避難所を対象として交付 ※ 1
	全 壊		
	流 失		
	半 焼		
	半 壊		
	床上浸水		
緊急セット	全 焼	4 人に 1 個 ※ 2	「災害救助法」が適用された市町村避難所を対象として交付 ※ 3
	全 壊		
	流 失		
	半 焼		
	半 壊		
	床上浸水		
災害による死亡者		災害による死亡者 1 柱につき、5 千円を交付。（香花料とし遺族に交付する）	
※1 避難所への毛布配布は第一義的に、避難所を設置した市町村が用意するものとする。これが不足した場合、当支部では赤十字が保有する毛布を調整可能な範囲で交付する。			
※2 例：1～4人＝1個、5～8人＝2個			
※3 災害救助法が適用された市町村避難所を対象として交付するが、毛布に比して、セットの在庫数に限りがあるため、被災者に平等に配付できない場合は、当該市町村災対本部と協議のうえ、配付を見合わせる場合がある。			

- 1 本交付基準は非住家（作業小屋等）には適用しない。
- 2 住家のうち床下浸水には適用しない。
- 3 死亡者には交付しない。
- 4 災害区分の認定については、市町村における公的機関の認定によるものとする。

4-17-6 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ローソン）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達あっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要 請 の 方 法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資供給可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。
- 5 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡しの日時及び場所
 - (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費 用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求後30日以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲と乙は、この協定に関する連絡窓口を協定締結後速やかに「災害時緊急連絡体制表」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年12月18日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新 浪 剛 史

第1号様式

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社ローソン
代表取締役社長 殿
(担当部署 CCOオフィス)

青森県知事

災害時における物資の供給要請について

災害時における物資の供給に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。なお、第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記			
要請する物資			
要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
青森県 部 課
電話 — —
FAX — —
担当

第2号様式

物資供給可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社ローソン
代表取締役社長
(担当部署 CCOオフィス)

災害時における物資の供給に関する協定第4条に基づき、当社の物資供給可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 供給可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品 名	供給可能数量	品 名	供給可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水（お茶等）		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ）タオル（ ）懐中電灯（ ）乾電池（ ）			
軍手（ ）ちり紙（ ）ろうそく（ ）ウエットティッシュ（ ）			
カセットボンベ（ ）			
※その他			
（ ）（ ）	（ ）（ ）	（ ）（ ）	（ ）（ ）
（ ）（ ）	（ ）（ ）	（ ）（ ）	（ ）（ ）
（ ）（ ）	（ ）（ ）	（ ）（ ）	（ ）（ ）

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法（いづれかに○をつける）
- ① 青森県指定集積場所まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で青森県に引渡し。
- ③ その他（ 県が指定する場所で引渡し等）搬入方法（陸路、空路、海路）

第3号様式

災害時緊急連絡体制表

【青 森 県】

連絡先(夜間・休日も同じ)

担当課	総務部防災消防課(災害対策本部事務局)
T E L	017-734-9088
F A X	017-722-1867
E-mail	shobo@pref.aomori.lg.jp

【株式会社ローソン】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
携 帯		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ユニバース）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、青森県内において地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要 請 の 方 法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことを予め承諾する。
- 5 乙は、引渡し場所において「受領書」（別紙第2号様式）を受け取るものとする。

（費 用）

第5条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 前項の規定による対価・費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第6条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求があったときは、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(連 絡 窓 口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「青森県総務部防災消防課」乙においては、「株式会社ユニバー
ス総務部」とする。なお、その連絡窓口は、「災害時緊急連絡体制表」(別紙第3号様式)に定め、双方ともに備え付
けるものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとす
る。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、そ
の効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月19日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 八戸市大字長苗代字前田83番地1
株式会社ユニバース
代表取締役社長 三 浦 紘 一

第1号様式

緊急物資供給要請書

第 号
平成 年 月 日

株式会社ユニバース
代表取締役社長 殿

青森県知事 閣下

災害時における物資の供給要請について

災害時における物資の供給に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 期 日	要 請 項 目	要 請 数 量	購入希望場所

（問い合わせ先）
青森県 部 課
電 話 — —
F A X — —
担 当

第2号様式

平成 年 月 日

株式会社ユニバース
代表取締役社長 殿

受領確認者
職氏名 印

受 領 書

貴社より次のとおり物資を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 物資の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配達時に予め記載しておくこと。

受領確認者の押印は省略できる。

第3号様式

災害時緊急連絡体制表

〔青 森 県〕		(夜間・休日も同じ)
担当課	総務部防災消防課（災害対策本部事務局）	
T E L	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 8 8	
F A X	0 1 7 - 7 2 2 - 4 8 6 7	
E-mail	shobo@prefaomori.lg.jp	

〔株式会社ユニバース〕	
担当部署	
T E L	
F A X	
E-mail	

(夜間・休日の連絡先)	
担当部署	
T E L	
F A X	
E-mail	

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ファミリーマート）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物 資 の 範 囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、飲料水、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達および製造可能な物資とする。

（要 請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、物資の調達が必要と認められるときには、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

（1） 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所へ運搬するものとする。

2 甲は、物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。甲は運搬車両を緊急または優先車両として通行できるように支援するものとする。

（実 績 報 告）

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（費 用 負 担）

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定

めるものとする。

- 2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様と見なし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(体 制 の 整 備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(そ の 他)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有 効 期 間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成21年3月18日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上 田 準 二

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おむすび、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日用品及び 生活雑貨	衣 料 等	下着類、軍手、タオル
	日 用 品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が調達または製造可能な物資	

別紙様式1

災害時における物資調達要請書

平成 年 月 日

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 様

青 森 県 知 事

1 災害および協力を必要とする状況

2 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数 量	物 資 配 達 先	

別紙様式2

災害時における物資供給実施状況報告書

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 様

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

平成 年 月 日付け 第 号で要請のあった物資を下記のとおり供給したので報告します。

記

物資供給実施状況

供給物資の種類	数 量	物 資 配 達 先	搬 入 日 時

災害時における物資の供給に関する協定（イオングループ）

青森県（以下「甲」という。）とイオングループのイオン株式会社（以下「乙」という。）、マックスバリュ株式会社（以下「丙」という。）、株式会社サンデー（以下「丁」という。）は、青森県内において地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙、丙、丁に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙、丙、丁が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要 請 の 方 法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことを予め承諾する。
- 5 乙、丙、丁は、引渡し場所において「受領書」（別紙第2号様式）を受け取るものとする。

（費 用）

第5条 乙、丙、丁が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 前項の規定による対価・費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第6条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求があったときは、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(連 絡 窓 口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「青森県総務部防災消防課」乙においては、「イオン株式会社東北カンパニー総務部」とする。なお、その連絡窓口は、「災害時緊急連絡体制表」（別紙第3号様式）に定め、双方ともに備え付けるものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙、丙、丁は、災害時において乙、丙、丁が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年12月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 仙台市青葉区中央三丁目3番3号
イオン株式会社東北カンパニー
執 行 役
東北カンパニー支社長 宮 地 邦 明

丙 秋田市土崎港北一丁目6番地25号
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 反 田 悦 生

丁 八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長 和 田 正 徳

第1号様式

緊急物資供給要請書

第 号
平成 年 月 日

イオンリテール株式会社
東北カンパニー支社長 殿

青森県知事 閣下

災害時における物資の供給要請について

災害時における物資の供給に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 期 日	要 請 項 目	要 請 数 量	購 入 希 望 場 所

問い合わせ先
青森県 部 課
電 話 — —
F A X — —
担 当

第2号様式

平成 年 月 日

イオンリテール株式会社
東北カンパニー支社長 殿

受領確認者
職氏名 印

受 領 書

貴社より次のとおり物資を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 物資の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配達時に予め記載しておくこと。
受領確認者の押印は省略できる。

第3号様式

災害時緊急連絡体制表

[青 森 県] (夜間・休日も同じ)

担当課	総務部防災消防課 (災害対策本部事務局)
T E L	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 8 8
F A X	0 1 7 - 7 2 2 - 4 8 6 7
E-mail	shoho@prefaomori.lg.jp

[イオンリテール株式会社東北カンパニー]

担当部署	
T E L	
F A X	
E-mail	

(夜間・休日の連絡先)

担当部署	
T E L	
F A X	
E-mail	

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社イトーヨーカ堂）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1） 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調 達 物 資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） その他甲が指定する物資

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 通 行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経 費 の 負 担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の

適正な価格)を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。
ただし、付近住民の受け入れは、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年1月7日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長 亀 井 淳

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

別紙様式 2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

青森県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調 達 物 資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 通 行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経 費 の 負 担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

（避難場所の提供）

第8条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一次避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受け入れは、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（雑 則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月14日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢一

別表

災害時における対応可能な物資

分 類	主 な 品 目 名
資材・機材等	発電機、バキュームクリーナー、誘導灯、投光器、作業灯、電工ドラム、ヘルメット、防塵マスク、ブルーシート、ロープ、脚立、梯子 等
衣類等	軍手、ゴム手袋、長靴、雨合羽、下着、Tシャツ、タオル、バスタオル、サンダル、スリッパ 等
日用品等	割り箸、使い捨て食器類、鍋、やかん、ナイフ、缶切り、食器、ゴミ袋、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、ほ乳瓶、シャンプー、リンス、石けん、歯磨き粉、歯ブラシ、ひげそり、ローソク、マッチ、カイロ、殺虫剤 等
冷暖房機器等	石油ストーブ、灯油ポリ缶、灯油ポンプ、灯油、扇風機、ガソリン携行缶、水ポリ缶 等
電気用品等	懐中電灯、ランタン、乾電池、ポケットラジオ、携帯用充電器、カセットコンロ、カセットボンベ、炊飯器、ポット、延長コード 等
寝具・収納等	毛布、布団、枕、寝袋、テント、衣装ケース、収納ケース、カーペット 等
トイレ関係	ポータブルトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車内トイレ 等
外回り関係	スコップ、土のう袋、消石灰 等

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター理事長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	規格等	数 量
月 日 時 頃				

3 その他

別紙様式 2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

NPO法人コメリ災害対策センター理事長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡し場所

(2) 引渡し品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社サンワドー）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社サンワドー（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調 達 物 資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 通 行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(経 費 の 負 担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一次避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受け入れは、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(有 効 期 間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月19日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字石江字三好69番地1

株式会社サンワドー

代表取締役社長 中村 勝弘

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社サンワドー 代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	規格等	数 量
月 日 時頃				

3 その他

別紙様式 2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社サンワドー 代表取締役社長

「災害時における物資の供給に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡し場所

(2) 引渡し品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社工藤パン）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社工藤パン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調 達 物 資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) パン
- (2) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 通 行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経 費 の 負 担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（雑 則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月23日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市金沢三丁目22番地1号

株式会社工藤パン

代表取締役社長 工藤 恭裕

別紙様式1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社工藤バン
代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	規格等	数 量
月 日 時頃				

3 その他

別紙様式2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社工藤バン
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡し場所

(2) 引渡し品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（日糧製パン株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と日糧製パン株式会社（以下「乙」という。）は、青森県内において地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙が相互に協力しながら、迅速かつ的確な食料品の供給等の応急対策を実施することを目的として協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

- (1) 青森県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 青森県外の災害等において、国又は乙が本協定と同様の協定を未締結の都府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき

（物資の供給に関する協力の内容）

第2条 乙は前条の要請があった場合、二次災害の危険性や、乙の職員の人命を優先的に勘案の上、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙が生産する製品（以下「自社製品」という。）の供給
- (2) 乙が保有、又は調達可能な自社製品以外の食料品その他物資の供給

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙第1号様式「物資等の供給要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法についてあらかじめ別紙第3号様式の「連絡担当者届」においてその内容を事前に定めて共有するとともに、常に点検及び整備に努めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲又は甲が指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項における引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 甲及び乙は、引渡し場所において別紙第2号様式「供給物資等の受領書」、又は乙所定の書式による受領書を用いた書面の手交による引渡しの確認を行うものとする。ただし、事情により受領書による引渡しの確認ができない場合は、乙は甲に対しその理由と物資の供給内容、並びに経過等を記載した文書を速やかに提出するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、乙又は乙が依頼した者の車両に対し、緊急又は優先的に通行できるように支援するものとする。

(費用負担)

第6条 本協定に基づいて、乙が甲に供給した物資の対価及び供給費用等については、甲又は甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項における供給した物資の対価並びに費用等の算出については、原則として、乙の自社製品にあつては、災害等の発生直前時における乙の一般小売店舗へ供給していた際の卸売価格、その他については、乙における調達価格及び市場価格を参考のうえ、甲乙協議して決定するものとする。

3 前2項にかかわらず、引渡し場所までの物資の運搬に要した費用については、原則として乙が負担するものとする。ただし乙が自ら所有する配送車両、又は乙の庸車をもって輸送が困難である場合で、甲又は甲の指定する者が輸送する場合は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定に関する連絡先は、甲においては、「青森県総務部防災消防課」、乙においては、「日糧製パン株式会社 管理本部総務部」とする。なお、乙は連絡の便宜を図るため、「日糧製パン株式会社 青森営業所」を副連絡先に定めるとともに、それぞれの担当者名等を別紙第3号様式「連絡担当者届」に記載のうえ、甲乙相互に備え置くものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方又はいずれか一方からの文書による解約等の申し出を行わない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月18日

甲 青 森 県
青 森 県 知 事 三 村 申 吾

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
乙 日糧製パン株式会社
代表取締役社長 吉 田 勝 彦

別紙第1号様式

平成 年 月 日

物資等の供給要請書

日糧製パン株式会社
代表取締役社長 様

青 森 県 知 事

貴社と締結の「災害時における物資の供給に関する協定」第3条の規定により、次のとおり物資等の供給を要請します。

要 請 理 由	
要 請 品 目 及 び 数 量 等	別表のとおり
納 入 場 所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連 絡 先	青森県総務部防災消防課 氏名 電話 017 (734) 9088 FAX 017 (722) 4867
口頭、電話等による 要 請 の 日 時	平成 年 月 日 時 分
備 考	

別紙第2号様式

平成 年 月 日

供給物資等の受領書

日糧製パン株式会社
代表取締役社長 様

受領確認者

職氏名 印

下記内容にて相違なく貴社から物資等を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 受領した物資の内容

品 名	規 格	数 量	備 考

以 上

※ あらかじめ所要事項を記入しておくこと。
受領確認者の押印は省略可。

連 絡 担 当 者 届

【青森県】

1 連絡担当者

役 職 ・ 氏 名	総務部防災消防課
T E L	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 8 8
F A X	0 1 7 - 7 2 2 - 4 8 6 7
E - m a i l	shobo@pref.aomori.lg.jp

2 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・休日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

3 時間外及び休日の場合の連絡先

上記1に同じ

【日糧製パン株式会社】

1 連絡担当者

役 職 ・ 氏 名	管理本部総務部長 栗田 昌直
T E L	0 1 1 - 8 5 1 - 8 3 1 7
F A X	0 1 1 - 8 5 1 - 8 7 2 1
E - m a i l	kuritam@nichiry-pan.co.jp
携 帯 電 話	0 9 0 - 7 7 1 3 - 4 2 3 1

(副)

役 職 ・ 氏 名	青森営業所長 藤井 茂則
T E L	0 1 7 - 7 8 1 - 9 0 0 9
F A X	0 1 7 - 7 6 6 - 1 0 1 7
E - m a i l	fujis@nichiry-pan.co.jp
携 帯 電 話	0 9 0 - 2 0 5 8 - 7 4 2 6

2 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前8時30分から午後5時30分まで
- ・休日：土・日曜日、年末年始（12/31～1/3）

3 時間外及び休日の場合の連絡先

上記1に同じ

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社マエダ）

青森県（以下、「甲」という。）と株式会社マエダ（以下、「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（担当窓口の報告等）

第2条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。

なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告を行うものとする。

（調 達 物 資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。

（実 施）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(車 両 の 通 行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(経 費 の 負 担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

(有 効 期 間)

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 むつ市小川町二丁目4番8号

株式会社マエダ

代表取締役社長 前田 恵三

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社マエダ
代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

別紙様式 2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社マエダ
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡し場所

(2) 引渡し品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時の物資供給等に関する協定書（株式会社セブン－イレブン・ジャパン）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は地震・風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン－イレブン店」（以下総称して「セブン－イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、甲及び近隣道県において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物 資 の 範 囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から要請を受けた時点で、商品の製造、物流ラインの断絶及びセブン－イレブン店への商品供給を優先する必要性等を勘案して乙が物資の供給、調達可否を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物 資 の 数 量）

第3条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲・個数・日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限ることを、甲は予め承諾する。

（要 請 の 方 法）

第4条 第1条の要請は、「物資要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用を、乙から請求のあった後翌月末日までに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。ただし、災害発生による混乱等のため甲が期日までに支払うことが困難である場合は、甲又は甲の指定する地方自治体は災害発生による混乱が沈静化した後速やかに支払うものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙3）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン-イレブン店の関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は平成27年 月 日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後におい

ても同様とする。

(解 除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協 議 事 項)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって、協議し、解決を図るものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年6月10日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

災害時における飲料等の供給に関する協定（大塚製薬株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、青森県内外において、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料等の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定 義）

第1条 本協定において「災害時」とは、以下に掲げる場合をいう。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国及び関係都道府県から飲料等の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

（要 請）

第2条 甲は、災害時において、飲料等を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとし、乙は可能な限り甲の要請に応えるよう努めるものとする。

2 前項の要請は、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は電話又はその他の方法をもって乙に要請し、その後速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

（調 達 物 資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- (1) 清涼飲料水
- (2) 栄養調整食品
- (3) その他甲乙協議の上、その都度指定する品目

2 乙は、甲からの要請に基づき、災害時に供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は前項に定めたとおり要請時点での供給可能数量を基準とする。

（実 施）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。ただし、甲は、災害時という状況を鑑み、乙が甲の要請どおりに供給が行えない場合のあることを承諾するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行ものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。なお、甲は、当該事務を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 運 行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものと

する。

(経 費 の 負 担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前における適正な市場価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座に振込により支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第8条 公及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとし、変更があった場合には直ちに報告するものとする。

(守 秘 義 務)

第9条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施により知り得た秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定が理由の如何に関わらず終了した後もその効力を有するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定は、締結の日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって本協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙が本協定の終了を希望する場合は、1ヶ月前までに書面により通知するものとする。

(雑 則)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月25日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

大塚製薬株式会社仙台支店

支店長 吉川 佳克

4-18-1 青森県緊急医薬品等供給対策連絡会運営要綱

(設 置)

第1 災害発生により、医薬品等の供給が著しく阻害され、又はその恐れのある場合において、緊急に必要とされる医薬品等の備蓄及び供給の円滑化を図るため、青森県緊急医薬品等供給対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(業 務)

第2 連絡会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が備蓄する緊急医薬品等の品目及び数量の検討に関すること。
- (2) 災害発生時に医薬品等を円滑に供給するための対策の検討に関すること。
- (3) その他緊急医薬品等の備蓄及び供給に付帯する業務。

(組 織)

第3 連絡会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 連絡会の会長は健康福祉部長とし、委員は次に掲げる者とする。

青森県医薬品卸売組合

東邦薬品株式会社

株式会社メディセオ

株式会社バイタルネット

株式会社小田島

株式会社スズケン

株式会社恒和薬品

一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部

青森県赤十字血液センター

青森県医療機器販売業協会

公益社団法人青森県医師会

一般社団法人青森県歯科医師会

一般社団法人青森県薬剤師会

青森県立中央病院

青森県保健所長会

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき又は不在ときは、会長が健康福祉部職員からあらかじめ指定するものがその職務を代行する。

5 会長は、必要に応じて、学識経験者等の検討会への出席を求めることができるものとする。

(会 議)

第4 会議は必要に応じて、会長が招集する。

(庶 務)

第5 この連絡会の庶務は健康福祉部医療業務課において処理する。

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年8月3日から施行する。

(平成10年12月10日一部改正)

この要綱は、平成10年12月10日から施行する。

(平成13年3月26日一部改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（平成15年7月1日一部改正）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

（平成22年8月19日一部改正）

この要綱は、平成22年8月19日から施行する。

（平成25年9月10日一部改正）

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

（平成26年1月22日一部改正）

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

4-18-2 医薬品等（防疫薬剤を含む）の調達

品 名	調達可能数量	調 達 先	所 在 地	電 話
医薬品等 (防疫薬剤を含む)	県人口の1%が被災し、災害発生後の3日間に必要となる医薬品等	青森県医薬品卸売組合の組合員である医薬品卸売業者（6社19営業所） 青森県医薬品卸売組合	青森市東大野2-11-5 (東邦薬品(株)青森営業所)	017-762-2711
		(青森地域保健医療圏) 東邦薬品(株)青森営業所	青森市東大野2-11-5	017-762-2711
		(株)バイタルネット青森支店	青森市第二問屋町1-3-5	017-739-8641
		(株)小田島青森支店	青森市問屋町2-11-14	017-738-0871
		(株)恒和薬品青森営業所	青森市問屋町1-6-20	017-728-9030
		(株)スズケン青森支店	青森市造道3-15-1	017-765-2177
		(津軽地域保健医療圏) (株)メディセオ弘前五所川原支店	弘前市大字田町1-7-3	0172-33-7111
		東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市扇町1-1-11	0172-27-8341
		(株)恒和薬品弘前営業所	弘前市大字田園2-2-13	0172-26-3700
		(株)バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町2-3-1	0172-27-8723
		(株)スズケン弘前支店	弘前市大字神田1-2-3	0172-31-3360
		(八戸地域保健医療圏) (株)バイタルネット八戸支店	八戸市西白山台6-8-5	0178-27-3161
		東邦薬品(株)八戸営業所	八戸市卸センター1-11-15	0178-28-3512
		(株)小田島八戸支店	八戸市大字新井田字小久保尻16-99	0178-34-2288
		(株)メディセオ八戸支店	八戸市石堂1-20-23	0178-28-1461
		(西北五地域保健医療圏) 東邦薬品(株)五所川原営業所	五所川原市大字唐笠柳字村崎239-2	0173-35-2125
医 療 用 酸素ガス	県下の医療機関で使用する量の7日分程度の医療用酸素ガスの供給が可能	(上十三地域保健医療圏) 東邦薬品(株)十和田営業所	十和田市東二十三番町17-16	0176-22-2444
		(株)バイタルネット十和田支店	十和田市三本木一本木沢338-1	0176-22-1811
		(下北地域保健医療圏) 東邦薬品(株)むつ営業所	むつ市新町45-12	0175-22-3264
		(株)メディセオむつ支店	むつ市小川町1-1-10	0175-23-2841
医 療 用 酸素ガス	県下の医療機関で使用する量の7日分程度の医療用酸素ガスの供給が可能	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部	青森市本町2-4-10 田沼ビル5階 (一社) 青森県エルピーガス協会内	017-775-2731

4-18-3 血液製剤の調達

在 庫 量	名 称	所 在 地	電 話
赤血球製剤 835単位	青森県赤十字血液センター	青森市花園2-19-1	017-741-1511
	青森県赤十字血液センター 八戸出張所	八戸市大字類家字縄手下1-51	0178-45-1700
新鮮凍結血漿 2,378単位	青森県赤十字血液センター 弘前出張所	弘前市駅前町8-1 大町タウンビル2F	0172-39-7711

4-18-4 災害時の医療救護に関する協定書

青森県(以下「甲」という。)と公益社団法人青森県医師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び青森県地域防災計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)及び青森県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、次の場合必要に応じて乙に対しJMA T青森等の医療救護班(以下「医療救護班」という。)の編成及び派遣を要請するものとする。

(1) 災害救助法が適用された場合

(2) 災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市町村における対応が困難であると判断される場合

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場の救護所等(以下「救護所等」という。)に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

4 甲は、他の都道府県等から応援要請等を受けた場合、乙に対し医療救護班の県外への派遣を要請できるものとする。

(医療救護計画)

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 医療救護班の編成

(2) 医療救護班の活動計画

(3) 地区医師会と関係機関との通信連絡計画

(4) 医薬品等の供給

(5) 訓練計画

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び医療

(2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

(3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(4) 救護所等における健康管理

(5) 医療救護活動の記録

(6) その他必要な措置

(医療救護班に対する指揮)

第5条 甲が医療救護活動の総合調整を図るために行う医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 第2条第4項の規定に基づき派遣された医療救護班は、派遣先の都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

(医薬品等の供給等)

第6条 医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行することとし、甲は医薬品等の供給について必要な協力を行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 医療救護班の輸送手段は、乙が確保することとし、甲は医療救護班の輸送について必要な協力を行うものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 乙は、甲が傷病者の搬送先医療機関を確保しようとするときは、これに協力するものとする。

(医 療 費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 傷病者の搬送先医療機関における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に関する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(市町村及び地区医師会との調整)

第11条 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護について、郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整に努めるものとする。

2 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護が円滑に行われるための協力について、必要な調整に努めるものとする。

(細 目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協 議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自1通を保有する。

平成2年1月16日（平成9年6月23日、平成28年6月28日一部改正）

甲 青森市長島一丁目1番1号

青 森 県

乙 青森市新町二丁目8番21号

社団法人青森県医師会

4-18-5 災害時の医療救護に関する協定書実施細則

平成2年1月16日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、実施細則を、次のとおり定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する青森県（以下「甲」という。）の公益社団法人青森県医師会（以下「乙」という。）に対する医療救護班の派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

2 協定書第2条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階で医療救護班を派遣する必要がある場合をいう。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、災害現場等に設置されている救護所のほか、必要と認めた場合は、傷病者の搬送先医療機関に救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の搬送先医療機関に設置する救護所のほか、必要と認めた場合は、搬送先医療機関以外の医療機関にも救護所を設置することができる。

（医療救護活動等の報告）

第3条 乙は、協定書第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとに、次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 医療救護班員名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第4条 乙は、協定書第2条の規定により派遣した医療救護班が行う医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第5条 乙は、協定書第10条に規定する経費について請求をする場合には、各医療救護班分を取りまとめ、次の各号に定める書類を添付して、甲に請求するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した費用
医療救護班員名簿（第2号様式）
費用弁償報告書（第5号様式）
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
医薬品等使用報告書（第3号様式）
費用弁償請求書（第5号様式）
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
事故報告書（第4号様式）
扶助費支給申請書（第6号様式）

(救護所となった医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費弁償の請求)

第6条 第2条の規定に基づき救護所となった医療機関は、施設又は設備の損傷が生じた場合において、当該損傷に係る実費弁償の請求をしようとするときは、物件損傷報告書(第7号様式)を甲に提出するものとする。

(費用弁償等の額)

第7条 協定書第10条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第10条第3号に規定する扶助費については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)に準ずるものとする。

(費用弁償等の支払)

第8条 甲は、前3条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかにこれを支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第9条 乙は、協定書第2条の規定により派遣した医療救護班が行う医療救護活動のうえで患者と医事紛争が生じた場合は、乙は甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲乙協議のうえ、適切な措置をとるよう努めるものとする。

平成2年1月16日(平成9年6月23日、平成28年6月28日一部改正)

甲 青森市長島一丁目1番1号

青 森 県

乙 青森市新町二丁目8番21号

社団法人青森県医師会

別表(第7条関係)

区 分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
災害救助法施行令第4条第1号及び第2号に規定する者	青森県災害救助法施行細則(昭和30年4月青森県規則第40号。以下この表において「細則」という。)別表第2に定める額		
上記のほか、甲が医療救護班員として認める者	細則別表第1第12号「救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費」の2に定める額		細則別表第2に定める額

4-20-1 自動車の保有状況

平成29年3月31日現在

	乗用自動車		乗合自動車		貨物自動車		特殊自動車		トレーラー等	
	本庁	公所	本庁	公所	本庁	公所	本庁	公所	本庁	公所
総 務 部	25	26	1	0	0	1	0	0	0	0
企 画 政 策 部	2	27	0	0	1	1	1	1	0	0
環 境 生 活 部	10	2	0	0	2	0	0	0	0	0
健 康 福 祉 部	0	41	0	4	0	33	0	6	0	0
商 工 労 働 部	1	5	0	2	0	4	3	0	0	0
農 林 水 産 部	0	42	0	2	0	61	0	8	0	0
県 土 整 備 部	0	21	0	0	0	17	0	124	0	0
危 機 管 理 局	0	7	0	1	0	1	12	10	0	0
観 光 国 際 戦 略 局	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
エ ネ ル ギ ー 総 合 対 策 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出 納 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 庁	7	8	0	21	0	32	0	3	0	0
計	48	179	1	30	4	150	16	153	0	0

4-20-2 貨物自動車（営業用トラック）の調達

平成29年4月1日現在

（公社）青森県トラック協会 青森市大字荒川字品川113-3 TEL 017-729-2000 FAX 017-729-2266

種別 支部別	一 般 (特積・その他)		限 定		特 定		霊 柩		利用 運送	計	
	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数		事業者数	車両台数
青 森	109	5,012			3	14	7	24		119	5,050
三 八	185	4,365			7	34	15	87	9	216	4,486
弘 前	62	1,242					6	27		68	1,269
上十三	99	1,333			3	14	10	39		112	1,386
南 黒	47	827			1	5	2	12	1	51	844
西北五	64	745					14	48		78	793
下 北	25	274	1	1			5	14		31	289
計	591	13,798	1	1	14	67	59	251	10	675	14,117

4-20-3 バスの調達

平成29年 8 月 1 日現在

公益社団法人青森県バス協会 青森市大字浜田字豊田139-21 TEL017-739-0571 FAX017-739-0573

会 員 名	代 表 者	郵便 番 号	住 所	電話番号	車 両 数					特 定
				FAX番号	乗 合	貸 大	切 中	小	計	
弘 南 バ ス (株)	工 藤 清	036-8326	弘前市大字藤野二丁目 3 番地 6	0172-32-2241 0172-32-3558	255	33	16	1	50	
十 和 田 観 光 電 鉄 (株)	白石 鉄右エ門	034-0011	十和田市稲生町17番 3 号	0176-23-3131 0176-24-1100	102	51	5	3	59	
青 森 市 企 業 局 交 通 部	多 田 弘 仁	039-3503	青森市大字野内字菊川47番地 1	017-726-5441 017-726-5475	141					
八 戸 市 部 交 通 部	村 岡 威 伴	031-0813	八戸市大字新井田字小久保頭 4 番地 の 1	0178-25-5141 0178-25-5146	118					
下 北 交 通 (株)	白 濱 啓 助	035-0041	むつ市金曲一丁目 8 番12号	0175-23-3111 0175-23-4682	44	29	7	11	47	
(株) 前 田 観 光 タ ク シ ー	前 田 清津子	036-1313	弘前市大字賀田二丁目11番地 2	0172-82-4150 0172-82-4888		3		2	5	
青 南 観 光 バ ス (株)	中 村 邦 宏	039-3501	青森市大字浅虫字蛭谷64番地 8	017-752-4404 017-752-4408		5	2		7	
(有) 光 洋 タ ク シ ー	福 田 光 敏	030-0111	青森市大字荒川字成瀬100番	017-739-5522 017-739-9414		15	5	3	23	
西 海 観 光 (株)	坂 牛 哉 子	038-2761	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字下富 田35番地12	0173-72-4512 0173-72-5844		7	2	1	10	
ジェイアール バ ス 東 北 (株)	吉 田 豊	980-0022	仙台市青葉区五橋一丁目 1 番 1 号	022-266-9642 022-222-9476	33	8	2		10	
三 八 五 バ ス (株)	新井山 長 吉	031-0801	八戸市江陽二丁目18番37号	0178-24-3331 0178-44-6018		45	6	5	56	
(株) さくら観光	永 澤 聡	038-3642	北津軽郡板柳町大字太田字西上林31 番地 3	0172-72-1119 0172-73-4460		6	3	3	12	
(有) 北 都 観 光	和 島 隆 志	037-0612	五所川原市大字福山字広富48番地 9	0173-29-2112 0173-29-3551		5	2	5	12	
(有) ア ー ス ト ラ ベ ル 青 森	福 田 修 二	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬168番 地 1	0173-22-6635 0173-22-3034		4	4	2	10	
青 森 観 光 バ ス (株)	木 村 英 敬	038-0023	青森市大字細越字栄山589番地 2	017-739-9384 017-739-9386	11	22	4	3	29	
三 八 五 交 通 (株)	小笠原 修	031-0072	八戸市城下四丁目19番15号	0178-24-3335 0178-44-3529	2		5	1	6	
(有) 脇 野 沢 交 通	滝 本 守 雄	039-5326	むつ市脇野沢桂沢133番地 4	0175-44-2888 0175-44-2086	3		1		1	
北 星 交 通 (株)	下 山 清 司	036-8261	弘前市茂森新町 4 丁目17番地 1	0172-32-0272 0172-33-3636			3	2	5	
三 八 五 観 光 タ ク シ ー (株)	田 邊 豊 彦	030-0902	青森市合浦一丁目 2 番 4 号	017-743-0385 017-743-0388		4	2	3	9	
上 北 観 光 バ ス (株)	森 川 寿	039-2402	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢 6 番 地 6 号	0176-56-5595 0176-56-5596		7	4	2	13	
(株) 中央タクシー	山 田 和 男	033-0001	三沢市中央町二丁目 7 番23号	0176-52-5200 0176-57-1140			1	2	3	
(株) 北 日 本 中央観光バス	大 江 昇	039-1201	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠 8 番 の 1	0178-88-1515 0178-88-5450	3	7	3	3	13	6
北 彩 観 光 (株)	船 水 八重樹	038-1303	青森市浪岡大字徳才子字山本96番地 の 1	0172-62-1211 0172-62-1221		5	1	4	10	
三 八 五 タ ク シ ー (株)	片 野 弘 司	039-2404	上北郡東北町上北北一丁目22番地34	0176-56-3155 0176-56-3156		1	1	3	5	

会 員 名	代 表 者	郵便 番 号	住 所	電話番号	車 両 数					特 定
				FAX番号	乗 合	貸 大	切 中	小	計	
い や さ か 自 動 車 (株)	田 村 七 郎	039-3214	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂75	0175-75-3500 0175-73-8533		21	6	2	29	
中 里 交 通 (株)	葛 西 和 彦	037-0304	北津軽郡中泊町大字尾別字浅井98番地 2	0173-57-3772 0173-57-3776	1	11	6	4	21	
(株) 中 里 観 光	野 上 新一郎	037-0303	北津軽郡中泊町大字高根字小金石1405	0173-58-3883 0173-58-3953		3	3	4	10	
白 神 観 光 バ ス (有)	三 上 富 藏	036-1434	弘前市大字黒土字山下41番地	0172-86-2016 0172-86-2017		4		2	6	
(有) 八 洲 交 通	三 上 浩 治	039-3524	青森市大字滝沢字住吉28番地 7	017-737-3810 017-726-2262	6	9		4	13	
(株) ア ッ プ ル 観 光 バ ス	須 藤 秀 光	036-0357	黒石市追子野木三丁目460番地 1	0172-59-3111 0172-52-5511		4	6	7	17	
寺 下 運 輸 倉 庫 (株)	小比類巻 元	033-0036	三沢市南町四丁目31番地3461	0176-53-5050 0176-52-5745		15	5	12	32	
大 泉 運 輸 (株)	小 泉 國 雄	039-3215	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1157	0175-74-2488 0175-74-2368		13	5	2	20	
(有) し う ら 観 光	佐 藤 孝 雄	037-0403	五所川原市十三深津124番地	0173-62-2204 0173-62-2305			2	2	4	
相 和 物 産 (株)	菅 原 純	039-3215	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031番地 6	0175-68-2996 0175-68-2222		19	6	3	28	
(株) S T S 北 燈	市ノ渡 廣 志	039-3104	上北郡野辺地町字大月平29番地31	0175-65-2610 0175-65-2618		3		3	6	
(有) つ ば め 交 通	剣 吉 政 彦	039-2371	上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田 2番地63	0176-55-3161 0176-55-5595	1	6	1	2	9	
マルイチ工業(株)	東 條 照 子	038-2731	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山139番地	0173-82-2252 0173-72-6810		9	7	3	19	
原 燃 エ ン ジ ニ ア リ ン グ (株)	高 田 直 治	039-3213	上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田 1 番地44	0175-74-3732 0175-74-3163		1	1	3	5	
(株) 尻 屋 観 光	三 国 渉	035-0005	下北郡東通村大字田屋字将木館 2 番地	0175-28-5555 0175-28-5556		10	9	6	25	
(有) 大 間 運 輸	荒 木 整	039-4601	下北郡大間町大字大間字大間89の 1	0175-37-2805 0175-37-3560		4		2	6	
(株) 三 沢 奥 入 観 光 開 発	佐 藤 正 満	033-8688	三沢市古間木山56	0176-51-1111 0176-53-6118		4		2	6	
む つ 観 光 ホ テ ル (株)	菊 池 淑 子	035-0021	むつ市大字田名部字下道 4 番地	0175-22-2331 0175-22-2332		1	1	3	5	
(株) ビ ッ グ ・ ウ ィ ン グ	中 嶋 鉄 義	036-8085	弘前市大字末広二丁目 6 番地 7	0172-26-2455 0172-26-2456		6	1	3	10	2
(有) 松 江 造 花 仏 壇 店	松 江 千代壽	037-0202	五所川原市金木町朝日山301 - 1	0173-53-3344 0173-52-5566				3	3	
(有) ラ イ フ ・ サ ー ビ ス	佐 藤 幸 雄	030-0852	青森市大字大野字前田22 - 3	017-718-4230 017-718-4231				1	1	
(株) ト ー オ 開 発	齋 藤 昭	038-2806	つがる市木造越水長谷川130番地	0173-26-2277 0173-26-4142		1	14	1	16	
三 八 五 観 光 ハ イ ヤ ー (株)	片 野 弘 司	039-1548	三戸郡五戸町字新町32	0178-62-3141 0178-62-3142				3	3	
(有) む つ 車 体 工 業	齋 藤 博 二	035-0043	むつ市南赤川町10番25号	0175-31-0227 0175-31-0228	1	7	2	3	12	
大 空 交 通 (株)	高 田 翔	033-0041	三沢市大町二丁目 6 番 4 号	0176-51-9333 0176-51-9332		3		3	6	
(株) 新 山 運 送	新 山 良 平	034-0102	十和田市大字大沢田字池ノ平23	0176-27-3207 0176-27-3805		2	1	2	5	

会 員 名	代 表 者	郵便 番 号	住 所	電話番号	車 両 数					
				FAX番号	乗 合	貸 切				特 定
グ リ ー ン 交 通 (株)	寺 崎 忠 光	036-8084	弘前市高田一丁目5番地22	0172-28-0201			1	3	4	
				0172-28-0203						
岩 手 県 北 自 動 車 (株)	松 本 順	020-0124	盛岡市厨川一丁目17番18号	019-641-7711	125	7	3	2	12	
				019-641-7700						
(株) ブ ル ード ロ ー ド	木 村 文 男	030-0142	青森市大字野木字野尻37番地716	017-763-5240		8	2	1	11	
				017-763-5241						
合 計	53社				846	428	161	150	739	8

4-20-5 漁船の現況

(農林水産部)
平成28年12月現在

市町村名	漁協名	電 話	5トン 以上	5トン未満		計	所 在 地
				動 力	無動力		
青 森 市	青 森 市	017-742-2200	6	205		211	〒030-0901 青森市港町二丁目3-15
	後 潟	017-754-3532		59		59	〒030-1271 青森市大字六枚橋字磯打22
弘 前 市	岩 木 川	0172-33-0309		3		3	〒036-8274 弘前市南城西二丁目1-6
八 戸 市	八 戸 市 南 浜	0178-38-2216	6	134	1	141	〒031-0841 八戸市大字鮫町字葛の芽1-4
	八 戸 鮫 浦	0178-33-0556	5	79	2	86	〒031-0841 八戸市大字鮫町字鮫90-17
	市 川	0178-52-2052		6		6	〒039-2241 八戸市大字市川町字浜29-5
	青 森 県 旋 網	0178-33-0151	16	8		24	〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下95
	八 戸 市 み な と	0178-33-3311	27	38		65	〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下101
	八 戸 機 船	0178-33-2171	44	2		46	〒031-0841 八戸市大字鮫町字日之出町10
五所川原市	十 三	0173-62-3110	1	166		167	〒037-0403 五所川原市十三羽黒崎133
十和田市	十和田湖 増 殖	0176-75-2612		19		19	〒018-5501 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
三 沢 市	三 沢 市	0178-54-2202	16	72	104	192	〒033-0142 三沢市三川目四丁目145-552
む つ 市	大 畑 町	0175-34-4111	49	242		291	〒039-4401 むつ市大畑町湊村191
	脇野沢村	0175-44-2211		83		83	〒039-5327 むつ市脇野沢本村無番地
	川 内 町	0175-42-3210		99		99	〒039-5201 むつ市川内町川内無番地
	む つ 市	0175-24-1261	1	98		99	〒039-0084 むつ市大湊新町10-6
	関 根 浜	0175-25-2121	7	90		97	〒035-0022 むつ市大字関根字前浜143
つがる市	車 力	0173-56-2679	5	113		118	〒038-3301 つがる市富蒔町字清水6-5
平 内 町	平 内 町	017-755-4111	2	997	4	1003	〒039-3312 東津軽郡平内町大字浅所字浅所91-56
今 別 町	竜 飛 今 別 (本 所)	0174-35-2049	1	83	1	85	〒030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別113-3
	竜 飛 今 別 (東 部 支 所)	0174-36-2014		142		142	〒030-1514 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元91
蓬 田 村	蓬 田 村	0174-27-2006		87		87	〒030-1203 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田217
外ヶ浜町	外ヶ浜 (本 所)	0174-25-2322	1	126	21	148	〒030-1413 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高15-3地先
	外ヶ浜 (蟹 田 支 所)	0174-22-3271		76		76	〒030-1302 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師147
	三 厩	0174-37-2007	13	201		214	〒030-1731 東津軽郡外ヶ浜町三厩字三厩本町9
外ヶ浜町	竜 飛 今 別 (竜 飛 支 所)	0174-38-2001	4	69		99	〒030-1711 東津軽郡外ヶ浜町字三厩竜浜1
鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町	0173-72-3001	33	79		112	〒038-2753 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町200
	赤石水産	0173-72-3094	6	33		39	〒038-2731 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山146
深 浦 町	新 深 浦 町 (本 所)	0173-76-2511	105	226		331	〒038-2504 西津軽郡深浦町大字金ヶ沢字塩見形406-1
	新 深 浦 町 (舳 作 支 所)	0173-75-2150	2	37		39	〒038-2327 西津軽郡深浦町大字舳作字下清滝124-1先

市町村名	漁協名	電 話	5トン 以上	5トン未満		計	所 在 地
				動 力	無動力		
深 浦 町	新 深 浦 町 (岩崎支所)	0173-77-2121	34	143		177	〒038-2202 西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂370-1
	風 合 瀬	0173-76-3086	16	71		87	〒038-2411 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川45-7先
	深 浦	0173-74-2411	28	151		231	〒038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町364-2
	大 間 越	0173-78-2004	1	49	38	88	〒038-2208 西津軽郡深浦町大字大間越字釜屋沢9-4
中 泊 町	小 泊	0173-64-2641	42	234		276	〒037-0542 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根128
	下 前	0173-64-2211	29	117	16	162	〒037-0538 北津軽郡中泊町大字小泊字下前207-1
野辺地町	野 辺 地 町	0175-64-2264	1	150		151	〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地568
横 浜 町	横 浜 町	0175-78-2006	1	130		131	〒039-4137 上北郡横浜町字下川原112-1
東 北 町	小川原湖	0176-56-2104		417		417	〒039-2406 上北郡東北町旭北四丁目31-662
六ヶ所村	六ヶ所村 海 水	0175-72-2314	3	55		68	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附1255
	六ヶ所村	0175-75-2020	1	63		64	〒039-3214 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下15-1
	泊	0175-77-3121	52	70	160	282	〒039-4301 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山992地先
おいらせ町	百 石 町	0178-52-2385	3	83	2	88	〒039-2203 上北郡おいらせ町一川目一丁目73-930
大 間 町	大 間	0175-37-3117	43	581		624	〒039-4601 下北郡大間町大字大間字下手道59-3
	奥 戸	0175-37-2217	13	226		239	〒039-4602 下北郡大間町大字奥戸字奥戸村173番地先
東 通 村	白 糠	0175-46-2211	32	92		124	〒039-4224 下北郡東通村大字白糠字向流109
	小田野沢	0175-48-2324	6	64	21	91	〒039-4223 下北郡東通村大字小田野沢字浜通78-23
	猿ヶ森	0175-48-2829	4	11		15	〒039-4221 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34
	尻 労	0175-47-2131	5	62	60	127	〒035-0112 下北郡東通村大字尻労字安部36-1
	尻 屋	0175-47-2021	17	96	24	137	〒035-0111 下北郡東通村大字尻屋字山根61-2
	岩 屋	0175-47-2009	2	73	85	160	〒035-0113 下北郡東通村大字岩屋字往来172
東 通 村	野 牛	0175-27-2151	27	73		100	〒035-0103 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251
	石 持	0175-27-2041	1	42	5	48	〒035-0004 下北郡東通村大字蒲野沢字石持50-1
風間浦村	下 風 呂	0175-36-2211	10	117		127	〒039-4501 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂127
	易 国 間	0175-35-2011	3	129		132	〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字新町46
	蛇 浦	0175-35-2311	2	128		130	〒039-4503 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦96
佐 井 村	佐 井 村	0175-38-4111	9	411		420	〒039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森144-1
階 上 町	階 上 町	0178-89-2111	11	117	6	134	〒039-1201 三戸郡階上町大字道仏字樺山5-61
	そ の 他		9	10		19	
合 計			755	7,637	550	8,942	

注) その他は、官公庁船、漁船所有者が県外の者等沿海漁協に所属しないものである。

4-20-6 船舶の現況

(青森県)

船 名	用 途	トン数	収容可能人員	根 拠 地
青 森 丸	漁 業 実 習	660	78	八 戸 港
う と う	漁 業 取 締	56	11	青 森 港
はやかぜ	〃	49	11	〃

((地独) 青森県産業技術センター水産総合研究所)

船 名	用 途	トン数	収容可能人員	根 拠 地
開 運 丸	漁 業 試 験	199	23	八 戸 港
青 鵬 丸	〃	65	12	鯺 ケ 沢 港
なつどまり	〃	24	8	茂 浦 港

4-20-7 巡 視 船 艇

(青森・八戸海上保安部)

船 名	トン数	最大搭載人員	基地名	備考
お い ら せ	335	-	青 森	青 森 海 上 保 安 部
ひ ば か ぜ	24	12		
さ わ か ぜ	26	12		
し も き た	964	190	八 戸	八 戸 海 上 保 安 部
あ ぶ く ま	501	115		
む つ ぎ く	24	26		
む つ か ぜ	26	26		

4-20-8 舟艇の保有状況

(青森県)

区 分	所 属
指 導 取 締 船	上北地域県民局地域整備部(1)、下北地域県民局地域整備部(1)
各 種 作 業 船	上北地域県民局地域農林水産部(1)、三八地域県民局地域整備部(3)、下北地域県民局地域整備部(1)
モーターボート	中南地域県民局地域農林水産部(1)、西北地域県民局地域農林水産部(1)、 西北地域県民局地域整備部(1)、八戸水産高校(2)
和 船	(地独) 青森県産合技術センター水産総合研究所(1)、東青地域県民局地域整備部(2)、 中南地域県民局地域整備部(2)、八戸水産高校(2)
そ の 他	八戸水産高校(5)、機動隊(2)、(地独) 青森県産合技術センター水産総合研究所(1)

4-20-9 県警察警備艇

(八戸警察署)

連 絡 先	船 名	トン数	最大搭載人員	所 在 地
八戸警察署 (0178-43-4141)	みちのく	41	24	八戸市豊洲3-10 ポートアイランド

4-20-10 県防災ヘリコプター

(危機管理局)

連 絡 先	機 名	定員	最大離陸重量 (kg)	所 在 地
危機管理局消防保安課 (017-734-9086)	しらかみ	15	5,398	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森空港

4-20-11 県ドクターヘリ

(健康福祉部)

基 地 病 院	定 員	離陸重量 (kg)	所 在 地
青森県立中央病院	6	2,835	青森市東造道2丁目1-1 青森県立中央病院敷地内
八戸市立市民病院	6	2,835	八戸市大字田向字毘沙門平1 八戸市立市民病院敷地内

4-20-12 県警察ヘリコプター

(警察本部)

連 絡 先	機 名	定員	離陸重量 (kg)	所 在 地
警察本部地域課 (017-723-4211)	はくちょう	15	5,398	青森市大字大谷字山ノ内6 青森空港

4-20-13 防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表

消防本部	市町村名	名 称	離着陸場所	所 在 地	世界測地系	日本測地系	管 理 者
青森地域広域事務組合	青森市	青森県消防学校	学校敷地内（アスファルト）	青森市新城字天田内183-3	40-50-16 140-40-46	40-50-06 140-40-58	青森県消防学校
		青森・瀬戸子（せとし）	ラグビー場（芝地）	青森市瀬戸子字神田110-18	40-40-09 140-39-55	40-52-50 140-40-21	青森市議会
		浅虫ヨットハーバー	ヨットハーバー敷地内	青森市浅虫字蟹谷352	40-50-26 140-51-35	40-53-22 140-51-51	青森港務所
		県立保健大学	陸上競技場（芝地）	青森市浜館字間瀬58-1	40-48-55 140-47-37	40-48-45 140-47-51	青森県立保健大学
		青森・学校教育センター	陸上競技場（芝地）	青森市大矢沢字野田80-2	40-47-17 140-46-21	40-47-13 140-46-29	青森県総合学校教育センター
		浪岡・陸上競技場	陸上競技場（芝地）	青森市浪岡大字浪岡字稲盛地先	40-42-12 140-35-12	40-42-04 140-35-23	青森市浪岡体育館
	外ヶ浜町	一本松公園陸上競技場	陸上競技場（芝地）	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田鰐ヶ淵24-1	41-02-43 140-38-08	41-02-34 140-38-21	外ヶ浜町役場総務課
		外ヶ浜町平館・山村広場	グラウンド（土）	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川230-1	41-08-44 140-38-03	41-08-35 140-38-16	
		三厩やすらぎ公園	多目的広場（芝地）	東津軽郡外ヶ浜町字三厩緑ヶ丘265	41-10-38 140-25-54	41-10-29 140-26-06	
	今別町	今別あすなろ公園駐車場	駐車場（アスファルト舗装）	東津軽郡今別町大字今別字中沢54-8	41-10-46 140-29-37	41-10-37 140-29-50	今別町役場建設課
	蓬田村	蓬田・総合運動場	陸上競技場（芝地）	東津軽郡蓬田村郷沢字浜田138-18	40-59-09 140-38-55	40-59-00 140-39-07	蓬田村役場
	平内町	平内町営陸上競技場	陸上競技場	東津軽郡平内町小湊字後沼16	40-55-31 140-57-05	40-55-21 140-57-16	平内町役場
弘前地区消防事務組合	弘前市	弘前・岩木川河川敷	野球場外野（土&草地）	弘前市大字悪戸字鳴瀬69地先河川敷第一野球場	40-35-50 140-25-38	40-35-42 140-25-52	弘前市文化スポーツ振興課
		弘前市運動公園	陸上競技場（芝地）	弘前市豊田2丁目3弘前市運動公園内	40-35-26 140-30-18	40-35-15 140-30-32	
		岩木山百沢スキー場	駐車場（アスファルト舗装）	弘前市大字百沢岩木山スキー場内	40-37-38 140-19-48	40-37-27 140-20-03	弘前市観光政策課
		相馬小学校	グラウンド（芝地&土）	弘前市大字黒滝字二ノ松本2-4	40-35-01 140-24-03	40-34-52 140-24-15	岩木庁舎教会
	西目屋村	西目屋・田代	学校グラウンド（芝地&土）	中津軽郡西目屋村田代字稲元地内	40-34-30 140-17-46	40-34-20 140-18-00	村教委・西目屋小学校
	藤崎町	藤崎・平川河川敷	陸上競技場（土）	南津軽郡藤崎町藤崎字下川原地内	40-38-47 140-29-46	40-38-38 140-29-58	国交省青森河川国道事務所
		常盤小学校	グラウンド（土）	南津軽郡藤崎町大字常盤字三西田23	40-40-22 140-32-25	40-40-12 140-32-38	町教委・常盤小学校
	大鰐町	大鰐・あじゃら山	ラグビー場（芝地）	南津軽郡大鰐町大鰐字出張沢11	40-30-21 140-34-32	40-30-13 140-34-45	大鰐町建設課
	平川市	柏木農業高校	陸上競技場（草地）	平川市荒田上駒田130	40-36-07 140-34-23	40-35-57 140-34-36	県教委・柏木農業高校
		平賀西中学校	グラウンド（芝地）	平川市大光寺白山13-2	40-35-11 140-33-04	40-35-01 140-33-17	市教課・平賀西中学校
		平川・大坊	平川河川広場（芝地）	平川市大坊地内（平川河川敷内）	40-33-39 140-32-16	40-33-29 140-32-30	平川市保健体育課
		平川・松崎	陸上競技場（芝地）	平川市松崎地内（平川河川敷内）	40-35-44 140-31-39	40-35-34 140-31-52	
		碓ヶ関小学校	グラウンド（土）	平川市碓ヶ関三笠山127-23	40-28-42 140-37-47	40-28-34 140-37-58	市教課・碓ヶ関小学校
	黒石市	黒石市運動公園	陸上競技場（芝地）	黒石市緑ヶ丘136	40-40-09 140-35-37	40-40-00 140-35-50	黒石市都築課
		黒石・浅瀬石橋	浅瀬石河川河川敷（草地）	黒石市追子野木一丁目562地先	40-38-06 140-36-02	40-37-57 140-36-16	中津軽郡民局地域整備部
		田舎館村	田舎館中学校	南津軽郡田舎館村畑中字観妙寺40-1	40-38-18 140-33-04	40-38-08 140-33-17	村教課・田舎館中学校
	板柳町	板柳中学校	校庭（陸上競技場）	北津軽郡板柳町三千石字五十嵐103	40-42-45 140-28-03	40-42-36 140-28-16	町教委・板柳中学校
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市	八戸・東運動公園	陸上競技場（芝地）	八戸市湊高台8丁目1-1	40-30-11 141-32-39	40-30-02 141-32-52	エスプロモ株
		八戸市新井田川水防センター	水防ヘリポート（アスファルト）	八戸市大字田向字向河原32-3地先	40-29-34 141-30-55	40-29-23 141-31-08	三八地方民局地域整備部
		馬淵川水防センター	水防ヘリポート（アスファルト）	八戸市大字尻内町字上河原54-1	40-30-09 141-25-47	40-30-19 141-25-34	青森河川国道事務所八戸出張所
		南郷陸上競技場	陸上競技場（芝地）	八戸市南郷区大字市野沢字権現山10	40-24-24 141-25-56	40-24-13 141-26-09	エスプロモ株

消防本部	市町村名	名 称	離着陸場所	所 在 地	世界測地系	日本測地系	管 理 者
八戸地域広域市町村圏事務組合	おいらせ町	いちょう公園	多目的グラウンド（土）	上北郡おいらせ町沼端地内	40-36-24 141-26-18	40-36-14 141-26-31	おいらせ町役場
		下田公園多目的グラウンド	多目的運動場（土）	上北郡おいらせ町西後谷地31－1	40-36-52 141-24-01	40-35-36 141-24-33	おいらせ町役場
		下田橋	多目的広場（芝地）	上北郡おいらせ町向川原奥入瀬川河川敷	40-35-46 141-24-20	40-35-36 141-24-33	
	五戸町	五戸・ひばり野公園	陸上競技場（芝地）	三戸郡五戸町豊間内字地蔵平1－251	40-30-39 141-19-54	40-30-28 141-20-08	五戸町スポーツ振興公社
		倉石・小渡平	多目的広場（アスファルト）	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88－1	40-30-27 141-16-28	40-30-15 141-16-41	五戸町役場
	三戸町	三戸・松原公園	陸上競技場（芝地）	三戸郡三戸町川守田字西松原50	40-23-06 141-14-48	40-22-56 141-15-01	三戸町役場
	田子町	田子高校	陸上競技場（芝地）	三戸郡田子町相米字蝦夷館1－1	40-20-03 41-08-11	40-19-53 141-08-24	県教委・田子高校
	南部町	平運動公園	多目的運動場（草地）	三戸郡南部町大字平字上の山32－1	40-24-17 141-20-19	40-24-00 141-20-25	南部町役場
		福地中学校	グラウンド（芝&土）	三戸郡南部町大字福田字板橋1－2	40-27-09 141-22-57	40-26-59 141-23-10	南部町教会
	階上町	階上・小舟渡（こみなと）	多目的広場（芝地）	三戸郡階上町道仏字廿一	40-27-04 141-40-53	40-26-54 141-41-06	階上町役場
	新郷村	新郷中学校	グラウンド（土）	三戸郡新郷村大字戸来字大久保1	40-27-47 141-09-47	40-27-36 141-09-00	新郷村校
三沢市	三沢市	三沢漁港運動広場	多目的運動場（芝地）	三沢市港町二丁目10－1	40-40-46 141-25-59	40-40-36 141-26-12	三八漁港漁場整備事務所
		三沢市民の森	陸上競技場（芝地）	三沢市淋代平116－2941	40-44-02 141-22-00	40-43-54 141-22-15	N P O 法人マン・パワー
事務組合十和田地域広域	十和田市	十和田市営陸上競技場	陸上競技場（芝地）	十和田市西十三番町3	40-36-35 141-12-21	40-36-25 141-12-32	十和田市会
		十和田工業・野球場	野球場（土&芝）	十和田市一本木沢27－1	40-38-16 141-14-14	40-38-06 141-14-26	県教委・十和田工業高校
		十和田湖総合運動公園	陸上競技場（芝地）	十和田市大字奥瀬字生内101－28	40-34-45 141-06-28	40-34-37 141-06-42	十和田市会
		十和田湖小学校	グラウンド（土&芝）	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋16番地1	40-25-38 140-53-51	40-25-34 140-54-04	市・十和田湖小学校
	六戸町	六戸町総合運動公園	陸上競技場（芝地）	上北郡六戸町犬落瀬字下久保174－1	40-37-00 141-19-15	40-36-51 141-19-29	六戸町教育課
五所川原地区消防事務組合	五所川原市	五所川原・岩木川河川敷	河川敷グラウンド（芝地）	五所川原市錦町・幾島町	40-48-50 140-26-13	40-48-34 140-26-26	市教委・文化スポーツ課
		五所川原・飯詰	陸上競技場（芝地）	五所川原市飯詰字狐野177－1	40-49-18 140-29-44	40-49-09 140-29-57	
		金木中学校	グラウンド（芝&土）	五所川原市金木町芦野84－9	40-54-22 140-27-42	40-54-12 140-27-55	市教委・金木中学校
		市浦中学校	グラウンド（土）	五所川原市相内岩井81	41-03-35 140-20-56	41-03-25 140-21-08	市教委・市浦中学校
	鶴田町	鶴田・岩木川河川敷	河川敷内グラウンド（芝地）	北津軽郡鶴田町鶴田字早瀬	40-45-30 140-25-39	40-45-18 140-25-50	鶴田町役場
	中泊町	中泊町運動公園	陸上競技場（芝地）	北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山1－84	40-57-40 140-27-29	40-57-30 140-27-41	中泊町社課
		中泊町立中里中学校	グラウンド（芝地）	北津軽郡中泊町大字中里字宝森58－2	40-58-01 140-25-30	40-57-50 140-25-45	
		小泊ライオン公園多目的広場	野球場（芝生）	北津軽郡中泊町大字権現崎国有林1番地地先	41-07-16 140-17-01	41-07-07 140-17-14	中泊町水課
	むつ市	むつ運動公園	陸上競技場（芝地）	むつ市山田町43－1	41-17-34 141-10-24	41-17-24 141-10-40	むつ市教会
		あさひな丘陸上競技場	陸上競技場（芝地）	むつ市大畑町涌館19－1	41-24-35 141-09-30	41-24-26 141-09-43	
		川内高校（大湊高校川内校舎）	グラウンド（草地）	むつ市川内町家ノ上48	41-11-44 140-58-09	41-11-38 140-58-23	県教委・川内高等学校
		脇野沢漁村広場	公園（芝地）	むつ市脇野沢瀬野川目279	41-08-21 140-49-15	41-08-18 140-49-18	むつ市役所舎
下北地域広域行政事務組合	大間町	大間高校	グラウンド（芝地）	下北郡大間町大字大間字大間平20－43	41-31-30 140-55-49	41-31-30 140-55-49	県教委・大間高等学校
		奥戸（おこっぺ）中学校	グラウンド	下北郡大間町大字奥戸字館ノ上96－7	41-29-15 140-54-28	41-29-06 140-54-41	町教委・奥戸中学校
		大間町ウイング	駐車場（簡易舗装）	下北郡大間町大字大間字内山48－164地先	41-31-29 140-55-49	41-31-22 140-56-02	下北北通地域振興財団
	東通村	東通・北部グラウンド	北部総合グラウンド（土）	下北郡東通村石持地内	41-20-05 141-18-32	41-19-55 141-18-44	東通村役場
		東通オフサイトセンター臨時ヘリポート	コンクリート舗装	下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地32	41-16-51 141-19-50	41-16-42 141-20-06	東通村原子力対策課

消防本部	市町村名	名 称	離着陸場所	所 在 地	世界測地系	日本測地系	管 理 者
下行北地域事務組合	風間浦村	風間浦野球場	野球場（芝地）	下北郡風間浦村易国間字古野17-1	41-29-23 140-59-11	41-29-17 140-59-30	村 教 委 員 会 ・ 風 間 浦 中 学 校
	佐 井 村	佐井中学校	グラウンド（芝地）	下北郡佐井村佐井字中道75	41-26-34 140-52-19	41-29-14 140-59-24	風 間 浦 村 教 会 育 委 員 会
		佐井棧橋	港内敷地（舗装）	下北郡佐井村佐井字大佐井112地先	41-26-02 140-51-44	41-25-51 140-51-59	下 北 地 方 場 所 漁 港 漁 場 整 備 事 務 所
北部上北広域事務組合	野辺地町	野辺地町運動公園	陸上競技場	上北郡野辺地町松ノ木114	40-51-24 141-06-17	40-51-15 141-06-31	野 辺 地 町 役 場
		野辺地港潮騒公園	多目的広場（芝地）	上北郡野辺地町字馬門道44-1 （野辺地地区緑地 潮騒公園内）	40-52-20 141-06-51	40-52-11 141-07-04	上北地域県民局 地 域 整 備 部
	六ヶ所村	六ヶ所村大石総合運動公園	陸上競技場（芝地）	上北郡六ヶ所村尾駸字野附521-1	40-58-56 141-20-16	40-58-45 141-20-28	六 ヶ 所 村 役 場
		泊小学校	グラウンド（芝地）	上北郡六ヶ所村大字泊字川原75-17地内	41-05-13 141-23-22	40-05-03 141-23-35	六 ヶ 所 村 教 会 育 委 員 会
	横 浜 町	横浜中学校	グラウンド （土、一部芝地）	上北郡横浜町上イタヤノ木91-17地内	41-04-38 141-15-43	41-04-28 141-15-56	横 浜 町 教 会 育 委 員 会
つ がる 市	つがる市	木造・芦屋球場	野球場（芝生）	つがる市木造川除鷲爪地内	40-49-39 140-25-00	40-49-30 140-25-11	つ がる 市 役 所
		木造・亀ヶ岡球場	野球場（芝生）	つがる市木造館岡上沢辺地内	40-52-35 140-18-48	40-52-26 140-19-00	
		つがる市森田総合運動場	野球場（芝生）	つがる市森田町森田屏風山2	40-46-41 140-20-16	40-46-30 140-20-30	
		柏・多目的運動広場	サッカー場	つがる市柏鷲坂清見地先	40-48-25 140-26-12	40-48-11 140-26-24	
		岩木川河川公園	多 目 的 運 動 広 場 （芝地）	つがる市稲垣町豊川藤ヶ酒地内	40-52-49 140-24-24	40-52-39 140-24-37	つ がる 市 役 所 稲 垣 支 所
中部事業組合 上北広域	七 戸 町	七戸町七戸運動公園 サッカー場	サッカー場（芝地）	上北郡七戸町字鶴児平1-108	40-42-17 141-07-55	40-42-09 141-08-08	七 戸 町 役 場 生 涯 学 習 課
		天間林中学校野球場	野球場（芝地）	上北郡七戸町字森ノ上16-4	40-44-43 141-10-19	40-44-34 141-10-32	七 戸 町 役 場 学 務 課
	東 北 町	東北町南総合運動公園 わんぱく広場	多目的広場（芝地）	上北郡東北町大字上野字堤向73-1	40-43-15 141-15-07	40-43-13 141-15-20	東北町教育委員会 ス ポ ー ツ 振 興 課
		東北町北総合運動公園 陸上競技場	多目的広場（芝地）	上北郡東北町字外姥沢前平79-47	40-46-35 141-14-20	40-46-25 141-14-33	
消防事務組合 鰯ヶ沢地区	深 浦 町	深浦・北金ヶ沢	大戸瀬中学校グラウンド（芝）	西津軽郡深浦町北金ヶ沢字 榊原上野208-23	40-45-11 140-04-45	40-45-01 140-04-58	町 教 委 員 会 ・ 大 戸 瀬 中 学 校
		深浦高校 （木造高校深浦校舎）	校庭（芝地）	西津軽郡深浦町広戸字家野上95-157	40-39-42 139-56-30	40-39-32 139-56-42	県 教 委 員 会 ・ 木造高校深浦校舎
		岩崎・スポーツセンター	多目的グラウンド （芝地）	西津軽郡深浦町大字正道尻小磯40	40-34-39 139-55-43	40-34-30 139-55-55	深 浦 町 役 場
	鰯ヶ沢町	鰯ヶ沢・大高山	運動公園芝生広場 （芝地）	西津軽郡鰯ヶ沢町舞戸町西松島304-2	40-46-03 140-12-01	40-45-53 140-12-18	鰯 ヶ 沢 町 役 場
		青森スプリング・スキーリゾート	駐車場	西津軽郡鰯ヶ沢町長平町西岩木山75	40-41-40 140-16-52	40-41-30 140-17-05	青 森 リ ゾ ー ト (株)
訓練場	青 森 市	下湯ダムNo.1	下湯ダム敷地内		40-41-30 140-47-00	40-41-28 140-47-08	東青地域県民局 地 域 整 備 部 駒 込 ダ ム 建 設 所
		下湯ダムNo.2		青森市荒川字横倉地内	40-41-01 140-46-51	40-40-48 140-47-06	
		下湯ダムNo.3			40-41-19 140-46-42	40-41-16 140-46-49	

4-20-14 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、青森県知事（以下「甲」という。）が青森県地域防災計画に基づく応急対策としての物資等の緊急輸送業務に関し、社団法人青森県トラック協会（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(協 力 要 請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 県外において災害が発生し、災害救助の必要があると認められるとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

(業務の内容)

第3条 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の緊急輸送に関すること
- (2) その他物資等の緊急輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 輸送業務の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする期間、輸送先、物資の種類等
- (3) その他参考となる事項

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報 告)

第6条 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し次に掲げる事項を文書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等
- (2) 事業者名
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 第5条の規定により実施した輸送業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、前項の費用について、輸送業務終了後、乙から請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。

(事 故 等)

第8条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に記する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損 害 賠 償)

第10条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災 害 補 償)

第11条 甲は、使用中の事業用自動車の運転者については、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害に際し応急措置の業務従事者に係る損害補償条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転者がほかの法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

(連 絡 窓 口)

第12条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲については企画部新幹線・交通政策課とし、乙については協会事務局とする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成10年 4 月17日

(甲) 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号

青森県知事 木 村 守 男

(乙) 青森市大字荒川字品川111番地 3

社団法人 青森県トラック協会

会 長 小 川 正 弘

別記様式1

第 号
平成 年 月 日

社団法人 青森県トラック協会
会 長 殿

青森県知事 印

緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、下記のとおり輸送業務を要請します。

記

1 輸送業務の要請を必要とする事由

2 輸送内容等

輸送期間(日時)	輸 送 先 等 (積み込み、取り下ろし場所)	輸送物資等の種類(数量)

3 その他参考となる事項

別記様式2

第 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

社団法人 青森県トラック協会
会 長 印

緊急物資等輸送実績報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、下記のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

記

1 輸送結果

輸送月日 (日時)	輸 送 先 (区間及び距離)	事業者名	車種(t) 台 数	乗務員数	輸送物資等の 種 類 (数量)

2 その他必要な事項

4-20-15 災害時における船舶による輸送の確保に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と東北内航海運組合（以下「乙」という。）は、災害時における船舶による輸送の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、文書で要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害の救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、乙の組合員等（乙の加盟する「日本内航海運組合総連合会」傘下の組合員に応援を求める場合、当該組合員を含む。（以下「組合員等」という。））に甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業 務 報 告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号により、その状況を報告する。ただし、文書で要請する暇がないときは、電話等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費 用 負 担）

第6条 第4条の規定により、組合員等が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。2前項の費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲、乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 組合員等は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第4条の規定により、乙の緊急輸送に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体

障害を有することになった場合において、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 乙の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該災害につき、乙の当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合
- (3) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (4) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、企画政策部新幹線・交通政策課、乙においては、東北内航海運組合事務局とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年3月15日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

乙 仙台市青葉区一番町一丁目8番10号

東北内航海運組合理事長 湯 村 健 介

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

東北内航海運組合理事長 殿

青森県知事 氏 名 印

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時における船舶による輸送の確保に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者が必要とする生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日 (至) 月 日		

2 災害応急対策の実施に必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日 (至) 月 日		

3 その他の応急対策業務

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

東北内航海運組合理事長 氏 名 印

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時における船舶による輸送の確保に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者が必要とする生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸 送 区 間	延べ輸 送回数	従 事 船舶数	備 考
		(自) 月 日 (至) 月 日				

2 災害応急対策の実施に必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸 送 区 間	延べ輸 送回数	従 事 船舶数	備 考
		(自) 月 日 (至) 月 日				

3 その他の応急対策業務

4-21-1 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和38年1月5日青森県条例第3号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づく、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償等について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種とする。

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- 一 従事者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療 養 補 償)

第4条 従事者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休 業 補 償)

第5条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けがけることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第6条 従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第5に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 災害救助法施行令別表第5に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

一 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級

二 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より2級上位の等級

三 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より3級上位の等級

四 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

五 既に身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらな

い場合においては、打切補償として、補償基礎額の1, 200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なったときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(協力命令により従事した者に対する準用)

第12条 前各条の規定は、災害対策基本法第71条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。ただし、補償基礎額については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例により知事が定める額とする。

(施 行 事 項)

第13条 この条例に規定するのを除くほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年6月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例附則第2項の規定は、平成9年10月16日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定は、平成18年8月11日から適用する。

4-21-2 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則

(昭和39年4月23日青森県規則第38号)

(申 請)

第1条 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)第2条に規定する損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

(支給申請書の添付書類)

第2条 前条の損害補償支給申請書には、次の各号に掲げる損害補償の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 療養補償 医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- 二 休業補償 医師の診断書及び収入の有無並びに収入のある場合はその額を証明する使用者又はその者の居住地の市町村長の文書
- 三 障害補償 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- 四 遺族補償及び葬祭補償 医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- 五 打切補償 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第2項の規定により知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長が発した従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償支給申請書には、前項に規定する添付書類のほか、従事命令を発した旨の当該市町村長の証明書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別記様式（第1条関係）

年 月 日					
青森県知事 殿					
住 所 氏 名 印					
災害対策基本法による損害補償支給申請書					
災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定による損害補償を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
損 害 補 償 の 種 類	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名	住 所				
	氏 名				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後			
	場 所				
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
公用令書番号及び発行年月日	(番号) 従事第 号 (発行年月日) 年 月 日				
同一の事故により他から補償又は賠償を受けた場合は、その補償又は賠償の名称及び金額	名 称				
	金 額				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあつた主なる親族の状況	氏 名	本 人	生年月日	職 業	備 考
		との続柄			
備 考					

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

4-21-3 赤十字奉仕団の現況

(平成29年9月1日現在)

区分	奉仕団名		委員長氏名	分団数	男	女	計	連	絡	先
市	青森市	赤十字奉仕団	内海貞子	6	12	271	283	青森市福祉部福祉政策課	日赤青森市地区	017-734-5314
	青森市浪岡分区	〃	小倉保英	0	17	129	146	青森市浪岡事務所健康福祉課	〃 浪岡分区	0172-62-1174
	弘前市	〃	齋藤次郎	16	290	1,141	1,431	弘前市社会福祉協議会総務課	日赤弘前市地区	0172-33-1161
	八戸市	〃	古里ツセ	0	0	0	0	八戸市福祉部福祉政策課	日赤八戸市地区	0178-43-9258
	黒石市	〃	須藤孝子	4	0	191	191	黒石市健康福祉部福祉総務課	日赤黒石市地区	0172-52-2111
	五所川原市	〃	小野慶子	7	0	423	423	五所川原市福祉部保護福祉課	日赤五所川原市地区	0173-35-2111
	五所川原市金木町	〃	外崎れい子	5	0	190	190	五所川原市金木総合支所	〃 金木分区	0173-35-2111
	五所川原市市浦	〃	桑野邦夫	5	3	148	151	五所川原市市浦総合支所	〃 市浦分区	0173-35-2111
	十和田市	〃	福村トクエ	9	125	208	333	十和田市民生部まちづくり支援課	日赤十和田市地区	0176-51-6777
	三沢市	〃	沼田弘子	3	2	90	92	三沢市市民生活部生活安全課	日赤三沢市地区	0176-53-5111
	むつ市	〃	海老名進	8	38	135	173	むつ市保健福祉部児童家庭課	日赤むつ市地区	0175-22-1111
	むつ市川内分区	〃	石倉司	6	2	219	221	むつ市川内庁舎市民生活課	〃 川内分区	0175-42-2111
	むつ市大畑分区	〃	濱田栄子	7	2	120	122	むつ市大畑庁舎市民生活課	〃 大畑分区	0175-34-2111
	むつ市脇野沢	〃	山崎卿美子	8	0	107	107	むつ市脇野沢庁舎市民生活課	〃 脇野沢分区	0175-44-2111
	つがる市	〃	三橋 亨	5	97	442	539	つがる市福祉部福祉課	日赤つがる市地区	0173-42-2111
	平川市平賀	〃	小笠原勝則	5	23	102	125	平川市健康福祉部福祉課	日赤平川市地区	0172-44-1111
	平川市尾上	〃	齋藤弘子	6	0	57	57			
東地区	平内町	〃	向井麗子	3	0	116	116	平内町町民課生活環境係	日赤平内町分区	017-755-2113
	外ヶ浜町	〃	高森キクエ	3	33	379	412	外ヶ浜町福祉課	日赤外ヶ浜町分区	0174-22-2941
	今別町	〃	嶋中久美子	7	0	60	60	今別町町民福祉課	日赤今別町分区	0174-35-3004
	蓬田村	〃	小野富美子	3	0	52	52	蓬田村健康福祉課	日赤蓬田村分区	0174-27-2111
	鰺ヶ沢町	〃	澤田賢治	6	46	212	258	鰺ヶ沢町福祉衛生課	日赤鰺ヶ沢町分区	0173-72-2111
西地区	深浦町	〃	堀内カッ	12	10	180	190	深浦町福祉課	日赤深浦町分区	0173-74-2117

区分	奉仕団名		委員長氏名	分団数	男	女	計	連	絡	先
中 南 地 区	西目屋村	赤十字奉仕団	三上 文 子	3	7	83	90	西目屋村社会福祉協議会	日赤西目屋村分区分区	0172-85-2255
	板柳町	〃	米澤 ノブ子	0	2	36	38	板柳町社会福祉協議会	日赤板柳町分区分区	0172-72-1161
	藤崎町	〃	高木 アツ子	2	0	147	147	藤崎町福祉課	日赤藤崎町分区分区	0172-88-8195
	大鰐町	〃	工 藤 幸 子	3	0	53	53	大鰐町保健福祉課	日赤大鰐町分区分区	0172-48-2111
北 地 区	田舎館村	〃	工 藤 泰 子	0	8	75	83	田舎館村厚生課	日赤田舎館村分区分区	0172-58-2111
	鶴田町	〃	宮 本 弘 子	2	0	28	28	鶴田町健康保健課	日赤鶴田町分区分区	0173-22-2111
	中泊町分区分区中里	〃	川 島 久 幸	4	13	215	228	中泊町福祉課	日赤中泊町分区分区	0173-57-2111
	中泊町分区分区小泊	〃	秋 元 英 子	3	5	136	141	中泊町小泊支所	〃 小泊支所	0173-64-2111
上 北 地 区	野辺地町	〃	長 井 竹	4	0	92	92	野辺地町介護・福祉課	日赤野辺地町分区分区	0175-64-2111
	七戸町	〃	盛 田 恵津子	2	0	67	67	七戸町社会生活課	日赤七戸町分区分区	0176-68-2114
	六戸町	〃	高 橋 美津子	0	2	36	38	六戸町福祉課	日赤六戸町分区分区	0176-55-3111
	横浜町	〃	菊 池 繁 実	4	8	57	65	横浜町健康福祉課	日赤横浜町分区分区	0175-78-2111
下 北 地 区	東北町	〃	浜 田 信 子	0	0	35	35	東北町福祉課	日赤東北町分区分区	0175-63-2111
	六ヶ所村	〃	葛 西 ナツエ	0	5	115	120	六ヶ所村福祉課	日赤六ヶ所村分区分区	0175-72-2111
	大間町	〃	山 崎 榮	2	0	118	118	大間町住民福祉課	日赤大間町分区分区	0175-37-2111
	東通村	〃	伊 藤 貢 子	6	0	86	86	東通村いきいき健康推進課	日赤東通村分区分区	0175-28-5800
三 戸 地 区	風間浦村	〃	原 子 恒 子	4	0	94	94	風間浦村民生活課	日赤風間浦村分区分区	0175-35-3111
	佐井村	〃	内 藤 要	15	167	227	394	佐井村民福祉課	日赤佐井村分区分区	0175-38-2111
	三戸町	〃	藤 村 立 夫	2	17	58	75	三戸町住民福祉課	日赤三戸町分区分区	0179-20-1151
	五戸町	〃	三 浦 伸 子	10	1	204	205	五戸町福祉保健課	日赤五戸町分区分区	0178-62-2111
三 戸 地 区	田子町	〃	川 村 武 司	3	294	129	423	田子町住民課	日赤田子町分区分区	0179-20-7113
	南部町	〃	新井山 美智子	11	108	378	486	南部町健康福祉課	日赤南部町分区分区	0178-60-7101
	階上町	〃	山 内 良 子	3	1	52	53	階上町保健福祉課	日赤階上町分区分区	0178-88-2641
	新郷村	〃	佐 藤 久美子	4	0	49	49	新郷村民生活課	日赤新郷村分区分区	0178-78-2111
おいらせ町			〃	吉 田 長 一	29	212	241	おいらせ町介護福祉課	日赤おいらせ町分区分区	0178-56-4705
合 計			48 団	232	1,367	7,754	9,121			

4-21-4 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等

区分	対象になる作業	執 行 者	根 拠 法 令	種 類
1	災害応急対策作業 ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑥ その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項	知 事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (〃 第72条第2項)	従事命令
				協力命令
2	災害救助作業 被災者の救難、救助その他保護に関する事項	知 事	災害救助法 第24条第1項	従事命令
		東北運輸局長	災害救助法 第24条第2項	
		知 事	災害救助法 第25条	協力命令
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止 するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従 事
		警察官海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項	
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項	
4	消防作業	消防吏員消防団員	消防法 第29条第5項	
5	水防作業	水防管理者水防団長 消防機関の長	水防法第24条	

対 象 者	公 用 令 書	費 用	
		実 費 弁 償	損 害 補 償
① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査 技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式県施行細則 第 9 条、第 11 条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
救助を要する者及びその近隣の者			
1 と同じ	県施行細則に定める額を支給		
輸送関係者 (1 の⑥～⑩に掲げる者)	公用令書を交付		
1 と同じ	1 と同じ		
市町村の区域内の住民または応急措置を実施すべき現場にある者			市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
火災の現場付近にある者			3 に同じ
水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者			3 に同じ

4-23-1 防疫用資機材の保有状況

(健康福祉部)

平成29年8月現在

品 名	数 量 計	保 健 所 等						
		東地方	弘前	三戸地方	五所川原	むつ	上十三	環境保健センター
噴霧器	7	1	2		1	1	2	
ふ卵器	15	3						12
高圧滅菌器	10	3						7
乾熱滅菌器	3	2						1
遠心分離器	11	3						8
顕微鏡	24	7		1		2		14
ろ水器	2	1						1
発電機	2	1						1
ディープフリーザー	13	2						11
精密天秤	5	1						4
電気泳動装置	7	1						6
テント	1	1						
遺伝子増殖装置	11	2						9
微量高速遠心機	7	1						6

4-24-1 ごみ処理施設・運搬車の現況

(1) ごみ処理施設

(環境生活部)

平成29年4月現在

番号	施設名		設置主体	規模 t/日	竣工 年度	処理方式
1	青森市清掃工場	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田241-1	青森市	300	H27	全連続式
2	外ヶ浜町ごみ処理施設	外ヶ浜町字蟹田小国東小国山170	外ヶ浜町	10	H22	准連続式
3	弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6-2	弘前地区環境整備事務組合	246	H14	全連続式
4	南部清掃工場	弘前市大字小金崎字川原田54		140	H 4	全連続式
5	環境管理センターごみ処理施設	黒石市大字竹鼻字南野田62-1	黒石地区清掃施設組合	100	H26	全連続式
6	八戸清掃工場第1工場	八戸市大字櫛引字取揚石1-1	八戸地域広域市町村圏事務組合	300	H 8	全連続式
7	八戸清掃工場第2工場			150	S55	全連続式
8	三戸地区クリーンセンター	三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23	三戸地区環境整備事務組合	60	H 7	准連続式
9	三沢市清掃センター	三沢市大字三沢字戸崎101-1016	三沢市	85	H 4	准連続式
10	中部上北清掃センター	上北郡東北町字乙供72	中部上北広域事業組合	60	H12	全連続式
11	十和田ごみ焼却施設	十和田市大字伝法寺字大窪60-3	十和田地域広域事務組合	150	S60	全連続式
12	クリーン・ペア・はまなす	上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ後12-159	北部上北広域事務組合	52	H10	准連続式
13	西部クリーンセンター	つがる市稲垣町繁田字白旗11-1	西北五環境整備事務組合	150	S61	全連続式
14	エコクリーンアフライ	西津軽郡深浦町風合瀬字砂子川124	西海岸衛生処理組合	44	H12	准連続式
15	アックス・グリーン	むつ市大字奥内字今泉66	下北地域広域行政事務組合	140	H14	全連続式
	計			1,987		

全連続式運転……1日当たりの運転時間が24時間連続となる運転方式

准連続式運転……1日当たりの運転時間が16時間の運転方式

(2) 市町村別ごみ収集運搬車

(環境生活部)

平成28年3月現在

地域	市町村名・事務組合名	ごみ					
		市町村・組合 直営分		民 間 分			
				委 託 分		許 可 分	
		台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
東 青	青森市	9	21	196	510	393	1,257
	平内町			6	17	4	9
	今別町			5	9	11	38
	蓬田村			5	13	17	66
	外ヶ浜町			8	20	12	38
	青森地域広域事務組合						
	小 計	9	21	220	569	437	1,408
中 弘 南 黒	弘前市	1	2	46	101	237	731
	黒石市	2	5				
	平川市			24	74	122	298
	西目屋村			3	6	42	70
	藤崎町			11	26	139	276
	大鰐町			18	45	49	124
	田舎館村						
	弘前地区環境整備事務組合						
	黒石地区清掃施設組合			37	95	88	292
	小 計	3	7	139	347	677	1,791
西 北 五	五所川原市	1	2	55	125	140	322
	つがる市			20	44	125	350
	板柳町			3	7	113	233
	鶴田町			4	8	36	72
	中泊町			3	4	49	110
	鯹ヶ沢町			5	10	5	10
	深浦町			5	10	42	123
	西北五環境整備事務組合						
	西海岸衛生処理組合						
	小 計	1	2	95	208	510	1,220
下 北	むつ市			30	80	136	434
	大間町	9	32				
	東通村			9	27	16	40
	風間浦村			5	18		
	佐井村			13	26	13	26
	下北地域広域行政事務組合						
	小 計	9	32	57	151	165	500

地域	市町村名・事務組合名	ごみ					
		市町村・組合 直営分		民 間 分			
				委 託 分		許 可 分	
		台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
上 十 三	十和田市						
	三沢市	2	2	14	35	80	216
	野辺地町			27	84	8	27
	七戸町						
	六戸町						
	横浜町			3	7	24	50
	東北町						
	六ヶ所村			14	31	33	80
	おいらせ町						
	中部上北広域事業組合	2	4	8	20	148	468
	十和田地区環境整備事務組合						
	十和田地域広域事務組合	1	9	21	110	143	381
	北部上北広域事務組合	1	4				
	小 計	6	19	87	287	436	1,222
三 八	八戸市	15	33	90	234	709	2,195
	三戸町			13	30	12	27
	五戸町						
	田子町			5	18	62	184
	南部町			7	13	220	815
	階上町			48	129	312	1,006
	新郷村						
	三戸地区環境整備事務組合						
	八戸地域広域市町村圏事務組合						
	小 計	15	33	163	424	1,315	4,227
合 計		43	114	761	1,986	3,540	10,368

「委託分」は市町村からの委託を受けて行う収集運搬

「許可分」は市町村から業の許可を受けて行う収集運搬

4-24-2 し尿処理施設・運搬車の現況

(1) し尿処理施設

(環境生活部)

平成29年4月現在

番号	施設所在地	設置主体	処理能力 kl/日	使用開始年度	処理方式
1	中部上北衛生センター 東北町乙供63-75	中部上北広域事業組合	60	S57	高負荷脱窒素
2	中央クリーンセンター 五所川原市大字高瀬字一本柳1	西北五環境整備事務組合	162	H23	高負荷脱窒素
3	三沢地区衛生センター 三沢市大字三沢字戸崎101-1414	十和田地区環境整備事務組合	80	S59	標準脱窒素
4	六戸衛生センター 六戸町大字折茂字鳥喰谷地105-1	十和田地区環境整備事務組合	120	H 1	標準脱窒素
5	三戸地区衛生センター 南部町大字相内字屋敷久保121-8	三戸地区環境整備事務組合	60	S62	高負荷脱窒素
6	鯡ヶ沢し尿処理場 鯡ヶ沢町大字日照田字吉川85	西海岸衛生処理組合	50	S60	高負荷脱窒素
7	八戸環境クリーンセンター第2処理場 八戸市八太郎六丁目9-44	八戸地域広域市町村圏事務組合	165	H 5	標準脱窒素
8	むつ衛生センター むつ市大字奥内字今泉68	下北地域広域行政事務組合	220	H19	高負荷脱窒素
9	上磯地区クリーンセンター 外ヶ浜地字蟹田小国東小国山170	青森地域広域事務組合	30	H11	高負荷脱窒素
10	あおひらクリーンセンター 青森市大字鶴ヶ坂字田川61	青森地域広域事務組合	202	H12	標準脱窒素
計			1,149		

○ 標準脱窒素処理方式

受入・貯留設備から供給されるし尿等を五～一〇倍程度に希釈後、生物学的脱窒素法で処理し、BODと窒素を同時に除去するものであり、計量調整装置、脱窒素槽、硝化槽、二次脱窒素槽、再ばっ気槽、沈殿槽を組み合わせた処理方式をいう。

○ 高負荷脱窒素処理方式

受入・貯留設備から供給されるし尿等を、プロセス用水以外の希釈用の水を用いることなく高容積負荷で処理を行う生物学的脱窒素法と凝集分離法の組み合わせで処理し、BODと窒素を同時に除去するものであり、計量調整装置、硝化・脱窒素槽、固液分離装置及び凝集分離設備を組み合わせた処理方式をいう。

(2) 市町村別し尿収集運搬車

(環境生活部)

平成28年3月現在

地域	市町村名・事務組合名	し尿					
		市町村・組合 直営分		民 間 分			
				委 託 分		許 可 分	
		台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)
東 青	青森市					68	254
	平内町					17	73
	今別町					19	79
	蓬田村					36	133
	外ヶ浜町					39	145
	青森地域広域事務組合						
	小 計	0	0	0	0	179	684
中 弘 南 黒	弘前市					34	122
	黒石市						
	平川市					29	109
	西目屋村					24	93
	藤崎町					25	93
	大鰐町					6	25
	田舎館村						
	弘前地区環境整備事務組合						
	黒石地区清掃施設組合					47	178
	小 計	0	0	0	0	165	620
西 北 五	五所川原市						
	つがる市					10	37
	板柳町					4	14
	鶴田町						
	中泊町						
	鯺ヶ沢町						
	深浦町						
	西北五環境整備事務組合					41	153
	西海岸衛生処理組合					9	31
	小 計	0	0	0	0	64	235
下 北	むつ市						
	大間町					5	32
	東通村						
	風間浦村						
	佐井村						
	下北地域広域行政事務組合			9	66	39	155
	小 計	0	0	9	66	44	187

地域	市町村名・事務組合名	し尿					
		市町村・組合 直営分		民 間 分			
				委 託 分		許 可 分	
		台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)
上 十 三	十和田市						
	三沢市						
	野辺地町						
	七戸町						
	六戸町						
	横浜町						
	東北町						
	六ヶ所村					6	26
	おいらせ町						
	中部上北広域事業組合					30	140
	十和田地区環境整備事務組合					55	261
	十和田地域広域事務組合						
	北部上北広域事務組合						
	小 計	0	0	0	0	91	427
三 八	八戸市						
	三戸町						
	五戸町						
	田子町						
	南部町					15	47
	階上町						
	新郷村						
	三戸地区環境整備事務組合	1	2				
	八戸地域広域市町村圏事務組合					76	304
	小 計	1	2	0	0	91	351
合 計		1	2	9	66	634	2,504

4－24－3 死亡獣畜取扱場

(健康福祉部)

平成29年7月現在

	施設の名称	所在地	設置者氏名	設置者の住所	許可年月日
1	古川養豚	藤崎町大字福島字富田78	古川 忠 則	藤崎町大字福島字宮元101	H21.6.24
2	日本フードパッカー(株)	おいらせ町松原二丁目132-1	日 本 フ ー ド パ ッ カ ー (株)	おいらせ町松原二丁目132-25	H25.5.27
3	木村畜産焼却炉	つがる市木造丸山竹鼻118-5	株式会社 木村牧場	つがる市木造丸山字竹鼻118-5	S61.8.8
4	天間林へい獣取扱場	七戸町字卒古沢157-2	七 戸 町 長	七戸町字森ノ下131-4	S54.11.1
5	独立行政法人家畜改良センター 奥 羽 牧 場	七戸町字鶴見平 1	独立行政法人家畜改良センター 奥 羽 牧 場	七戸町字鶴見平1	S62.1.20
6	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字庭構672-3	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字向平12	S55.8.1
7	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字庭構705	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字向平12	H18.3.9
8	(株) や ま は た 第 1 農 場	十和田市大字米田字館沢1-4	(株) や ま は た	十和田市大字米田字館沢1-4	H3.1.19
9	(株) や ま は た 第 2 農 場	十和田市大不動字柏木221	(株) や ま は た	十和田市大字米田字館沢1-4	H3.2.5
10	三共理化工業株式会社 八 戸 工 場	八戸市市川町字下揚45-60	三 共 理 化 工 業 (株)	東京都渋谷区代々木1-55-5	S58.3.31

4-24-4 無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集・運搬）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物（以下「災害一般廃棄物」という。）の収集・運搬に関して、青森県（以下「甲」という。）が青森県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
2 この協定における「災害一般廃棄物」とは、し尿、浄化槽汚泥をいう。

（協 力 要 請）

第3条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害一般廃棄物の収集・運搬について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第4条 乙は、被災市町村と、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ協議し、確認するものとする。

（経 費 負 担）

第5条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、甲に対して応援協力に関する経費負担を一切求めないものとする。

（連 絡 窓 口）

第6条 この協定の取扱い窓口は、甲においては青森県環境生活部環境政策課、乙においては青森県環境整備事業協同組合事務局とする。
2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

（そ の 他）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（適 用）

第8条 この協定は、平成16年12月1日から適用する。
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年12月7日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森市大字矢田前字本泉22-27
青森県環境整備事業協同組合
理事長 谷 川 眞 則

4-24-5 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と社団法人青森県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 地震、風水害等の災害により大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により、倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴い発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれら混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。
- (3) 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

（協 力 要 請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村から協力要請があるときは、乙に協力要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に関する協力を行うものとする。

2 乙は、速やかに被災市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実 施 報 告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、それぞれ次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定するものとする。

(損 害 賠 償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連 絡 窓 口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県環境生活部環境政策課、乙においては社団法人青森県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員毎の収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を3年毎に甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(協 議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成20年3月19日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通保有する。

平成20年３月19日

甲 青森市長島一丁目１番１号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森市本町五丁目５番21号
社団法人青森県産業廃棄物協会
会 長 福 田 光 男

4-26-1 学校給食（小麦粉製品加工業者・牛乳供給業者）

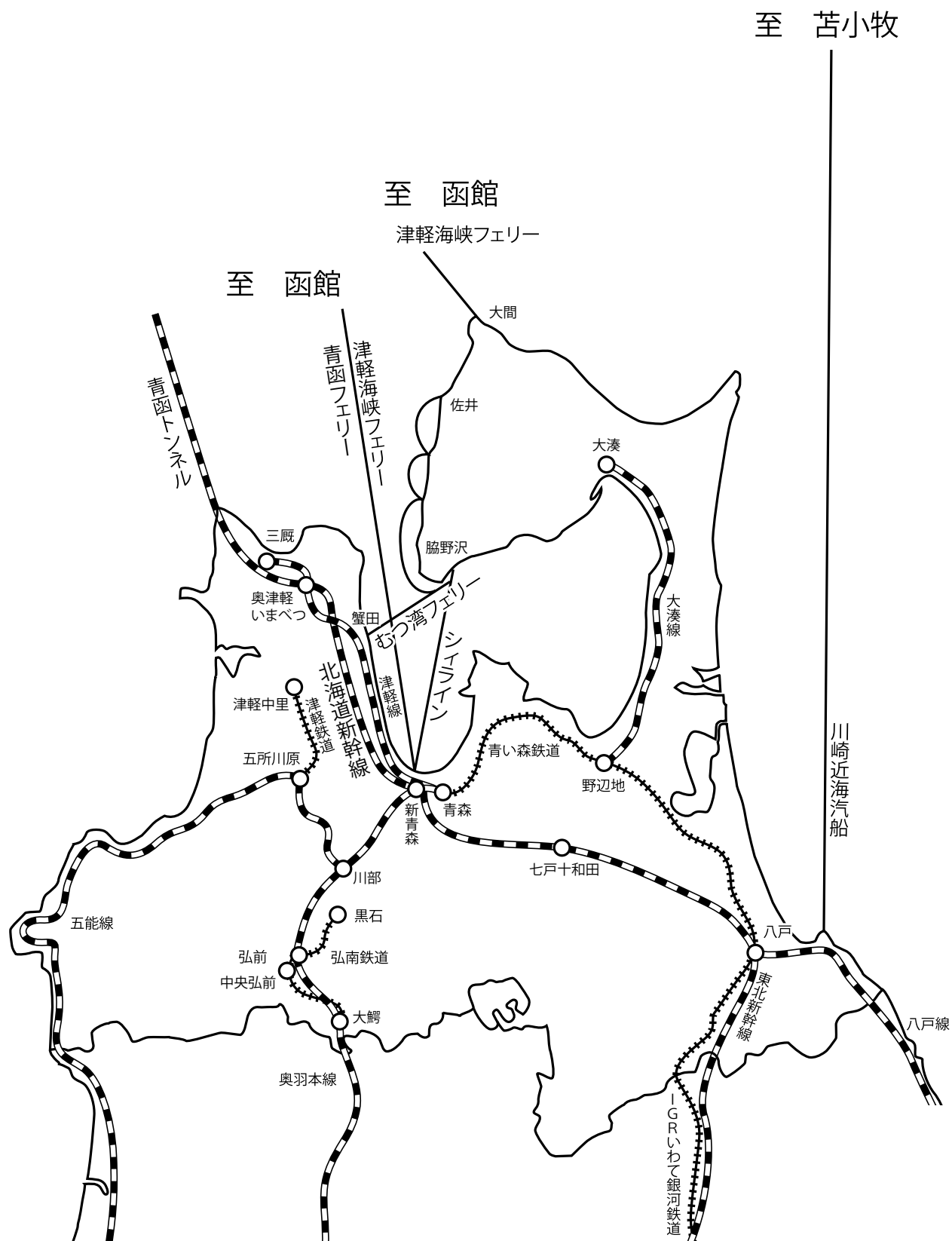
（教育庁）

（1）小麦粉製品加工委託業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株) 工 藤 パ ン	青森市金沢3-22-1	017-776-1111
(有) 赤 田 パ ン	青森市大字幸畑字阿部野9-1	017-738-5521
(株) 鈴 惣	青森市大字八幡林字熊谷41-14	017-726-2824
(有) 川 守 田 パ ン	三沢市中央町1-7-13	0176-53-3459
(有) 吉 田 ベ ー カ リ ー	むつ市新町9-25	0175-22-1171
加 藤 パ ン 店	三戸町大字川守田字沖中6	0179-23-3876
(株) 橋 本 製 パ ン	五戸町字丁塚7-3	0179-22-3020
山崎製パン(株)十和田工場	十和田市稲生町1-13	0176-23-3605
青 森 県 パ ン 工 業 組 合	青森市金沢3-22-1（工藤パン内）	017-776-1111

（2）牛乳加工業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
萩 原 乳 業 (株)	弘前市大字大久保字西田364	0172-32-1451
奥中山高原農協乳業(株)	岩手県二戸郡一戸町字奥中山西田子1311-1	0195-36-1211



4-28-2 災害時における交通誘導業務等に関する協定

青森県警察（以下「甲」という。）と社団法人青森県警備業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策業務に関し、甲の所管業務の実施について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施するため、乙に対して緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施を要請し、もって県民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) その他甲において必要と認める警備業務

（出 動 要 請）

第3条 甲は、大規模災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、日時、場所及び業務の内容を指定して、乙に対し、警備員の出動を要請するものとする。業務の従事期間については、要請時に協議するものとする。

（業務の提供）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し、第2条に規定する業務を提供するものとする。

（出動警備員等）

第5条 乙は、甲が別途指定する基準を満たす警備員を出動させるものとする。

（出動可能人員表の備え付け等）

第6条 乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに「出動可能人員等」を記録した表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年甲に提出しなければならない。

（業務等の実施）

第7条 甲の要請に係る出動警備員は、指定された場所に出動し、乙に所属する警備業者（出動警備員の使用者たる警備業者をいう。以下、所属警備業者という。）の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとの出動警備員を甲に報告しなければならない。

3 乙は、業務終了後遅滞なく、出動警備員について、出動した日時、場所及び業務の内容を甲に報告しなければならない。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、指定された業務を終了後、甲に対し別途協議の上定める費用の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(出勤警備員の災害補償)

第9条 出勤警備員が、この協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、所属警備業者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 第7条に指定する業務の実施により生じた損害は、所属警備業者又は、当該警備員が負担するものとする。

(訓練等の実施)

第11条 乙は、業務を円滑に推進するため、平素から訓練等に努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第13条 この協定は、平成9年3月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年3月10日

甲 青森県警察本部本部長
警 視 長 山 浦 耕 志

乙 社団法人青森県警備業協会
会 長 柿 崎 忠 吾

4-28-3 港湾の避難可能船数

(県土整備部)

港 湾 名	避 難 可 能 船 舶 数
尻 屋 岬 港	1,000 トン級 2 隻
深 浦 港	1,000 トン ～ 2,000 トン級 2 隻

4-28-4 災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書

青森県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟東北本部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関し、下記のとおり了解する。

記

1 協力要請

甲は、青森県内において災害が発生した場合、次の事項を乙に通知し、通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動について、協力要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別及び台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

4 補償

2の規定のより排除活動に従事したものが、これに従事したことにより死亡又は負傷、若しくは疾病等にかかった場合においては、その都度、甲と乙が協議し誠意をもって処理するものとする。

5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

付 則

- 1 この覚書は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年3月25日

甲 青森県警察本部
本部長 長 尾 正 彦

乙 社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部
支部長 大 野 清 隆

